

奥多摩町地域防災計画

奥多摩町防災会議

第1編 総 則

第1部 総 則

第1章 計画の目的等	1
第2章 町における地域の災害危険性と過去の地震災害	6
第3章 被害想定	18

第2編 震災対策編

第1部 災害予防計画

第1章 地震に強いまちづくり	21
第2章 防災知識の普及	27
第3章 防災訓練	32
第4章 自主防災組織等の育成・強化	35
第5章 火災予防	41
第6章 情報収集・伝達体制の整備	47
第7章 危険物施設等災害予防対策	49
第8章 土砂災害予防	51
第9章 建築物等災害予防	53
第10章 生活関連物資等の確保	58
第11章 避 難	60
第12章 災害時の医療確保	64
第13章 災害時要援護者対策	66
第14章 ボランティア活動の環境整備	70
第15章 調査研究	73

第2部 災害応急対策計画

第1章 組織体制	76
第2章 動員配備	83
第3章 災害情報収集・伝達	85
第4章 通信運用	92

第5章 応援要請.....	97
第6章 消防活動計画の大綱.....	105
第7章 応急避難.....	111
第8章 広報及び広聴活動.....	117
第9章 危険物施設等応急対応.....	121
第10章 輸 送.....	126
第11章 障害物除去.....	131
第12章 地域安全対策・交通規制対策.....	134
第13章 飲料水、食糧、生活関連物資の供給.....	136
第14章 災害時要援護者の支援.....	139
第15章 医療・救護.....	142
第16章 防疫・保健衛生.....	148
第17章 廃棄物処理.....	155
第18章 行方不明者の捜索、遺体の処理・埋葬.....	161
第19章 ライフライン施設の応急対応.....	166
第20章 文教施設の防災対策.....	174
第21章 文化財保護対策.....	179
第22章 土砂災害対策.....	182
第23章 建築物・住宅応急対策.....	184
第24章 公共施設の応急対策.....	189
第25章 労働力確保.....	194
第26章 ボランティア活動の支援.....	196
第27章 帰宅困難者対策.....	198
第28章 災害救助法の適用.....	203
第29章 激甚災害の指定.....	211
第30章 義援金品.....	216
第31章 金 融.....	219

第3部 災害復旧・復興計画

第1章 災害復旧事業計画の作成.....	221
第2章 災害復興計画の作成.....	222
第3章 被災者の生活確保.....	223
第4章 融資計画.....	231

第4部 東海地震事前対策

第1章	対策の目的	237
第2章	災害予防対策	238
第3章	東海地震観測情報・東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発せられる までの対応	242
第4章	警戒宣言時の応急活動体制	245
第5章	町民・事業所等のとるべき措置	260

第3編 風水害対策編

第1部 災害予防計画

第1章	風水害に強いまちづくり	265
第2章	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え	268
第3章	町民の防災活動の促進	276
第4章	風水害及び風水害対策に関する研究及び観測等の促進	279

第2部 災害応急対策

第1章	災害発生直前の対策	281
第2章	発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保	288
第3章	活動体制の確立	292
第4章	災害の拡大防止と二次災害の防止活動	293
第5章	救助・救急及び医療活動	294
第6章	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	295
第7章	避難収容活動	297
第8章	飲料水、食糧、生活必需品等の供給活動	297
第9章	保健衛生、防疫、遺体の処理等に関する活動	297
第10章	社会秩序の維持に関する活動	297
第11章	施設、設備の応急復旧活動	298
第12章	文教対策	300
第13章	被災者等への的確な情報伝達活動	302
第14章	自発的支援の受入れ	302

第3部 災害復旧・復興計画

第1章	災害復旧事業計画の作成	303
第2章	災害復興計画の作成	303
第3章	被災者の生活確保	303
第4章	融資計画	303

第4編 大規模事故等対策編

第1部 災害予防計画

第1章	大規模事故等対策の方針	305
第2章	火災予防対策	306
第3章	危険物事故対策	308
第4章	大規模事故対策	312
第5章	訓練及び防災知識の普及	313

第2部 災害応急・復旧対策計画

第1章	応急活動体制	317
第2章	情報の収集・伝達	318
第3章	災害救助法の適用	320
第4章	相互協力・派遣要請	320
第5章	消防活動	321
第6章	危険物事故の応急対策	322
第7章	大規模事故時の応急対策	330
第8章	避難対策	332
第9章	救助・救急	334
第10章	救援・救護	334
第11章	民生安定のための緊急対策	335

資 料 編

奥多摩町防災会議条例.....	資料－ 1
奥多摩町災害対策本部条例.....	資料－ 3
奥多摩町災害対策本部条例施行規則.....	資料－ 4
奥多摩町災害対策本部運営要綱.....	資料－ 7
東京都 27 市 3 町 1 村震災時等の相互応援に関する協定.....	資料－10
震災時等の相互応援に関する協定の実施要領.....	資料－11
奥多摩町、丹波山村、小菅村消防団相互応援協定.....	資料－12
青梅市・奥多摩町消防相互応援協定.....	資料－13
奥多摩町・檜原村消防相互応援協定.....	資料－14
災害時における米穀調達に関する協定書.....	資料－15
災害時における協力に関する協定.....	資料－17
災害時における郵便局、奥多摩町の協力に関する覚書.....	資料－19
災害時の医療救護活動についての協定書.....	資料－21
災害時における応急救護活動についての協定書.....	資料－23
奥多摩町防災アセスメント調査.....	資料－24
土砂災害警戒区域等の箇所数・分布図.....	資料－38
東京都（多摩地区）の主な災害.....	資料－41
奥多摩町防災会議委員.....	資料－44

奥多摩町地域防災計画

追録加除整理一覧表

追録の加除整理をするときは、加除整理年月日を記入してください。

追録号数	内容現在	加除整理	整理者印
1号	年 月 日	年 月 日	
2号			
3号			
4号			
5号			
6号			
7号			
8号			
9号			
10号			
11号			
12号			
13号			
14号			
15号			
16号			
17号			
18号			
19号			
20号			

奥多摩町地域防災計画

編集発行 奥多摩町防災会議

第1編 総則

第1部 総 則

第2編 震災対策編

第1部 災害予防計画

第2部 災害応急対策計画

第3部 災害復旧・復興計画

第4部 東海地震事前対策

第3編 風水害対策編

第1部 災害予防計画

第2部 災害応急対策計画

第3部 災害復旧・復興計画

第4編 大規模事故等対策編

第1部 災害予防計画

第2部 災害応急・復旧対策計画

資 料 編

第1編 総 則

第1部 総 則

第1章 計画の目的等

第1節 計画の目的

平成7年1月17日未明に発生した阪神・淡路大震災は、近代都市が災害に見舞われやすい自然条件下であること、自然災害に対し脆弱であることを改めて強く認識させた。

これを受け、町は平成7年度に防災アセスメントを行い、町域における自然災害に対する自然的、社会的危険性を把握した。その結果、今後の課題として、「安全・快適なまちづくり」「地震災害に強いまちづくり」「相互協力の地域づくり」が示された。

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条第1項の規定に基づき、奥多摩町防災会議が作成する計画であって、奥多摩町（以下「町」という。）の地域に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、各防災機関等その有する全機能を有効に発揮して住民の生命、財産を災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の構成と内容

この計画は、第1編 総則、第2編 震災対策編、第3編 風水害対策編、第4編 大規模事故等対策編、第5編 資料編で構成される。

第1編 総則は、地域防災計画の概要及び防災に関する組織について定めた。

第2編 震災対策編、第3編 風水害対策編、第4編 大規模事故等対策編は、地震災害、風水害及び大規模事故等に対する災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧・復興計画についてそれぞれ定め、その内容は概ね次のとおりである。

1. 災害予防計画は、災害の発生を未然に防止するため、平素において実施すべき諸施策並びに施設の整備についての計画とする。
2. 災害応急対策計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にこれを防御し、又は応急救助を行う等、災害の拡大を防止するための計画とする。
3. 災害復旧・復興計画は、災害により被害を受けた各施設の原型復旧に合わせて再度災害の発生を防止するため、必要な施設の新設又は改良を行う等、将来の災害に備える事業の対策についての計画とする。

第3節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条第1項の規定に基づき、毎年度検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。従って各防災機関等は、その所掌する事項につい

て修正を必要とする場合は、計画修正案を町防災会議に提出しなければならない。

第4節 他の計画及び諸法令等に基づく計画との関係

この計画は、町の地域に係る災害対策に関する総合的、かつ、基本的な性格を有するものであって、町の地域を包含する都防災計画及び各防災機関等が作成する防災業務計画と矛盾又は抵触するものであってはならない。

第5節 計画の習熟

各機関は、平素から調査研究、訓練その他の方法により、この計画の習熟に努めなければならない。

第6節 町、町民、事業者の責務

1. 町の責務

町は、災害対策のあらゆる施策を通じて、町民の生命、身体及び財産を災害から保護し、その安全を確保するとともに、災害後の町民生活の再建及び安定並びに町域の復興を図るため、最大の努力を払うこととする。

2. 町民の責務

町民は、災害を防止するため、自己の安全の確保に努めるとともに、相互に協力し、町民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めることとする。

3. 事業者の責務

事業者は、町その他の行政機関が実施する災害対策事業に協力するとともに、事業活動に当たっては、その社会的責任を自覚し、災害を防止するため、最大の努力を払うこととする。

第7節 防災機関の業務大綱

町及び関係防災機関が防災に関して処理する業務は、おおむね次のとおりである。

1. 町

機関の名称	事務又は業務大綱
奥多摩町	<ol style="list-style-type: none"> 1 町防災会議及び災害対策本部の運営に関すること。 2 防災対策組織の整備に関すること。 3 災害対策の連絡調整に関すること。 4 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関すること。 5 避難の指示・勧告及び避難者の誘導ならびに避難所開設に関すること。 6 被災者の救出・救助等の措置及び防疫に関すること。 7 災害復旧に関すること。 8 災害時におけるボランティアの受け入れに関すること。 9 広域被災時の支援に関すること。 10 観光客を含む帰宅困難者支援に関すること。 11 被災児童生徒の応急教育に関すること。 12 自主防災組織の育成・教育・指導・訓練に関すること。 13 防災に必要な資機材等の備蓄、整備に関すること。 14 防災設備の整備に関すること。 15 防災のための知識の普及、教育、訓練に関すること。 16 その他、所掌に係る災害予防、災害応急対策に関すること。

2. 東京都

機関の名称	事務又は業務大綱
1 水道局小河内貯水池管理事務所	1 ダム、貯水池その他これに附属する設備の管理運営に関すること。
2 交通局発電事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 発電に関すること。 2 東電の協力に関すること。
3 水道局水源管理事務所奥多摩出張所	<ol style="list-style-type: none"> 1 水源林の管理に関すること。 2 治山・林道に関すること。
4 水道局立川給水管理事務所	1 水道施設に関すること。
5 産業労働局森林事務所多摩川林務出張所	<ol style="list-style-type: none"> 1 林道、治山工事にに関すること。 2 治山、治水に関すること。
6 建設局西多摩建設事務所奥多摩出張所	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路及び橋梁の保全並びに災害復旧に関すること。 2 河川の保全及び災害復旧に関すること。 3 水防に関すること。

7 建設局西多摩建設事務所奥多摩工区	<ul style="list-style-type: none"> 1 道路及び橋梁の保全並びに災害復旧に関すること。 2 河川の保全及び災害復旧に関すること。 3 水防に関すること。
8 多摩建設指導事務所	<ul style="list-style-type: none"> 1 開発行為、市街化調整区域内における建築の許可、指導、監視に関すること。
9 流域下水道本部	<ul style="list-style-type: none"> 1 流域下水道施設の保全、改善に関すること。 2 し尿の受け入れに関すること。 3 流域下水道施設の整備に関すること。 4 下水道施設への汚染物質等流入対策、調整に関すること。
10 警視庁青梅警察署	<ul style="list-style-type: none"> 1 被害実態の把握及び各種情報の収集 2 交通規制 3 被災者の救出救助及び避難誘導 4 行方不明者の捜索及び調査 5 死体の見分及び検視 6 公共の安全と秩序の維持
11 東京消防庁奥多摩消防署	<ul style="list-style-type: none"> 1 水火災及びその他災害の救助、救急情報に関すること。 2 水火災及びその他災害の予防、警戒及び防衛に関すること。 3 人命の救助及び救急に関すること。 4 危険物施設、火気使用設備器具等の安全化のための規制指導に関すること。 5 住民の防災知識の普及及び防災行動力の向上並びに事業所の自主防災体制の指導育成に関すること。 6 応急救護知識技術の普及及び自主救護能力の向上に関すること。

3. 自衛隊

機関の名称	事務又は業務大綱
1 陸上自衛隊第一師団第一偵察隊	<ul style="list-style-type: none"> 1 車両、船艇、航空機、地上部隊による各種災害の救助・救援活動に関すること。
2 航空自衛隊航空総隊司令部	<ul style="list-style-type: none"> 1 航空機による偵察、人員・物資の輸送、救助・救援活動に関すること。

4. 指定地方行政機関

機関の名称	事務又は業務大綱
1 関東農政局 東京農政事務所	<ul style="list-style-type: none"> 1 食糧の需給に関すること。
2 関東地方整備局 京浜工事事務所 多摩川上流出張所	<ul style="list-style-type: none"> 1 河川の保全・維持・管理に関すること。 2 災害情報の提供、連絡調整に関すること。

5. 指定公共機関

機関の名称	事務又は業務大綱
1 東日本電信電話(株)	1 電信、電話施設の保全に関する事。 2 災害非常通信の確保及び通話のそ通管理に関する事。
2 東京電力(株)	1 電力施設等の保全に関する事。 2 電力の供給に関する事。
3 東日本旅客鉄道(株)	1 鉄道施設等の保全に関する事。 2 災害時における救助物資及び避難者の輸送に関する事。
4 西東京バス(株) 氷川車庫	1 避難者及び被災者の輸送に関する事。 2 避難、被災児童、生徒の輸送に関する事。
5 日本郵政株式会社 郵便局株式会社	1 郵便・為替貯金・簡易保険等郵便事業に関する事。 2 郵政事業災害時特別事務取扱に関する事。

6. 協力機関

機関の名称	事務又は業務大綱
1 自治会	1 異常現象、災害危険箇所等発見した場合、町、関係機関への通報に関する事。 2 避難誘導、避難所の開設、避難所内の世話、業務協力に関する事。 3 被災者に対する炊き出し、救助物資の配分等の協力に関する事。 4 社会福祉協議会、社会福祉法人、日本赤十字との連携確保の協力に関する事。 5 防災知識の普及、防災行動向上事業の協力に関する事。
2 建設業組合	1 災害時における建設復旧、除去活動の協力に関する事。
3 商業協同組合	1 災害時における食糧及び生活必需品調達の協力に関する事。
4 米穀小売商組合	1 主要食糧の需給の協力に関する事。
5 西多摩医師会	1 災害時における応急治療の実施に関する事。
6 西多摩歯科医師会	2 医療および助産活動の協力に関する事。
7 西多摩薬剤師会	3 防疫の協力に関する事。
8 上記に類似する団体	1 その他災害応急対策業務に関する事。

第2章 町における地域の災害危険性と過去の地震災害

第1節 自然条件

1. 位置および面積

奥多摩町は東京都の西北端に位置し、東経 139 度 6 分、北緯 35 度 48 分（奥多摩町役場の位置）にあり、東西 19.5km、南北 17.5km、面積 225.63km²に及ぶ東京都第一の面積を有する自治体である。本町の東は青梅市に、西は山梨県北都留郡丹波山村・小菅村に、北は埼玉県秩父市、飯能市、大滝村に、南は西多摩郡のうち檜原村とあきる野市にそれぞれ接し、周囲を標高約 1,000～2,000m の山地に囲まれている。奥多摩町の位置図を図 2.1 に示す。



図 2.1 奥多摩町の位置

2. 地形

奥多摩町は関東山地東南部に位置し、大部分は山地、段丘及び河川からなる。本地区は急峻な山岳地形を成し、最高峰は奥多摩町西縁の雲取山(2,017.1m)で、これより南東方に連なる山稜は多摩川と日原川とに挟まれた地域に位置する鷹ノ巣山(1,736.6m)に至り、北東方に延びた山稜はその方向を東方に転じて本町北縁を成している。本町南部の最高峰は南西端に位置する三頭山(1,527.5m)で、これより東方に連なる山稜は大岳山(1,266.4m)に至り、本町南縁を形作っている。

主な河川は多摩川と日原川である。多摩川は町の中央を西から東に向かって貫流し、これを堰き止める小河内ダムがある。

多摩川の支流である日原川は、西北部から流れ出て町の中央部で多摩川に合流している。その他の主な支流としては、峰谷川、大丹波川、海沢川等がある。これらの河川は深い谷を刻み、急峻な地形を形成している。

段丘は多摩川に沿って形成されており、段丘面は比較的狭い。段丘崖は30m前後の落差をもって多摩川の河床に落ちている。集落の大部分はこの段丘上にある。

道路は、国道411号線、国道139号線と主要地方道45号線及び184号線が多摩川及び小菅川沿いに、都道204号線が日原川沿いに、都道202号線が大丹波川沿いに通っている。

鉄道は、JR青梅線が多摩川に沿って氷川まで通っている。

奥多摩町の微地形区分図を図2.2に示す。

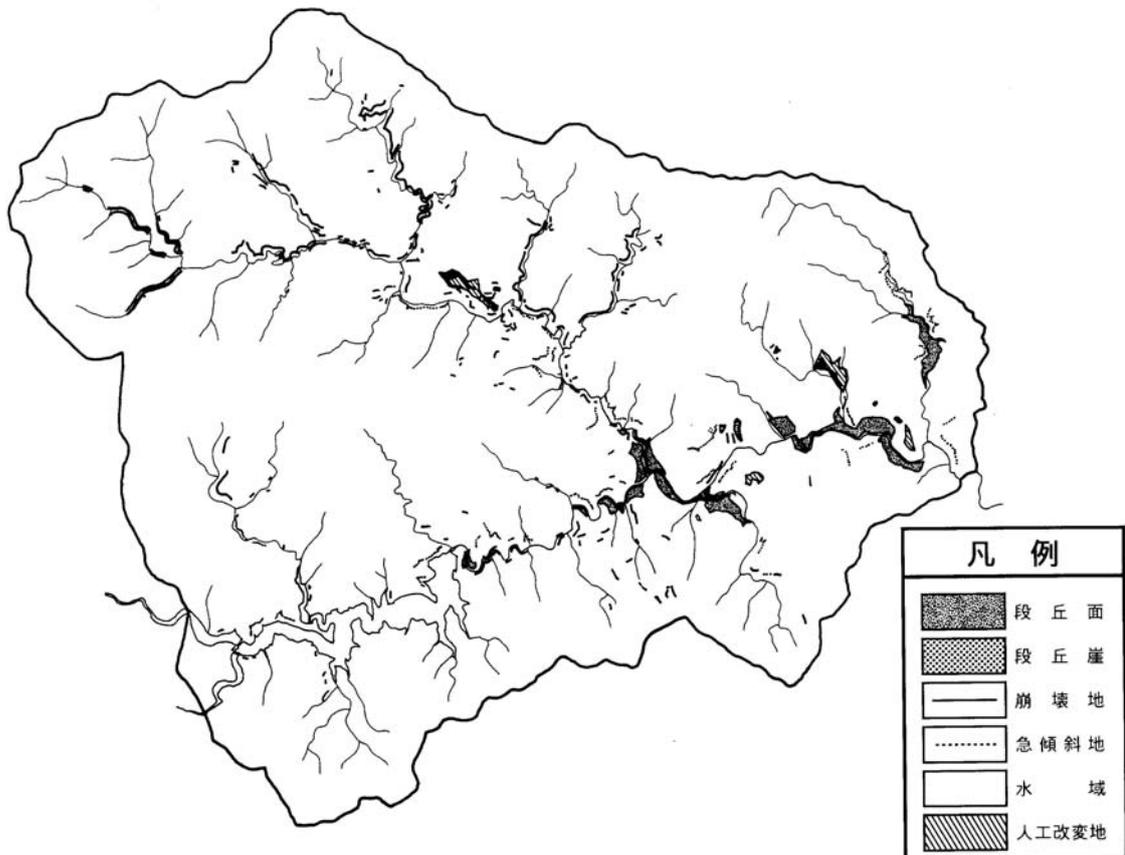


図 2.2 微地形区分図

3. 地質

奥多摩町の地質は、東部のジュラ系の秩父累帯に属する中・古生層と、西部の白亜系の四万十帯に属する四万十累層群とに分けられる（図 2.3）。両者は仏像構造線で接している。

秩父累帯は北西－南東方向の棚沢－星竹断層で中帯と南帯に分けられる。

中帯の地層は、ジュラ紀の雷電山層、高水山層及び川井層であるが、奥多摩町内にはこのうちの川井層が分布する。これらの地層はすべて北西方向に傾斜した逆断層で接しており、主として含礫泥岩、砂岩、砂岩泥岩互層から成っている。

一方、南帯の地層は海沢層、氷川層及び御前山層である。これらの地層は、いずれも北東方に傾斜した逆断層で接している。海沢層は、砂岩、砂岩泥岩互層、チャート及び石灰岩から成る。氷川層は、砂岩及び砂岩泥岩互層から成る。御前山層は、砂岩及び含礫泥岩、チャート、石灰岩及び塩基性火山岩から成る。

町の東部には、白亜紀の四万十累層群の中の小河内層群が分布する。小河内層群は下位から中山層、雲取山層、青岩谷層及び鴨沢層に区分される。中山層は砂岩及び含礫泥岩、雲取山層は主として千枚岩質泥岩、青岩谷層は泥岩及びチャート、石灰岩及び含礫泥岩、鴨沢層は主として砂岩泥岩互層から成る。

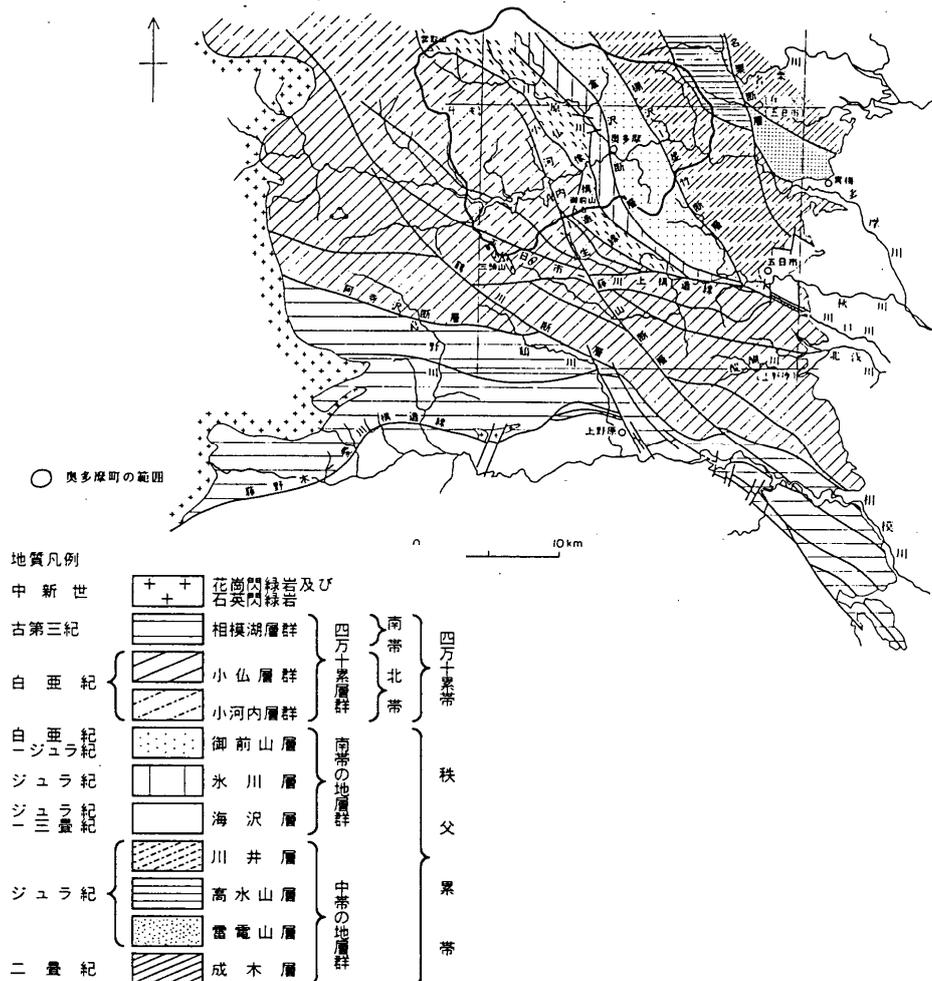


図 2.3 奥多摩町周辺の地質図

4. 活断層

奥多摩町付近の活断層を図 2.4 に示す。本町内には地質断層は認められるが、確実度の高い活断層は認められない。ただし、周辺地域には立川、名栗、浦山口、五日市、鶴川等の各断層がある。このうち、立川断層については、確実度Ⅰ（活断層であることが確実なもの）、名栗断層と鶴川断層は、確実度Ⅱ（活断層であると推定されるもの）とされている。

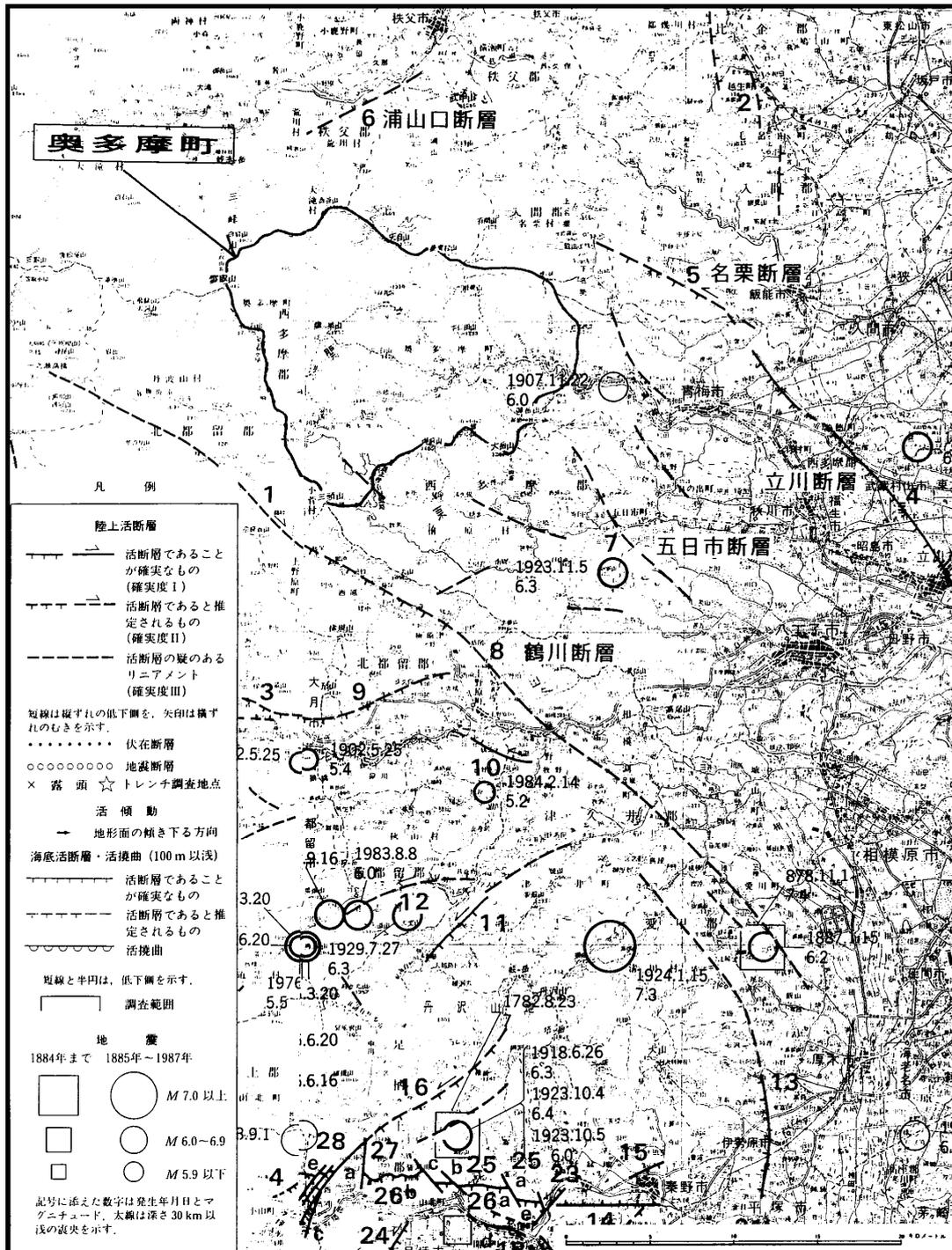


図 2.4 奥多摩町周辺の活断層図（「新編 日本の活断層」による）

5. 土砂災害と土砂災害警戒区域等の指定

土砂災害には、①土石流、②急傾斜地の崩壊、③地すべり等による災害があり、本町ではこれらのすべての災害が起こる可能性がある。土砂災害の素因となるおそれがある箇所については、奥多摩町内では、段丘崖、急傾斜地、自然崩壊地及び人工改変地、集落が立地している溪流河畔や谷口が考えられる。

町内には土石流のおそれがある箇所が 153 箇所、急傾斜地の崩壊のおそれがある箇所が 727 箇所、地すべりのおそれがある箇所が 10 箇所ある。

これらの土砂災害のおそれのある箇所は、平成 23 年 3 月 31 日までに、土砂災害防止法（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）に基づく土砂災害警戒区域等として指定されている。

資料編：土砂災害警戒区域等の箇所数・分布図

6. 風水害危険箇所

風水害には、堤外水が堤防を越えてあるいは破壊して堤内に浸水して起こる洪水氾濫（外水災害）と、降った雨がはけないうで湛水して起こる洪水氾濫（内水災害）がある。

奥多摩町においては、一級河川（多摩川）があるが、その河床は家屋の建つ段丘面より 30m程低くなっており、外水災害は地形的に起きにくいと考えられる。

また、内水災害の背景としては、表 2. 1 のようなメカニズムと要因があげられるが、本町においてはこのような条件を備えた地域は分布しないことから、内水災害の危険性についても小さいと考えられる。

表 2.1 内水災害拡大の背景

区 分			メカニズム	要 因	
被害の増加	湛水深・湛水時間の増大（水流の状態）	氾濫域への流出水の増大	堤内地	流出に対する有効降雨の増加（保水機能の減少）	・都市化（舗装・屋根面積増大）による地下の浸透量の減少
			堤内地	流れに対する抵抗の減少（流出の早期化）	・都市化による出水のスピードアップ ・流出流量ピークの増大
			堤内地	流域内の貯留機能の減少（遊水機能の減少 出水の早期化 湛水域の変化）	・水田等の現象による一時貯留量の減少 ・都市化に伴う土盛り・埋立てによる氾濫域の減少
		堤外地	堤防を通じた堤内地への漏水	・外水位の上昇	
		排水条件の悪化	堤内地	堤内地の低下	・地盤沈下等
			堤外地	外水位の上昇	・河道改修 ・本川上流の土地利用変化による洪水流出の増大と流出のスピードアップ ・本川河床の上昇 ・河口閉 ・高潮
	氾濫域内の資産の増大（災害ポテンシャルの増大）	堤内地	土地利用の変化	・都市化 ・工業用地化	

第2節 社会条件

1. 町の沿革

奥多摩町は、明治22年(1889年)の町村令によって、古里村、氷川村及び小河内村が誕生したことに端を発する。この頃の多摩地域は神奈川県在所管であったが、明治26年(1893年)に神奈川県から東京府に移管された。

昭和15年(1940年)、氷川村は氷川町に改められた。更に、昭和30年(1955年)には、この3町村が合併して奥多摩町が誕生した。

多摩地域は、東京、神奈川にとって水源地として重要な場所である。奥多摩町の森林面積は、東京都の森林面積の4分の1を占め、その広大な森林面積の中には、多くの水が蓄えられている。この水資源を利用するために、昭和6年(1931年)、当時の東京市水道局が小河内村に貯水池建設を計画したものの、神奈川県との間で水利権問題が発生し、村民と警官隊との衝突事件まで起こった。

昭和13年(1938年)に始まったダム建設は、太平洋戦争により一時中断したが、戦後の昭和32年(1957年)にようやく小河内ダムとして完成した。また、ダムによって造られた人造湖が奥多摩湖である。

2. 人口と世帯数

奥多摩町の人口及び世帯数は、6,213人、2,902世帯(平成23年1月1日現在)であり、人口密度は29.9人/km²である。

自治会別の人口と世帯数を表2.2に示す。

表 2.2 自治会別の人口と世帯数

自治会名	世帯数	人口		
		男	女	合計
川井	188	239	238	477
大丹波	167	231	207	438
梅沢	59	65	84	149
丹三郎	81	100	107	207
シルバーコート丹三郎	95	15	80	95
小丹波	344	432	452	884
棚沢	258	316	290	606
白丸	68	81	81	162
グリーンウッド奥多摩	99	17	82	99
大氷川	207	247	231	478
常磐	140	155	148	303
琴清苑	84	36	48	84
長畑	94	117	100	217
南氷川	99	107	132	239
栃久保	186	215	217	432
大沢	31	31	34	65
日原	71	67	62	129
海沢	193	237	219	456
寿楽荘	163	52	111	163
東京多摩学園	20	12	8	20
境	61	68	66	134
中山	40	37	45	82
原	40	47	37	84
川野	25	26	28	54
留浦	21	21	16	37
峰谷	68	60	59	119
合計	2,902	3,031	3,182	6,213

平成 23 年 1 月 1 日現在

3. 産業

奥多摩町内の産業別による事業所数及び従業者数を表 2.3 に示す。

これによると、町内の総事業所数は 344 件、従業者数は 2,582 人であり、事業所数の最も多い産業は「宿泊業、飲食サービス業」で 84 件、次いで「卸売業、小売業」の 71 件である。

また、本町の特徴として、鉱業（石灰岩等採掘）が 2 件あることがあげられる。

表 2.3 産業別事業所数及び従業員数

産業分類	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)
全産業	344	2,582
農林漁業	6	60
農業、林業	3	31
漁業	3	29
非農林漁業	338	2,522
鉱業、砕石業、砂利採取業	2	47
建設業	49	281
製造業	25	327
電気・ガス・熱供給、水道業	3	34
情報通信業	-	-
運輸業	11	100
卸売業、小売業	71	263
金融業、保険業	2	18
不動産業、物品賃貸業	1	2
学術研究、専門・技術サービス業	4	28
宿泊業、飲食サービス業	84	383
生活関連サービス業、娯楽業	21	124
教育、学習支援業	10	119
医療、福祉	16	517
複合サービス事業	5	32
サービス業（他に分類されないもの）	18	100
公務（他に分類されないもの）	16	147

平成 21 年経済センサス基礎調査結果

4. 土地利用

国土地理院の旧版地形図（明治43年、昭和4年、昭和27年、昭和47年、平成元年）に基づいて、土地利用の変遷を検討してみると、明治43年から昭和27年までは、ほとんど土地利用に変化がみられない。ただし、昭和27年のものでは、鉄道が御嶽から氷川に通じ、更に小河内ダム建設用の引き込み線が水根まで通じている。

昭和47年の地形図では、日原及び古里の石灰岩採石場の拡大が認められる。

また、畑地・桑畑も拡大している。多摩川では小河内ダムが完成し、奥多摩湖が現れている。海沢には発電用水の調整池が建設されている。

平成元年では、日原及び古里の石灰岩採石場の範囲が更に拡大している。また、城山付近の尾根が造成され、墓地が建設されている。

5. 危険物施設

一般に、危険物とは引火性、可燃性、発火性、支燃性、爆発性、毒性及び腐食性を有する物質を指す。具体的には、①引火性・可燃性液体、②LPガス、③毒劇物（塩素・アンモニア・濃硫酸）、④少量・微量危険物などがある。

ここでは、奥多摩町内の①引火性・可燃性液体（表2.4に示す消防法で定められている第四類危険物）の貯蔵取扱状況を表2.5に示す。

表 2.4 第四類危険物及び指定数量

対象危険物	指定数量 (ℓ)	引火点の例
特殊引火物	50	エーテル 約-45℃
第一石油類	200	ガソリン 約-40℃以下
アルコール類	400	メチルアルコール 100% 約 11℃
第二石油類	1,000	灯油 約 30~66℃
第三石油類	2,000	重油 約 70~150℃
第四石油類	6,000	エンジン油 約 338℃
動・植物油類	10,000	コーンサラダ油 約 324℃

危険物（引火性・可燃性液体）の貯蔵取扱状況をみると、町内で危険物の取扱状況の多い（100,000 ℓ以上）自治会は大氷川で、第三石油類の取扱量が特に多い。

一方、貯蔵取扱状況が全くない（0 ℓ）自治会は、大丹波、梅沢、長畑、栃久保、大沢、境、原、川野、留浦及び峰谷である。

表 2.5 危険物貯蔵取扱状況

自治会名	危険物貯蔵品名及び数量					合 計	
	第1石油類	第2石油類	第3石油類	第4石油類	その他	数量合計	指定数量の倍数
川井	9,500	28,700			600	38,800	76.2
大丹波							
梅沢							
丹三郎	20,000	41,800				61,800	141.8
小丹波		74,900	59,810	4,800		139,510	105.6
棚沢	220	11,204	3,120	2,500		17,044	14.2
白丸		5,000				5,000	5.0
大氷川	9,900	31,190	800,000	28,000		869,090	485.2
常磐	5,700	26,700	8,450			40,850	59.4
長畑							
南氷川		3,800				3,800	3.8
栃久保							
大沢							
日原		63,136		2,530	3,000	68,666	63.5
海沢		15,000				15,000	15.0
境							
中山	20,580	38,400				58,980	141.3
原							
川野							
留浦							
峰谷							
合計	65,900	339,830	871,380	37,830	3,600	1,318,540	1111.0

数量：単位＝ℓ

第3節 過去の被害

1. 多摩地区の既往災害

東京都（多摩地区）における既往災害は、その多くが台風や大雨による水害及び土砂災害が中心である。地震災害については東日本大震災による屋根瓦等の落下、外壁損傷等が確認されている。

資料編：東京都（多摩地区）の主な災害

2. 奥多摩町の既往災害

奥多摩町における既往災害は次のとおりである。

(1) 風水害

奥多摩町内の風水害では、昭和 57 年 6 月 21 日の大雨による床上浸水が 3 棟の被害がある。その他については記録がないため不明である。

(2) 土砂災害

奥多摩町の土砂災害は、台風や大雨時にたびたび小規模河川から道路上に土砂を押し出し、交通を妨げている土石流災害や、原、日原、川野、留浦地区で発生している大規模な崩落等の災害があげられる。

特に平成 3 年 8 月 20 日には、台風の外側に取り巻く雨雲の影響で豪雨となり、留浦地区では土砂崩れにより旅館 1 棟、住宅 2 棟が倒壊しており、死者 3 名、行方不明 1 名等の被害が発生している。

(3) 地震災害

近年、東京都下では大きな被害を伴うような地震は発生していないので、奥多摩町においても災害の事例はない。

一方、大正 12 年（1923 年）9 月 1 日午前 11 時 58 分に発生した関東大地震に際して、東京都中心部は壊滅的な被害を受けたが、多摩地区での被害は比較的軽かった。当時の内務省の調査による「大正震災志・内編」によれば、当時の古里村において、住宅全壊 1 棟及び半壊 3 棟、氷川村では、住宅全壊 2 棟、半壊 2 棟で、両村とも死者・負傷者 0 人と示されており、奥多摩町は都下では地震の影響が最も少なかった地域であった。

第3章 被害想定

第1節 東京都の被害想定

1. 首都直下地震による東京の被害想定に関する調査報告書（東京都防災会議、平成18年5月）

(1) 想定地震

直下地震は、南関東地域のどこにでも発生の可能性があるため、東京湾北部地震、多摩直下地震（プレート境界地震）に震源を設定している。想定地震の設定条件は表3.1の通りである。

表3.1 想定地震の設定条件

項目	内容
震源	東京湾北部地震、多摩直下地震（プレート境界多摩地震）
震源の深さ	地下30～50km
規模	M6.9及びM7.3
季節・時刻	冬の夕方（午後6時）等 複数の時間を想定
気象条件	風速6m/秒 等 複数の風速を想定

(2) 被害想定

奥多摩町に最も影響が大きい地震は、多摩直下地震であり、町内の震度は5弱～5強である。また、一部を抜粋した被害想定結果は表3.2の通りである。

多摩地区においては、多摩直下地震（M7.3）での被害が最も大きい。

表 3.2 東京都防災会議の被害想定結果を抜粋（多摩地区）

		多摩直下(風速 6m)		東京湾北部	
		M6.9	M7.3	M6.9	M7.3
震度別面積率 (%)	5弱以下	44.0	29.4	55.8	47.9
	5強	27.7	18.4	42.0	28.7
	6弱	28.3	51.6	2.2	23.5
	6強	0.0	0.6	0.0	0.0
原因別建物全壊棟数(棟)	ゆれ	2308	11544	62	1237
	液状化	93	103	94	86
	危険斜面崩壊	906	1794	208	691
火災 冬の夕方 18 時の場合	出火件数	106	283	63	137
	焼失面積(km ²)	1.02	19.21	0.49	10.29
死者 (人)	建物・屋内収容物	39	186	1	21
	危険斜面崩壊	51	101	12	39
	ブロック塀等	109	158	127	184
	落下物	2	2	2	2
	火災被害	12	101	10	35
	交通被害	—	—	—	—
負傷者 (人)	建物被害	4261	11211	761	3052
	屋内収容物	2789	6114	1190	2731
	危険斜面崩壊	64	126	15	49
	ブロック塀等	1279	1807	1396	2032
	落下物	137	141	129	136
	火災被害	69	1969	32	896
	交通被害	—	—	—	—
自力脱出困難者数(人)		437	2117	12	236
避難者(人) (1日後)		176876	504414	337119	304215
震災廃棄物重量(万 t)		198	353	30	210

2. 地震に関する地域危険度測定調査報告書（第6回）（東京都都市計画局 平成20年）

(1) 調査の目的等

東京都震災対策条例では、市街地状況の変化等を考慮して、おおむね5年ごとに地域危険度を測定し、その結果を都民に公表することを定めている。調査の目的は以下のとおりである。

ア. 地震災害に強い都市づくりの指標とする。

イ. 震災対策事業を優先的に実施する地域を選択する際の参考とする。

ウ. 地震災害に対する都民の認識を深め、防災意識の高揚に役立てる。

これに基づき、平成19年度に第6回調査を実施し、①建物危険度②火災危険度③総合危険度を測定している。

(2) 調査対象区域

区部及び多摩地域の都市計画区域のうち、市街化区域を調査対象区域とした。なお、奥多摩町は全域が都市計画区域ではないため、調査対象区域には含まれておらず、地域危険度は測定されていない。

第2節 町の被害想定

町では、平成7年度に防災アセスメントを実施し、町内の自然災害に対する危険性を把握している。この調査結果は、資料編に示す。

資料編：奥多摩町防災アセスメント調査（平成8年3月）

第2編 震災対策編

第1部 災害予防計画

地震は自然現象であり、現在の科学技術で防止することは不可能である。しかしながら、地震の発生に際して被害を軽減させることは可能であり、このための予防計画の樹立、実行は重要な課題である。

この場合、防災関連施設の整備等のハード面及び防災知識の普及等のソフト面の両面において、地域の災害危険性と有機的に関連づけられた事前対策を計画に盛り込む必要がある。

災害予防対策においては、災害に強い安全なまちづくりを進め、地域社会の防災能力を高めるため、避難場所・避難路、防火水槽等の防災基盤の整備を計画的、積極的に推進していく。

第1章 地震に強いまちづくり

平成7年1月の阪神・淡路大震災においては、建築物をはじめ高速道路、鉄道・港湾施設のほか、電気・ガス・水道等のライフラインが損壊するなど、いわゆる安全神話が崩壊し、また犠牲者も6,300名を超えるなど、これまで推進してきた防災対策のあり方が根本から問われることとなった。あらためて、地震に強いまちづくりや施設構造物等の安全化の重要性が認識されたものである。

このことを教訓に、町は地震に強いまちづくりを強力かつ計画的に推進する。また、道路・橋梁の整備などについても、より一層促進する。

本章においては、安全なまちづくりの推進のために必要な施策について定める。

第1節 道路・橋梁の整備

道路・橋梁は、平常時における人や物資の運送を分担する交通機能であるのみならず、震災時には避難、救援・救護、消防活動等の動脈となり、また火災の延焼を防止するオープンスペースとなるなど、多様な機能を有している。

このため、道路、橋梁の整備、耐震化について、都市防災の観点から計画を定める。

1. 道路の整備

(1) 基本的な考え方

防災効果の高い広幅員の道路を重点に、新設、拡幅整備を推進するほか、必要な補修を計画的に実施する。

(2) 現状と課題

多摩川の左岸沿いに国道が幹線として通り、この国道を中心として都道、町道が

敷設されて町並みが形成されている。こうした道路状況は町民生活に大きな影響を与えるため、多摩川南岸道路の早期完成、国道 411 号線、都道日原線及び上成木川井線の改修促進を図り、防災面並びに交通渋滞の緩和が必要である。町道の整備はまちづくりの基本であり、早期に整備する。

(3) 基本計画

ア. 多摩川南岸道路の早期整備

南岸道路の早期整備を都に対して働きかける。

イ. 南北道路の整備

奥多摩・檜原間（東京都施行林道鋸山線）、名栗・日原間（林道日向沢線）の 2 路線の整備を東京都に働きかける。

ウ. 町道新設・改修

生活道の新設及び行き止まり路線の解消を図り、今後宅地造成可能な地域を中心に積極的に整備を進める。また、改修にあたっては、道路拡幅等、高齢者や障害者が利用しやすいように改良する。

エ. 町道の維持

災害防除施設の設置、道路の路面及び排水などの補修をする。

2. 橋梁の整備

(1) 基本的な考え方

橋梁の新設、拡幅に当たっては、耐震性を十分に配慮して整備を図るほか、市街地や主要路線上の老朽橋及び耐荷力の不足している橋梁については、架替・補修等の整備促進を図る。

(2) 現状と課題

奥多摩町の場合は多摩川、日原川、大丹波川等に架かる橋梁が数多くあり、橋梁の損傷落下により避難路が遮断され、住民が孤立する場合も考えられる。本町の橋梁は 207 箇所分布する。

(3) 基本計画

橋梁新設及び維持については、実施計画に基づき整備を進める。

3. 地震に強いまちづくり

東京都震災対策条例（平成 12 年東京都条例第 202 号）第 13 条の規定に基づき、震災を予防し、被害の拡大を防止するため、建築物の耐震性や耐火性の確保に加えて、消防活動の円滑化を図るため、次の対策を考慮したまちづくりを推進する。

(1) 消防水利不足地域及び避難場所等のための水利の確保

(2) 道路ネットワークの確立（行き止まりの解消等）や広幅員道路の整備

(3) 延焼遮断帯等焼け止まり線の確保

(4) 部隊集結等を考慮したオープンスペースの確保

- (5) 署・消防団施設充実強化のための用地確保
- (6) 消防団、災害時支援ボランティア、住民等が訓練に活用できる防災訓練施設及び資機材格納庫等の確保

第2節 建築物の耐震不燃化

震災時における建築物の安全を確保するため、都は建築基準法や消防法による防火上、構造上の審査及び適切な指導を行うとともに、特殊建築物、大規模建築物等に対する防火、耐震、避難に係る規定の遵守の指導など、「点」と「面」により、建築物の耐震性の向上及び不燃化の促進を図る。

1. 建築物耐震性の向上

(1) 公共建築物

ア. 基本的な考え方

震災時において、消火、避難誘導、情報伝達等の防災活動の拠点となる公共建築物については、円滑な応急対策活動を確保するため、耐震性の向上に努める。

また、地震時における公共建築物の被害を最小限にするため、既存不適格建築物の耐震診断の実施及び耐震補強、改修を促進する。

特に、防災上重要な町庁舎、長期避難所となる施設など、拠点となる施設については耐震性を含めた安全性の確保が求められる。

イ. 現況と課題

昭和56年以前に建築された鉄筋コンクリート造の建物を対象とした耐震診断及び老朽建築物の建て換え、補修を行っているが、全町の施設全てに対策が行われてはいない。

ウ. 基本計画

公共施設の耐震化及び補修については、関連計画に従って順次実施する。

また、耐震改修促進法第6条第3号に該当する建物（緊急輸送道路沿いの建物）については東京都と連携しつつ耐震性の促進に努める。

(2) 一般建築物

ア. 基本的な考え方

建築物の耐震性を確保するため、都は建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）の的確な運用に努めるとともに、町は多摩建築指導事務所と協力して、住民に対して建築物の耐震化を促進するようその周知に努める。

イ. 現状と課題

昭和56年以前の建築物は耐震性が劣っているので、耐震診断・改修を実施するよう働きかける必要がある。

ウ. 基本計画

(ア) 建築物の耐震診断のあっ旋

(イ) 改修、改築等にかかる費用の助成の検討

2. 建築物の不燃化の促進

(1) 特殊建築物等の指導強化

ア. 基本的な考え方

特殊建築物についての耐火、防火については、建築基準法、消防法等関係法令において各種の規定が定められており、地震火災の拡大防止のため、都はこれらの規定に基づく審査、指導を強化する。

特に、旅館・ホテルなど不特定多数の人が利用する一定規模以上の特殊建築物については、防災計画書の提出の指導が行われており、この制度を活用し、防災上、避難上の安全確保に努める。

イ. 現状と課題

建築物の防火能力を各地区毎に評価した結果は、資料編に示すとおりである。

資料編：奥多摩町防災アセスメント調査（平成8年3月）

ウ. 基本計画

危険性の高い地区においては、耐火造、防火造への建て替えを促進する。

第3節 ライフライン施設の耐震性の確保

上・下水道、電気、ガス、通信などのライフライン施設は、都市生活の基幹をなすものであり、これらの施設が地震により被害を受けた場合、都市機能が麻痺し、通常の生活を維持することが困難となるおそれがある。

このため、町は事業者が実施するライフライン施設の耐震性の確保及び代替性の確保に協力して、これらの推進に努める。

1. 水道施設

(1) 基本的な考え方

奥多摩町の水道施設は平成22年4月より東京都水道事業(立川給水管理事務所)へ統合された。

このため町は、都と連携しつつ災害時の対応、あるいは災害予防に関する対応方法等について住民への周知に努め、災害時には必要に応じて都に協力する。

2. 下水道施設

(1) 基本的な考え方

処理場及び管理施設について耐震化、施設のネットワーク化などの整備に努める。

(2) 現状と課題

町内の下水道の普及率は30.9%（平成22年3月末現在）であり、下水道の普及が進んでいない。今後は下水道の普及に合わせて、耐震化、施設のネットワーク化を

考慮してゆく。

(3) 基本計画

下水道処理区及び市町村設置型合併処理浄化槽整備区域を定め、下水道の計画的な整備を推進する。また、整備に際しては、施設の耐震化を推進する。

3. 電力施設（東京電力株）

電力施設は、下記の耐震設計基準に基づき設置されており、軟弱地盤の地域など、特に問題のある箇所についてはきめ細かい設計を行い施工している。

(1) 水力発電設備

ダムについては、発電用水力設備に関する技術基準、河川管理施設等構造令およびダム設計基準に基づき、堤体に作用する地盤振動に耐えるよう設計する。

水路工作物ならびに基礎構造が建物基礎と一体である水車および発電機については、地域別に定められた地盤震度を基準として構造物の応答特性を考慮した修正震度方法により設計を行う。

その他の電気工作物の耐震設計は、発電所設備の重要度、その地域で予想される地震などを勘案するほか、発電用水力設備に関する技術基準等に基づいて行う。

建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

(2) 送電設備

架空電線路は、電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地振動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計する。

地中電線路は終端接続箱、給油装置については、電気技術指針である『変電所等における電気設備の耐震対策指針』に基づき設計を行う。洞道は、「トンネル標準示法書(土木学会)」等に基づき設計を行う。また、地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とする。

(3) 変電設備

機器の耐震は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地振動などを勘案するほか電気技術指針である「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づいて設計を行う。

(4) 配電設備

架空電線路は、電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地振動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計する。

地中電線路は地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とする。

(5) 通信設備

屋内に設置される装置については、建物の設置階を考慮した設計とする。

4. 通信施設（NTT東日本）

震災時の迅速かつ的確な情報の収集・伝達とパニックの発生を防止するうえで、通信機能の果たす役割は非常に大きい。

通信施設の耐震化を図るとともに、施設が被災した場合においても、応急の通信が確保できるようバックアップ通信施設の整備を図る。

電気通信設備については、耐震構造化を行うとともに、通信を確保するため、主要ルートの多ルート構成あるいはループ構成、主要中継交換機の分散設置、とう道網の構築、通信ケーブルの地中化推進、必要な予備電源の設置など高信頼化を図っている。さらに可搬型衛星地球局、可搬型無線機、非常用交換機、非常用伝送装置、非常用電源装置、移動電源車などを配備し、早期復旧対策の強化が図られている。

第2章 防災知識の普及

地震による被害の軽減を図るには、地震防災に関する正しい知識と行動力が不可欠である。また、定められた計画を実効性あるものとするためには、実際に計画を運用する防災機関の職員及び住民等の計画に対する理解が重要である。そのためには、それを運用する防災機関の職員が、その必要性及び運用方法を理解していなければ、どのような計画であっても災害発生時に有効適切な活動は期待できない。日頃から災害や防災についての正しい知識を身につけ、「災害に正しく備える」ことが必要である。

第1節 計画の方針

地震による災害は、広範囲にわたり、同時に多数の火災、救助・救急事象が発生するとともに、交通混乱等各種の被害をもたらすことから、防災機関のみならず、住民や事業所等が本計画を十分に理解し、防災意識の普及、高揚と防災体制の充実を図ることが必要となる。このため、行政機関をはじめ各防災機関は、防災知識の普及計画についての基本方針と役割等を定めておく。

第2節 町職員に対する防災教育

地震災害は、発生時の季節、時間、地理的条件等によって被害状況が異なり、また、職員自らが被災者となる等、不確定要因が多い。特に、夜間・休日においては、初期段階の参集者が限定され、防災の責任者や担当者が不在となるなど、限られた人員で対処せざるを得ない状況も予想される。このような状況においても、町職員は計画実行上の主体として、適切な判断力及び行動力が要求される。このため、町は、防災教育計画に基づき、町職員に防災教育を実施するとともに、各職員は平素から防災に関する十分な知識の習得に努めなければならない。

1. 防災教育計画の策定

職員に対する防災教育計画として、実施時期、教育内容、実施方法、対象者等について具体的に策定する。

2. 教育方法

(1) 集合教育

過去の地震被害における調査報告や教訓を踏まえた講習会、研修会、見学・現地調査等。なお、災害に関する専門家とともに過去の災害現場を現地視察する機会を職員に与えることも有効な教育方法である。

(2) 個々の職場における教育

個々の職場における教育、手引書等の配布等

3. 教育内容

- (1) 地震についての一般的知識に関すること
- (2) 地震に関する情報に対する理解の促進
- (3) 町の地震対策の現状と課題に関すること
- (4) 地域防災計画の内容に関すること
- (5) 各職員が果たすべき役割に関すること
- (6) 防災士の取得や防災講習会等による防災リーダーの育成に関すること
- (7) その他、災害対応に必要な事項

第3節 一般町民に対する防災知識の普及

大規模な地震の発生頻度は一般に低く、時の経過とともに一般住民の地震防災意識も風化する傾向にある。他方、大規模地震の発生時には、出火防止、初期消火、救出、応急救護、避難誘導など広範な応急対応が必要となるが、通常の防災体制では的確に対応することが極めて困難となることが予想される。

このため、住民に対して、それぞれの地域の災害危険性を周知するとともに、「自らの生命は自らが守る」「自分たちのまちは、自分たちで守る」という「自助」「共助」の精神を醸成し、地域防災力を向上させることが必要である。

1. 防災知識の普及方法

町及び関係機関は、平素から住民等を対象にパンフレットの配布、映画会や講習会の開催、ラジオ・テレビの活用、インターネット（防災・危機管理e-カレッジ）の利用等それぞれに適した方法で震災に関する知識の普及や防災意識の高揚に努める。

2. 防災知識の内容

各機関が行う内容は次のとおりとする。

- (1) 災害に備えて周知しておく内容
 - ア. 地震・津波に関する一般知識
 - イ. 地域の災害危険性・危険箇所
 - ウ. 各機関の震災対策・体制
 - エ. 家屋の耐震診断・耐震補強対策
 - オ. 家具の転倒防止対策
 - カ. 非常用食糧、身の回り品等の準備の心得
 - キ. 自主防災組織の育成方法
 - ク. 防災行動力の向上策（訓練等）
 - ケ. 日ごろからの地域協力
- (2) 災害時のために周知しておくべき内容
 - ア. 身の安全の守り方ー地震発生時の心得

- イ. 出火の防止及び初期消火の心得
- ウ. 災害時の行動方法
- エ. 救出・応急救護の方法
- オ. 避難方法及び避難時の心得
- カ. 水道・電気・電話などの震災時の心得
- キ. 災害情報の入手方法
- ク. 道路交通規制及びドライバーの心得
- ケ. 家族の安否確認・連絡方法

第4節 児童・生徒等に対する防災教育

一般住民に対する防災知識の普及とあわせて、児童・生徒等を対象とし、学校教育や学校外における青少年活動などにおいて防災教育を推進していく必要がある。

1. 防災教育の方法

地震災害に関する知識を深め、災害への対応力を高めるため、防災に関する副読本等の教材・資料の作成・配布、避難訓練等、児童・生徒等の発達段階や学校等の実態に応じた防災教育に関する指導計画を作成する。

また、「はたらく消防の写生会」の開催や防火ポスターの募集を行い、防火意識の普及を図る。

第5節 防災上重要な施設管理者等に対する教育

大規模な地震発生に伴い危険物施設等では、危険物の漏えい、引火等、広範囲に被害を及ぼす可能性がある。したがって、これら施設の管理者を対象とした震災に関する知識の普及及び防災教育計画を策定しておくことが必要である。

教育内容としては、地震に関する一般的知識のほか、各施設管理者の責務、平素からの各施設の点検・改修、地震時の対応策等に関することが挙げられる。

第6節 災害時要援護者の安全確保

災害時要援護者の安全確保については、第13章「災害時要援護者対策」による。

第7節 消防署の防災広報

消防署においては、住民及び事業所の防災意識の高揚を図るため、防災読本等の発行、防災ビデオ・スライドの作成、防災講演会、イベント等の開催など各種広報活動を推進する。

1. 広報内容

- (1) 地震のメカニズム
- (2) 地震の備え（家具の転倒防止措置、非常持ち出し品）
- (3) 出火防止、初期消火、救出及び応急救護の知識
- (4) 事業所の地震対策

2. 広報手段

(1) 印刷物による普及

ア. 防災読本等

題名	対象	内容
地震に備えて	住民	地震時における行動の10のポイント 初期消火等の基本的事項
火災などの災害から命を守る	高齢者 身体障害者	火災・地震などの災害から命を守るための基本的事項
職場の地震対策	事業所	事業所での地震対策指導用
消防119	外国人（6ヶ国語）	119番通報、初期消火、出火防止、地震時の10のポイント
防災ポスター	住民	防災週間の告知

イ. 外国人の安全対策の推進

外国人のパンフレットを配布するほか、外国人に対する安全対策を推進する。

ウ. 広報紙「消防おくたま」を年3回発行する。

(2) 講習会等

区分	対象	内容	備考
講習会	防火管理者 危険物取扱者 防災センター要員	出火防止、初期消火の知識の普及	年間随時
消防テレホンサービス	町民	防災全般	
防災イベント 防火のつどい 研究会 講習会 映画会	町民、事業所	防災全般	年間随時
消防相談所	町民、事業所	防災全般	消防署、分署、出張所

(3) 常設展示による普及

- ア. PRセンター
- イ. 消防防災資料センター（消防博物館）
- ウ. 都民防災教育センター（防災館）

(4) 広報媒体による普及

- ア. ラジオ、テレビ、新聞等の活用
- イ. CATV及び衛星放送等の活用
- ウ. ホームページ、防災放送等による情報提供

第3章 防災訓練

第1節 町の防災訓練

1. 町の実施する防災訓練

町は、地域における第1次の防災機関として災害対策活動の円滑を期すため、防災訓練に必要な組織及び訓練実施方法等に関する計画を定め、平常時よりあらゆる機会をとらえ、訓練の実施に努めるものとする。

(1) 参加機関

- ア. 町
- イ. 町民及び事業者
- ウ. 都及び防災機関

(2) 訓練項目

- ア. 本部運営訓練
- イ. 非常参集訓練
- ウ. 現地実動訓練

2. 都総合防災訓練への参加

都は、震度6弱以上の大地震を想定し、都・区市町村、関係防災機関及び地域住民が一体となって実効性のある総合的、有機的な訓練を実施している。町も都総合防災訓練に積極的に参加し、各機関相互の緊密な協力体制の確立を図る。

第2節 消防署の実施する訓練

火災をはじめ、地震時の各種災害に対処するため、消防署において、消防団、東京消防庁災害時支援ボランティア（以下「災害時支援ボランティア」という。）、事業所、住民を対象とした基本的防災訓練を個別に行うとともに、連携活動を重視した総合訓練を実施する。

また、建物倒壊や電車脱線事故による多数の死傷者が発生する救助救急事象及び大規模な火災に対処するため、医療機関、民間団体等との協力体制を確立し、連携活動を重視した総合訓練を実施する。

1. 参加機関及び訓練項目

(1) 消防団

- ア. 情報活動訓練
 - (ア) 参集（情報収集）及び初動措置（災害対応）訓練
 - (イ) 情報整理及び通信運用訓練
- イ. 部隊編成訓練

- ウ. 消火、救出・救護訓練
- エ. 消防隊との連携訓練
- オ. 災害時支援ボランティア等各種団体との連携訓練
- カ. 地域住民との協働による消火、救出、救護訓練

(2) 災害時支援ボランティア

- ア. 応急救護訓練
- イ. 災害情報提供訓練
- ウ. 消火訓練
- エ. 救出・救護訓練
- オ. その他の訓練

(3) 住 民

- ア. 出火防止訓練
- イ. 初期消火訓練
- ウ. 救出・救護訓練
- エ. 応急救護訓練
- オ. 通報連絡訓練
- カ. 身体防護訓練
- キ. 避難訓練
- ク. その他の訓練

(4) 事業所

- ア. 出火防止訓練
- イ. 防護訓練
- ウ. 消火訓練
- エ. 救出・救護訓練
- オ. 応急救護訓練
- カ. 避難訓練
- キ. 情報収集訓練

(5) 医療機関

- ア. 現場救護所等の設置・運営訓練
- イ. 傷病者の緊急度に応じた分類（トリアージ）及び救急処置並びに搬送訓練

(6) 協定締結等の民間団体

- ア. 消火用水の搬送及び消火活動支援訓練
- イ. 消防部隊輸送支援訓練
- ウ. 救出・救助犬等による救助活動支援訓練
- エ. 救急救助資器材の搬送、活用訓練

2. 実施時期

基本的な訓練は年間防災訓練計画を樹立して実施するほか、火災予防運動、防災週間及び防災ボランティア週間などに随時実施し、平時よりあらゆる機会をとらえ、訓練の実施に努めるものとする。また、総合訓練は年1回以上実施する。

第4章 自主防災組織等の育成・強化

地震災害が発生した場合、これを早期に鎮圧して、被害の軽減を図ることは町の責務となっているが、大地震発生後の二次災害の発生防止と被害軽減は、町が防災施設等の拡充整備をするだけでは不十分であり、住民、事業所がそれぞれの責務のもとに災害応急活動の連携をすることが必要である。

そのため、住民の協調体制を醸成し、災害に対して組織的に行動する自主防災組織を作ることが必要である。また、地域における事業所についても、自衛消防隊の育成について検討し、これらの組織が病院等の他の救援機関等と相互に協力する体制を定めておくことが必要である。

第1節 町民等の役割

町民等は、「自らの生命は自らが守る」という観点に立ち、次の措置をとることが必要である。

1. 日頃から、出火の防止に努める。
2. 消火器など防災用品を準備しておく。
3. 家具類の転倒防止や窓ガラス等の落下防止を図っておく。
4. ブロック塀の点検補修など、家の外部についても安全対策を図っておく。
5. 水、食糧、医薬品、携帯ラジオなど非常持出用品の準備をしておく。
6. 地震が発生した場合の家族の役割分担、避難や連絡方法などをあらかじめ決めておく。
7. 町が行う防災訓練や防災事業へ積極的に参加する。
8. 自治会などが行う、地域の相互協力体制の構築に協力する。
9. 災害時要援護者がいる家庭は、さしつかえがない限り事前に住民組織や消防署及び交番等に知らせておく。

第2節 町民等の自主防災組織の育成

1. 自主防災組織の育成方針

自主防災組織の育成のために、災害に対する行政の責務、町民等の責務と自主防災組織の位置づけを明確にするとともに、町民一人ひとりが「自分の家族や財産、地域は自ら守る」という「自助」「共助」の精神の醸成を促し、防災啓発指導を継続して推進していく。

2. 自主防災組織の役割

自主防災組織は、平常時における防災知識の普及、防災訓練の実施のほか、発災時における情報の収集伝達、出火防止、初期消火、負傷者・災害時要援護者の救出・救護、避難誘導、給食・給水等の活動を自主的に行う組織である。特に、災害が夜間や

休日等に発生した場合、公的機関の機能の低下が予想されるので、自主防災組織の果たす役割は極めて大きい。自主防災組織の役割やとるべき措置は、次のとおりである。

- (1) 防災に関する知識の普及や出火防止の徹底を図る。
- (2) 初期消火、救出・救護、応急救護、避難など各種訓練を実施する。
- (3) 消火、救助、炊き出し資器材等の整備・保守及び非常食の備蓄を図る。
- (4) 地域内の危険箇所を点検・把握し、地域住民に周知する。
- (5) 地域内の災害時要援護者の把握に努め、災害時の支援体制を整えておく。
- (6) 地域内の企業・事業所との連携・協力について検討する。
- (7) 行政との連携・協力について検討する。

3. 自主防災組織の支援

(1) 自主防災組織の活動環境の整備

自主防災組織を育成し、発災時に効果的な活動をするためには、活動に使用する資器材の配備や各種訓練等を行うための広場、消防水利の確保等環境条件の整備が必要である。町は、軽可搬ポンプ、トランジスターメガホン等の活動用資器材の整備・充実を図る。

(2) 自主防災組織の訓練用資器材整備

自主防災組織は、平素から初期消火訓練、応急救護訓練、避難訓練等の各種防災訓練を活発に行い、発災時の防災活動に必要な知識、技術を習得しておくことが必要である。町は、都と連携し、自主防災組織等が行う各種訓練の充実を図るため、訓練の技術指導や実技体験訓練等を行う上で必要な訓練用資器材を整備する。

(3) 自主防災組織の教育・訓練

自主防災組織の活動の充実を図るため、町は、自主防災組織に対する教育・訓練を支援する。

ア. 教育・訓練の内容

防災に関する知識の普及及び出火防止の徹底、初期消火、救出救護等各種訓練指導、地域内の火災や救助に関する危険箇所や災害時要援護者の把握、組織の役割分担の明確化及び情報連絡体制の確立等

イ. 教育・訓練の方法

防災指導書「初期消火マニュアル」「リーダー用教本・わがまちを守る」の配布、座談会の開催、各種防災訓練の技術指導等

ウ. 防災士資格取得講座等の斡旋

防災士の取得や防災講習会等による防災リーダーの育成に努める

防災組織

地区名	現 状	対 策
小丹波	第1分団第1部	定期的な住民を含めた防災訓練を実施する。
梅 沢	第1分団第1部	定期的な住民を含めた防災訓練を実施する。
丹三郎	第1分団第1部	定期的な住民を含めた防災訓練を実施する。
川 井	第1分団第2部	定期的な住民を含めた防災訓練を実施する。
大丹波	第1分団第2部	定期的な住民を含めた防災訓練を実施する。
棚 沢	第2分団第1部	定期的な住民を含めた防災訓練を実施する。
白 丸	第2分団第1部	定期的な住民を含めた防災訓練を実施する。
大氷川	第3分団第1部	定期的な住民を含めた防災訓練を実施する。
海 沢	第3分団第1部	災害の規模によっては孤立する可能性があるので、災害時の防災組織を準備しておくことが必要。
栃久保	第4分団第1部	定期的な住民を含めた防災訓練を実施する。
大 沢	第4分団第1部	世帯数が少なく消防団員も少ないので、災害時には他の自治会の防災組織の応援を得ることが必要。
日 原	第4分団第1部	災害の規模によっては孤立する可能性があるので、災害時の防災組織を準備しておくことが必要。
南氷川	第5分団第1部	定期的な住民を含めた防災訓練を実施する。
長 畑	第5分団第1部	長畑自治会独自の防災組織を組織することが望ましい。
常 磐	第5分団第1部	定期的な住民を含めた防災訓練を実施する。
境	第5分団第1部	集落が多摩川によって分断されているので、災害時に備え、それぞれの地区ごとで体制を作っておく必要がある。
中 山	第5分団第1部	集落が多摩川によって分断されているので、災害時に備え、それぞれの地区ごとで体制を作っておく必要がある。
川 野	第6分団第1部	集落が奥多摩湖によって分断されているので、災害時に備え、それぞれの地区ごとで体制を作っておく必要がある。
原	第6分団第1部	定期的な住民を含めた防災訓練を実施する。
川 野	第6分団第1部	集落が奥多摩湖によって分断されているので、災害時に備え、それぞれの地区ごとで体制を作っておく必要がある。
留 浦	第6分団第1部	留浦地区及び小留浦地区それぞれ災害時に備え、それぞれの地区ごとで体制を作っておく必要がある。
峰 谷	第6分団第1部	下り地区、峰地区及び奥地区それぞれ災害時に備え、それぞれの地区ごとで体制を作っておく必要がある。

第3節 事業所の自衛消防組織の育成

1. 事業所の役割

事業所は、その社会的責任を果たすため、自らの組織力を活用して次のような対策を図っておくことが必要である。

- (1) 社屋内外の安全化、防災計画や非常用マニュアルの整備など事業活動の継続対策
- (2) 防災資器材や水、食糧等の非常用品の備蓄等従業員や顧客の安全確保対策、安否確認体制の整備
- (3) 組織力を活用した地域活動への参加、自主防災組織等との協力、帰宅困難者対策の確立など地域社会の安全性向上対策

2. 事業所防災体制の充実

(1) 事業所防災計画の作成指導

事業所は、その用途や規模にかかわらず事業所単位に事業所防災計画の作成が義務づけられている。

ア. 防火管理者の選任を要する事業所

消防署は、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画に関する告示で定める次の事項について消防計画に定めるよう指導する。

- (ア) 震災に備えての事前計画
- (イ) 震災時の活動計画
- (ウ) 施設再開までの復旧計画

なお、震災対策条例施行以前に地震対策を盛り込んでいる消防計画については、告示で定める事項と適合するよう見直し、変更の届け出について指導する。

イ. 防火管理者の選任を要しない事業所

小規模事業所については、事業所防災計画の作成資料として「職場の地震対策」及び「事業所防災計画表」を配布し、作成を指導する。

ウ. 防災対策上重要な施設の防災計画

電気、鉄道・軌道及び通信等の防災対策上重要な施設を管理する事業者に対して、事業所防災計画の作成を指導する。

(2) 自衛消防組織

ア. 自衛消防隊の設置

宿泊施設、社会福祉施設など多数の収容人員を有する一定規模以上の事業所は、火災予防条例第55条の5の規定に基づき、自衛消防の活動に必要な人員及び装備を有する自衛消防隊の設置が義務づけられ、事業所の自主防災体制の強化が図られている。さらに、地域が一体となった防災体制を強化するため地域への協力を推進する。

イ. 危険物施設等の防災組織

危険物施設等の防災組織については、「第7章 危険物施設等災害予防対策」による。

(3) 事業所防災訓練の指導

消防署は、事業所の自衛消防組織が、地震時において、迅速、的確な活動を行うため、消防計画又は事業所防災計画に基づく各種防災訓練の指導を推進する。

第4節 各防災組織相互の連携・協調

平素から自主防災組織、事業所自衛消防隊と消防団や災害ボランティアなど、防災組織等が協力して、地域の防災対策の推進と防災知識の普及や防災訓練を行い、また、災害発生時については、相互に連携して被害の軽減を図れるよう、自主防災対策の推進を協議する場を設けて各防災組織の活動の調整を行う。

1. 地域（自主防災組織等）、事業所、ボランティア間相互の連携・協力体制の推進

町は、地域の自主防災組織、事業所、ボランティア等が相互に連携するための協議会の設置や情報連絡体制の確保など、協力体制の推進を図る。

(1) 防災連絡協議会の活動

防災連絡協議会には、総務、救援、調査、輸送、避難所、食糧などの部会を設けて運営することを検討する。協議事項の概要は次のとおりである。

- ア. 防災計画の立案に関する事
- イ. 人命救助救出に関する事
- ウ. 初期消火活動に関する事
- エ. 被害情報の収集に関する事
- オ. 住民への情報伝達に関する事
- カ. 被災者の収容及び避難所の運営に関する事
- キ. 応急救護所設置及び応急救護活動に関する事
- ク. 食糧、緊急救援物資等の輸送・保管及び配給に関する事

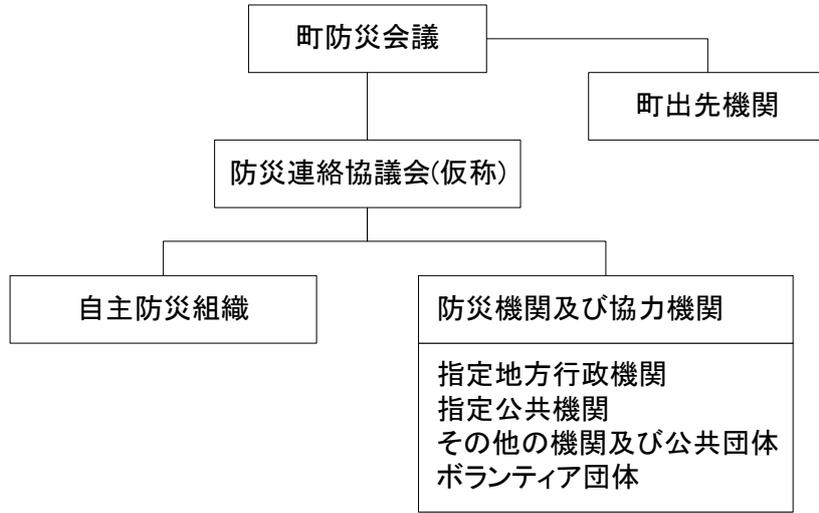
2. 地域コミュニティの活性化

町は、自治会等の体制強化をはじめとした地域コミュニティの活性化対策を図り、地域の防災まちづくりへの積極的な参加等を促すなど地域防災体制の強化を図る。

3. 合同防災訓練の実施

地域の防災体制を確立するため、地域の防災機関、自主防災組織、事業所、ボランティア等の各組織間の連携活動を重視するとともに、地域住民が主体となった合同防災訓練の充実を図る。

災害対策組織図



第5章 火災予防

木造家屋の比率が高い地域では、地震のゆれによる家屋倒壊等の一次災害だけでなく、同時多発的に火災が発生し、延焼するおそれがある。関東大地震や阪神・淡路大震災などの例にみられるように、火災予防対策は重要な課題であり、地震火災に対する対策を樹立することは、震災対策上極めて大きな比重を占めている。

したがって、地震時の出火防止・初期消火を基本とした火災の予防対策について、綿密な計画を定めておく必要がある。

第1節 出火の防止

1. 基本的な考え方

地震発生時には可燃物が火気使用設備・器具自体の付近に転倒、落下、接触するなどにより出火したり、電気火花が漏洩ガスに引火し出火することがある。したがって、地震発生後、速やかに火の元の確認や安全器又はブレーカーを遮断するなど、出火防止のための処理を行うことが出火率を大幅に低減できる。

2. 町民への指導の強化

各家庭における出火防止措置の徹底を図るため、防災教育及び各種指導資器材の整備を推進する。また、実践的な防災訓練を通じて町民の防災行動力の向上を図るとともに、各家庭からの出火や火災の拡大を防止するため、住宅用防災機器等の普及を図る。

(1) 出火防止等に関する備えの主な指導事項

- ア. 消火器の設置、風呂水の汲み置きやバケツの備えなど消火準備の徹底
- イ. 対震自動消火装置付火気器具の点検・整備及びガス漏れ警報器、漏電しゃ断器など出火を防ぐための安全な機器の普及
- ウ. 家具類の転倒、日用品等の落下防止の徹底
- エ. 火を使う場所の不燃化及び整理整頓の徹底
- オ. カーテンなどへの防災品の普及
- カ. 灯油など危険物の安全管理の徹底
- キ. 防災訓練への参加
- ク. 住宅火災警報機（煙・熱感知）、火災安全システムなどの出火を知らせる機器の普及

(2) 出火防止等に関する教育・訓練の主な指導事項

- ア. 起震車を活用した「出火防止体験訓練」の推進
- イ. まず身の安全を確保した後、火を消す習慣の徹底
- ウ. 地震時、火を消すチャンス（①大揺れがおさまった時、③出火した時）の徹底
- エ. 避難等により自宅を離れる場合、電気ブレーカー及びガス元栓のしゃ断確認など出火防止の徹底

オ. ライフラインの機能停止に伴う、火気使用形態の変化に対応した出火防止の徹底

カ. ライフラインの復旧時における電気・ガス器具等からの出火防止の徹底

3. 発災後初期段階の緊急広報

出火防止に係る緊急点検を実施させるため、防災行政無線による一斉放送や広報車による出火防止の広報を図る。

4. 火気使用設備・器具の安全化

火災予防条例に基づき、対震安全装置付石油燃焼機器の普及の徹底、火気使用設備・器具周囲の保有距離の確保、火気使用設備の固定等、各種の安全対策の推進を図ってきているが、これらの対策を継続推進するとともに、適正な機能を保持するため、各種の安全装置を含めた火気使用設備・器具の点検・整備について指導の徹底を図る。

5. 危険物施設等の安全化

危険物施設は、出火のみならず延焼拡大要因ともなることから、次により出火防止や流出防止等の安全対策を推進する。

- (1) 耐震性強化の指導
- (2) 自主防災体制の整備
- (3) 防災資機材の整備促進
- (4) 立入検査の強化等

危険物施設現況

種 類	製造所	貯蔵所	取扱所	合 計
施設数	0	35	21	56

6. 電気設備等の安全化

変電設備や自家発電設備などの電気設備は、東京都火災予防条例に定める位置、構造及び管理に関する基準に基づき、出火防止等の安全対策の推進を図るとともに、耐震化及び不燃化の指導を図る。

7. 化学薬品の安全化

化学薬品の安全化については、昭和 62 年 3 月に火災予防審議会が答申した「地震時における地域別の総合出火危険予測と対策」の提言を踏まえ、次により安全対策を推進する。

- (1) 化学薬品を取り扱う学校、病院、研究所等に対しては、個別的、具体的な安全対策を指導
- (2) 化学薬品等の保管適正化指導

ア. 主な指導事項

- (ア) 化学薬品容器の転倒落下防止措置
- (イ) 化学薬品収納棚の転倒防止措置
- (ウ) 混合混融発火性物品の近接貯蔵防止措置
- (エ) 化学薬品収納場所の整理整頓
- (オ) 初期消火資器材の整備

8. 高圧ガス・有毒物質等の安全化

(1) 高圧ガス保管施設

高圧ガス取扱事業所の震災時の安全性確保のため、消防署は、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成を確認し、未作成の場合は作成を指導する。

(2) 毒物・劇物取扱施設

毒物・劇物取扱施設を有する事業所の震災時の安全性の確保のため、消防署は東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成を確認し、未作成の場合は作成を指導する。

(3) 危険物等の輸送の安全化

石油類、高圧ガスを大量に輸送する場合、走行車両は、転倒、転落防止義務、警戒標識等の表示義務、消火器等防災資材・器具等の携行義務などの規制が行われているが、今後とも、関係官庁による取締りを毎年定期的実施する。なお、危険物積載車両については、常置場所において立入検査を実施し、構造設備等の保安管理等の徹底を図っている。

また、輸送車両の事故を想定した訓練を実施し、保安意識の高揚に努めている。

安全化対策については、次のとおりである。

ア. タンクローリーについては、立入検査を適宜実施して、構造、設備等について、法令基準に適合するよう指導を強化する。

イ. 危険物運搬車両についても、タンクローリーと同様に適宜、立入検査を実施し、安全対策を進める。

ウ. 「危険物の運搬又は移送中における事故時の処置、連絡用資料（イエローカード）」の車両積載を確認し、活用の推進を図る。

9. その他出火防止のための査察指導

大地震が発生した場合、人命への影響が極めて高い病院等の防火対象物及び多量の火気を使用する工場、作業場等に対して立入検査を実施し、火気使用設備・器具等の固定、当該設備・器具への可燃物の転倒・落下防止措置、災害時の従業員の対応要領等を指導し出火防止を図る。

また、その他の事業所や一般住宅等についても、立入検査及び防火診断を通じて同様の指導を行うとともに、地震後の出火防止を徹底するため、安全確保要領について指導する。

給油取扱所（営業用）及び化学反応工程を有する一般取扱所等に対しても立入検査を実施し、これらの施設を保有する事業所に対して適正な貯蔵取扱い及び出火危険排除のための安全対策についての指導を強化する。

さらに、各事業所に対して、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成状況を確認し、作成していない事業所に対しては、計画の作成を指導する。

第2節 初期消火体制の強化

1. 基本的な考え方

(1) 消防用設備等の適正指導

消防用設備が地震時にも機能を十分に発揮し、火災を初期のうちに消火できるよう、耐震措置の指導を進めるとともに、特に、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備等が地震時にも機能するよう指導を強化する。

(2) 初期消火対策に関する研究開発

家庭や事業所における初期消火を確実にを行うため初期消火対策に関する研究の推進及び各種資機材の普及に努める。

ア. 街頭消火器の設置

イ. 家庭への消火器具、住宅火災警報機及び火災安全システムの普及

ウ. 町民及び事業所の火災警戒及び初期消火体制の充実強化

エ. 消防設備の耐震化

2. 町民、事業所の自主防災体制の強化

(1) 町民の防災行動力の向上

一世帯に最低1名が自信をもって災害に対応できるよう、初歩から段階的に体験できるような訓練の推進、災害時要援護者を含めた地域ぐるみの防災行動力の向上を図る。

(2) 事業所の自主防災体制の強化

防災計画の作成の推進、各種訓練等を通じた防災行動力の向上、自主防災体制の強化、事業所相互間の協力体制の強化、防災市民組織等との連携強化、地域との協力体制づくりを推進する。

第3節 火災の拡大防止

(1) 基本的な考え方

出火防止及び初期消火の徹底を図るとともに、木造建築物が密集した地域など、火災による被害が予想される地域を中心に、人命の安全確保に重点を置いた消防体制の

整備を進めることが重要である。

(2) 対策

ア. 消防活動体制の整備強化

平常の消防力を地震時においても最大限に活用するため、地震被害の状況に即した対策計画を樹立し、有事即応体制の確立を図っている。

また、地震時による多発する救助活動や消火活動に迅速に対応するため、奥多摩消防署においては、救助用資器材を積載し、ポンプ隊を「救助隊」として運用している。

奥多摩消防署の現有消防車両等

ポンプ車	救急車	その他の車両	合計
2	2	5	9

イ. 消防水利の確保

消火活動上重要な消防水利施設については、計画的な配備・維持管理が求められる。

(ア) 消防水利の整備については、消防水利の基準（昭和 39 年 12 月消防庁告示第 7 号）により消火栓のみに偏ることのないよう考慮することと規定されており、消火栓以外に活用可能な水利を整理・把握するとともに、現在使用が困難な水利についても使用可能となる方策について検討する。

(イ) 消防水利及び消防資器材の未整備地区を重点的に整備する。

ウ. 装備資機（器）材の整備

地震時において、常備消防力を最大限有効に活用するため、震災の態様に応じた資機（器）材を整備する。また、自主防災組織、地域住民も消防隊用救助資器材を使用できるよう計画している。

エ. 消防活動路等の確保

震災時においては、建物、電柱等の倒壊により消防車両等が通行不能になることが予想されることから、消防活動路を確保するため、民間から借り上げる特殊車両の確保、幹線的道路の拡幅、U字溝等の暗きょ化、コーナー部分の隅きり整備などを関係機関と検討するとともに、震災消防活動が効果的に行えるよう交通規制等について警察署と協議するなど、消防活動路等の確保に努める。

オ. 消防活動が困難な地域の対策

震災時には、道路の狭隘に加え、道路周辺建物等の倒壊、断水、延焼拡大等により消防活動が著しく阻害される区域が発生することが予想される。

このため、道路の拡幅、防火水槽等の充実、消防隊用可搬ポンプの活用、消防団体制の充実等の施策を推進するとともに、地域別延焼危険度の測定結果や地震時に

おける焼け止まり効果の測定結果等を活用し、防災都市づくり事業等に対して消防活動の立場から意見反映を図り、消防活動が困難な区域の解消に努める。

カ. 地域防災体制の確立

地震時には、火災や救助・救急事象が同時に多発し、また、様々な障害の発生により、円滑な消火活動が実施できなくなることが予想されることから、地域における防災体制を早期に確立し、火災の拡大防止を図る必要がある。

このため、自主防災組織と事業所等との連携体制の整備、消防機関、災害時支援ボランティア、防災町民組織及び事業所の自衛消防組織等、組織間の連携促進を目的として合同防災訓練の実施を推進する。

消防施設及び消防資器材

自治会名	消防施設						消防資器材				
	消火栓数	防火水槽			プール	器具置場	消防団機械	消防団員数	積載車	ポンプ車	可搬ポンプ
		100m ³ 以上	40~100m ³ 未満	20~40m ³ 未満							
川井	42		10		1	1	45	1		2	
大丹波	21	1	6			1		1		2	
梅沢	10		3			1	41			2	
丹三郎	18		7			1		1			
小丹波	35	1	13	1	1	1	53		1	2	
棚沢	41		15	1		1		1	1	2	
白丸	16		7	1		1	59	1		2	
大氷川	31		9	1	1	1		1	1	2	
海沢	21		12			1	48	1		2	
常磐	18		9	1		1			1	1	
長畑	10		5			1					
南氷川	9		6			1	45			3	
境	13		10			1		1			
中山	10		4	1		1	45		1	3	
栃久保	18		7	2		1		1			
大沢	5		5	1			34	1		2	
日原	12	1	7	0				1			
原	21		2	1			34	1		4	
川野	10		9	4		1			1		
留浦	6		5				34			4	
峰谷	11		11		1			1			
合計	378	3	162	13	4	16	325	10	6	31	

奥多摩消防署が水利番号を取得している消防水利に限り計上した。

第6章 情報収集・伝達体制の整備

大規模地震が発生した場合、通信施設の損壊・伝送路の切断又は焼失、商用電源の停止等による物理的損害による通信不能が発生するほか、主として通信量の急増による輻輳及び輻輳を回避するために行なわれる発信規制のため通信不能が発生することが予測される。

また、通信設備の運用について、職員の不慣れから発生する通信不能も予測される。こうした場合、防災機関においても情報不足となり、内部相互間の情報伝達だけでなく、避難住民への正確な情報の提供ができなくなる場合も起こり得る。

このような状況を踏まえて、大規模地震が発生した場合にも機能しうる伝達体制を確保するには、通信網の整備、耐震性、多ルート化等のハード面の整備はもとより、これらの設備を日常業務で運用して通信業務に慣れさせるなどのソフト面の充実を図り、災害に強い情報通信ネットワークを構築する。

第1節 通信施設の整備

通信施設の整備にあっては、町の規模や特性に応じたシステムを整備する必要があるが、各種の通信施設を有機的に機能させる配慮が求められる。

震災時のパニックの発生を防止するには、迅速かつ確かな情報の伝達を図ることが必要であり、この中で通信の果たす役割は非常に大きい。このため、震災による通信施設の被害を最小限に防止するため、通信設備及び付帯設備の防災設計（耐震・耐火・耐水設計等）を実施するとともに、通信施設が被災した場合においても応急の通信が確保できるよう通信設備の整備を行う。

1. 有線通信施設

機器の転倒防止、非常電源・燃料確保等の耐震性の向上を図る。また、大幅な通信の輻輳の影響を受けない専用回線網の整備を図るとともに、加入電話回線については、重要回線を災害時の優先電話として指定する。

2. 無線通信施設

機器の転倒防止、非常電源・燃料確保等の耐震性の向上を図る。

3. 防災行政無線等の整備

災害時における地域の情報収集・連絡体制の充実を推進するため、防災行政無線や地域防災無線の整備を図る。整備に当たっては、町の統制局を中心として、情報の種類に応じた系統の無線回線網（移動系、同報系等）で構成する。

4. データ収集網の整備

気象・震度観測装置等を整備し、詳細な地域データの収集に努めるとともに、国及び都から気象情報、地震情報等の情報を受ける通信網の整備を図る。

5. 伝送路・回線のバックアップ対策

幹線のループ化、多ルート化、可搬型地球局、衛星車載局等の無線を活用したバックアップ対策を図る。

6. 施設の停電・耐震対策、維持管理

- (1) 通信設備に適した無停電電源装置、蓄電池等の非常電源を付置するとともに、受電系統の2ルート化等の対策を講ずる。
- (2) 電気通信設備、建築物等構造物の耐震対策を講ずる。
- (3) 機器・配線等の定期的な点検整備を行う。

7. 衛星携帯電話設置場所

		配備施設	配備場所	衛星携帯電話番号
町役場	1	奥多摩町役場	氷川 215 番地 6	090-2255-6621
	2	奥多摩町保健福祉センター	氷川 1, 111 番地	090-4528-2933
	3	奥多摩文化会館	小丹波 82 番地	090-4530-5527
地域集会施設	4	大丹波会館	大丹波 122 番地の 1	090-4533-1556
	5	大沢生活改善センター	日原 198 番地の口	090-4537-4130
	6	日原生活館	日原 760 番地	090-4545-5545
	7	原生活館	原 268 番地の 2	090-4546-7371
	8	留浦生活館	留浦 619 番地の 1	090-4549-4965
消防団分団本部	9	峰谷生活館	川野 529 番地の 1	090-4596-5335
	10	第 1 分団第 1 部詰所	小丹波 156 番地 1	090-4597-2107
	11	第 2 分団第 1 部詰所	棚沢 407 番地	090-4620-4880
	12	第 3 分団第 1 部詰所	氷川 278 番地	090-4621-0046
	13	第 4 分団第 1 部詰所	氷川 1, 510 番地	090-4624-0979
	14	第 5 分団第 1 部詰所	氷川 952 番地 10	090-4625-4715
	15	第 6 分団第 1 部詰所	川野 261 番地 2	090-4627-1406

第7章 危険物施設等災害予防対策

危険物施設等は、今日の産業構造の変化により、各施設とも取扱量は増大し、貯蔵タンク及び施設については大型化が進んでいる。地震動や液状化によりその施設が損傷すると、飛散、漏えい、爆発、火災などにより、周辺住民のみならず広範囲にわたる被害をもたらすおそれがある。

近年の震災においては、大きな被害に至らなくとも、地盤被害の影響によるタンクの不等沈下や配管の損傷、歩廊橋の損傷、スロッシングなどが発生しており、これらは、条件によっては二次災害を引き起こしかねないものである。また、学校における少量の危険物、毒・劇物や薬品についても転倒・落下により火災発生の危険がある。

したがって、町においては危険物施設等の現況を事前に把握するとともに、法令上の基準の遵守及び施設・設備等の耐震化に関する指導の徹底並びに自衛消防組織による訓練等の充実や防災関係機関との連携方策などについて定めておく。

第1節 施設の安全指導

消防法等の関係法令に基づき、立入検査等を実施し、法令上の技術基準への適合について指導を行う。また、あらゆる機会を通じて自主的な点検等についても指導を行い、そのための指導計画を定めておく。

タンクローリーについては、一斉査察を年2回以上実施して、構造、設備等について、法令基準に適合するよう指導を強化する。危険物運搬車両についても、タンクローリーと同様に一斉査察を実施し、安全対策を進める。

第2節 保安教育及び訓練の実施

1. 高圧ガス保管施設

立入検査等の機会をとらえて、次により指導を実施する。

- (1) 出火防止
- (2) 漏えい、流出防止
- (3) 災害発生時の任務分担
- (4) 被害状況の把握、情報収集
- (5) 避難場所、避難方法

2. 毒物劇物取扱施設

立入検査等の機会をとらえて、次により指導する。

- (1) 出火防止
- (2) 漏えい、流出防止
- (3) 災害発生時の任務分担
- (4) 被害状況の把握、情報収集
- (5) 避難場所、避難方法

第3節 自衛消防組織の充実

危険物施設は、災害が発生した場合、周囲に及ぼす影響が大きいこともあり、事業所の自主防災体制の強化及び相互間の応援体制を確立するものとし、消防署では、消防法等に基づき、自衛消防組織の結成を指導している。

第4節 施設の耐震化の促進

奥多摩消防署は、事業所の管理者に対し、消防法等関係法令に基づく、構造、設備基準の遵守はもとより、設置地盤の状況についても調査し、耐震性の向上に努めるよう指導する。

第5節 学校等の対策

学校には、規制量以下の少量の危険物、毒・劇物や薬品が保管されている場合があるが、これらは、地震動で転倒・落下し、混触や酸化により発火し、火災を発生させるおそれがある。したがって、奥多摩消防署は、これらの施設の管理者に対する防災指導を行う。

第8章 土砂災害予防

近年の都市化の進展に伴い、緩斜面への宅地建設、急斜面を人工的に切取り、谷を埋めた宅地開発が行われ、これらの地域では、地震による斜面崩壊等の被害も発生している。そのため、このような土砂災害を予防するための計画が必要である。

第1節 土砂災害防止法への対応

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）」が平成13年4月1日に施行されたことに伴い、土砂災害防止対策の推進を図るために、都は、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域をあらかじめ明らかにし、当該区域において一定の開発行為を制限するほか、建築物の構造規制等を行うこととしている。

都は町内において、890箇所の土砂災害警戒区域等を指定しており、町は警戒避難体制に関する事項を定め、必要な事項を住民に周知する。

平成23年3月31日現在、奥多摩町内において指定されている土砂災害警戒区域等は、土石流153箇所、急傾斜地の崩落（がけ崩れ）727箇所、地すべり10箇所、合計890箇所である。

資料編：土砂災害警戒区域等の箇所数・分布図

第2節 災害危険箇所の現況把握

1. 急傾斜地の安全化

(1) 土砂災害警戒区域等（急傾斜地の崩壊）の現況

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律は、傾斜度が30度以上ある土地を急傾斜と定め、このうち、高さ5m以上で、一定の要件をみたすものを、土砂災害防止法に基づき土砂災害警戒区域等（急傾斜地の崩壊）に指定している。そして、その一部を急傾斜地崩壊危険区域に指定している。

(2) 急傾斜地の安全化対策

町では、土砂災害警戒区域等（急傾斜地の崩壊）のうち、危険度の高いものから順次、急傾斜地崩壊危険区域の指定を都に申請しており、これまで3箇所の区域を指定し法面工事等の安全対策が実施された。

2. 地すべり地の安全化

地すべり等防止法では、地すべり等による被害を除却又は軽減するため主務大臣（国土交通大臣又は農林水産大臣）は、都道府県知事の意見を聞いて地すべり防止区域の指定ができるとしている。

都は、土砂災害防止法に基づき土砂災害警戒区域等（地すべり）を指定した箇所のうち、緊急性の高いものから順次、地すべり防止区域の指定申請を行っている。町内

には4箇所の地すべり防止区域が指定され、地すべり防止工事が実施された。

なお、東京都管内では建設局の所管する地すべり地を除き危険箇所は存在しない。

3. 山地災害危険地の安全化

近年、台風、集中豪雨、地震等に伴い、激甚な山地災害が多発し、人命財産に甚大な被害を与えている。このような実態にかんがみ、都が治山治水緊急措置法に基づく林野庁長官通達により、平成8年度に、山腹の崩壊、崩壊土砂の流出等が現に発生し又は発生する危険のある森林及び原野であって、その危害が人家・公共施設に直接及ぶおそれのある山地災害危険地区を崩壊土砂流出危険地区・山腹崩壊危険地区・地すべり等発生危険地区の三種に区分して調査を行っている。

これらの調査を踏まえて、都は治山工事を計画的に推進するとともに、町は、人命保護の立場からこれらの危険地区の周知を図り、警戒避難体制の確立等災害の軽減防止に努める。

奥多摩町管内における山腹崩壊危険地区は181箇所、崩壊土砂流出危険地区は112箇所が指定されている。

4. 土石流のおそれがある箇所の安全化

土石流による土砂災害は、一瞬にして生命、財産を奪い、更に土砂流出による国土の荒廃及び洪水の発生をもたらす。町は、土砂災害防止法に基づき指定された土砂災害警戒区域等（土石流）を住民に周知するとともに、警戒避難体制を確立し、情報の収集・伝達、防災意識の普及及び防災活動の実施に努める。

第3節 町民への周知等

地震発生時にはできるかぎり速やかに土砂災害警戒区域等から避難するよう、平時より住民に対し周知しておくとともに、危険地区の住民又は土地所有者に対し防災措置についての助言指導を行い、また、必要に応じて防災措置に関する融資制度等を設けるものとする。

また、地震発生後に経年変化によって二次的な土砂災害が発生するおそれもあることを十分に地域住民に避難地、避難路と併せて周知しておく。

第9章 建築物等災害予防

地震による建築物被害は、倒壊や損傷により使用不能に陥るなどの建築物本体の被害とともに、家具の転倒、非構造材の破損落下による被害、ブロック塀等の倒壊被害など広範囲に影響を及ぼす。建築物の被災は人的被害の発生をもたらすばかりでなく、地震火災の発生源となることから、その耐震性の確保は重要である。

特に、災害時の拠点施設や避難施設となる建築物については、緊急対応、消火、救助救護、避難対策を実施する上で重要度が高いため、高い耐震性を有することが求められる。

第1節 建築物の耐震診断・改修

1. 公共建築物の耐震診断

都は、大地震時に消火・避難誘導及び情報伝達等の防災活動の中心となる消防署、警察署その他の官公庁建築物及び緊急の救護所又は被災者の一時滞在施設となる病院・学校等について、耐震診断を実施し、その結果に基づき、順次、補強・改築を進めている。

2. 耐震改修促進計画による耐震診断・改修の促進

都は、昭和56年に施行された現行の耐震基準以前に建てられた建築物（以下「既存建築物」という。）について、耐震診断・耐震改修を計画的かつ総合的に推進するために、平成24年3月に東京都耐震改修促進計画を策定し、建築物の耐震化の現状や目標のほか、基本的方針や施策の方向性などを定め、耐震化に取り組んでいる。

都は、上記計画に基づき、公共・民間の既存建築物について台帳を整備し、この台帳を基に、耐震診断・改修の促進を図っている。

町は、上記計画を基に、多摩建築指導事務所と協力して、耐震改修促進計画を作成し、計画的に耐震診断・改修を促進していく。

3. 町立学校の改築・補強

町は、震災時における児童生徒等の安全確保と町民の一時滞在施設等としての機能を確保するため、老朽校舎及び耐震性に問題のある校舎の改築・補強を行ってきた。

4. 清掃施設の耐震診断

震災時に発生する膨大なごみを円滑に処理するため、清掃工場やごみ中継所などのプラント設備等に係る耐震診断を計画的に実施する。

5. 民間建築物の耐震診断

民間建築物の耐震診断については、所有者又は使用者が行うことが原則である。町は、関係機関の協力を得て、民間自身による耐震診断の実施が進むよう、普及啓発の強化に努める。

第2節 建築設備対策

空調設備、給排水設備、消防設備等の建築設備についても、耐震診断と耐震補強の促進を図るため、所有者、管理者等に対して、知識の普及に努める。特に、変形追従性が問題であり、建築物内での対策とともに敷地と建築物との接続部分についても耐震措置を指導する。

第3節 ブロック塀、自動販売機等の倒壊防止対策

ブロック塀、石塀の倒壊は、人的被害とともに道路閉塞の原因となり救助、復旧活動に大きな影響がある。その耐震性の向上は重要な課題であり、施工管理の徹底や実態を把握して危険性のあるものについては補強措置の指導とともに生垣化などへの助成措置を講じる。また、自動販売機についても、固定措置など必要な地震防災対策を推進する。

1. ブロック塀等の安全化

(1) 危険ブロック塀等の改善指導

建築基準法に定める技術基準を充たさないブロック塀は、地震の際に倒壊しやすい。このため、町は、多摩建築指導事務所と協力して、主に避難道路及び通学路沿い等のブロック塀の実態調査を実施し、危険なものについて必要な補強を行うよう改善指導を行っていく。また、新たにブロック塀を設置する者に対しては、配筋や基礎の根入れ等について、建築基準法の規定を遵守した構造とするよう指導していく。

(2) 既設のブロック塀等の生垣への転換

地震時のブロック塀・石塀等の倒壊による被害を防止するためには、既設のブロック塀・石塀等の生垣への転換や、建築物の新設に際して生垣等を設置することが重要である。このため、町は庁舎等町有施設の接道部緑化を進めるほか、民間生垣助成など接道部緑化事業を推進する。

2. 自動販売機の転倒防止

(1) 町・都

道路に設置する自動販売機は、道路の有効幅員を狭め、通行の阻害要因となることなどから道路管理上支障となるため、設置を認めていない。このため、違法に占用されたものについては、設置者及び自動販売機業者に対して、撤去指導を行っている。今後とも、道路上での違法占用を道路パトロール等で発見した場合には、速やかに撤去を行うよう指導する。

(2) 関東経済産業局

経済産業省では、自動販売機の管理責任を明確にするため、自動販売機に管理者の名称、所在地、電話番号等を記した統一ステッカー（昭和50年11月10日、大蔵

省、厚生省、農林水産省、通商産業省 4 省が共同で制定) の貼付を指導している。

また、「JIS B 8562 自動販売機の据置基準」(昭和 54 年 12 月 1 日通商産業大臣制定、平成 8 年 7 月 1 日改正) の普及・啓発のため、毎年 10 月を自販機月間(昭和 55 年度から実施、平成 3 年度から名称変更)として、パンフレット、ポスター等の作成、説明会・講習会の開催等により、同基準の業界への周知徹底を図っている。

第 4 節 窓ガラス、看板等の落下防止対策

1. 窓ガラス等落下物の安全化

都は 3 階建以上の建築物の窓ガラス等落下物の地震に対する安全性を確保するため、昭和 55 年度から平成 2 年度にかけ、避難道路沿い及び都市計画で定める容積率 400% 以上の区域にある建築物について調査を実施し、落下のおそれのあるものに対しては改修指導を行っている。都の調査では町内に該当する建築物が存在しなかったが、今後とも、町は、関係機関と協力し、落下物の安全確保に努める。

2. 屋外広告物に対する規制

地震の際、広告塔・看板等の屋外広告物が脱落し、被害をもたらすことが予想される。このため、都は東京都屋外広告物条例及び道路法に基づき、設置者に対し、設置の許可申請及び設置後の維持管理に際し、改善指導を行っている。

今後とも震災対策の観点から、長期継続広告物のうち、規模の大きいものについては、屋外広告物管理者を設置させるなど、指導の強化を図る。

第 5 節 家具等転倒防止計画

家具の転倒防止には、家具を固定する、造りつけ家具にするなどの方法があるが、固定するには建物壁体等の下地に支持強度が必要であるため、現実には取付けが困難な場合もある。このため、高齢者・障害者の保護などからみて、家具の固定方法を考慮した設計を推奨するとともに、高齢者や障害者がいる世帯を対象にした家具等の固定を行う補助制度等を検討する。

また、「重い物を積み重ねない」、「なるべく低い家具で揃える」といったことも被害軽減には有効であり、防災知識の一つとして町民への周知を行う。

第 6 節 コンピュータの安全対策

地震発生後の緊急対応やその後の復旧対応を迅速に進めるためには、行政機能支援システムの早期稼動が不可欠である。このため、行政機関が保有するコンピュータ及び行政デジタル情報の安全対策基準を作成し、必要な措置を講じる。また、事業者等に対しても安

全対策の実施についての啓発、指導を行う。

1. データ保護対策
2. 非常用電源対策
3. 転倒・落下防止対策
4. 漏水対策
5. 火災対策

第7節 文化財の保護

文化財に対する予防対策として、次のようなことが考えられる。これらを所有者等に指導する体制を構築する必要がある。

1. 耐震対策

(1) 建造物

- ア. 日常的な点検を徹底し、柱や梁の腐朽や蟻害、瓦の損傷などを早期に発見し速やかに修理する。
- イ. 屋根については、葦土の配置や防水対策の考慮等により、文化財保護上支障のない範囲に軽量化を図る。
- ウ. 文化財の価値を損なわずに耐震のための設備や補強を行うことが必要なため、大規模修理等の際に、伝統的補強工法を含め耐震対策を考慮した工法を取り入れるなどの工夫をする。

(2) 美術工芸品

- ア. 文化財の価値を損なうことのないよう、文化財保存科学の専門家などの指導を受け転倒・転落防止の措置を講ずることが望ましい。
- イ. 文化財周辺の機械、器具等の落下防止策を講じる。

(3) 史跡・名勝

- ア. 地域内の建築物・土塀等の構築物については、建造物の場合と同様に、日常的な点検の徹底により、早期の補修に努める。
- イ. 石灯籠等倒壊の危険のあるものについては、倒壊しないように工夫したり、転倒した場合でも破損しないようにその周囲の環境整備を配慮する。

2. 火災対策

- (1) 防火管理者の選任、消防計画の作成など、自主防火管理体制を充実させる。
- (2) 関係者による自衛消防隊の結成や近隣の住民による自主消火協力体制を構築する。
- (3) 消防用設備等の防災施設を設置する。法的に設置が義務づけられているもののほか、建物規模・構造等を考慮したうえ、必要な設備の設置を指導する。

- (4) 指定美術工芸品等以外の幕・カーテンその他これらに類するものには防災処理を施す。
- (5) 文化財の周辺をたき火又は喫煙制限区域に指定し、出火防止の徹底を図る。

3. 文化財防災対策連絡会等の開催

都、市町村その他関係機関による文化財防災対策連絡会等を定期的に行き開催し、文化財防災について連絡・調整を図るとともに、情報を交換し、広い視野で文化財保護に対する諸問題に対処する。

4. 補助金及び融資

国・都の補助金以外に文化財の防災事業に対する町独自の補助金制度及び融資制度の枠の拡大について配慮する。

第10章 生活関連物資等の確保

大規模災害では、町、個人、企業・団体、ボランティア、近隣の市町村から飲料水、食糧、生活関連物資が提供され、被災者支援が行われることとなる。これらの支援を迅速かつ的確に実施するため、被害想定等に基づき被災者の数、地域特性等を考慮した物資の確保計画を定める。

第1節 町による備蓄

1. 飲料水、食糧等の備蓄状況の把握

町は備蓄している物資の品目、量、保管場所について把握することはもちろんのことであるが、都、近隣市町村との情報交換を行い、常に飲料水、食糧等の生活関連物資の備蓄状況について把握を行う。更新等があればその都度関係機関へ周知する。

2. 備蓄倉庫の整備計画

避難場所等震災対策上重要な地域を重点とした備蓄倉庫の整備計画を関係機関による十分な連携のもとに推進する。備蓄倉庫の整備にあたっては、物資を一箇所に集中して備蓄し、その地域が大きな被災を受けた場合、備蓄倉庫が破壊され、備蓄品が使用できない可能性や孤立化した集落等へ物資を配送できなくなることもあることから、分散備蓄に配慮する。

奥多摩町防災備蓄倉庫

No.	設置位置		委託団体
1	川井 156 番地の 4	川井生活館	川井自治会
2	大丹波 148 番地 1	大丹波国際釣場第 3 駐車場横	大丹波自治会
3	梅沢 102 番地	梅沢ゲートボール場	梅沢自治会
4	丹三郎 117 番地の 1	丹三郎スポーツ広場	丹三郎自治会
5	小丹波 501 番地	小丹波コミュニティセンター	小丹波自治会
6	棚沢 442 番地 2	熊野神社	棚沢自治会
7	白丸 73 番地	白丸生活改善センター	白丸自治会
8	氷川 178 番地の 1	氷川コミュニティセンター	大氷川自治会
9	氷川 954 番地の 1	常磐生活改善センター	常磐自治会
10	氷川 737 番地	長畑生活館	長畑自治会
11	氷川 1,371 番地 1	南氷川生活館先	南氷川自治会
12	氷川 1,806 番地の 1	栃久保自治会館	栃久保自治会
13	日原 198 番地のロ	大沢生活改善センター	大沢自治会
14	日原 768 番地の 3	日原スポーツ広場	日原自治会
15	海沢 779 番地	海沢生活館	海沢自治会
16	境 353 番地	境集会場	境自治会
17	境 871 番地の 1	旧道所分校	中山自治会
18	原 73 番地	熱海中継ポンプ場横	原自治会
19	川野 261 番地の 1	川野生活館	川野自治会

No.	設置位置		委託団体
20	留浦 619 番地の 1	留浦生活館	留浦自治会
21	川野 529 番地の 1	峰谷生活館	峰谷自治会
22	棚沢 810 番地 1	第 2 分団第 1 部坂下器具置場手前	棚沢自治会
23	小丹波 911 番地	寸庭集会所	小丹波自治会
24	氷川 940 番地	奥多摩町登計原山村広場運動公園	
25	留浦 1, 237 番地	旧小河内小学校	
26	氷川 278 番地	氷川小学校	
27	氷川 760 番地	氷川中学校	
28	小丹波 75 番地	古里小学校	
29	川井 594 番地	古里中学校	
30	第 1 分団第 1 部詰所地下	町備蓄庫	

3. 食糧、生活必需品等の備蓄

(1) 地域特性、季節性に配慮した備蓄

避難生活に必要な食糧、生活必需品は、地震発生時間（季節）、場所（市街地、集落）等の諸条件によって大きく異なる。このため、避難施設の立地状況、交通状況、町内の産業・経済の活動状況などの地域特性、季節性にも着目して、食糧、生活必需品等の備蓄計画を検討する。

(2) 災害時要援護者に配慮した備蓄

高齢者・乳幼児・傷病者等に配慮した食糧、生活必需品等の備蓄を行う。

(3) 応急対策要員の食糧等の備蓄

避難者用に加え、応急対策を実施する職員のための飲料水・食糧等についても備蓄する。

第 2 節 町民による備蓄

大規模災害において、町が発災直後から避難者に飲料水、食糧等を提供することは難しい。このため、町は町民に対して、「各人が必要な当座の飲料水、食糧等については、自分達で確保しておく」ことを指導、啓発する。

また、最低限の水（1人当たり1日2～3リットル程度）と食糧、衣類、常備薬・携帯ラジオ等は、避難に際して非常持出品として持参できるよう広報するとともに、防災訓練、町内会活動等の場を利用して町民に周知徹底する。

第 1 1 章 避 難

地震時には、建物倒壊、火災の延焼拡大、土砂災害等により、住民の避難を要する地域が数多く出現することが予想される。これらの危険地域の住民を安全な場所へ避難させることにより、人的被害の発生を未然に防止し、また、倒壊、焼失等により住居を失った被災者を収容、保護するため、住民の避難について適切な計画を策定しておく。

なお、避難計画の立案に当たっては、町民はもとより、勤労者、観光客等の外来者の安全避難の確保にも留意すべきであり、特に発災時に外来者等が遅滞や混乱なく避難できるように避難誘導標識の設置等の対策を平素から十分に進めておく。

第 1 節 避難場所、避難所、避難路等の現況

1. 広域避難場所

施設名	所在地	電話	運動場面積m ²	収容人員
古里小学校 校庭	小丹波 75	85-2016	5,567	2,783
古里中学校 校庭	川井 594	85-2255	26,395	13,197
氷川小学校 校庭	氷川 278	83-2514	16,348	8,174
氷川中学校 校庭	氷川 760	83-2156	9,217	4,608
登計原山村広場運動公園	氷川 940	83-3598	15,100	7,550
旧日原小学校 校庭	日原 768-ロ		2,340	1,170
旧小河内中学校 校庭	留浦 1237	86-2228	926	463
合 計			75,893	37,945

収容人員は、2m²/人で算定

2. 避難所（施設）

施設名	所在地	電話	施設面積 m ²	収容人員	
				一時	長期
川井生活館	川井 156-4	85-1224	95	48	16
沼沢集会所	川井 290-24	85-1545	51	26	9
大丹波会館	大丹波 122	85-1071	132	66	22
梅沢コミュニティセンター	梅沢 106-ロ	85-2001	98	49	16
丹三郎生活館	丹三郎 180	85-1577	119	60	20
小丹波コミュニティセンター	小丹波 501	85-2085	145	73	24
寸庭集会所	小丹波 911		55	28	9
旧小丹波生活館	小丹波 472-2	—	152	76	25
小丹波上集会所	小丹波 279-6	—	72	36	12
古里小学校	小丹波 75	85-2016	校舎 3,353 体育館 653	2,003	668
奥多摩文化会館	小丹波 82	85-1618	1,920	960	320
古里中学校	川井 594	85-2255	校舎 2,664 体育館 760	1,712	571
棚沢コミュニティセンター	棚沢 409	85-2332	110	55	18
白丸生活改善センター	白丸 73	83-8099	96	48	16
海沢自治会館	海沢 779-4	83-8123	148	74	25

施設名	所在地	電話	施設面積 m ²	収容人員	
				一時	長期
氷川小学校	氷川 278	83-2514	校舎 3,586 体育館 668	2,127	709
氷川中学校	氷川 760	83-2156	校舎 2,461 体育館 640	1,550	517
福祉会館	氷川 190-㍑	83-3855	1,682	841	280
氷川コミュニティセンター	氷川 178-1	83-2169	417	209	70
長畑生活館	氷川 737	83-8121	109	55	18
南氷川生活館	氷川 1371	83-8181	135	68	23
常磐生活改善センター	氷川 954-1	83-8029	114	57	19
栃久保自治会館	氷川 1806-1	83-8113	114	57	19
大沢生活改善センター	日原 198-㍑	83-8860	96	48	16
旧日原小学校	日原 768-㍑	—	校舎 896 体育館 488	692	231
日原生活館	日原 760	83-2103	225	113	38
境生活館	境 11-1	83-8155	106	53	18
境集会所	境 353	—	99	50	17
中山生活館	境 871-1	86-2630	118	59	20
原生活館	原 268-2	86-2827	168	84	28
坂本コミュニティセンター	留浦 1252	86-2230	59	30	10
川野生活館	川野 261-1	86-2816	187	94	31
留浦生活館	留浦 619-1	86-2515	114	57	19
旧小河内小学校	留浦 1237	86-2027	1539	770	257
旧小河内中学校	留浦 1237	86-2228	校舎 1,067 体育館 640	853	285
峰谷生活館	川野 529-1	86-2660	152	76	25
峰生活改善センター	留浦 891	—	77	39	13
奥生活改善センター	留浦 1977-8	—	49	25	8
合計			26,629	13,321	4,442

※ 各施設への避難は、土砂災害の発生のおそれがないこと等、施設の安全を確認したのちに利用する。

収容人員は、一時：2m²/人、長期：6m²/人 で算定

3. 避難路

避難所へ至る主要な避難路については、地域住民の安全な避難を確保するため、必要な整備を推進する。

避難所	避難所までの主な避難路
川井生活館	国道 411
沼沢集会所	国道 411→林道熊沢線
大丹波会館	都道 202 上成木川井線
梅沢コミュニティセンター	主要地方道 45 奥多摩青梅線→町道 0105
丹三郎生活館	主要地方道 45 奥多摩青梅線→町道 1030
小丹波コミュニティセンター	国道 411→町道 1043
寸庭集会所	主要地方道 45 奥多摩青梅線→丹三郎寸庭林道

避難所	避難所までの主な避難路
旧小丹波生活館	国道 411→町道 0107→町道 0205
小丹波上集会所	国道 411
古里小学校	国道 411
奥多摩文化会館	国道 411
古里中学校	国道 411→町道 0103→町道 0104
棚沢コミュニティセンター	国道 411→町道 0112
白丸生活改善センター	国道 411→町道 0113→町道 1094
海沢自治会館	都道 184 奥多摩あきる野線
氷川小学校	国道 411→町道 0116
氷川中学校	都道 184 奥多摩あきる野線
福祉会館	国道 411→町道 0116
氷川コミュニティセンター	国道 411
長畑生活館	国道 411
南氷川生活館	国道 411
常磐生活改善センター	国道 411
栃久保自治会館	都道 204 日原鍾乳洞線
大沢生活改善センター	町道 0118→町道 2094
旧日原小学校	都道 204 日原鍾乳洞線→町道 2113
日原生活館	都道 204 日原鍾乳洞線
境生活館	国道 411
境集会所	町道 0219
中山生活館	国道 411
原生活館	国道 411
坂本コミュニティセンター	町道 0120
川野生活館	国道 411→町道 0121
留浦生活館	国道 411→町道 0122
旧小河内小学校	町道 0120
旧小河内中学校	町道 0120
峰谷生活館	町道 0223
峰生活改善センター	町道 0223
奥生活改善センター	林道奥沢線→農道奥線

第2節 避難所、避難路等の周知

1. 避難所、避難路等の周知

大地震時には、極めて混乱した状況の中で大量の住民等の避難が必要となる事態が予想される。このため、避難活動が円滑かつ的確に行われるよう、平時から次の対策を実施し、避難所、避難路等の周知徹底を行う。

- (1) 避難誘導標識及び避難所等の案内板の設置
- (2) 夜間照明設備等の整備
- (3) 「防災マップ」の配付
- (4) 広報活動、訓練等を通じて周知等

2. 災害時要援護者への周知

- (1) 外国人への周知
 - ア. 避難誘導標識及び避難所等の案内板への外国語の併記
 - イ. 外国語版「防災マップ」の配付
- (2) 観光客への周知
 - ア. 観光施設への避難所等の案内板の設置

第3節 避難所、避難路等の整備

1. 危険箇所の整備

避難所周辺、避難路沿道等の土砂災害警戒区域等(急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり)を把握し、関係機関に対して危険箇所の整備を要請する。

2. 災害時要援護者向け避難所等の確保

避難所となる施設については、段差の解消、手すりの設置等の高齢者、障害者等に使用しやすい設備を優先的に充実させる。また、社会福祉施設等の協力を得て、社会福祉施設等を、援護が必要な高齢者、障害者等の二次避難所として確保するよう体制の整備に努める。

第12章 災害時の医療確保

災害現場に最も近い保健医療行政機関である保健所の活用等に配慮しつつ、災害時の医療設備の確保、作業人員の確保、関係機関との連携等について、平常時から検討を行い、計画に反映させるとともに、職員並びに関係各機関に対する周知に努める。

第1節 医療機関の稼働状況等の把握

災害時に発生する多くの負傷者を受け入れることが可能な医療機関の状況について、平常時はもちろん、災害時においても的確に把握することが必要であることから、地元医師会等医療関係団体との連携のもと、広域災害医療情報ネットワークの整備等により状況の把握に努める。

また、医療施設の機能を十分に活用するため、ライフライン、医薬品、搬送手段等の確保について予め検討する。

第2節 初期医療体制の整備

医療機関は、災害発生時の初期医療体制について、定期的に次の各項目を点検しておく。

1. 平時業務及び発災により発生する業務の見直し

既入院患者の安全確保及び治療等に要する人員に加え、多数傷病者の来院により業務量が増加することを念頭に置き、職員の行うべき業務、ボランティアに委譲できる業務、専門的知識を要する業務などについて整理を行い、円滑な業務の遂行ができるよう体制作りに努める。

2. 非常参集基準の明確化

通信手段の寸断に備え、自主参集を行う場合の基準を明確にする。

3. 非常参集可能職員等の把握

災害発生時における人員不足を補い、かつ十分な診療行為を行うために、平時から非常時に徒歩あるいは自転車等で参集できる職員数及び所要時間を把握する。

4. 勤務時間内外における職場との通信手段の確立

非常時における電話回線等の輻輳に備え、代表電話等以外に災害時優先電話の指定を受ける、あるいは携帯電話・ポケットベル等の導入を図り、通信手段の確立を図る。

5. 町の避難所及び危険箇所の把握

医療機関周辺における避難所及び危険箇所を把握することにより、既入院患者及び職員の安全な避難手段を確保する。

6. 防災関係機関との連携の充実・強化

被災状況に係る情報の収集及び患者搬送手段の確保並びに不足する人員を補充するボランティア活動の導入に備え、都、保健所、消防、警察、自衛隊、その他指定公共機関及び医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、ボランティア団体、マスコミ等との関係を充実・強化し、必要に応じて、協定の締結あるいは登録を行う。

7. 訓練とトリアージオフィサーの養成

救急医療と異なる環境下で医療活動を行うことが求められることから、これに対応できるよう、避難・患者受入れ・トリアージなどに係る研修・訓練を行う。特に、多数傷病者の来院による混乱した状況の中、円滑な医療行為を行うためにも、患者の治療・搬送等の優先順位を決めるトリアージを行うことが有効であり、この業務は医師（顎顔面・口腔領域の傷病者については歯科医師）、状況によっては熟練した看護師により行われることが期待されるが、時として人命を左右する事項であるので、診察用器材が使用できない状況を勘案しながら、この業務に当たるトリアージオフィサーの養成に努める。

第3節 後方医療体制の整備

1. 災害拠点病院

災害拠点病院は、通常の医療供給体制では医療の確保が困難となった場合に、傷病者を受け入れるとともに、知事の要請に基づいて、医療救護班を編成し、応急的な医療を実施する医療救護所との連携をもとに重症者の医療を行う。

(1) 機能

- ア. 重症患者等の収容力の臨時拡大
- イ. ライフラインの機能停止時の応急的な診療機能の確保

(2) 病院選定基準

- ア. 災害に対する総合地域危険度が低い地域に存すること。
- イ. 200床以上の病床を有する救急告示医療機関であること。
- ウ. 建物が耐震・耐火構造であること。
- エ. 重症者を応急に収容するための講堂、会議室等の転用面積が広いこと。

(3) 西多摩地区の災害拠点病院

施設名	所在地	電話番号	病床数	救急	ヘリ 離着陸	都防災 無線
青梅市立総合病院	青梅市東青梅 4-16-5	0428-22-3191	562	三次	○	○
公立阿伎留医療センター	あきる野市引田 78-1	042-558-0321	310	二次	×	×
公立福生病院	福生市加美平 1-6-1	042-551-1111	265	二次	×	×

第13章 災害時要援護者対策

災害時要援護者に視点をおいた対策が基本となることを再認識し、本格的な検討が必要である。また、災害時要援護者に関する防災対策は、町における“まちづくり”や福祉計画とも深く関連していることに留意して総合的な取り組みが必要である。

第1節 災害時要援護者の認識

災害時要援護者とは、乳幼児、身体障害者、精神薄弱者、精神障害者、病人、高齢者、妊婦、外国人、観光客など災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難であり災害の犠牲になり易い人々をいう。

高齢化の進展や外国人の増加など、地域において災害時要援護者が増加していることを充分認識する必要がある。また、年間約170万人の観光客の安全確保も防災対策上、重要な課題となっている。

第2節 障害者、要援護高齢者の安全確保

1. 社会福祉施設等の安全対策

(1) 施設の安全確保

高齢者や障害者を対象とする施設等は、スプリンクラーの設置、消防機関と直結する火災通報装置（ホットライン）の設置、避難路となるバルコニー等を含め床の段差・傾斜の解消等、安全確保のための施設の整備を行う。

(2) 社会福祉施設等と地域の連携

施設等入所者の迅速な避難のためには、施設関係者だけではなく周辺地域の協力が不可欠である。このため、町・消防署は、施設と周辺地域の事業所、自治会等との間及び施設相互間で災害時応援協定を締結するようその促進を図る。

(3) 避難行動の習得

町は、社会福祉施設等での地域住民等の協力による避難訓練を実施するなど、町が主催する防災訓練における訓練項目の充実を図り、入所者等の避難行動の習得の支援を行う。

2. 在宅の障害者、要援護高齢者の安全確保

災害時において、災害時要援護者が正しい情報や支援を得て、適切な行動がとれるようにするため、次のような施策の推進を通じて、自主防災組織や地域住民による協力、連携の体制を平常時から確立しておく。

(1) 防災知識等の普及啓発

町は、都が作成した「災害時要援護者防災行動マニュアルへの指針」を参考に、町の実情に応じたマニュアルを作成・広報し、町民に対して防災知識等の普及啓発に努める。

(2) 防災行動力の向上

防災訓練などの実施にあたっては、自主防災組織を中心とした災害時要援護者に対する防災訓練を実施するなど、防災行動力の向上に努めていく。

(3) 緊急通報システム・火災安全システムの整備

町は、独居の高齢者・重度身体障害者の安全を確保するため、病気等の緊急時に消防署に通報できる緊急通報システム及び火災安全システムの普及に努める。

また、独居高齢者等に対しては、近隣住民の協力が不可欠であることから、近隣あるいは地域住民との日常的なふれあいを基盤とした地域協力体制の育成を図る。

3. 震災時における災害時要援護者の安全対策

震災時においては、火災の同時多発や交通の混乱等により、救出・救護その他行政の応急対策活動は、著しく困難や制約を伴うことが予想される。これらの困難や制約を克服するため、町は平常時から地域の協力体制を活用するとともに、次のような施策を推進し、医療などの必要なサービスが提供できるよう体制の整備を図る。

(1) 「災害時要援護者対策班」等の設置

震災時において町は、関係機関、自主防災組織、地域住民等の協力を得て、災害時要援護者個人に対応する窓口となる「災害時要援護者対策班」を組織し、安否確認を含む状況の把握やサービスの提供等に取り組む。また、町の災害対策本部に災害時要援護者対策の担当部門を設置し、災害時要援護者対策班等から情報を一元的に収集するなど、総合調整を図る体制を検討する。

(2) 地域内の災害時要援護者の把握

町は、災害時要援護者である住民や外国人の所在の把握に努める。また、プライバシー等に十分配慮の上、地域住民の近隣に住む災害時要援護者の存在を適切に知らせる。

(3) 地域での避難訓練の実施

避難訓練の際には、災害時要援護者の参加を呼び掛けること。また、避難誘導訓練において、実際に障害者救出などの訓練を実施し、その知識の普及を図る。

(4) 二次避難所の活用

町は、社会福祉施設等を二次避難所として活用し、自宅や避難所での生活が困難である災害時要援護者等を入所させ、介護など必要なサービスを提供する。

(5) 医療体制等の確保

人工透析患者、在宅難病等専門医療を必要とする患者への対応や呼吸器用酸素などの確保方法を確認する。また、避難所への専門職（医師、保健師、看護師、カウンセラー、手話通訳、要約筆記者、介護福祉士等）派遣体制の整備を行う。

(6) 食糧等の確保

災害時要援護者等に配慮した食糧の供給を図るため、これまですすめてきた即席めんやアルファ化米に加え、おかゆ等レトルト食品についての備蓄も図る。なお、温かい食糧・飲料水を提供するため、鍋、やかん、木炭・コンロを備蓄する。

(7) 福祉機器等の確保

町は、災害時要援護者が避難所等で生活するために必要な福祉機器を確保するため、必要に応じて福祉機器の調達先及び輸送体制等について検討する。

(8) 仮設住宅の優先入居

町は、仮設住宅の入居者の選定にあたっては、都が策定する選定基準に基づき、災害時要援護者の優先に努める。

4. 消防のふれあいネットワークづくりの推進

震災時において周囲の状況変化に的確・安全な避難行動をとることが困難である災害時要援護者（高齢者・身体障害者等）の安全を確保するため、地域が一体となった協力体制づくりを推進する。

(1) 災害時要援護者と地域との協力体制の推進

災害時要援護者を近隣で助け合う地域協力体制づくりを推進する。

(2) 社会福祉施設と地域との協力体制の推進

社会福祉施設等の被災に備え、自治会・防災市民組織、近隣事業所及びボランティア等による協力体制づくりを推進する。

第3節 外国人の安全確保

日本語に不自由な外国人等の安全確保のため、次の対策を実施する。

1. 防災情報の提供

外国語版の防災パンフレット等、外国人向けの広報印刷物の配布、避難誘導標識及び避難所等の案内板への外国語の併記等により、防災情報を提供する。

2. 災害時の外国人支援体制の整備

災害発生時の安否確認、避難所等への語学ボランティアの派遣など、災害時に外国

人を支援するために、都、関係団体との連携に努める。また、在日公館などへの連絡体制を確認しておく。

第4節 観光客の安全確保

町内の地理等に不案内な観光客等の災害時の安全を確保するため、各施設における災害対応マニュアルの整備・充実を指導・啓発する。

第14章 ボランティア活動の環境整備

町は、ボランティアとの連携についてその要領を都と連携して具体的に検討し、災害時に効果的な活動が可能となるような体制や組織づくりを行う。「災害支援ボランティア・インフラ」の整備をすることによって、事故補償など安心してボランティア活動に参加できるような環境の整備を図る。

第1節 ボランティアの登録・育成

1. 東京都防災ボランティア等

災害時のボランティア活動のうち、一定の知識、経験や特定の資格を必要とするものについて、即時的対応ができるよう、氏名、連絡先、活動の種類などをあらかじめ把握しておく必要がある。都では、次の専門知識を有するボランティアについて、募集・登録を行い、講習会等により育成を行っている。

種別	資格	業務内容	所管
応急危険度判定員	1級建築士、2級建築士、木造建築士又は知事が特に必要と認めた者であって都内在住又は在勤者	余震等による建築物の倒壊などの二次災害を防止するため、地震発生後できるだけ早く、かつ短時間で建築物の被災状況を調査し、その建築物の当面の使用の可否を判定する。	都都市整備局
被災宅地危険度判定士	宅地造成等規制法施行令第18条に規定する土木又は建築技術者	災害対策本部が設置される規模の地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模に被災した場合に、被害の発生状況を把握し、危険度判定を実施する。	都都市整備局
語学ボランティア	一定以上の語学能力を有する者(満18歳以上、70歳未満の都内在住、在勤、在学者)	大規模な災害発生時において、語学力を活用し、被災外国人等を支援する。	都生活文化局
建設防災ボランティア	公共土木施設の整備・管理等の経験により、同施設等の被災状況について一定の把握ができる知識を有する者	建設局所管施設の被災状況の点検業務支援、都立公園等避難場所における建設局所管施設の管理業務支援、参集途上における公共土木施設等の被災状況の把握等	都建設局

2. 東京消防庁災害時支援ボランティア（以下、「奥多摩消防ボランティア」という。）

奥多摩消防署は、地震時における消防隊の支援として、応急救護をはじめ、専門的知識技術を有するボランティア活動の協力を得るため、事前に登録した奥多摩消防ボランティアの受入れ体制を確立するとともに、育成指導を図る。

種 別	資 格	業務内容	所管
東京消防庁災害時支援ボランティア (奥多摩消防ボランティア)	○原則、東京消防庁管轄区域内に居住する者または東京消防庁管轄区域に勤務もしくは通学する15歳(中学生を除く。)以上の者で次のいずれかの要件を満たす者 (1) 応急救護に関する知識を有する者 (2) 過去に消防団員、消防少年団として1年以上の経験を有する者 (3) 元東京消防庁職員 (4) 震災時等、復旧活動時の支援に必要なとなる資格、技術等を有する者	○震災時(震度6弱以上)、大規模自然災害発生時その他大規模災害発生時にあらかじめ登録した部署に自主的に参集し、東京消防庁が管下で行う消防活動の支援を行う。	東京消防庁

3. 赤十字ボランティア

赤十字のボランティアは、各種活動を行う赤十字個人ボランティア登録者(災害救護ボランティアを含む。)、各種赤十字奉仕団、災害発生後に協力を申し出た市民、団体などにより構成される。活動は主に災害発生直後から復旧にかけての期間において、日本赤十字社東京都支部の調整の下に各防災機関と連携し、被災者の自立支援と被災地の復興支援を目的に行う。

種 別	活動内容	所管
赤十字災害救護ボランティア	災害時にボランティアとして活動するために必要な知識と技術に関する研修を修了し、災害時に活動を希望する者を登録。登録したボランティアは、平時は救護に関する勉強会・訓練等の活動を行い、災害時には赤十字ボランティアによる救護活動全般のコーディネートを行う。	日本赤十字社東京都支部
地域赤十字奉仕団	地域において組織された奉仕団で、災害時には区市町村と連携し、避難所等において被災者への支援をはじめ他のボランティアに対する支援活動を行う。	
特別赤十字奉仕団	学生及び特定の技能を有した者で組織された奉仕団で、災害時は各団の特色を生かし、避難所等において被災者のケア等の活動を展開する。	
赤十字個人ボランティア	日本赤十字社東京都支部並びに病院・血液センター等で活動し、個人登録されたボランティアで、災害時は個人の能力・技能、活動希望などにより被災者等への支援活動を行う。	

4. 人材の育成

町は、社会福祉協議会、都、関係団体等と相互に連携して、ボランティア活動のリーダーの養成や、ボランティア活動の需要・供給の調整を行うボランティアコーディネーターの養成に努める。

5. ボランティア意識の高揚

町は、社会福祉協議会等と協力して、広報紙や「防災とボランティアの日（1月17日）」、「防災とボランティア週間（1月15～21日）」の諸行事等を通じて、町民に対してボランティア意識の高揚を図る。

第2節 ボランティア活動の支援

町は、災害時にボランティア活動を行おうとする者の受入れ・活動の調整を行うための「災害ボランティアセンター」の設置や町の支援内容（活動情報・設置場所・備品の提供等）について、社会福祉協議会と調整し、ボランティアが活動しやすい環境づくりに努める。

第3節 行政とボランティアの連携

町は、ボランティア活動が行われた場合を想定し、ニーズ等の情報提供や町の活動支援などの内容について検討する。また、災害時にボランティア団体等の協力を求めるために、平常時から社会福祉協議会、ボランティア団体等との連携を図り、ネットワークを形成する。

第15章 調査研究

地震災害は複雑多様であり、広域的に大規模な被害をもたらす。町や関係機関は、都市構造の変化を踏まえて、総合的、計画的な防災対策の推進のためのシステム整備を図り、震災に関する調査研究を継続的に実施し、その成果を防災計画の見直しに活用できる体制を整える必要がある。

第1節 被害想定・地域危険度調査研究

震災対策を効果的に推進する上で、地震による被害の発生態様、被害の程度の予測及び地震に対する地域ごとの危険度を把握しておくことは、極めて重要である。このため、都は、地震被害の想定に関する調査研究及び地震に関する地域危険度の測定調査を実施している。町は、これらの調査結果をもとに避難体制、備蓄体制等の見直しを行い、必要に応じて、本計画に反映させることとする。

1. 被害想定調査研究

東京都防災会議は、昭和53年区部、昭和60年に多摩地域、平成3年東京都全域を対象として、海洋型巨大地震である関東大地震の再来を前提とした地震被害想定調査研究を実施し、公表している。また、「南関東地域直下の地震対策に関する大綱」（平成4年8月中央防災会議）を受け、直下地震の被害想定として、平成9年8月に「東京における直下地震の被害想定に関する調査報告書」を、また平成18年5月には「首都直下地震による東京の被害想定」結果を公表している。

2. 地域危険度測定調査

都は、東京都震災対策条例第12条第1項に基づき、次の用途に資するため調査を実施している。

- (1) 地震災害に強い防災都市づくりの指標とする。
- (2) 地震対策事業を実施する地域を選択する際の参考とする。
- (3) 地震災害に対する都民の認識を深め、防災意識の高揚に役立てる。

ただし、本調査は、市街化区域を対象としているため、現状では、町域は対象外となっている。

第2節 災害時の情報伝達システムの研究

災害時の迅速・的確な情報収集、庁内、関係機関相互の確実な情報伝達、町民への情報提供を実現するために、現在の電話、防災行政無線等の通信・連絡手段のほかに、インターネット、地域メディア（CATV、コミュニティFM）等の新しい情報伝達手段の活用について検討する。

第2部 災害応急対策計画

大規模な地震が発生すると広範囲にわたって大被害が生じることが予想され、多岐にわたる応急対策活動を行う必要がある。このような応急対策は、次のように分けられる。

初動対策	組織体制の確立、情報の収集・伝達、応援要請・受入れ、消防・救助・医療救護、避難勧告・命令等
応急復旧対策	避難所の運営、給水・給食、住宅対策、文教対策、遺体の収容、廃棄物処理等

【発災時から3時間後まで】

活動項目	参照する章	主な実施担当
職員の参集	第2章 動員配備	各部
災害対策本部の設置	第1章 組織体制	各部
被害情報の収集	第3章 災害情報収集・伝達	各部
町民への広報	第8章 広報及び広聴活動	総務部
自衛隊への派遣要請	第5章 応援要請	総務部
消防活動	第6章 消防活動計画の大綱	警備・消防部、奥多摩消防署
危険物施設等の応急措置	第9章 危険物施設等応急対応	奥多摩消防署
避難誘導	第7章 応急避難	総務部、民生部
警備活動・交通規制	第12章 地域安全対策・交通規制対策	青梅警察署
救助・救急活動	第6章 消防活動計画の大綱	警備・消防部、奥多摩消防署
医療情報の収集伝達	第15章 医療・救護	医療部、民生部

【3時間後から6時間後まで】

活動項目	参照する章	主な実施担当
避難所の設置	第7章 応急避難	総務部、民生部
医療救護班の派遣	第15章 医療・救護	医療部、民生部
医薬品・医療資材の確保	第15章 医療・救護	医療部、民生部

【6時間後から12時間後まで】

活動項目	参照する章	主な実施担当
相互応援要請	第5章 応援要請	総務部
緊急道路障害物除去等	第11章 障害物除去	建設部
輸送車両の確保	第10章 輸送	財務部
負傷者等の搬送	第15章 医療・救護	医療部、民生部
保健活動	第16章 防疫・保健衛生	民生部

【12時間後から24時間後まで】

活動項目	参照する章	主な実施担当
災害救助法の適用	第28章 災害救助法の適用	総務部
ライフライン施設の応急・復旧対策	第19章 ライフライン施設の応急対応	建設部、ライフライン事業者、郵便局
公共施設等の応急・復旧対策	第24章 公共施設の応急対策	総務部、建設部

第1章 組織体制

【主な実施担当：各部】

大地震が発生した場合において、町が迅速かつ効果的な災害応急対策を実施できるよう、その組織体制について具体的かつ詳細な計画を樹立しておく。

第1節 初動体制

体制の種別	動員職員	配備基準	処理事項
防災本部室待機	・総務課	おおむね24時間後に災害が発生するおそれがある場合、又はその他の状況により本部長が必要があると認めたとときに、その指令を発する。	水防その他災害の発生を防ぎよするための措置を強化し、救助その他災害の拡大を防止するための措置に必要な準備を開始するほか、通信情報活動を主とする態勢とする。
防災本部第1次配備	・課長以上 ・各課で指名された職員	おおむね12時間後に災害が発生するおそれがある場合若しくは局地的災害が発生した場合又はその他の状況により、本部長が必要があると認めたとときにその指令を発する。	防災本部室待機を強化するとともに、通信情報活動、資材等を確保して局地的災害にただちに対処できる態勢とする。
防災本部第2次配備	・係長以上	災害が発生するおそれがある場合若しくは局地的な災害が発生した場合、又はその他の状況により、本部長が必要があると認めたとときに、その指令を発する。	防災本部第1次配備を強化するとともに、情報収集、地域との通信確保、防災体制の整備により災害にただちに対処できる態勢とする。

第2節 災害対策本部の設置基準

1. 災害対策本部の設置

奥多摩町で震度6弱以上の地震が発生した場合には、災害対策本部を自動設置する。

上記以外の場合には、次の手順による。

- (1) 町長は、町の地域について災害（災害対策基本法第2条第1号による。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策の実施のため必要があると認めたとときは、災害対策本部（以下、「本部」という。）を設置する。
- (2) 本部の部長（以下「部長」という。）の職にあてられているものは、本部を設置する必要があると認めたとときは、総務課長に本部の設置を要請することができる。
- (3) 総務課長は、前記の要請があった場合又はその他の状況により本部を設置する必要があると認めたとときは、奥多摩町災害対策本部条例施行規則（以下、「本部規則」という。）第4条の本部員の職にあてられている者を招集して協議のうえ、本部の設置を町長に具申しなければならない。

2. 本部の設置の通知

- (1) 総務課長は、本部が設置されたときは直ちに次に掲げる者のうち必要と認められた者に、本部の設置を通知しなければならない。
 - ア. 本部規則第4条に規定する本部員
 - イ. 東京都知事（総務局総合防災部）
 - ウ. 警視庁青梅警察署長
 - エ. 東京消防庁奥多摩消防署長
 - オ. 奥多摩町消防団長
 - カ. 防災関係機関の長又は代表者
- (2) 本部員は本部の設置の通知を受けた場合には、その旨を所属職員に周知徹底する。

3. 本部の標示の提出

本部が設置された場合は、庁舎玄関に「奥多摩町災害対策本部」の掲示を掲出する。

4. 本部の廃止

- (1) 町長は、町の地域について災害が発生するおそれが解消したと認めるとき又は災害応急対策がおおむね完了したと認めるときは、本部を廃止する。
- (2) 本部の廃止は、本部の設置に準じて処理する。

第3節 災害対策本部の組織、事務分掌等

本部の組織及び運営は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）、奥多摩町災害対策本部条例（昭和38年条例第63号）、奥多摩町災害対策本部条例施行規則（昭和39年規則第5号）及び奥多摩町災害対策本部運営要綱（昭和39年9月1日）の定めるところによる。その概要は次のとおりとする。

1. 災害対策本部の設置

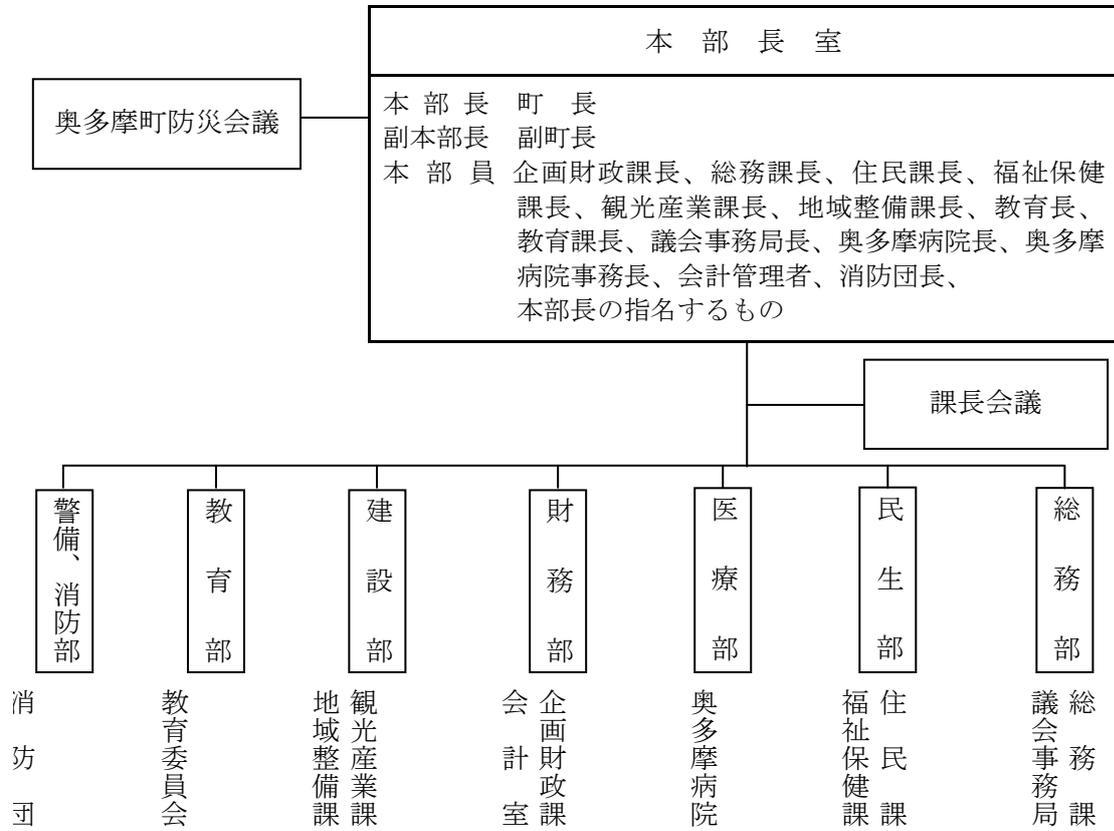
(1) 組織図

本部の組織は次頁のとおりである。

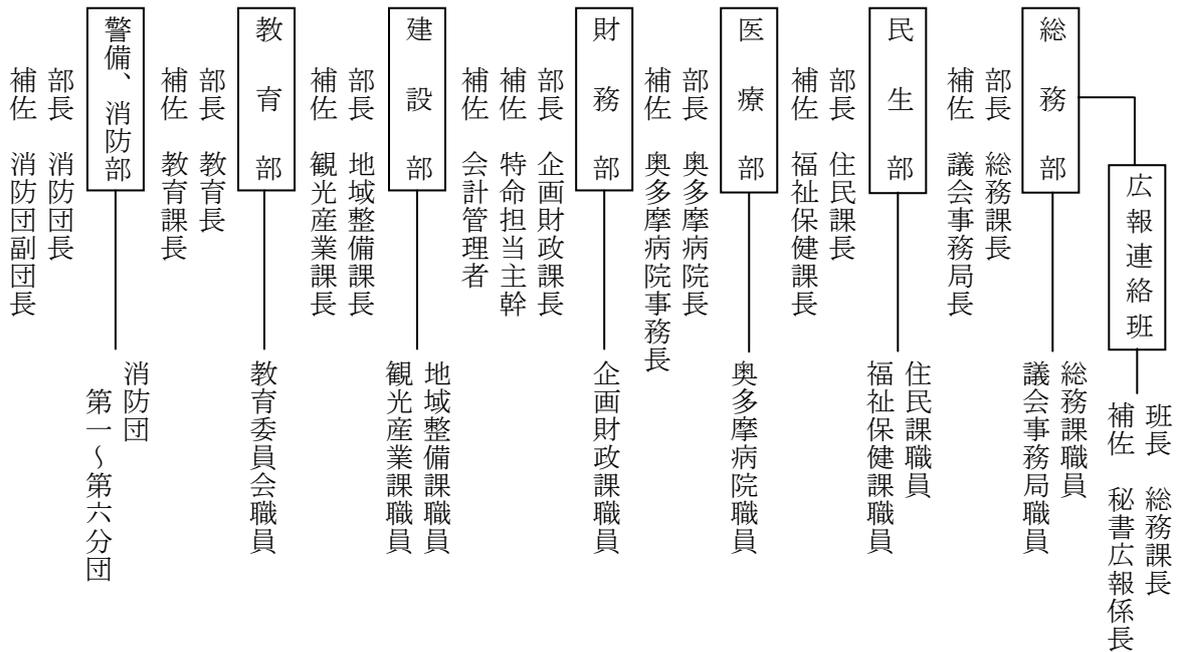
(2) 本部長等の職務

役 職	職 務
本 部 長	本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。
副 本 部 長	本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
部 長	本部長の命を受け、部の事務を掌理する。
本 部 員	本部長の命を受け、本部長室の事務に従事する。
そ の 他 の 本部の職員	部長の命をうけ、部の事務に従事する。

災害対策本部組織図



各部組織表



(3) 本部長室の構成員及び所掌事務

ア. 構成員

職名	構成員
本部長	町長
副本部長	副町長
本部長	企画財政課長、総務課長、住民課長、福祉保健課長、観光産業課長、地域整備課長、教育長、教育課長、議会事務局長、奥多摩病院長、奥多摩病院事務長、会計管理者、消防団長、本部長の指名するもの

イ. 所掌事務

本部長室は次の事項について、本部の基本方針を審議策定する。

- (ア) 本部の非常配備態勢及び廃止に関すること。
- (イ) 災害情報の収集及び伝達に関すること。
- (ウ) 避難の勧告又は指示に関すること。
- (エ) 東京都知事に応援を求め、又は応急措置の実施を要請すること。
- (オ) 他市町村の相互応援に関すること。
- (カ) 前各号にかかげるほか重要な災害対策に関すること。

(4) 各部班の分掌事務

各部班の分掌事務は、次頁のとおりである。

第4節 本部の設置場所等

1. 本部の設置場所

本部（本部長室）は、町役場庁議室に設置する。

2. 本部の代替施設

町役場が被災し、本部（本部長室）の設置が困難な場合には、福祉会館に本部を設置する。

3. プレスルームの設置

災害時には、多数のマスコミ関係者が本部につめかけることが予想される。一方で災害時における被災者への情報の伝達や被災地以外への情報発信について、マスメディアの果たす役割が大きく、マスコミ関係者との連携を円滑に図るために、定例の記者会見を行うためのプレスルームを設置する。

部 (部長)	班	課・室	分掌事務
総務部 (総務課長)	総務班	総務課	1 本部及び担当課長会議に関する事 2 防災関係機関との連絡に関する事 3 本部の通信情報の総括に関する事 4 火災その他の災害の予防啓発に関する事 5 気象情報の収集に関する事 6 災害対策の連絡調整に関する事 7 本部の職員の動員及び給与に関する事 8 報道機関との連絡に関する事 9 災害救助法の適用に関する事 10 り災証明の発行に関する事
	広報連絡班	議会事務局	1 情報の収集・伝達に関する事
民生部 (住民課長)	住民班	住民課	1 災害時における応急主要食糧の確保及び配分に関する事 2 共同炊き出しに関する事 3 死体の埋火葬に関する事務手続きに関する事 4 防疫及びゴミ、し尿処理に関する事
	福祉班	福祉保健課	1 救助物資の調達、輸送及び配分に関する事 2 義援金品の受領及び配分に関する事 3 被災者の援助及び保護に関する事 4 避難所の設営に関する事 5 乳幼児及び妊産婦の救護に関する事 6 保健衛生に関する事 7 死体の処理に関する事 8 医療機関への要請及び調整に関する事
医療部 (奥多摩病院長)	医療班	奥多摩病院	1 病院施設の点検、整備、復旧に関する事 2 医療、助産、傷病者の収容及び救護班の編成、派遣に関する事 3 その他、災害時の医療の確保に関する事
財務部 (企画財政課長)	企画財政班	企画財政課	1 災害対策関係予算の編成に関する事 2 車両及び輸送業務の総括に関する事 3 災害地及び被害状況の調査に関する事
	会計室班	会計室	1 現金の出納保管に関する事 2 災害時の一時借入金に関する事

部 (部長)	班	課・室	分掌事務
建設部 (地域整備課長)	建設班	地域整備課	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路、橋梁、その他土木施設の整備及び復旧に関する事 2 障害物の除去に関する事 3 災害対策に必要な資材の調達及び労務供給に関する事 4 応急仮設住宅の建設及び応急修理に関する事 5 災害現場の復旧、改良計画及び倒壊物、崩土等の処理に関する事 6 治水対策に関する事 7 被災建物の診断及び調査に関する事 8 応急給水に関する事 9 下水道施設の点検、整備及び復旧に関する事
	観光産業班	観光産業課	<ol style="list-style-type: none"> 1 商工業及び観光(来遊者)に関する災害応急対策に関する事 2 被害商工業等の指導に関する事 3 観光客の避難、仮泊、炊き出し、物資等提供に関する事 4 農道、林道、農林水産施設の整備及び復旧に関する事 5 農林漁業等の災害応急対策に関する事 6 農作物及び家畜等の被害調査並びに被害農家等の経営指導に関する事 7 治山対策に関する事 8 災害対策に必要な資材及び労務の提供に関する事 9 地域整備課の応援に関する事
教育部 (教育長)	学校教育班	教育課	<ol style="list-style-type: none"> 1 文教施設の点検、整備、復旧及び仮施設に関する事 2 被災児童・生徒の救護及び応急教育に関する事 3 被災児童・生徒の学用品等の給与に関する事 4 避難所開設の協力に関する事 5 児童・生徒の父母引渡し及び教職員の非常配備に関する事 6 文化財の防災対策に関する事 7 緊急食糧の炊き出しに協力すること 8 無線等民間協力団体の要請に関する事
警備、消防部 (消防団長)	指揮班 消防班	消防団 第1～第6 分団	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者の救出及び避難に関する事 2 行方不明者の捜索の協力に関する事 3 火災、その他災害の予防警戒及び防ぎよに関する事 4 危険物等の措置に関する事 5 前各号に掲げるもののほか、消防公安に関する事

第5節 職員の福利厚生

本部長は、災害対策に従事する職員の体力・知力・判断力持続のため、健康管理、勤務条件等を考慮し、活動の長期化に対処するとともに、福利厚生の充実を図る。また、大規模な災害発生時には、24 時間体制による応急対策が必要になることから、適切な班編成と人員の配置に努める。

1. 宿泊施設等の確保

総務班は、災害対策に従事する職員の宿泊及び一時的な仮眠施設を、公共施設、民間施設等の一時借り上げによって確保・調整する。

2. 食糧等の調達

総務班は、災害対策に従事する職員への食糧等を備蓄物資、炊出し等で確保するほか、必要に応じて協定業者等から調達する。なお、配送については、被災者への救護物資及び給食等の配送とあわせ、輸送の合理化を図る。

3. 職員の家族等に対する配慮

各部長は、職員の家族ないし住居等が被災し、職員が対応する必要があると判断した場合は、本部職員としての任務を解除し、家族等の救護にあたることを認めることとする。この場合、本部長の承認を得ることとする。

第2章 動員配備

【主な実施担当：各部】

大地震の発生に伴って緊急に必要とされる膨大な応急対策業務を迅速かつ確実に処理するため、事前に職員の動員基準、動員方法について具体的に定めておくとともに、職員に周知徹底する。

第1節 動員基準

災害時は職員参集が円滑に行われなかったことが予想されるため、参集順に職務分担を割り当てる等、臨機応変に対応する。

震 度	動員職員	備 考
4	課長以上自主登庁	・課長以上の職員及び各課で指名された職員は、直ちに自主登庁する。 ・その他の職員は自宅で待機する。
5弱・5強	係長以上自主登庁	・係長以上の職員は、直ちに自主登庁する。 ・小学校マスターキー保管職員は、直ちに小学校に駆けつけ被害状況を本庁へ連絡する。
6弱以上	全職員自主登庁	

第2節 動員方法

1. 勤務時間内における動員方法

(1) 本庁勤務職員の動員

勤務時間内の職員の動員は、総務課長が庁内放送等により、本庁勤務職員へ伝達する。

(2) 出先機関勤務職員の動員

出先機関を所轄する課長は、電話等により出先機関勤務職員に動員を伝達する。電話等が使用できない場合は、職員の使送により動員を伝達する。

2. 勤務時間外における動員方法

勤務時間外に奥多摩町で震度4以上の地震が発生した場合には、各職員がテレビ・ラジオ等の報道により震度を確認し、動員基準に基づき、自主登庁することを原則とする。

なお、各職員の主な動員方法は次のとおりである。

職員区分	動員方法
町長・助役・教育長・ 参事・消防団長	・直ちに本庁に登庁する。
本庁の課長	・直ちに本庁に登庁する。
出先機関の課長・施設長	・出先機関の被害状況を確認し、本庁に登庁する。
消防団員	・直ちに各分団詰所に参集する。
小学校マスターキー保管職員	【震度5弱以上】 ・直ちに小学校に参集し、被害状況の本庁へ連絡する。
その他の職員	【震度6弱以上】 ・直ちに日常の勤務場所（特に参集場所を定められた職員を除く。）に参集する。なお、係長以上の職員は震度5弱以上で参集する。 ・上記に満たない地震の場合には自宅で待機する。

第3章 災害情報収集・伝達

【主な実施担当：各部】

地震災害が発生した場合、各防災機関は連携して、被害状況を把握、伝達し、的確な応急対策を実施するとともに、被災住民等に対して適切な広報活動を行い、パニックを防止し、社会的混乱を最小限にとどめ、速やかに避難態勢をとるためには、迅速、的確な情報の収集、伝達が不可欠である。本章では、地震災害時における各防災機関の情報連絡体制、被害状況の把握、広報、広聴等について定める。

第1節 災害情報収集体制及び伝達

1. 通信連絡体制の確立

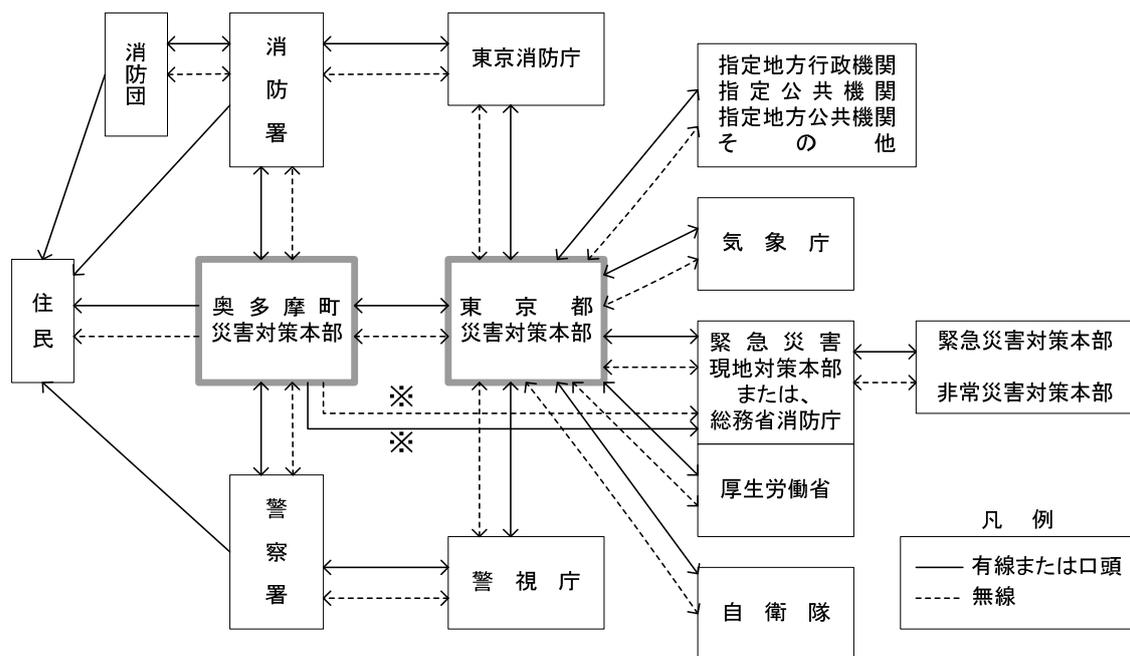
(1) 情報連絡体制の確保

- ア. 町は、都が設置した東京都防災行政無線を活用し、都本部と直接情報連絡を行う。
- イ. 町は、保有する地域防災行政無線等を基幹に又はその他の手段の活用により、町各部、都及び指定地方公共機関等の出先機関、管内の公的団体及びその他重要な施設の管理者等との間に通信連絡システムを整備し、災害時の通信を確保する。
- ウ. 災害に関する情報の収集、伝達を円滑に処理するため、青梅警察署、奥多摩消防署等の協力を確保しておく。
- エ. 緊急を要する通信を確保し、又は有線通信の途絶に対処するため、非常（緊急）通話若しくは非常（緊急）電報及び非常無線通信を活用するよう、NTT及び各施設管理者の協力を確保しておく。

(2) 通信連絡責任者の選任

情報の収集、伝達に関する直接の責任者となる通信連絡責任者を広報連絡班長とし、副責任者、通信連絡事務従事者を広報連絡班からあらかじめ指名しておく。

【災害情報の通信連絡の系統図】



※災害の状況により都本部に報告できない場合

第2節 収集すべき情報

1. 災害発生情報

災害発生時情報は、災害の発生拡大状況及び二次災害の危険性に関する情報で、災害応急対策活動を実施する上で必要とする情報である。

- (1) 住宅被害の状況
- (2) 人命危険の有無及び人的被害の発生状況
- (3) 火災等の二次災害の発生状況、危険性
- (4) 避難の必要の有無及び避難の状況
- (5) 住民の動向
- (6) 道路交通状況
- (7) 庁舎等所管施設・設備の損壊状況
- (8) 気象庁が発表する余震等に関する情報、二次災害防止のための気象警報・注意報等
- (9) 孤立地域の状況
- (10) その他災害の発生拡大防止措置上必要な事項

2. 被害情報

災害発生後、できる限り早い段階から被害状況等の把握に努める。災害状況等は応急対策活動をとる上での判断材料となるものであるので、速やかに収集・伝達する。

- (1) 被害状況
- (2) 避難の勧告・指示又は警戒区域の設定状況
- (3) 避難所の設置状況
- (4) 避難生活の状況
- (5) 救護所の設置及び活動状況
- (6) 傷病者及び災害弱者の収容状況（広域災害医療情報ネットワークの活用）
- (7) 観光客等の状況
- (8) 応急給水の状況
- (9) 支援困難地域の状況

3. その他の情報

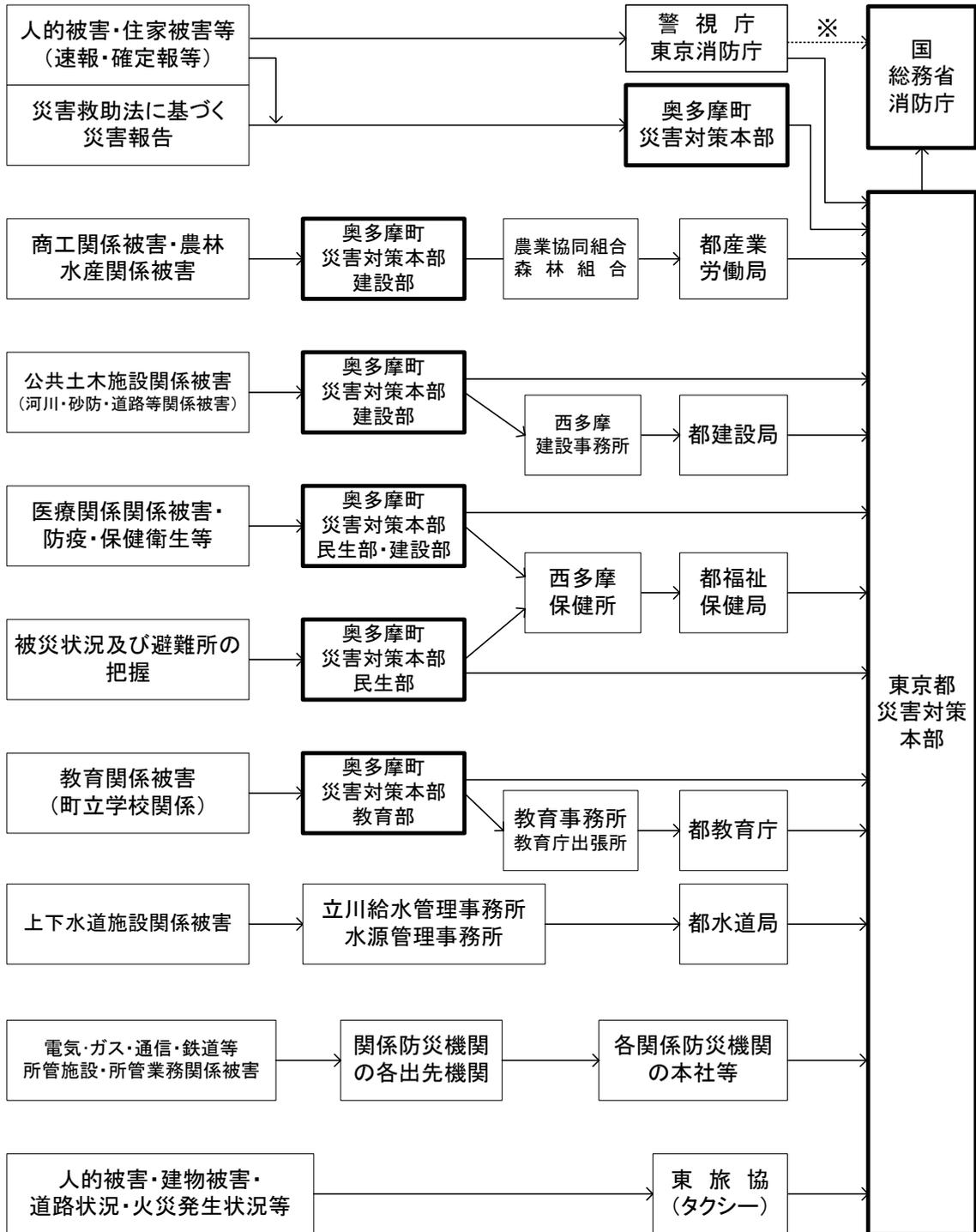
その他の情報は、災害発生時情報、被害情報以外のもので、法令等の定めに従って伝達される情報である。これら収集すべき情報については、その種類及び収集内容を明らかにしておくとともに、必要に応じて情報収集及び情報伝達の様式を定めておく。

特に、人的被害、住家被害は、災害救助法の適用申請、見舞金や義援金の配分に際しての基礎資料となるので、被害状況を早期に把握できる体制、方法についてマニュアル化等を図っておく。

4. 都に対する報告

町は、災害の発生に際して、管内又は所管業務に関する被害状況等を迅速・的確に把握し、あらかじめ定められた伝達系統により、都本部に報告する。

被害状況の報告・伝達系統は次のとおりである。



※災害の状況により都本部に報告できない場合

町は、災害が発生したときから当該災害に関する応急対策が完了するまで、被害状況等について、次により都に報告する。報告様式等は「災害報告取扱要領」（平成5年4月都総務局災害対策部）の定めるところによる。

なお、家屋の倒壊や火災が多発する災害が発生した場合及び災害対策基本法第53条に基づき被害状況の報告が都にできない場合には、国（自治省消防庁）に報告する。

(1) 報告すべき事項

- ア. 災害の原因
- イ. 災害が発生した日時
- ウ. 災害が発生した場所又は地域
- エ. 被害状況（被害の程度は、「5. 被害程度の認定基準」に基づき認定する。）
- オ. 災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置
 - 町が既にとった措置及び今後とろうとする措置を、日時、場所、活動人員、使用資器材等を明らかにして報告する。
- カ. 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類
- キ. その他必要な事項

(2) 報告の方法

データ端末の入力による。（ただし、データ端末の障害等により入力できない場合は、従来の報告様式による。）

(3) 報告の種類・期限等

報告の種類、入力期限及び入力画面は、次のとおりとする。

報告の種類		入力期限	入力画面
発災通知		即時	発災情報
被害措置概況速報		即時及び都が通知する期限内	災害総括 被害情報、措置情報
要請通知		即時	要請情報
確定報	災害確定報告	応急対策を終了した後20日以内	災害総括
	各種確定報告	同上	被害情報、措置情報
災害年報		4月20日	災害総括

5. 被害程度の認定基準

項 目		被害程度の認定基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し死体を確認したもの又は死体を確認できないが死亡したことが確実なもの。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのもの。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのもの。
住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全壊	住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、または住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のも。
	半壊	住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分その住家の延べ床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のも。
	一部破損	全壊および半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のも。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したものおよび全壊・半壊には該当しないが、土砂、竹木等のたい積等により一時的に居住することができないもの。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したもの。
非住家被害	非住家	住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないもの。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物	例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物。
	非住家被害	全壊または半壊の被害を受けたもののみを記入する。
その他	田の流失、埋没	田の耕土が流失し、または砂利等のたい積のため、耕作が不能になったもの。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったもの。
	畑の流失、埋没	田の例に準じて取り扱う。
	畑の冠水	
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設。
	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたもの。
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋。
	河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川またはこれらのものの維持管理に必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸。
	港湾	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、または港湾の利用および管理上重要な臨港交通施設。

項目	被害程度の認定基準	
その他	砂防	砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設または同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設。
	鉄道不通	自動車、電車等の運行が不能となった程度の被害。
	被害船舶	ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったものおよび流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたもの。
	電話	災害により通信不能となった電話の回線数。
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数。
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数。
	り災世帯	災害により全壊、半壊および床上没水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯。例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱う。
	り災者	り災世帯の構成員。
火災発生	火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告する。	
被害金額	公立文教施設	公立の文教施設。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設および共同利用施設。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港。
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都立施設等の公用または公共の用に供する施設。
	災害中間年報および災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ外書きするものとする。	
	公共施設被害市町村	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具漁船等の被害。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。
	備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入する。	

6. 奥多摩消防署の広報活動

(1) 被害状況、消防活動状況の早期収集

災害発生後、奥多摩消防署管内の被害状況及び各種消防活動の状況等について、次の手段により情報を収集し、とりまとめて警防本部及び奥多摩町災害対策本部に通報し、関係機関との相互の情報交換を図る。

- ア. 119番通報に対応し、管内の火災発生状況、建物倒壊状況等の把握
- イ. 地震計、地震被害予測システム、延焼シミュレーション等を活用した被害状況の把握
- ウ. 消防車両、情報活動隊、広報車隊、巡回情報収集班等による被害状況の把握
- エ. 消防職団員の参集者が収集した被害状況の把握

(2) 主な情報収集事項

- ア. 火災発生状況及び消防活動状況
- イ. 救助・救急発生状況及び救助・救急活動状況
- ウ. 避難道路及び橋梁の被害状況
- エ. 避難の必要の有無及び状況
- オ. 救急告示医療機関等の診療状況
- カ. その他消防活動上必要ある状況

(3) 災害予警報等の発表・伝達

地震に起因する水防に関する情報を収集し、又は通報を受けた場合は、奥多摩町災害対策本部に通報するとともに町民に周知する。

第4章 通信運用

【主な実施担当：総務部】

地震時において、町、防災関係機関及び都が災害情報の収集・伝達など応急対策に必要な指示、命令、報告等の伝達を行うため、通信施設の適切な利用計画を定める。また、これらの施設が被害を受けたときの応急復旧についても計画を樹立する。

第1節 通信施設の利用方法等

1. 通信連絡態勢の確立

町は、防災行政無線等、保有する無線設備等の通信連絡態勢についても、次のとおり確立する。

(1) 通信連絡責任者の選任等

情報の収集、伝達に関する直接の責任者となる通信連絡責任者を広報連絡班長とし、副責任者、通信連絡事務従事者を広報連絡班からあらかじめ指名しておく。

(2) 連絡態勢の確保

町は、夜間、休日を含め、常時、都と通信連絡が開始できるよう通信連絡態勢を整備しておく。

2. 通信連絡方法

通信連絡は、原則として東京都防災行政無線の電話、ファクシミリ、データ端末及び画像端末を使用して行う。この場合、東京都災害情報システムのデータ端末を設置している町の防災機関については、極力データ端末で災害情報の入出力を行うものとする。

なお、通信網の多ルート化を図るため、防災行政無線に加え携帯電話等最新の通信手段の活用も図る。

3. 東京都防災行政無線の通信統制

都は、重要情報の収集、伝達を優先的かつ迅速に行うため、通信回線を確保する必要があるときは、次により通信統制を実施する。

(1) 回線統制

全回線又は任意の回線についてその発着信を統制し、また3分の時限統制を行う。

(2) 割込み及び分割通話と強制切断

任意の話中回線に割込み分割通話を行うほか、その回線の強制切断を行う。

(3) 直通回線の設定

都本部と任意の防災機関との間に直通回線（ホットライン）を設定する。

4. 通信施設の整備及び運用

町は、地域住民への情報連絡のために固定の同報系や移動系の防災行政無線を整備している。また、電気・ガス事業者や交通運輸機関などの生活関連機関との間の情報連絡のため、地域防災無線の整備を進めている。

(1) 町の通信態勢

- ア. 災害対策本部設置前は、総務課を総括窓口とする。
- イ. 災害対策本部が設置された場合は、連絡責任者は指定電話を平常業務のための使用を制限するとともに、通信連絡を総括するものとする。
- ウ. 災害対策本部が設置された場合は、情報受発室（庁議室）を設け、総括して通信連絡を実施する。

(2) 無線の活用

- ア. 町は、会社有線電話が途絶の際は、警視庁無線、東京消防庁無線の協力を要請するとともに、NTT東日本では、災害通信施設等により通話を確保する。
- イ. 上記のほか、管内防災機関についても必要があるときは、無線通信の協力を要請する。
- ウ. 無線の協力については、関係機関の責任者とあらかじめ協議し、活用方法等を事前に定めておくものとする。

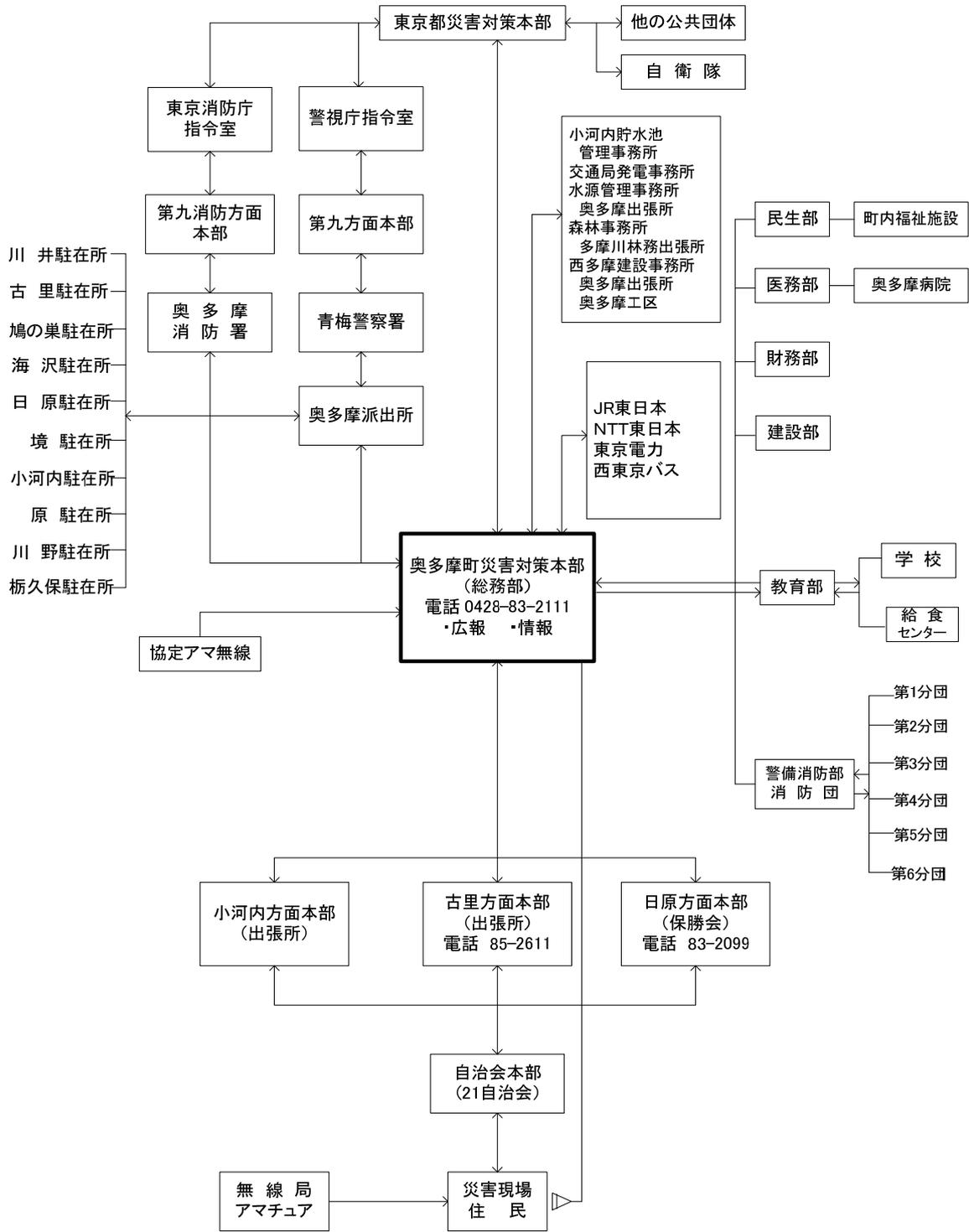
(3) アマチュア無線の活用

災害対策上必要が生じたときは、アマチュア無線の協力を要請する。町の協力団体は次の通りである。

名 称	所在地	会長	連絡先	コールサイン	会員数
奥多摩アマチュア無線クラブ	奥多摩町 小丹波 226	小林武志	0428-85-1198	JL1LEM	21 人

平成 23 年 4 月 1 日現在

【通信連絡系統図】



第2節 通信施設の応急復旧

1. 事前準備

通信施設の管理者は、災害の発生が予想されるときは、おおむね次の準備措置を講ずるものとする。

- (1) 電源設備に対する措置
- (2) 施設等の防災措置
- (3) 復旧活動車両、資器材等の点検整備
- (4) その他必要な措置

2. 被害状況等の連絡

N T T 東日本は、災害により電話の使用が不能になった場合は、町本部及び関係防災機関に連絡し、必要に応じ、次の事項を一般に対し周知するものとする。

- (1) 被災地域の回線そ通状況
- (2) 利用制限予告及び利用制限の状況
- (3) 利用上の注意事項
- (4) その他必要な措置

3. 通話疎通等に対する措置

N T T 東日本は、通話疎通等に対して次の措置をとる。

- (1) 通話疎通上必要があるときは、臨時回線の措置、回線の分断又は延長及び中継線の変更等により措置する。
- (2) 通話の維持上次の支障がある場合は、状況に応じて利用を制限する。
 - ア. 通話が著しく輻輳し、はなはだしく通話困難なとき。
 - イ. 電源の全面的維持が困難なとき。
 - ウ. 取扱要員の全面確保が困難なとき。
 - エ. 障害により回線の全面維持ができないとき。

4. 応急復旧対策

災害により被災した通信回線の復旧順位は、次のとおりである。

【復旧順位】

復旧順位	機関名	具体的機関名
1	町関係	奥多摩町役場、学校給食センター、各消防団
	気象機関	気象庁データ回線
	消防機関	奥多摩消防署
	災害救助機関	各病院、各診療所
	秩序維持に関する機関	青梅警察署奥多摩交番、各駐在所
	輸送の確保に関する機関	J R 東日本各機関、西東京バス青梅営業所氷川車庫 京王タクシー氷川営業所
	水防関係機関	小河内貯水池管理事務所、発電事務所、 西多摩建設事務所奥多摩出張所、奥多摩工区
2	預貯金業務を行う機関	各郵便局、各金融機関
	国または地方公共団体	町立小中学校、町長宅、消防署長宅、交番所長宅
3		電話サービス契約約款第 136 条に定められる重要加入者で第 1 順位及び第 2 順位に該当しないもの

第5章 応援要請

【主な実施担当：総務部】

災害時の応急対策は被災した町の責任において実施することとなっているが、地震災害の特性上、被害規模等により町の防災体制のみでは、被害のすべてには対応できないことも予測される。こうした事態に備えて町は、近隣市町村と応援協定を予め締結しておくことが望ましい。

また、被害が広範囲に及ぶ場合には、近隣市町村間での応援活動ができなくなる事態も予測されることから、近隣市町村のみならず、自衛隊や都道府県を越えた市町村間の広域応援を円滑に実施できる体制も定めておく。

なお、応援協定を締結する場合には、受援、応援の両方について予め計画しておく。

第1節 受援する場合に定めておく必要のある事項

町が、都、他の市町村及び他の機関に受援を求める場合には、別に定めるものを除くほか、この計画の定めるところにより申請する。

1. 都に対する要請（法第68条）

本部長は、都に対して応援又は応援のあっ旋を求める場合には、都総務局（総合防災部防災対策課）に対して、次に掲げる事項について、とりあえず口頭又は電話をもって要請し、後日文書によりあらためて処理するものとする。

- (1) 災害の状況及び応援（措置の実施）を要請する理由
- (2) 応援を希望する機関名
- (3) 応援を希望する人員、物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- (4) 応援を必要とする場所、期間
- (5) 応援を必要とする活動内容
- (6) その他必要な事項

2. 都以外の機関に対する要請（法第67条等）

他の市町村、指定公共機関等都以外の機関に対して受援を求める場合には、応援協定を締結している機関等を除き、原則として都総務局（総合防災部防災対策課）を通じ、又は連絡して要請するものとする。ただし、そのいとまがない場合は、直接要請し、事後速やかに都に連絡するものとする。

第2節 応援する場合に定めておく必要のある事項

1. 応援の人数、資器材等に関する事項
2. 輸送手段に関する事項

3. 指揮、連絡ルート等に関する事項
4. 後方支援に関する事項

第3節 民間協力事項

1. 町民の協力

(1) 防災の寄与

町民は、町の地域の防災に寄与するよう努める。

(2) 通報義務等

災害が発生するおそれがある異常を発見したときは、遅滞なくその旨を、町長又は防災関係機関に通報する。

2. 自治会の協力

災害時の応急対策の円滑な実施のために、自治会は、組織の機能を十分発揮し、町が実施する活動に協力する。自治会の主な協力業務としては、次のとおりである。

- ア. 異常現象、災害危険箇所等を発見した場合に、町その他関係機関に連絡すること。
- イ. 災害に関する予警報その他情報を区域内住民に伝達すること。
- ウ. 災害時における広報広聴活動に協力すること。
- エ. 災害時における出火の防止及び初期消火に関し協力すること。
- オ. 避難誘導、避難所内被災者の救助業務に協力すること。
- カ. 被災者に対する炊出し、救助物資の配分等に協力すること。
- キ. 被災状況の調査に協力すること。
- ク. 被災区域内の秩序維持に協力すること。
- ケ. その他の災害応急対策業務に協力すること。

自治会

No.	自治会組織名	事務局の所在地		電話
1	川井自治会	川井 156 番地の 4	生活館内	85-1224
2	大丹波自治会	大丹波 122	大丹波会館内	85-1071
3	梅沢自治会	梅沢 106 番地の口	梅沢コミュニティセンター内	85-2001
4	丹三郎自治会	丹三郎 180 番地	丹三郎生活館内	85-1577
5	小丹波自治会	小丹波 501 番地	小丹波コミュニティセンター内	85-2085
6	棚沢自治会	棚沢 409 番地	棚沢コミュニティセンター内	85-2332
7	白丸自治会	白丸 73 番地	白丸生活改善センター内	83-8099
8	大氷川自治会	氷川 178 番地 1	氷川コミュニティセンター内	83-2169
9	常磐自治会	氷川 954 番地の 1	常磐生活改善センター内	83-8029
10	長畑自治会	氷川 737 番地	長畑生活館内	83-8121
11	南氷川自治会	氷川 1,371 番地	南氷川生活館内	83-8181
12	栃久保自治会	氷川 1,806 番地 1	栃久保自治会館内	83-8113
13	大沢自治会	日原 198 番地の口	大沢生活改善センター内	83-8860
14	日原自治会	日原 760 番地	日原生活館内	83-2103
15	海沢自治会	海沢 779 番地	海沢自治会館内	83-8123
16	境自治会	境 11 番地の 1	境生活館内	83-8155
17	中山自治会	境 871 番地の 1	中山生活館内	86-2630
18	原自治会	原 268 番地の 2	原生活館内	86-2827
19	川野自治会	川野 261 番地	川野生活館内	86-2816
20	留浦自治会	留浦 619 番地の 1	留浦生活館内	86-2515
21	峰谷自治会	川野 529 番地の 1	峰谷生活館内	86-2660

3 公共的団体の協力

町は、必要に応じ公共的団体に対し、その団体の組織目的にしたがって、災害対策業務の協力及び資料の収集を要請する。協力を要請する主な団体は、おおむね次のとおりとする。

団体名称	事務局の所在地	電 話
奥多摩医師会	奥多摩町氷川 177	0428-83-2136
奥多摩歯科医師会	奥多摩町氷川 174	0428-83-2148
西東京農業協同組合 古里支店	奥多摩町小丹波 56-2	0428-85-2011
東京都森林組合 奥多摩支所	奥多摩町氷川 1075	0428-83-2131
奥多摩商業協同組合	奥多摩町氷川 210	0428-83-2152

第4節 自衛隊派遣要請

1. 自衛隊の災害派遣の要請

自衛隊の災害派遣の要請については、以下のとおりである。

- (1) 町長は、町の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、災害派遣を要請するよう求めることができる。
- (2) 町長は、(1)の要請ができない場合には、その旨及び災害の状況を直接関係部隊に通報する。この場合、速やかに知事に通知する。

2. 派遣要請の手続等

町が自衛隊の派遣要請手続は、次のとおりである。

(1) 町が行う要請手続

町長は、次に掲げる事項を明らかにした文書をもって知事（総合防災部防災対策課）に要請する。ただし、緊急を要する場合にあつては、とりあえず電話又は口頭をもって要請し、事後速やかに文書を送達する。

- ① 災害の情况及び派遣を要請する事由
- ② 派遣を希望する期間
- ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ④ その他参考となるべき事項

※ 患者輸送の場合の航空機の要請には、次の事項を追加するものとする。

- ⑤ 患者の住所、氏名、年齢、性別、職業、疾病名、容体
- ⑥ 患者の付添、医師の有無、収容先
- ⑦ 気象状況、使用飛行場（ヘリポート）

(2) 町長の通報

町長は、町域に災害が発生し、知事に災害派遣の要請ができない場合には、直接関係部隊に通報する。この場合、速やかに知事に通知する。

【緊急の場合の連絡先】

部隊名 (駐屯地・基地名)	連絡責任者		活動内容
	課業時間内	課業時間外	
陸上自衛隊 第1施設大隊 第3中隊 (朝霞)	第3係 TEL 048-460-1711 内線 4863	施設大隊当直 TEL 048-460-1711 内線 4869	車両・船艇・航空機・ 地上部隊による各種 災害の救援活動
航空自衛隊 防空指揮群本部 (府中)	企画科長 又は運用係長 TEL 042-362-2971 内線 2259・2604	防空指揮群当直幹部 TEL 042-362-2971 内線 2348	主として航空機によ る偵察・人員物資の 輸送

3. 災害派遣部隊の受入体制

(1) 他の災害救助復旧機関との競合重視の排除

町長及び各関係防災機関の長は、自衛隊の活動が他の機関と競合重視しないよう、重点的・効率的な作業を分担するよう配慮する。

(2) 作業計画及び資器材の準備

町は、いかなる状況において、どのような分野（救助、救急、応急医療、緊急輸送等）について派遣要請を行うのか、平常時より計画しておくとともに、必要な資器材をあらかじめ準備し、施設の使用に際しての管理者の了解を取りつけておく。

(3) 連絡員の配置

派遣された部隊が円滑かつ効率的な救援活動ができるよう、部隊の誘導及び町本部との連絡のため、部隊が活動を行う期間、連絡員を配置する。

(4) 仮泊予定地

ア. 派遣部隊の仮泊地は、派遣された部隊が効率的かつ円滑に活動できるよう考慮して、その都度決定するものとする。

イ. その他主たる災害地域等に近い仮泊地がある場合は、別に選定することができるものとする。

【自衛隊仮泊予定地】

施設名	所在地	連絡先
古里小学校	奥多摩町小丹波 75	0428-85-2016
古里中学校	奥多摩町川井 594	0428-85-2255
氷川小学校	奥多摩町氷川 278	0428-83-2514
氷川中学校	奥多摩町氷川 760	0428-83-2156
旧日原小学校	奥多摩町日原 768-3	
旧小河内中学校	奥多摩町留浦 1237	

(5) 緊急ヘリポートの指定

ア. 都地域防災計画に登録された臨時ヘリポートは、「第10章 輸送」に示す。

イ. ア以外で、ヘリコプター発着可能地点としては、小・中学校の校庭及び避難場所等が考えられる。

ウ. 災害時には、被災地域等に近い発着可能地を別に選定する必要がある。

【ヘリコプター発着可能地点】

施設名	所在地	発着場規模 (m×m)	ヘリコプター機種による発着の適否		
			HU-1H(J)	OH-6D	CH-47
古里小学校庭	奥多摩町小丹波 75	85×75	○	○	○(×)
古里中学校庭	奥多摩町川井 594	85×75	○	○	○(×)
氷川小学校庭	奥多摩町氷川 278	70×50	○	○	○(×)
氷川中学校庭	奥多摩町氷川 760	95×55	○	○	○(×)
旧小河内中学校庭	奥多摩町留浦 1237	60×60	○	○	×

注：() は夜間の発着可能の有無である。

ヘリコプターの機種は陸上自衛隊のもので、性能は次のとおりである。

機種	巡航速度(km/h)	航続時間(h)	搭載重量(kg)	搭乗人員(人)
HU-1H(J)	180	2～3	1,800	11
OH-6D	180	2～2.5	600	2
CH-47	216	2.5	8,528	55

(6) 災害派遣部隊の撤収要請

町長は災害派遣部隊の撤収要請を行う場合は民心の安定、民生の復興に支障がないよう各機関の長及び派遣部隊の長並びに自衛隊連絡班と協議して行うものとする。

(7) 経費の負担

自衛隊の救援活動に要した次に列举する経費は、原則として派遣を受けた機関が負担するものとし、2以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係機関が協議して定める。

- ア. 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資器材（自衛隊装備品を除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
- イ. 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料
- ウ. 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費・電話料等
- エ. 天幕等の管理換に伴う修理費
- オ. その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義ある場合は、自衛隊と派遣を受けた機関が協議するものとする。

4. 派遣部隊の活動内容

区 分	活 動 内 容
被害状況の把握	車両、航空機等の手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
避難の援助	避難命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索援助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動等を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のうの作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たる。（消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し又は障害がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う。 （薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
被災者生活支援	被災者に対し、炊飯、給水、入浴及び宿泊等の支援を実施する。
救援物資の無償貸付又は譲渡	「防衛庁の管理に属する物品の無償及び譲与等に関する総理府令」（昭和 33 年総理府令第 1 号）に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付又は譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物及び有毒ガス等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他臨機の措置等	(1) その他、自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措置をとる。 (2) 災害対策基本法第 63 条第 3 項、第 64 条第 8 項～第 10 項及び第 65 条第 3 項に基づき、区市町村長、警察官又は海上保安官がその場にいない場合に限り、自衛隊は区市町村長に代わって警戒区域の設定等の必要な措置をとる。

図 ヘリコプター発着場基準及び表示容量

区分	条件 標準
OH-6D (小型機)	
HU-1H (中型機)	
CH-47 (大型機)	
表示要領	<p>1 着陸点</p> <p>30cm以上</p> <p>着陸点付近のほぼ中央に石灰等で直径4m以上の円を描き、中央にHと記す。</p> <p>2 風向指示器</p> <p>60cm以上 20cm以上 2m以上</p> <p>着陸点付近(着陸点からなるべく離れた地点)に吹き流し、又は旗を立てる</p> <p>(1) 布製 (2) 高速25m/秒に耐えられる強度</p>

第6章 消防活動計画の大綱

【主な実施担当：警備、消防部、奥多摩消防署】

第1節 震災消防活動

1. 奥多摩消防署

(1) 活動態勢

ア. 震災時署隊本部等の運営

奥多摩消防署には、災害活動組織の総括として、署隊本部を常設し、常時、震災に即応できる態勢を確保している。

イ. 震災配備態勢

東京都23区、東京都多摩東部及び多摩西部のいずれかに震度5弱の地震が発生した場合、又は地震により火災又は救助・救急事象が発生し、必要と認めた場合は、震災配備態勢を発令し、事前計画に基づく活動を開始する。震災配備態勢を発令したときは、発令時に勤務している人員及び所要の人員を確保する。

ウ. 震災非常配備態勢

東京都23区、東京都多摩東部及び多摩西部のいずれかに震度5強以上の地震が発生した場合、又は地震により火災又は救助・救急事象が発生し、必要と認めた場合は、直ちに震災非常配備態勢を発令し、事前計画に基づく活動を開始する。

エ. 非常召集

震災配備態勢を発令したときは、発令時に勤務している人員及び所要の人員、震災非常配備態勢を発令したときは、全職員が召集計画に基づき、直ちに所定の場所に参集する。

(2) 震災消防活動

ア. 活動の基本

(ア) 火災が多発した時は、全消防力をあげて消火活動を行う。

(イ) 震災消防活動を早期に確立し、消火活動と平行して救助・救急活動等、人命の安全確保を最優先とした活動を行う。

(ウ) 延焼火災が少ない場合は、救助・救急活動を主力に活動する。

(エ) 重機等を活用し、消防車両の活動路及び活動スペースの確保を行い、効率的な活動を展開する。

イ. 部隊の運用等

(ア) 地震に伴う火災、救助、救急等の災害発生件数、規模等により所定の計画に基づき、部隊運用及び現場活動を行う。

(イ) 地震被害予測システム及び延焼シミュレーション等を活用し、効率的な部隊運用を図る。

ウ. 情報収集等

(ア) 署隊本部は、所定の計画に基づき地震被害予測システムの結果、119番通報、高所見張情報、情報活動隊による情報、参集職員情報、消防ヘリコプター

による地震被害判読システム等を活用し、積極的に災害情報収集を行う。

(イ) 関係機関へ職員を派遣し、相互に知り得た災害の情報交換を行う。

(ウ) 震災情報収集システムを活用し、円滑な情報伝達、管理を行う。

エ. 震災時の水防活動

震災時の水防活動については、震災時の消防活動に準じ、人命救助を伴う水災については、火災の発生及び消防力の状況を勘案して活動する。

2. 奥多摩町消防団

消防団は、地域に密着した消防機関として分団受持区域内の住民に対して出火防止、初期消火、救出・救護等の指導を実施するとともに、火災その他の災害発生時には、消防署隊との連携、地域住民との協働により、現有装備を活用した消防活動にあたる。

(1) 出火防止

発災と同時に付近の住民に対して出火防止と初期消火の呼びかけを行う。

(2) 情報収集活動

災害の初期対応を行うとともに、消防活動上必要な情報や被災状況の情報収集を行い、携帯無線機等を活用し、災害対策本部等に伝達する。

(3) 消火活動

同時多発火災の拡大防止を図るため、消防署隊との連携を一層強化するとともに、分団受持区域内の建物等の消火活動及び避難道路防護活動を消防団独自に、若しくは消防署隊と連携して行う。

(4) 消防署隊への応援

消防署の消防署隊応援要員として消火活動等の応援をするとともに、道路障害排除等の活動を行う。

(5) 救出・救護

救助器具等を活用し、地域住民との協働による救出活動を行うとともに、負傷者に対する応急措置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

(6) 避難場所の防護等

避難命令・避難勧告等が出された場合は、これを地域住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら、避難者の安全確保と避難場所の防護活動を行う。

(7) 消防団出場区分

町域の有効な消防活動を期するため、消防団6分団7部の出動を区分する。区分の基準は、第1出動を基礎とし、火災の発生場所、火災の状況等により、第2・第3出動を区分する。

出動区分は、次頁のとおりである。

奥多摩町消防団出動指定表

平成 21 年 4 月 1 日現在

出動区域	地域名	第1出動	第2出動	第3出動	
				出動隊	待機分団
第1分団第1部	小丹波 梅沢 丹三郎	第1分団全隊 第2分団全隊	第3分団全隊 第4分団ポンプ車・積載車 (大沢) 第5分団全隊	第6分団 ポンプ車・積載車 (原)	第4分団積載車 (日原) 第6分団積載車 (峰谷)
第1分団第2部	川井 大丹波	第1分団全隊 第2分団全隊	第3分団全隊 第4分団ポンプ車・積載車 (大沢) 第5分団全隊	第6分団 ポンプ車・積載車 (原)	第4分団積載車 (日原) 第6分団積載車 (峰谷)
第2分団第1部	棚沢 白丸	第1分団全隊 第2分団全隊 第3分団全隊	第4分団ポンプ車・積載車 (大沢) 第5分団全隊	第6分団 ポンプ車・積載車 (原)	第4分団積載車 (日原) 第6分団積載車 (峰谷)
第3分団第1部	大氷川 海沢	第2分団全隊 第3分団全隊 第4分団全隊 第5分団全隊	第1分団ポンプ車・積載車 (丹三郎)・積載車(川井)	第6分団 ポンプ車・積載車 (原)	第1分団積載車 (大丹波) 第6分団積載車 (峰谷)
第4分団第1部	栃久保 大沢 日原	第3分団全隊 第4分団全隊 第5分団全隊	第1分団ポンプ車・積載車 (丹三郎)・積載車(川井) 第2分団全隊	第6分団 ポンプ車・積載車 (原)	第1分団積載車 (大丹波) 第6分団積載車 (峰谷)
第5分団第1部	南氷川 長畑 常磐	第3分団全隊 第4分団全隊 第5分団全隊	第1分団ポンプ車・積載車 (丹三郎)・積載車(川井) 第2分団全隊	第6分団 ポンプ車・積載車 (原)	第1分団積載車 (大丹波) 第6分団積載車 (峰谷)
	境 中山	第3分団全隊 第4分団全隊 第5分団全隊 第6分団全隊	第2分団全隊	第1分団ポンプ車・ 積載車(丹三郎)・積 載車(川井)	第1分団積載車 (大丹波)
第6分団第1部	川野 原 留浦 峰谷	第5分団全隊 第6分団全隊	第2分団全隊 第3分団全隊 第4分団全隊	第1分団ポンプ車・ 積載車(丹三郎)・積 載車(川井)	第1分団積載車 (大丹波)

(1) 車両火災、枯草火災は地元分団のみ出動する。
(2) 第2出動以上は指定表によるほか、団長指令により変更する場合もある。

3. 通信の運用計画

発災により有線電話の一部又は全部が途絶するものと予想しなければならないので、部隊運用及び情報収集等は、すべて無線通信を主体として運用することを原則とし、通信体制確保のため震災時における通信運用計画を樹立し、合理的な運用を図る。

4. 道路障害に対する配慮

地震発生時における消防活動上の問題として、建築物の倒壊、橋梁の損壊及び交通渋滞等による道路障害が予測されるが、特に交通渋滞については、消防機関の災害現場への到着を遅らせるとともに、応援部隊の現場到着をも遅らせ、さらには、火災防

ぎょ活動においてホースが道路を横断している場合には通行車両によりホースが損壊する等消防機関の災害応急対策活動が大きく阻害されることが予想される。

そこで、消防車両の通行が困難となる道路障害が発生した場合における直近の効果的な迂回路について予め検討し、部隊に周知させておく。なお、平常時から地震発生時における一般車両の使用制限等について、住民に周知する。

第2節 救助・救急活動

地震発生時においては、火災をはじめ建築物の倒壊等により広域的に多数の救助・救急事故が発生することが予測される。一方、傷病者を収容すべき医療機関も建築物の倒壊、医療機器の破損、ライフラインの機能停止等による診療機能の低下、さらには救急車等の出動、傷病者の搬送についても交通渋滞等による道路障害によりその効率が低下することが予測される。このため、関係機関が協力・連絡体制を確保し、救護所の開設、医療機関への搬送など迅速、的確な救助・救急活動を行うことが必要である。

また、救助・救急活動についても火災時の消防活動と同様、自主防災組織、自衛消防組織及び防災ボランティアの果たす役割が大きいものであることから、それらの活動も考慮する。

1. 奥多摩消防署の活動態勢

- (1) 救助・救急活動は署救助隊、特別救助隊及び救急隊が連携し、救助救急資機（器材）を活用して組織的な人命救助・救急活動を行う。通常の消防力では対応が困難な救助事象に対しては、救助機動部隊（ハイパーレスキュー）を早期に要請し、迅速な救助活動を実施する。
- (2) 救助・救急活動に必要な重機、救急資器材等に不足を生じた場合は、関係事業者との協定等に基づく迅速な調達を図り、実効性のある活動を行う。
- (3) 救急活動にあたっては、医療救護所が開設されるまでの間、消防署に仮救護所を設置するとともに、救助・救急現場に現場救護所を設置し、医療関係機関、消防団、奥多摩消防ボランティア等と連携し、救急資器材等を有効に活用して傷病者の救護にあたる。
- (4) 傷病者の搬送は、救急救命士等のトリアージに基づき、緊急度の高い傷病者を最優先として、救急車等を活用して、医療機関へ迅速に搬送する。
- (5) 警視庁、自衛隊、自主防災組織等と連携協力し、救助・救急の万全を期する。

2. 町民の自主救出救護活動能力の向上

(1) 救出活動技術の普及・啓発

防火管理者、自衛消防隊をはじめとして防災市民組織の救出活動に関する知識及び一般町民に対する、救出活動に関する知識及び技術の普及・啓発活動を積極的に推進する。

(2) 応急救護知識及び技術の向上

震災時における多数の救急事象に対応するためには、町民自らが適切な応急救護処置を行える能力を身につける必要がある。

このため、町民に対し応急救護知識及び技術を普及するとともに、奥多摩消防署及び(財)東京救急協会と連携し、効果的な啓発活動を展開し、町民の応急救護に関する意識の高揚と技術の向上を図る。

3. 救護所との連絡体制

震災時における救護活動を効率的に実施するため、災害現場に災害対策本部により救護所が設置され、傷病者に対して必要な手当が実施されるが、傷病程度によっては適応する救急病院等の医療機関へ搬送しなければならず、救護所の設置について確認を行うとともに、傷病者の搬送についての連絡体制を確立する。

4. トリアージタグの活用による救護活動

多数の傷病者が発生している災害現場においては、救急活動を効率的に実施するために、傷病者の傷病程度を選別し、救命処置に必要な傷病者を優先して搬送する必要があり、そのためには傷病程度の識別を行うトリアージタグを活用した救護活動を実施する。なお、トリアージタグについては、統一した様式のものを使用する。

5. 受入れ医療機関の把握

傷病者の搬送に際しては、救急病院をはじめ受入れ可能な医療機関情報の把握が重要となってくる。このため、消防本部と救急病院とのホットラインや広域災害医療情報ネットワーク等を活用し、受入れ可能な救急病院やその他の医療機関を把握し、搬送先をコーディネートできる体制を医師会等医療関係団体との連携のもとに確立しておく。

なお、受入れ可能な医療機関の把握については、町の医療機関だけでなく他の市町村の医療機関についても、広域災害医療情報ネットワーク等を活用して把握できる体制を確立する。

6. ヘリコプターによる救急搬送の実施

傷病者を受け入れられる医療機関については遠距離となることが予測され、また、道路事情についても交通渋滞により救急車による搬送活動が困難となることが予測されることから、各防災機関が所有するヘリコプターを活用した傷病者の搬送が効率的であり、それによる救急搬送体制についても考慮する。

なお、ヘリコプターによる救急搬送については、ヘリポート等の確保、受入れ病院の確保、地上搬送手段の確保等の条件が十分揃わないと実施ができないので、それらの体制の整備を図る。

また、ヘリコプターによる救急搬送を実施する場合については、関係機関にその旨を周知しておく。

7. 関係機関との連携

(1) 関係機関との協力

災害事故における救出救護が円滑適正に行われるよう各関係機関と常に連絡協調を図る。

ア. 奥多摩町役場（総務課）

イ. 青梅警察署

ウ. 奥多摩消防署

エ. 西多摩保健所

オ. 西多摩医師会

カ. 西多摩歯科医師会

キ. 西多摩薬剤師会

ク. 西多摩建設事務所

(2) 活動態勢

広域災害等により多数の負傷者が発生した場合は、初動体制の確立、ならびに関係機関活動開始後の協力体制を確保し迅速的確な救助活動にあたる。

(3) 医療救護班等の要請

多数の負傷者が発生した時は、現場救護所を設置するとともに、必要に応じて都に対して東京 DMAT 等、医療救護班の派遣、医療資器材の要請を行う。

また、孤立地域など医療スタッフの派遣対応が困難な地域においても同様に支援を要請する。

第7章 応急避難

【主な実施担当：総務部、民生部】

地震時には地すべり、延焼火災などが発生するおそれがあり、住民の避難を要する場合が数多く出現するものと予想される。被災者の生命、身体等の安全を確保するため、平常時から避難に必要な態勢の整備を図るものとする。

地震による同時多発の火災が延焼拡大し、人命への危険性が著しく高まったと予想される場合又はガス等の流出拡散により広域的に人命への危険が及ぶと予測される場合及び住民の生命、身体を災害から保護する必要があると認められるときは、これら危険地域の住民を速やかに安全な場所へ避難させる。

第1節 避難の勧告・指示

1. 避難の勧告・指示の実施

避難の勧告・指示は、次のとおりである。

- (1) 町内において危険が切迫した場合には、町長は青梅警察署長及び奥多摩消防署長と連絡の上、要避難地域及び避難先を定めて避難を勧告又は指示する。この場合、直ちに都本部に報告する。
- (2) 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命身体を保護するため必要があると認めるとき、町長は警戒区域を設定し、当該区域への立入りを制限若しくは禁止し、又は退去を命ずるものとする。
なお、避難・立退の勧告及び指示の基準は、原則として次のような事態になったとき発するものとする。
 - ア. 火災が拡大するおそれのあるとき。
 - イ. 爆発のおそれがあるとき。
 - ウ. 地滑り、山崩れ等により著しい危険が切迫しているとき。
 - エ. その他住民の生命及び身体を災害から保護するため必要と認められるとき。
- (3) 警察署長及び消防署長は、火災の延焼拡大又はガスの拡散が迅速で、人命に危険が著しく切迫していると認めるときは、住民に避難の勧告・指示を行う。この場合直ちに町長に通報する。

2. 避難の勧告・指示の内容

避難の勧告・指示は、次の内容を明示して行う。

- (1) 要避難対象地域
- (2) 避難先及び避難経路
- (3) 避難理由
- (4) 避難時の留意事項

第2節 避難方法

1. 避難誘導の方法

避難誘導は、次の事項に留意して行う。

- (1) 避難経路は、できる限り危険な道格、橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること。この場合なるべく身体壮健者、その他適当な者に依頼して避難者の誘導措置を講ずること。
- (2) 危険な地点には標示、なわ張りをを行うほか、状況により誘導員を配置し安全を期すること。
- (3) 状況により、老幼病弱者又は歩行困難者は適当な場所に集合させ、車両等による輸送を行うこと。
- (4) 誘導中は事故防止に努めること。
- (5) 避難誘導は収容先での救助物資の配給等を考慮し、できれば町内会等の単位で行うこと。

2. 避難順位及び携行品の制限

(1) 避難順位

避難順位は、おおむね次の順序によるものとする。

- ア. 病弱者、障害者
- イ. 高齢者、幼児、児童
- ウ. 上記以外の一般住民
- エ. 防災従事者

(2) 携行品の制限

緊急を要する場合は、貴重品（現金、預金通帳、印鑑、有価証券）等とし、時間的に余裕のある場合は、若干の食糧及び日用身の回り品等とする。

3. 奥多摩消防署の活動

- (1) 避難の勧告・指示が出された場合には、災害の規模、道路橋梁の状況、火災の拡大の経路及び消防隊の運用等を勘案し、もっとも安全と思われる方向を町、警察等に通報する。
- (2) 避難が開始された場合は、消防団員の活動により、避難誘導にあたる。
- (3) 避難の勧告・指示が出された時点以降の消火活動は、避難場所、避難道路の安全確保に努める。

4. 避難場所・避難道路の安全化

避難場所・避難道路周辺における安全を確保するためには、消防水利の確保が必要不可欠である。このため災害時、的確に消防水利施設が使用できるように、水利施設周辺での駐車車両の排除・駐車禁止措置の指導等を警察との協力の下に実施する。

第3節 避難所の開設

1. 避難所の事前指定

- (1) 町は、本計画において指定した避難所をあらかじめ住民に周知しておく。避難所は、第1部第11章「避難」に示す。
- (2) 指定した避難所の所在地等については、警察署等関係機関に連絡するとともに、東京都災害情報システムへの入力により、都に報告する。
- (3) 避難所の指定基準は、おおむね次のとおりとする。
 - ア. 避難所は、原則として、自治会又は学区を単位として指定する。
 - イ. 避難所は、耐震・耐火・鉄筋構造を備えた公共建物等（学校、公民館等）を利用する。
 - ウ. 避難所に受け入れる被災者数は、おおむね居室3.3㎡当たり2人とする。
- (4) 避難所に指定した建物については、早期に耐震診断等を実施し、安全性を確認・確保するとともに、被災者のプライバシーの確保や生活環境を良好に保つよう努める。
- (5) 地域内の公立小中学校等を避難所として指定したときは、食糧の備蓄や必要な資器材、台帳等を整備するなど、避難所機能の強化を図る。

2. 避難所の開設

- (1) 避難所を開設したときは、開設の日時、場所、避難者の数及び開設予定期間等を、速やかに所定の様式により、都福祉保健局及び青梅警察署、奥多摩消防署等関係機関に連絡する。
- (2) 避難所を開設した場合は、管理責任者を置く。
- (3) 避難所の開設期間は災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、知事の事前承認（厚生労働大臣の承認を含む。）を受ける。
- (4) 避難所が不足する場合には、一時的に被災者を受け入れるため、野外に受入れ施設を開設する。なお、野外に受入れ施設を開設した場合の都福祉保健局及び関係機関への連絡並びに管理責任者の設置については、避難所の開設と同様とする。
- (5) 野外受入れ施設の開設に必要な資材が不足するときは、都福祉保健局に調達を依頼する。
- (6) 野外受入れ施設の開設期間は、避難所が開設されるまでの間又は応急仮設住宅が建設されるまでの間とする。

3. 二次避難所の開設

- (1) 自宅や避難所で生活している高齢者や障害者等に対し、状況に応じ、介護など必要なサービスを提供するため、あらかじめ社会福祉施設等を二次避難所として指定しておく。
- (2) 二次避難所は、耐震・耐火・鉄筋構造を備えた建物を利用する。
- (3) 二次避難所を開設したときは、開設の日時、場所、避難者の数、開設予定期間、

避難所周辺の状況等を速やかに所定の様式により、都福祉保健局及び青梅警察署、奥多摩消防署等関係機関に連絡する。

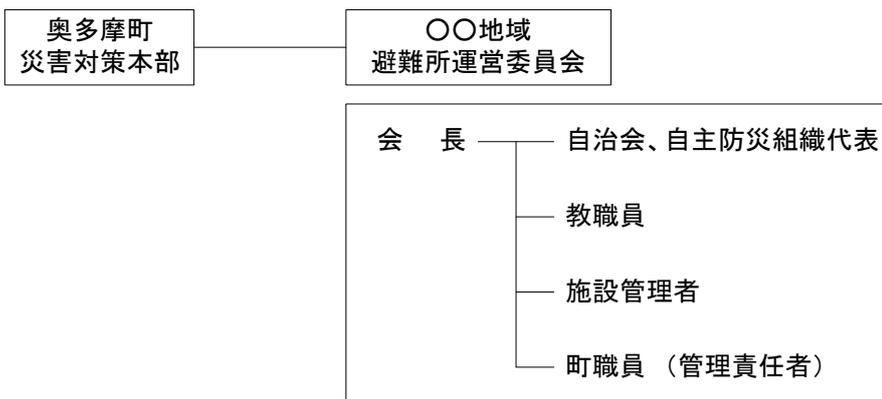
第4節 避難所の管理運営

1. 避難所の運営組織

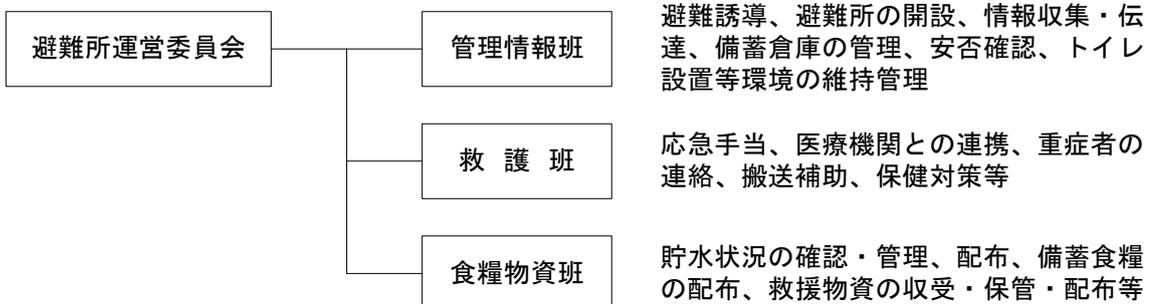
避難所の設置は、町の責任において行われ、各避難所には町職員が、避難所の管理運営の責任者として配置される。

しかしながら、地震発生直後には被災地域は相当混乱しており、町の避難所運営については困難が予測されるので、事前に避難所としての機能を整備し、自治会・町内会を単位として避難所を指定しておくとともに、被災民を早期に収容するため、避難所ごとに自治会・町内会の自主防災組織、町職員、施設管理者が参加して運営委員会を設置して対応する。また、学校などの避難所については、運営委員会に教職員の参加協力を求める。

〇〇地域避難所運営委員会 編成例



避難所運営委員会の班構成編成例



2. 運営マニュアルの策定

被災者を早期に収容し円滑な運営を行うため、事前に避難所管理運営マニュアル等の手引きを作成しておき、管理・運営の主体となる自主防災組織等に配布するとともに、管理運営マニュアル等に基づいた訓練を日頃から避難所単位で実施するなどの指導を行い、住民主体の管理運営体制の確立を図る。

3. 避難所の管理

(1) 民生部長は、各避難場所に所要の職員を配置し、責任者を指定するものとする。

(2) 避難所に配置された職員は、本部の指示に基づき、施設の管理者及び自治会等協力団体の協力を得て避難所の管理を行う。

(3) 避難所配置職員の任務

ア. 避難者の受付及び人員把握

イ. 収容者の組織編成

収容者をなるべく自治会ごとに適当な人員(30人程度)によって班を編成し、班長を決める。班長にはできるだけ自治会等の役員をあてるものとし、連絡等町職員の業務に協力する。

ウ. 物資の受払及び配分

避難所に配分される物品及び収容者に配分される食糧物資の受払及び配分を行う。

エ. 諸記録及び報告

避難所の運用管理状況等必要な記録(収容者名簿、日誌、物品受払簿等)を作成し、町本部に報告する。

オ. その他

(ア) 情報の伝達

直接又は班長を通じて収容者に連絡する。

(イ) 給食

班長、協力団体等の協力を得て、食品の配分、応急炊き出し等の給食を行う。

(ウ) 収容者の世話

収容者からの各種相談に応ずるほか、班長その他の協力を得て収容者の世話をを行う。

(エ) 避難所の消毒

民生部(町職員)等が行う消毒活動に協力する。

(オ) 施設の管理

施設の使用について管理責任者と連絡を密にし、十分な保全管理にあたる。

4. 災害時要援護者への配慮

災害時において、自分の身体・生命を守るための対応力が不十分な高齢者、身体に障害をもつ者等の安全を確保するため、行政による災害時要援護者の実態把握、施設

への緊急一時入所等の各種施策や救助機関、地域住民の連携体制を早急に整備する。

(1) 救助機関等との連携

災害時における高齢者・障害者等の安全を確保するため、災害時要援護者の実態把握に努め、緊急時の対応が困難な世帯に対し、救助機関との間の緊急通報システムを積極的に整備していくとともに、他の情報連絡手段の整備を検討する。

また、障害者施設や老人ホーム等への一時入所等についてもその対応を検討する。

(2) 地域住民等との連携・協力体制

災害時における災害時要援護者の安全を確保するため、民生委員、福祉団体、地域住民、町が一体となった救助活動が行えるよう地域住民に密着した協力体制づくりを強力に推進する。

また、災害時要援護者に対しての防災知識や救助・援助に関する知識の普及啓発に努めるとともに、中学生・高校生までも含んだ地域住民による災害時要援護者救助ボランティア等の育成を図る。

5. 避難者への情報提供

(1) 情報提供体制の整備

避難所に避難した被災者に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うために、テレビラジオ（見えるラジオ）等の設置、臨時広報紙の発行、インターネット、ファクシミリ等の整備を行う。

(2) 情報通信機器の整備

避難所の被災住民の不安を解消するため、ある程度応急活動が進んだ段階で、避難所に災害状況、災害の復旧状況を伝達する防災行政用無線や携帯電話などの情報通信機器や特設公衆電話の設置、インターネット端末を設置して、適時に情報を提供する窓口や情報拠点の確保を検討する。

第5節 警戒区域の設定

1. 警戒区域の設定

町長は、災害が発生し又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときに、警戒区域を設定する。

2. 警戒区域設定の周知

警戒区域の設定を行った時は、避難の勧告又は指示と同様、住民及び関係機関にその内容を周知する。

第8章 広報及び広聴活動

【主な実施担当：総務部】

地震発生時には、被災地や隣接地域の住民に対し、速やかに正確な情報を提供することにより、無用な混乱を防止し適切な判断による行動がとれるようにする。このため、町及び関係防災機関等は一体となって適切かつ迅速な広報活動を行うものとする。

また、速やかな復旧を図るため、町及び関係防災機関において、広聴活動を展開し被災町民の動向と要望事項の把握に努める。

第1節 広報活動

1. 町が実施する広報活動

町は災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあるときは、関係防災機関と密接な連携のもとに、次に掲げる事項を中心に広報活動を実施する。

(1) 広報内容

ア. 震災発生後の広報

- (ア) 地震の規模・気象の状況
- (イ) 混乱防止の呼びかけ
- (ウ) 電気・ガス・石油ストーブ等による火災予防の注意
- (エ) 避難及び避難時の方法等
- (オ) 道路状況と交通規制、交通機関の運行状況
- (カ) 学校等の措置状況
- (キ) 町の体制・措置状況

イ. 被災者に対する広報

- (ア) 被害情報
- (イ) 避難所開設状況
- (ウ) 食糧・生活物資等の供給状況
- (エ) 医療機関の診療状況
- (オ) 電気・ガス・水道・電話等ライフラインの被害及び復旧状況
- (カ) 道路状況と交通規制、交通機関の被害及び復旧状況
- (キ) 防疫・保健衛生措置状況
- (ク) 学校の休校・再開等の措置状況
- (ケ) 町の措置状況

(2) 広報文

広報文は、「災害広報文例集」（昭和60年3月都総務局災害対策部）による。

(3) 広報手段

- ア. 防災行政無線
- イ. 広報車

- ウ. 広報紙、自治会の掲示板等への掲示
- エ. テレビ、ラジオ等報道機関への情報提供
- オ. ホームページ等による情報提供
- カ. 消防団、自治会等を通じた情報提供

2. 奥多摩消防署が実施する広報

(1) 広報内容

- ア. 出火防止、初期消火、救出救護及び災害時要援護者への支援の呼びかけ
- イ. 火災及び水災に関する情報
- ウ. 避難勧告又は避難命令等に関する情報
- エ. 人心安定を図るための情報
- オ. 救急告示医療機関等の診療情報
- カ. その他町民が必要としている情報

(2) 広報手段

- ア. 広報車等の拡声装置等及び防災行政無線
- イ. 消防署、消防団及び自治会の掲示板等への掲示及び口頭
- ウ. テレビ、ラジオ等報道機関への情報提供
- エ. ホームページ等による情報提供
- オ. 消防団員、東京消防庁災害時支援ボランティア等による情報提供

3. 青梅警察署が実施する広報

(1) 広報内容

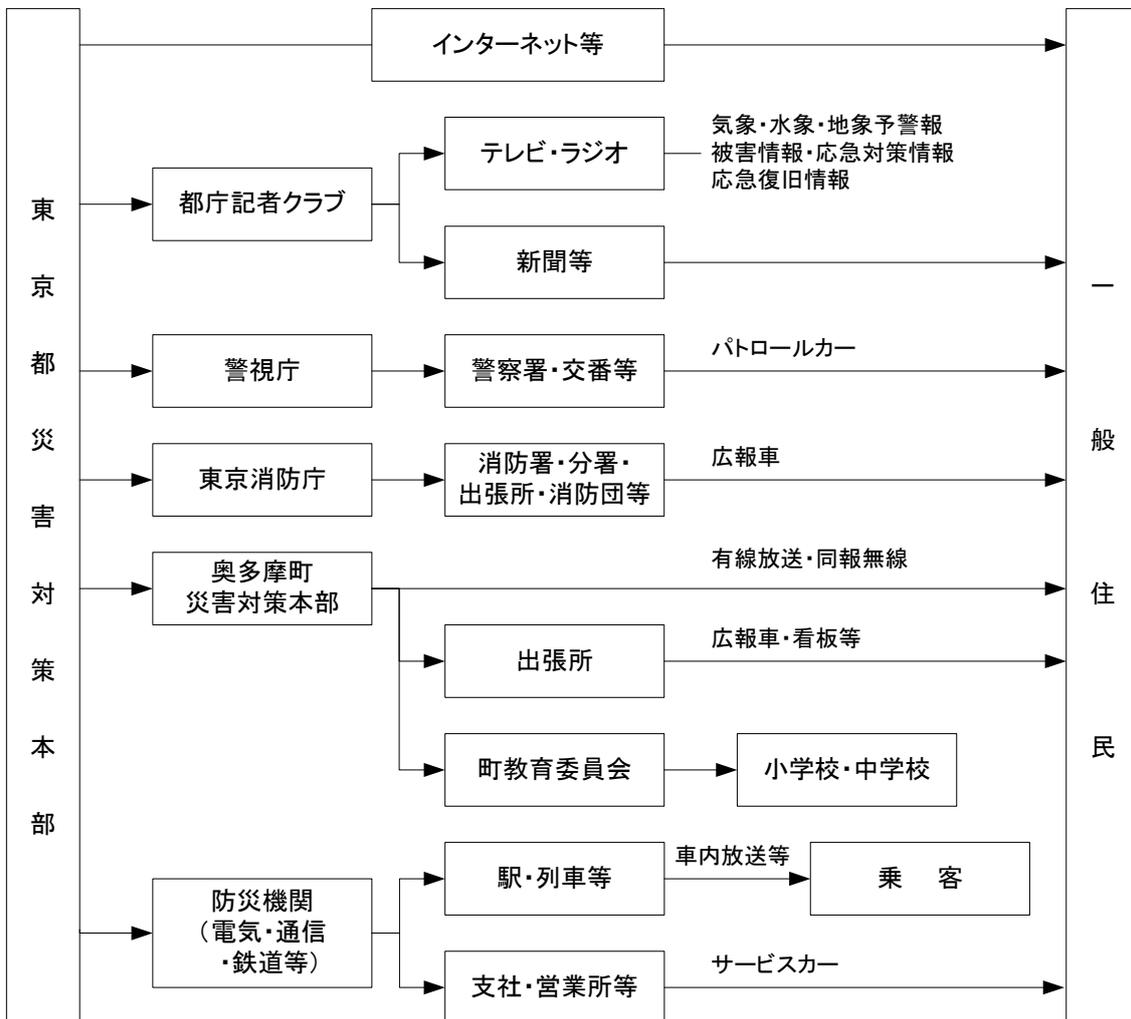
- ア. 余震、津波等気象庁の情報
- イ. 地域の被害情報及び見通し
- ウ. ライフライン等の被害状況
- エ. 交通規制状況、主要道路・高速道路・橋等の被害状況
- オ. 被災地域・避難場所等に対する警戒状況等

(2) 広報手段

- ア. トランジスターメガホン等
- イ. 交番（駐在所）備付けマイク
- ウ. パトカー、白バイ、広報車、サインカー等
- エ. ホームページ

4. 災害時の広報活動の流れ

災害時の各機関の広報活動における主な流れは次のとおりである。



第2節 広聴活動

震災時には、被災者又は関係者からの家族の消息、医療、生活必需品、住居の確保や融資等についての相談、要望に応ずるため広聴活動を展開する必要がある。このため、関係防災機関は次のとおり広聴活動を実施する。

1. 相談窓口の設置及び実施体制

(1) 移動相談の実施

災害が終息したときは、道路状況に応じ広報車により、被災地を巡回して移動相談を実施し、事後の救援措置の推進にあたる。

(2) 臨時被災相談所の設置

町役場庁舎をはじめとする公共施設及び町内小・中学校等に臨時被災相談所を設け、被災者からの相談、要望、苦情等を聴取し、速やかに関係機関に連絡して早期解決に努力する。

相談所の規模及び構成員等は、災害の規模や現地の状況等を検討して決めるが、大規模かつ広域な災害の場合は、被災者救護事務を所掌する町各部及び関係防災機関の幹部職員を相談員として常駐させるなど、救援対策を強力に推進する。

2. 専門家の協力

相談事項としては、借地・借家関係などの法律相談、登記手続きなどの土地・建物の登記相談、減免などの税務相談、雇用保険などの社会保険に関する相談、住宅の応急修繕相談など多くの案件となることから、専門家の協力を得ることが不可欠であり、日頃から弁護士会などの団体との連携を図る。

3. 総合的情報提供

町、都及び関係団体は、震災時の連携体制を強化するため、震災後早期に、震災情報相談センターにおいて、震災相談連絡会議を開催する。震災相談連絡会議では、震災情報相談センターと関係団体の相談窓口分担、相談体制、情報入手方法、伝達方法等を確認するとともに、相談のタライ回しを防止するため、対応部署や内容が把握できる相談窓口一覧表等の配布資料を作成し、被災者への周知を図る。

第9章 危険物施設等応急対応

【主な実施担当：奥多摩消防署】

大地震による危険物施設、高圧ガス施設、毒物・劇物保管施設、放射性物質保管施設等の損傷は、危険物等の流出を伴いさまざまな災害が発生する可能性が高い。

災害防止のための応急措置及び応急復旧はその施設の形態にあわせて迅速、的確に行われるべきであり、消防法、高圧ガス保安法等の関係法令に基づく予防規程等においてこのための計画を樹立しておくよう事業者を指導する。

第1節 応急措置

石油、火薬、高圧ガス等の危険物保管施設等は、地震時における振動、火災等により、これらの危険物の爆発、漏えい等が考えられる。その場合、従業員はもとより、周辺住民に対しても大きな影響を与えるおそれがある。

したがって、これらの施設については、関係法に基づく災害予防規定及び震災予防条例等に基づき防災計画が定められ、防災体制の強化が図られているところであるが、発災した場合、被害を最小限に止めるための応急対策を確立する。

1. 石油類等危険物保管施設の応急措置

関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講ずるよう指導する。

- (1) 危険物の流出又は爆発等のおそれのある作業及び移送の停止、施設の応急点検と出火等の防止措置
- (2) 混触発火等による火災の防止措置と初期消火活動並びにタンク破壊等による流出、及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策
- (3) 危険物による災害発生時の自主防災活動組織と活動要領の制定
- (4) 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置及び防災機関との連携活動

2. 高圧ガス保管施設の応急措置

大地震時に高圧ガス貯蔵施設が被害を受け塩素ガス等の有害ガスが漏えいした場合、当該事業所は全力を挙げ防除活動を実施するが、併せて、被害を未然に防止するために関係機関への迅速、的確な通報を行う。

機関名	応急措置
町	<p>事故時には必要に応じ、次の措置を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 住民に対する避難の勧告又は指示 2. 住民の避難誘導 3. 避難所の開設 4. 避難住民の保護 5. 情報提供 6. 関係機関との連絡
都総務局	<p>都県境付近で漏えい事故が発生した場合には、関係機関に対し必要な連絡通報を行う。</p>
都環境局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 事故時における措置 <ul style="list-style-type: none"> (1) ガス漏れ等の事故が発生した場合、当該事業所は、直ちに災害の拡大防止及び被害の軽減に努める。 (2) 災害が拡大する恐れがある場合、東京都高圧ガス地域防災協議会がガスの種別により指定した防災事業所又は震災被害を受けていない協議会支部に対し出動を要請し、災害の拡大防止を指示する。 2. 事故時の緊急出動体制 <p>高圧ガス事故時には、東京都高圧ガス地域防災協議会が指定する防災事業所と準防災事業所が対応する体制を整えている。防災事業所は、高圧ガスの移動や事業所における事故に対し、出動要請があった場合に応援出動することを任務とし、準防災事業所は、移動時に係る事故を除き、防災事業所と同様の任務を負っている。</p>
奥多摩消防署	<ol style="list-style-type: none"> 1. ガスの拡散が急速で、人命危険が著しく切迫しているときの避難の勧告又は指示を行う。 2. 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行う。 3. 関係機関との間に必要な情報連絡を行う。また、これらの施設に対する災害応急対策については、第6章第1節「震災消防活動」により対処する。
青梅警察署	<ol style="list-style-type: none"> 1. ガス漏れ等の事故が発生した場合、関係機関と連絡通報を行う。 2. 町長が避難の指示を行うことができないと認めるとき又は町長から要求があったときは、避難の勧告又は指示を行う。 3. 避難区域内への車両の交通規制を行う。 4. 避難路の確保及び避難誘導を行う。

3. 毒物・劇物取扱施設の応急措置

震災による建物の倒壊等により毒物・劇物の飛散、漏えい等の事故が発生した場合の各機関の措置は次のとおりである。

機関名	応急措置
西多摩保健所	<ol style="list-style-type: none"> 1. 毒物・劇物取扱事業者に対して、毒物・劇物の飛散、漏えい、浸透、及び火災等による有毒ガスの発生を防止するための応急措置を講ずるよう指示する。 2. 毒物・劇物が飛散、漏えいした場合には、中和剤等による除毒作業を毒物・劇物取扱事業者に対し指示する。 3. 関係機関との連絡を密にし、毒物・劇物に係る災害情報の収集、伝達に努める。
奥多摩消防署	<ol style="list-style-type: none"> 1. 有毒物質等の拡散が急速で、人命危険が著しく切迫しているときの避難勧告又は指示を行う。 2. 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行う。 3. 関係機関との間に情報連絡を行う。また、これらの施設に対する災害応急対策については、第6章第1節「震災消防活動」により対処する。
奥多摩町教育委員会	<p>発生時の活動について、次の対策を樹立しておき、これに基づき行動するよう指導する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 発災時の任務分担、鍵の管理及び保管場所の周知 2. 出火防止及び初期消火活動 3. 危険物等の漏えい、流出等による危険防止 4. 実験中における薬品容器、実験容器の転倒、落下防止及び転倒、落下等による火災等の防止 5. 児童・生徒等に対して、発災時における緊急措置に関する安全教育の徹底 6. 被害状況の把握、情報収集及び伝達等 7. 避難場所及び避難方法

4. 放射線使用施設の応急措置

地震、火災その他の災害が起こったことにより、放射性同位元素又は放射線発生装置に関し、放射線障害が発生するおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合においては、「放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」に基づいて定められた基準に従い、放射線同位元素使用者等は、直ちに応急の措置を講じ、文部科学大臣に報告することとされている。文部科学大臣は、必要があると認めるときは、放射線障害を防止するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

なお、各機関の措置は次のとおりである。

機関名	応急措置
奥多摩消防署	放射性物質の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、次の各措置がとれるよう使用者を指導する。また、消防機関は、第6章第1節「震災消防活動」により災害応急活動を行うものとする。 1. 施設の破壊による放射線源の露出、流出の防止を図るための緊急措置 2. 放射線源の露出、流出に伴う危険区域の設定等、人命安全に関する応急措置
西多摩保健所	R I 使用医療施設での被害が発生した場合、人身の被害を最小限にとどめるため、4人を1班とするR I 管理測定班を編成し、漏えい放射線の測定、危険区域の設定、立入禁止、住民の不安の除去に努める。

5. 危険物輸送車両等の応急対策

(1) 高圧ガス輸送車両等の応急対策

機関名	応急措置
奥多摩消防署	1. 交通規制等について関係機関と密接な情報連絡を行う。 2. 災害応急対策は、前項の「震災消防活動」に基づき対処する。

(2) 核燃料物質輸送車両の応急対策

機関名	応急措置
奥多摩消防署	事故の状況把握に努め、事故の状況に応じて、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施する。

(3) 危険動物の逸走時対策

機関名	応急措置
奥多摩消防署	情報の受理及び伝達並びに被害者の救助及び搬送

各自治会の危険物施設一覧表

自治会名	給油取扱所 (箇所)	一般取扱所 (箇所)	屋内・屋外(ﾀﾝｸ) 貯蔵所 (箇所)	地下ﾀﾝｸ貯蔵所 (箇所)
川井	1	1		1
大丹波				
梅沢				
丹三郎	1		1	
小丹波	2	3	1	5
棚沢		1	2	2
白丸			1	1
大氷川	2	3	5	3
常磐	1	2	1	1
長畑				
南氷川				1
栃久保				
大沢				
日原		3	5	1
海沢				1
境				
中山	1		4	
原				
川野				
留浦				
峰谷				
合計	8	13	20	15

第10章 輸 送

【主な実施担当：財務部】

震災時においては、応急対策に必要な物資、資機材、人員及び被災者、避難者等を広域的に緊急輸送する。しかし、大規模災害発生時には道路、交通機関の途絶など多くの障害が予想されるため、平常時からの施設の耐震強化、円滑な緊急輸送路や輸送手段の確保計画等体制の整備を行う。

第1節 輸送の対象

輸送の対象としては次の事項が掲げられるが、輸送手段として乗用車、バス、トラック、航空機及び鉄道を実情に合わせて効率的に使用する。

1. 被災者の避難のための輸送
2. 傷病人の収容のための輸送
3. 医療従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資の輸送
4. 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資の輸送
5. 救援用資機材及び災害応急対策要員のための輸送
6. 飲料水の供給のための輸送
7. 食糧の供給のための輸送
8. 遺体の搬送
9. 生活必需品の供給のための輸送
10. 復旧用資機材及び災害復旧対策要員のための輸送

第2節 緊急輸送路ネットワークの構築

警察が都地域防災計画等において予め指定している緊急交通格線との整合を図りながら緊急物資等搬送のため町内の各主要防災拠点を結ぶ緊急輸送路ネットワークを予め指定しておく。

また、広域的な災害応急対策を実施するためには、近隣地方公共団体と連絡する主要な幹線道路、防災関係拠点を連絡する幹線道路を災害時に円滑かつ効率的に運用できるよう、以下の点に留意してネットワークの整備に努める。

1. 道路管理者及び近隣地方公共団体と広域的連携活動を迅速に実施するために、共助連絡体制の確立を図る。
2. 広域輸送基地を定め、近隣地方公共団体からの緊急物資等の受入れ、保管、輸送拠点を整備する。
3. 近隣地方公共団体と広域輸送基地の相互使用協定等を締結する。

第3節 緊急輸送に伴う交通規制

大地震等による広域災害が発生した場合においては、まず、人命の救助を最優先に陸上における被害の拡大防止、避難及び救助、犯罪予防措置と、公共の安全と秩序の維持に努めるため、都及び警察が行う交通規制の対象道路と調節しつつ、緊急輸送路を確保する。

第4節 緊急道路啓開

緊急道路啓開とは、救援活動のために選定された緊急道路障害物除去路線に、緊急車両の通行に要する二車線を確保することである。

地震時、道路に看板や電柱の倒壊など障害物が散乱することが予想され、被災者の救援救護活動はもちろん緊急物資の輸送に支障が生じるおそれがある。このため、都では、緊急輸送路等を確保するため、緊急道路障害物除去路線を選定しており、震災時、各道路管理者は、この選定路線における障害物の除去及び路面のき裂等の応急補修を優先的に行う。

1. 都の緊急啓開路線の選定

震災時における車両通行を確保する道路の路線を緊急啓開するために、下記により選定し、当該路線を有機的に接続させ、緊急輸送路等の確保を図ることとしている。

選定基準	(1) 緊急交通路等の交通規制を行う路線 (2) 緊急輸送ネットワークの路線（緊急輸送道路） (3) 避難場所に接続する応急対策活動のための道路の路線 (4) 上記(1)～(3)は、原則として、幅員15m以上の道路の路線
------	---

2. 緊急啓開作業態勢

(1) 緊急啓開の分担

町の地域における障害物除去路線（青梅街道等）は、都建設局（西多摩建設事務所）が担当し、町は都の指示に基づき協力する。

(2) 実施内容

緊急啓開作業の実施内容は、原則として、2車線の車両用走行帯を確保できるよう落下物、倒壊物などによって生じた路上障害物を除去し、自動車の走行に支障のない程度に陥没、き裂等の舗装破損の応急復旧を行う。

(3) 関係機関との連携

緊急啓開作業にあたっては、関係機関がそれぞれ連絡を密にし有機的かつ迅速に実施するとともに、被害の状況に応じて優先順位を定め、効率的に実施するものとする。なお、被害の規模、状況によっては各関係機関と連携し、自衛隊に支援を要請する。

3. 啓開用資機材の整備

町及び都建設局は、平素から資機材の整備を行うとともに、建設業協会等を通じて使用できる建設機械等の把握を行うものとする

第5節 輸送車両等の確保

1. 調達及び配分

町が使用する車両は、町有車両を配分する。なお、町有車両に不足が生じる場合は、都に応援又はあっ旋を要請するとともに、町内協力機関から車両を調達する。

(1) 保有又は調達車の状況

機 関	乗用車	貨物自動車		広報車	バ ス	軽自動車
		普 通	小 型			
町	6	3	5	1	2	20
西東京バス					11	1

(2) 特殊作業車保有状況

その都度情報収集によりリストを作成する。

2. 緊急通行車両等の確認

地震発生時には、交通規制により一般車両の通行が禁止又は制限され、大規模地震特別措置法施行令第12条に基づく緊急通行車両及び災害対策基本法施行令第33条に基づく緊急通行車両（以下「緊急通行車両等」という。）を優先して通行させる。

緊急通行車両等であることの確認は次のとおり行われる。

(1) 緊急通行車両等の種類

- ア. 地震予知情報の伝達、災害発生の警報の発令及び伝達並びに避難勧告又は指示に使用されるもの
- イ. 消防、水防その他応急措置に使用されるもの
- ウ. 被災者の救護、救助その他の保護に使用されるもの
- エ. 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に使用されるもの
- オ. 施設及び設備の点検、応急復旧に使用されるもの
- カ. 清掃、防疫その他保健衛生に使用されるもの
- キ. 犯罪の予防、交通の規制その他災害における社会秩序の維持に使用されるもの
- ク. 緊急輸送の確保に使用されるもの
- ケ. 震災発生時における食糧、医薬品その他物資の確保、清掃、防疫その他保健衛生に関する措置、その他応急措置を実施するため、必要な体制の整備に使用されるもの
- コ. 災害時等における報道要請に関する協定を締結した新聞社及び通信社の緊急取材に使用されるもの

- サ. その他災害発生を防ぎよ又は拡大の防止並びに軽減を図るための措置に使用されるもの
- シ. 指定行政機関等との契約により常時震災対策活動専門に使用するもの

(2) 確認機関

町有車両、町が町内協力機関等から調達する車両等に対する緊急通行車両等の確認は、都公安委員会が行う。

(3) 確認手続き等

ア. 事前届出

町が災害発生時に緊急通行車両等として使用することが決定している車両については、事前届出を行うことができる。確認機関による審査の結果、緊急通行車両等に該当すると認められるものについては、「緊急通行車両等事前届出済証」（以下「届出済証」という。）が交付される。

イ. 緊急通行車両等の確認

(7) 届出済証の交付を受けている車両の確認

届出済証の提示により、確認に係る審査は省略し、緊急通行車両等の標章及び確認証明書（以下「標章等」という。）が交付される。

(4) 届出済証の交付を受けていない車両の確認

確認申請書を提出により、緊急通行車両等に該当するか否かの審査が行われ、審査結果に基づき標章等を交付される。

(4) 交通規制除外車両

震災発生後において、緊急通行車両等以外であっても、社会生活の維持に不可欠な車両又は公益上通行させることがやむをえないと認められる車両については、公安委員会の決定に基づき、通行禁止の対象から除外される。

第6節 ヘリポート等の活用

ヘリコプターは震災時において、道路交通の機能が制約される中で、災害対策要員や負傷者等の緊急搬送、医薬品の搬送、救援物資の搬送など機動力のある緊急輸送手段として有効である。

事前にヘリコプターが発着可能な場所を指定しておくとともに、その面積などを基に、当該場所にどのような機種が発着可能かを確認する。さらにヘリポート等は緊急輸送路に面していることなど陸上輸送との連携を考慮しておく。

また、実際に利用するときには騒音などを伴うため、事前に付近住民に周知徹底を図るなどの広報対策を実施しておくことや、必要な通信機器等の機材を当該地付近に整備しておくことについても配慮が必要である。

都地域防災計画に登録された臨時ヘリポート

施設名	所在地
町立登計原総合運動場	氷川 940 番地
町立大丹波緊急離着陸場	大丹波井戸地 516 番地外
雲取山ヘリポート	日原 1024 番地 1
大麦代駐車場	原 5 番地
北菘緊急離着陸場	川野 1527 番地
東京消防庁奥多摩消防ヘリポート	氷川字栃久保 1930-2 外
町立古里小学校グラウンド	小丹波 75 番地
滝谷ノ峰ヘリポート	日原字孫惣谷 1032-1 外

第7節 JR東日本との協力体制

災害時におけるJR東日本との協力体制は、次のとおりとする。

- (1) 災害時のダイヤの変更その他運行に関すること。
- (2) 災害時の運行に係る住民への広報に関すること。
- (3) 応急対策の実施に必要な人員及び資材の輸送に関すること。

第 1 1 章 障害物除去

【主な実施担当：建設班】

地震発生時には、倒壊した家屋や事業所、工作物の転倒落下、破堤による浸水をはじめ多数の施設等が甚大な被害を受け、大量の障害物が発生する。このため、人命の救助・救出、消火を最優先に円滑な応急活動を実施するための交通の確保並びに災者が一日も早く日常生活を営むことができるよう障害物の除去計画を定めておく。

第 1 節 道路関係障害物の除去

堆積土砂、倒壊物等の撤去を速やかに実施して、交通の確保を図る。実施順位は緊急道路障害物除去路線を第一とする。

1. 国道・都道は、西多摩建設事務所に連絡し除去作業に協力する。
2. 占用物件に被害のあった場合には、各企業者に連絡し、速やかに処理をさせる。
3. 障害物の除去は、直営作業員または業者に依頼し、災害の程度によって一時的移設又は、運搬車による搬出をする。

第 2 節 河川関係障害物の除去

河川（公共溝渠）の流路を阻害し、氾濫の原因となる障害物を撤去し、その機能の確保をはかる。

1. 護岸が破壊した場合には、直営作業員又は業者に依頼して、破壊物の撤去及び土俵積を実施する。
2. 水路内の流下物は速やかに撤去し、流水の滞溜を防止する。

第 3 節 住宅関係障害物の除去

1. 目的

災害救助法が適用された災害によって、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活を営むのに支障をきたしている者に対し、これを除去することにより、その被災者を保護しようとするものである。

2. 障害物の除去計画

災害救助法が適用された場合、該当する住居を早急に調査の上、実施する。

(1) 町の活動

除去対象戸数及び所在を調査し、都建設局に報告するとともに、関係機関と協力して障害物の除去を実施する。

(2) 都建設局の活動

都建設局は、町の報告に基づき、実施順位、除去物の集積地等を定め、町と協力して、障害物の除去を実施する。

3. 障害物の除去の対象となる者

- (1) 自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することのできない者であること（生活保護法の被保護者、要保護者及び特定の財産を持たない失業者等）。
- (2) 居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分に、障害となるものが運び込まれているか又は敷地等に運び込まれているため、家への出入りが困難な状態にある場合であること。
- (3) 当面の日常生活が営み得ない状態にあること（本宅に障害物が運び込まれても別宅がある場合等は対象とならない）。
- (4) 半壊又は床上浸水したものであること（全壊、流失、床下浸水の住家は対象とならない）。

4. 障害物の除去の方法

(1) 町の活動

ア. 救助対象世帯の調査・選定

(ア) 半壊及び床上浸水した全世帯（被災世帯）を明らかにして、それぞれの世帯人員数、職業、年収、世帯状況（被保護世帯、身障世帯、老人世帯、母子世帯、要保護世帯等の別）町民税課税状況（非課税、均等割、所得割の別）、被害状況等を調査する。

(イ) 上記調査の結果に基づき、前記の障害物の除去の対象となる者の資格を満たす救助対象世帯を選定して「障害物除去対象者名簿」を作成する。

(ウ) 救助対象世帯数が、基準対象数の範囲内（被災世帯の15%）にあるかどうかを確認し、超えているときは、対象数の引上げを、都建設局に協議する。

イ. 除去作業の実施

知事（都建設局長）に「障害物除去対象者名簿」を提示して、救助対象世帯及び所在等を報告するとともに、都と協力して、障害物の除去作業を実施する。都建設局が集積地を決定するまでは、交通に支障のない路上や公園等に一時集積する。

ウ. 帳票の整備

障害物の除去を実施した場合は、次の書類、帳票等を整備し、保存する。

(ア) 救助実施記録日計票

(イ) 障害物除去の状況

(ウ) 障害物除去支出関係証拠書類

(2) 障害物の除去の対象数

ア. 障害物の除去の対象数（一般基準）

障害物の除去を行い得る対象数は、半壊及び床上浸水した世帯数の15%の範囲

内とする。ただし、やむを得ない事情がある場合には、区市町村相互間において対象数の融通ができる。

イ. 対象数の引上げ（特別基準）

町における被害の程度、深刻さ、住民の経済的能力等により、画一的に取り扱うことが応急救助の実施上不合理な場合は、例外措置として、障害物除去の期間内（災害発生日から10日以内）に、下記の事項を申請し、厚生労働大臣（町にあっては都知事に協議する。）の承認を得て、障害物の除去世帯数の限度を引上げることができる。

(ア) 対象数の引上げ数及び総数並びに半壊、床上浸水世帯数合計との割合

(イ) 障害除去対象者名簿

(ウ) その他必要な事項

なお、この除去世帯数の限度の引上げは、区市町村相互間において除去世帯数の融通の措置をした上での最低限度必要とする世帯数に限られる。

(3) 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

災害救助法による障害物の除去の程度、方法及び期間については、第28章「災害救助法の適用」による。

なお、期間については、特殊な事情により期間内に除去を完了できない場合は、例外的措置として除去の期間内に下記の事項を申請し、厚生労働大臣（町にあっては都知事に協議する。）の承認を得て期間を延長することができる。

ア. 期間の延長（必要最小限度の期間とする。）

イ. 期間の延長を要する地域

ウ. 期間の延長を要する理由（具体的に記載のこと。）

エ. その他（期間の延長を要する世帯数等）

(4) 災害救助法の適用がない場合の措置

災害救助法の適用がない場合は、災害対策基本法第62条の規定に基づき除去の必要を認めた者を対象として、障害の除去を実施する。

第12章 地域安全対策・交通規制対策

【主な実施担当：青梅警察署】

震災時には、様々な社会的混乱及び交通の混乱の発生が予測される。このため、町民の生命、身体、財産の保護及び各種犯罪の予防、取締り並びに交通秩序の維持、その他被災地における治安の万全を期することが重要である。

第1節 防犯計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、速やかに関係機関は、総力をあげて町民の生命の安全確保、各種犯罪の予防・取締り及びその他公共の安全と秩序の維持等を行う。

1. 警備本部等の設置

東京に大地震が発生した場合には、警視庁に最高警備本部、第九方面本部に方面警備本部、青梅警察署に現場警備本部が設置され、指揮体制が確立される。

2. 配備動員体制

- (1) 警備要員は、東京都（島部を除く。）に震度6弱以上の地震が発生した場合には、自所属に参集する。
- (2) 東京都（島部を除く。）に震度5強の地震が発生した場合は、当務員以外の指定された警備要員は自所属に参集し、災害警備本部の設置、関係防災機関との連絡調整等に当たる。
- (3) 青梅警察署は、災害事務の処理に必要な最小限の要員を除いて部隊を編成し、被害実態の把握、交通規制、救出救護、避難誘導等の措置をとる。

3. 警備活動

建物倒壊、火災等により発生する被害の拡大防止のため、次の警備活動を行う。

- (1) 被害の実態把握と各種情報の収集
- (2) 交通規制
- (3) 被災者の救出救助及び避難誘導
- (4) 行方不明者の捜索及び調査
- (5) 死体の見分及び検視
- (6) 公共の安全と秩序の維持

4. 警備活動要領

青梅警察署は、「警視庁震災警備実施計画」に基づき青梅警察署の同実施計画に定めるところにより、自動的及び段階的に警備要員を配備し、被害実態の把握、交通規制、救出救護等の措置をとる。

(1) 犯罪の予防鎮圧

災害時には、混乱に乗じた各種犯罪、経済事犯の多発が予想されるので、これら

の警戒取締りを厳重にし、犯罪の予防及び検挙に努めるものとする。

(2) 災地の警備

災害による死傷者等を発見した場合には、関係機関と協力して被災者の救出救護に全力をつくすほか、所要の警備部隊をもって、被災地避難所、救護物資集積所その他重要防護対象等の警戒警備の万全を期するものとする。

第2節 交通対策

災害時における交通の確保は、負傷者の搬送、緊急物資の輸送等救援、救護活動の基礎となるため、極めて重要である。

1. 交通規制の実施

大震災の発生直後の交通混乱を最小限度にとどめ、被災者の安全な避難と応急対策に必要な緊急車両の通行を確保することを最重点として、交通規制を実施する。

2. 緊急交通路等の実態把握

緊急交通路等の交通情報の収集は、ヘリコプター、ヘリコプターテレビ及び現場警備本部長（各警察署長）等からの報告によるほか、白バイ、交通パトカー等による緊急交通路等の視察及び東京消防庁、道路管理者等の関係機関との情報交換等により、全般的な状況の把握に努める。

3. 緊急物資輸送路線の指定

避難、救助、消火等の初期活動が一段落したところで、緊急交通路の中から緊急物資輸送のための路線を指定する。

4. 緊急通行車両等の確認事務等

警察署長及び交通機動隊長は、警察署、隊本部、緊急交通路の起・終点、交通要点、都県境直近の交差点に設ける交通検問所等において、緊急通行車両等の確認事務及び交通規制から除外すべき車両の認定事務を行う。

5. 広報活動

(1) 報道機関への広報要請

新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関に対して、運転者や一般家庭に向けた避難時の車利用抑制や交通規制への協力呼びかけ等についての広報の要請を行う。

(2) 運転者等に対する広報

現場の警察官は、交通規制の実施について、サインカー、パトカー、白バイ、広報車等による現場広報を行うとともに、運転者のとるべき措置について広報を行う。

第13章 飲料水、食糧、生活関連物資の供給

【主な実施担当：民生部、建設部】

地震発生直後から、住宅の倒壊、ライフラインの途絶などにより多くの避難者が避難所に避難するため、これらの避難者に対して、早急に飲料水、食糧、生活関連物資の供給を行う必要があり、そのための供給計画を策定しておく。

第1節 飲料水の供給

1. 応急給水活動

(1) 給水拠点での応急給水

都水道局と協議のもと事前に緊急時の給水拠点あるいは給水水源を定め応急給水の実施、または、近隣の給水拠点から給水車等により応急給水を実施するものとし飲料水の配布等は町職員及び自主防災組織等が実施するものとする。

応急給水で供給する飲料水は被災者自らが容器を持参し、給水拠点に出向いて給水を受けることを原則とする。

ただし災害時要援護者等で給水拠点まで出向くことができない被災者については、ボランティアや自治会組織等との協力体制を構築し実施する。

(2) 臨時の給水拠点

配水管、給水管の復旧状況に応じて、消火栓からの路上給水を実施する。臨時の給水拠点を設置するときは、周辺住民に対して十分な広報を行ってから実施する。

(3) 避難所への応急給水

給水車、その他の車両等により、避難所へは巡回輸送を実施する。

給水車等による水の配送が間に合わない場合は、飲料水源となりうる河川やプールの水をろ水機でろ過して給水する。

また、施設に設置されている受水槽のあるは周辺河川等を含め、水源の積極的利用を図る。

(4) 医療機関等への応急給水

病院等医療機関や福祉施設等から緊急の給水要請があった場合は、車両等により応急給水を行う。

(5) 自衛隊への支援要請

必要に応じて、応急給水活動のため、自衛隊の広域派遣要請を行う。

2. 給水基準

災害時における飲料水の確保については、生命維持に必要な最小限の飲料水として、1人1日当たり3リットルを基準とする。

第2節 食糧の供給

1. 食糧の備蓄・調達

災害時において町が実施する被災者に対する炊出しその他による食品の給与のため、調達（備蓄を含む。）計画を樹立しておく。

町長は、災害救助法適用後、食品の給与の必要が生じた場合、状況により食品の調達を都福祉保健局に要請する。ただし、被害の状況により、現地調達が適当と認められる場合は、町長が現地調達する。

なお、調達計画は、食品の多様化や高齢者等に配慮した主食及び副食の調達数量、調達先その他調達に必要な事項について考慮する。

(1) 主食の確保

被災者に対する食糧の供給は、避難所等において、災害救助法に定める基準に従って行う。炊出し等の体制が整うまでの間は、町及び都の備蓄又は調達する食糧等を支給する。

道路障害除去が本格化し、輸送が可能と考えられる3日目以降は、原則として米飯による炊出し等を行うとともに、被災者の多様な食糧需要に応えるため、弁当、おにぎり等加工食品の調達体制についても整備する。

(2) 米穀の調達

震災後およそ3日目以降、避難所等の体制が整い、米の炊き出しによる食糧提供が可能となった段階で、必要に応じて、町は、都に米穀の提供を要請する。

2. 食糧の配布

震災時における被災者への食品等の給与は、町長が実施する。

(1) 配布の方法

被災者に対する食糧の給付は、原則として避難所等において行い、炊出し体制が整うまでの間は、備蓄米等を支給する。

ア. 食品の配分

(ア) り災者に対する給食は、原則としてパン・米飯の順で供給する。

(イ) り災者に対する給食は、主として避難所収容者を対象として実施するが、自宅残留り災者に対しても及ぶよう努力する。

イ. 炊出しの実施

(ア) 炊出しの実施については、原則として町の学校給食センターを使用する。

(イ) 実施にあたっては、必要に応じ民間協力団体等の応援を要請するものとする。

(ウ) 町において、被災者に対する炊出しその他による食品等の給与の実施が困難な場合は、町長は、炊出し等について知事に応援要請する。

(2) 配布の基準

被災者に対する炊出しその他による食品給与の配布基準は、原則として、災害救助法施行細則に定めるところによる（第28章「災害救助法の適用」）。ただし、この

基準により難い事情がある場合（期間の延長、特別基準の設定）は、別途、知事の事前承認（厚生労働大臣の承認を含む。）を得て定めるものとする。

第3節 生活関連物資の供給

1. 生活必需品等の備蓄、調達体制

(1) 生活必需品等の確保

町は、震災時において実施する被災者に対する生活必需品等給（貸）与のため、調達（備蓄を含む。）計画を樹立しておく。

町長は、災害救助法適用後、生活必需品等の給（貸）与の必要が生じたときは、状況により、物資の調達を都福祉保健局に要請する。ただし、被災の状況により、現地調達が適当と認められる場合については、町長が現地調達する。

また、災害救助法の適用に至らない災害及び都が救助を実施するまでは、町が応急救助に必要な生活必需品等を町内の衣料品、生活必需品等販売店より調達する。

2. 生活必需品等の配布

震災時における被災世帯に対する生活必需品等の給（貸）与は、町長が実施する。

(1) 配布の方法

町は、被災者に生活必需品等を給（貸）与する場合、その配分方法等について定めておく。

ア. 町において給（貸）与の実施が困難な場合、町長は知事に応援を要請する。

イ. 備蓄物資（毛布、敷物等）として、都福祉保健局が町に事前に配置してあるものは、都福祉保健局長の承認を得て被災者に給（貸）与する。

(2) 配布基準

被災世帯に対する生活必需品等の給（貸）与は、急場をしのぎ、一時的に被災者の生活を安定させるためのものである。

被災者への配布基準は、原則として、災害救助法施行細則に定めるところによる（第28章「災害救助法の適用」）。ただし、事情により、この基準により難い場合（期間の延長、特別基準の設定）は、別途、知事の事前承認（厚生労働大臣の承認を含む。）を得て定める。

第4節 その他の避難者支援

その他必要に応じて避難所における冷暖房の整備、仮設風呂の設置等、避難者の支援に努める。

第14章 災害時要援護者の支援

【主な実施担当：民生部】

災害時要援護者の避難は、集団避難を基本とし、自主防災組織等の協力により安全な避難を実施する。また、障害の程度に応じた関連資機材を用いた情報伝達方法や搬送方法を検討する。

第1節 災害時における対策

災害時要援護者は、災害が起こった時、自分の身体・生命を守る対応能力が不足していたり、言葉の障害から迅速、的確な行動がとりにくいため、災害時は被害を受ける場合が多い。このため、発災直後の避難誘導から、その後の応急、復旧時に至るまで、災害時要援護者の実情に応じた配慮を行い、安全確保を第一とする対策を積極的に推進する。

1. 安否の確認と救出

プライバシー、個人情報等の取扱いに配慮した上で、平時より災害時要援護者に関する情報を、地域や関係機関より収集しておき、災害発生時には迅速に安否確認を実施する。

(1) 在宅要援護高齢者・障害者の安否確認

町は、職員による調査班を編成し、各居宅に取り残された要援護高齢者・障害者の安否確認を実施する。その際、あらかじめ作成した在宅の災害時要援護者の「名簿」あるいは「要援護者マップ」等を活用し、民生委員、自主防災組織等の協力を得ながら行う。

(2) 外国人の安否確認

町は、職員や語学ボランティア等により調査班を編成し、外国人登録者名簿等に基づき外国人の安否確認を実施する。

(3) 観光客の安全確認

町は、観光施設の管理者、交通機関等の協力を依頼し、観光客等の安全、施設等の被害状況等の確認を実施する。

2. 情報の確保と提供

(1) 障害者への情報提供

視覚障害をもつ人のため、ラジオでの情報提供を徹底する。

また、聴覚障害をもつ人々のため、文字放送、字幕付き放送、電子メール等を確保すること。また、掲示・張紙、FAXなどの情報提供手段を確保する。

(2) 外国人への情報提供

外国人に対しては、テレビ・ラジオ、インターネット等を活用して外国語による情報提供を行う。また語学ボランティアの協力を得ながら、チラシ・情報誌等の発行による生活情報の提供を随時行う。

(3) 観光客への情報提供

町は、観光施設の管理者、交通機関等を通じて、観光客等に対して被害の概要（地震・気象情報）、道路・交通機関の状況等を情報提供し、帰宅を促す。

3. 避難誘導

町は、関係機関、ボランティア等の協力を得て、避難所への移動を安全に行うこと。

(1) 社会福祉施設入所者等の避難誘導

施設管理者は、避難誘導計画に基づき、入所者の救助及び避難誘導を迅速に実施する。町は、施設入所者の救助及び避難誘導を援助するため、近隣の社会福祉施設、自主防災組織、ボランティア団体等に協力を要請する。

(2) 外国人の避難誘導

町は、広報車や防災無線等を活用して外国語による広報を実施し、外国人に対する速やかな避難誘導を行う。

(3) 観光客の避難誘導

観光客については安全に帰宅させることを第一とするが、道路・交通機関の状況により帰宅が困難な場合には、施設管理者等の協力を得て、施設内の安全な場所で一時避難する。

施設の被災等により施設内に安全な場所が確保できない場合や、早期の帰宅が望めない場合には、施設管理者等は町が開設する近隣の避難所に観光客を避難させる。

第2節 避難生活における対策

1. 避難所生活の確保

(1) 情報伝達ルート確保

災害時要援護者への情報伝達ルートを確保し、災害時要援護者が見過ごされないように、その他の避難者にも徹底する。

(2) 機材の確保

簡易トイレ、ベッドなど必要な機材を確保する。

(3) 専門職の派遣

避難所への専門職（カウンセラー、医療、保健、福祉担当者、介護福祉士、手話通訳要約筆記者等）の派遣を考慮する。

2. 受入施設の確保

(1) 社会福祉施設入所者等の受入先の確保

町は、医療施設及び社会福祉施設等の受入先や移送のための車両等を確保し、施設入所者の移送を援助する。

(2) 在宅災害時要援護者の受入先の確保

町は、在宅災害時要援護者の受入先として、医療施設、社会福祉施設及び災害時要援護者向けの避難所等を確保する。

また、町は救急自動車や社会福祉施設所有の自動車を確保し、自主防災組織等の協力を得て、避難所等への移送を行う。

3. 生活救援物資の供給

(1) 社会福祉施設入所者等の生活救援物資の供給

施設管理者は、食糧、飲料水、生活必需品等の備蓄物資を入所者に配布するとともに、不足が生ずる場合は、町及び都に協力を要請する。

町は、備蓄物資の放出及び調達により、施設入所者へ生活救援物資の供給を行う。

(2) 在宅災害時要援護者の生活救援物資の供給

町は、災害時要援護者の被災状況を把握し、災害時要援護者向けの食糧、飲料水、生活必需品等の備蓄物資の調達及び供給を行う。配布を行う際には、配布場所や配布時間を、その他の住民と別に設けるなど配慮する。

4. 巡回サービスの実施

(1) 社会福祉施設入所者等の巡回サービス

町は、自主防災組織、ボランティア団体等の協力を得ながら巡回班を編成し、被災した施設入所者や他の施設等に避難した入所者のニーズや状況を把握し、援助を行う。

(2) 在宅災害時要援護者の巡回サービス

町は、職員、民生委員、ホームヘルパー、保健師などにより、チームを編成し、在宅、避難所、仮設住宅等で生活する災害時要援護者のニーズを把握し、介護、メンタルケア等の巡回サービスを実施する。

5. 相談窓口の開設

(1) 在宅災害時要援護者の相談窓口

町は、保健福祉センター等に相談窓口を開設する。各相談窓口には、職員、福祉関係者、医師、ソーシャルワーカー等を配置し、災害時要援護者やその家族に対し総合的な相談に応じる。

(2) 外国人の相談窓口

町は、(有)東京都国際交流協会等の協力を得て、災害に関する外国人の相談窓口を開設する。各相談窓口には、職員や語学ボランティア等を配置し、総合的な相談に応じる。

6. 応急仮設住宅の対策

応急仮設住宅の建設にあたっては、次に配慮すること。

(1) 障害者等に配慮した構造・設備を確保する。

(2) 応急仮設住宅の入居者の選定においては、障害者・高齢者を優先する。

(3) 新たなコミュニティづくりの体制の整備を図る。

第15章 医療・救護

【主な実施担当：民生部、医療部】

救急医療は、特定少数の患者に対し人員・機材・医薬品を適切に使用し、治療を行うものであり、災害医療は不特定多数の傷病者に対し限られた人員・機材・医薬品で救命行為を行おうとするものであるという点を理解した上、収容治療に当たる。

また、災害の規模が大きいほど、地理的条件が悪いほど医療行為が遅滞することとなるが、医療面からいえば、時間の経過とともに救命率が低下することから、可能な限りこの時間の短縮に努め、短期間における被災患者の治療、重傷者の後方病院への転送の実施が求められる。

この際、効率的な負傷者救護のためには、適切なトリアージの実行が期待される場所である。なお、甚大な規模の災害であっては、負傷者の搬送や専門病院への患者収容が遅滞することから、避難所などには負傷者が残存し、加えて既存疾患の進行や災害神経症などの発生が考えられるため、こうした事態への対応も図る。

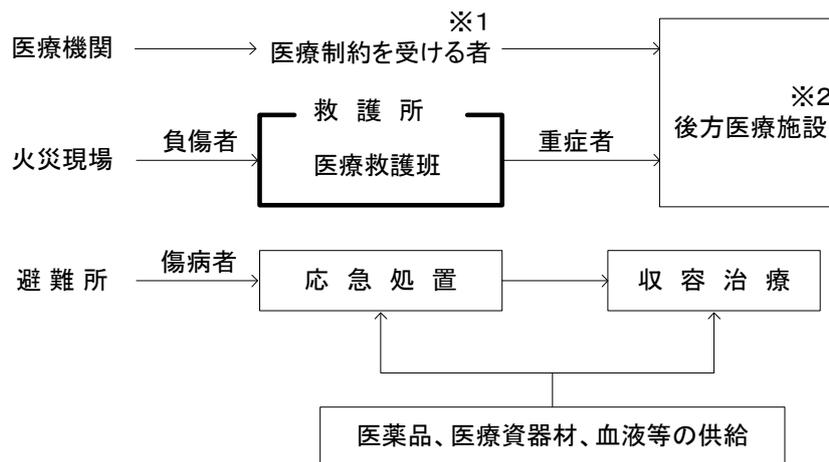
第1節 初動医療体制

災害時における医療救護は、町が一次的に実施する。

町は、西多摩医師会との協定により、災害時の医療救護体制を整えている。また、災害の状況により、西多摩医師会が緊急を要すると判断し、要請を待たずに医療救護活動を実施した場合については、初動後ただちに町に報告する。この報告があったものについては、町の要請があったものと見なされる。

都の応援が必要な場合には、町は、医療救護班の派遣を都に要請する。

〈災害時における医療救護の流れ〉



※1 医療制約を受ける者とは、医療機関の被害により医療を受ける機会を失った者をいう。

※2 後方医療施設とは、東京都災害拠点病院、救急告示医療機関及びその他の病院で被災を免れたすべての医療機関を指す。

西多摩地区における災害時の医療救護計画（抄）

（社団法人西多摩医師会）

昭和52年7月 社団法人西多摩医師会と西多摩地区九市町村は、東京地域防災計画にもとづいて、災害時の医療救護活動についての協定書ならびに同実施細目（以下「協定書」と称する。）を締結した。

協定書第3条の定めるところにより、西多摩医師会は災害医療救護計画を策定し、これを市町村に提示するものである。

但し、西多摩医師会としては計画の骨格を定めるに留め、細目については各自治体単位の医師会が、それぞれの実情に照らし、定めることとし、巻末に付記した。

本計画の立案にあたり、机上の空論的計画に終ることなく、大災害発生の際にも実現性のある計画とすることを基本構想としたが、各自治体単位の医師会の医療救護計画は、その意図を察知され、西多摩地区に居住する各医師か、一朝有事の際、自分は何を分担すべきか、とその責務を明確にされたことは高く評価されて然るべく思われ、また当西多摩医師会も、立案された傘下各医師会に深く敬意を表わすものである。

第一章 地域の特殊性と災害規模（省略）

第二章 自治体への要望事項（省略）

第三章 限局型災害

1. 指揮統制

協定書に基づき、自治体から要請を受けた西多摩医師会長は、市町村医師会長あるいは責任者に対し、医療救護班の出動を指令する。

2. 救護班

予め定めた方法により救護所に急行するが、出動医師は最寄りの外科系無床の医療機関の医師が望ましい。

協定書実施細目第1条（医療救護班の緊急活動）によれば、災害状況により緊急を要すると判断し自治体からの要請をまたずに医療救護活動を実施した場合は、（限局型、広域型を問わず）医療救護の初動期において、自治体の要請があったものとみなされる。

3. 医療資器材

救護班は自治体の備蓄する医薬品等を使用する。

救護班が携行した医薬品を使用した場合は自治体より実費弁償される。

第2節 医療救護活動

1. 医療救護班の編成

町は、奥多摩病院において医療活動を行うほか、必要に応じて西多摩医師会、西多摩歯科医師会、西多摩薬剤師会に医療救護班、歯科医療救護班、薬剤師班の派遣を要請する。

また、町は、必要に応じて近隣の市町村に応援を求めるほか、都に対し応援を求め、応急措置を実施する。

(1) 奥多摩病院医療班

災害により緊急を要する傷病者、又は災害のため医療の途を失った者に対する医療救護活動を円滑に推進するため、あらかじめ医療班を編成しておく。なお、医療救護活動に出動する班の数及び編成人員は、災害の状況により町長と奥多摩病院長が協議して決定する。

機関名	班数	医師	看護師	事務
奥多摩病院	3	1	2	1

(2) 医師会等による医療救護班の編成

ア. 医療救護班の編成人員は、医師、看護師及びその他医療従事者若干名とする。

イ. 医療部（医療班）は、医師会医療救護班の事務を補助するものとする。

2. 救護所の設置

(1) 救護所の設置

町長は、医療部長と協議し、医療救護活動が容易に行えるよう救護所を設置する。救護所は、おおむね次の場所に設置する。

ア. 避難所

イ. 被災者の交通の多い地点

ウ. その他医療部長が設置を必要と認めた地点

(2) 救護所の周知

医療部長は、救護所を開設したときは、速やかに総務部を通じ町民に開設場所を周知する。

3. 医療救護班の活動及び業務内容

医療救護活動は、原則として医療救護班が救護所において実施する。ただし、災害の状況によっては、被災地等を巡回し、医療救護を実施する。

医療部（医療班）は、各医療救護班と連絡調整を図り、医療救護班の活動に協力する。また、医療救護活動の実施状況について随時町長に報告するとともに、所掌業務完了後は速やかに町長に報告する。

【医療救護班等の活動内容】

区分	活動内容
医療救護班	(1) 傷病者に対する応急処置 (2) 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定 (3) 輸送困難な患者、軽症患者等に対する医療 (4) 助産救護 (5) 死亡の確認 以上のほか、状況に応じて死体の検案に協力する。
歯科医療救護班	(1) 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置 (2) 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定 (3) 避難所内における転送の困難な患者、軽症患者等に対する歯科治療、衛生指導 (4) 検視・検案に際しての法歯学上の協力
薬剤師班	(1) 医療救護所等における傷病者等に対する調剤、服薬指導 (2) 医療救護所及び医薬品の集積場所等における医薬品の仕分け、管理 (3) 一般用医薬品を活用した被災者の健康管理支援 (4) 避難所の衛生管理・防疫対策への協力

4. 医薬品・医療資器材の備蓄・調達

町では、災害時の医療救護活動に備えて、医療救護班が使用する医薬品・医療資器材の備蓄、整備に努めている。医薬品等に不足が生じた場合は、町において独自に調達するとともに、都に協力要請を行う。

- (1) 医療部（医療班）は、町の現有医療資器材を携行するものとし、各医療救護班が使用する医療資器材が不足したときは、本部に対し調達を依頼して補給する。
- (2) 西多摩医師会医療救護班は、原則として町が備蓄している災害用備蓄医薬品等を優先的に使用するものとする。不足が生じた場合には、自己が携行した医薬品等を使用するものとし、この場合の使用消耗資器材については、後日町に費用を請求する。なお、医師会医療救護班が使用する災害用備蓄医薬品等の搬送は、原則として医療部（医療班）が行う。
- (3) 都が派遣する医療救護班は、医療救護活動に必要な医療救護資器材を携行する。

第3節 負傷者の搬送

効果的な医療救護活動を行うには、迅速・正確な情報の伝達、傷病者の搬送体制を確立する。

1. 情報連絡体制

(1) 医療救護活動に係る連絡体制

初動医療救護活動に係る情報連絡体制については町が、後方医療体制に係る情報連絡体制については都が整備する。

(2) 後方医療施設との情報連絡体制

町は、後方医療施設の被害状況や傷病者の受入れ情報については、東京消防庁が運営している災害救急情報センターと都福祉保健局との連携により把握した情報を適宜入手する。

2. 傷病者の搬送体制

(1) 搬送の要請

救護所の責任者は、医療救護及び助産を行った者のうち、後方医療施設に収容する必要がある者を搬送するよう、町長又は都福祉保健局長に要請する。

(2) 搬送の分担

原則として、被災現場から救護所までの搬送については町が、救護所から後方医療施設までの搬送については町及び都が対応する。

(3) 搬送の方法

傷病者の後方医療施設への搬送は次により行う。搬送にあたっては、あらかじめ定められた搬送順位に従って、後方医療施設の受入れ体制を確認して搬送する。

ア. 東京消防庁（奥多摩消防署）に搬送を要請する。

イ. 医療救護班が使用した自動車で搬送する。

ウ. ヘリコプター等による搬送を行う。

3. 医療スタッフの搬送

医療救護班等の医療スタッフの搬送は、原則として町が派遣する医療救護班等については町が対応し、都が派遣する医療救護班等については都が対応する。

4. 医薬品等の搬送

医療救護活動に必要な医薬品・医療資器材の搬送は、原則として、町が備蓄する医薬品等の供給及び医薬品ストックセンターから救護所等への搬送は、町が対応し、都が備蓄する医薬品等の供給及び医薬品集積センターから医薬品ストックセンターへの搬送は都が対応する。

町で設置するストックセンターは、災害発生後、速やかに町薬剤師会と連携の上、原則として奥多摩町福社会館とするが、被災の状況により柔軟に候補地は変更する。

なお、ストックセンターの場所を変更した場合は速やかに都に連絡する。

都は被災地外に「医薬品集積センター」を設置する。

ストックセンターの設置・運営の手順は次のとおりとする。

(1) 初動期の対応（医薬品ストックセンター設置前）

- ア．初動期は、災害発生後概ね 2 日間程度を想定し、まず町が中心となり、都が後方支援を行う。
- イ．町は、町内の医療機関、医療救護班の必要な医薬品等の情報を集約し、町内の情報機能の役割を果たす。また、町薬剤師会と速やかに協議し、「医薬品ストックセンター」を設置する。
- ウ．町は、町で備蓄している医薬品を供給するとともに、町薬剤師会に対し、町内の薬局の在庫から、必要な医薬品等を供給するよう要請する。
- エ．町は、町内の備蓄で不足する場合は、都に供給要請を行う。

(2) 医薬品ストックセンターの設置

- ア．医薬品ストックセンターは、被災地内の被災状況や交通事情を勘察し、町が町薬剤師会と速やかに協議し、設置する。
- イ．医薬品ストックセンターの運営の責任者は、災害対策本部長とする。
- ウ．医薬品ストックセンターは、必要な薬品等の情報を集約するなど情報機能とともに、医薬品等の仕分け・供給等の機能を果たす。
- エ．医療機関、医療救護班は、必要となる医薬品を医薬品ストックセンターに要請する。
- オ．医薬品ストックセンターは、供給可能な医薬品等を速やかに仕分け・供給し、不足する医薬品等については、都へ供給要請を行う。
- カ．医薬品ストックセンター設置場所候補地は原則として奥多摩町福祉会館(氷川 199-ロ)とする。

5. 後方医療施設

(1) 災害拠点病院

災害拠点病院は、通常の医療供給体制では医療の確保が困難となった場合に、傷病者を受け入れるとともに、知事の要請に基づいて、医療救護班を編成し、応急的な医療を実施する医療救護所との連携をもとに重症者の医療を行う。

施設名	所在地	電話番号	病床数	救急	ヘリ 離着陸	都防災 無線
青梅市立総合病院	青梅市東青梅 4-16-5	0428-22-3191	562	三次	○	○
公立阿伎留医療センター	あきる野市引田 78-1	042-558-0321	310	二次	×	×
公立福生病院	福生市加美平 1-6-1	042-551-1111	265	二次	×	×

第16章 防疫・保健衛生

【主な実施担当：民生部】

震災時においては、水道の断水、家屋の浸水等の被害により感染症の発生のおそれがある。このため、家庭内外の消毒を実施し、また、感染症のまん延防止のために、各種の検査、予防措置及び応急的救助を行う。

第1節 防疫活動

町及び都は、災害時における感染症患者の早期発見、家庭内外の消毒等を実施するために、防疫班、消毒班を編成し、相互に緊密な連携をとりながら防疫活動を実施する。

1. 町・都の役割分担

機関名	活動内容
町	<ul style="list-style-type: none"> ○災害の種類、程度に即応した防疫活動として、飲料水の消毒や避難所及び患者発生時の消毒、そ族こん虫駆除等を行う。 ○災害により防疫活動を必要とする場合、防疫班、消毒班を編成し、それぞれ次の業務を実施基準に従い、迅速かつ正確に行う。 <ul style="list-style-type: none"> 1 防疫班の業務 <ul style="list-style-type: none"> ア 健康調査及び健康相談 イ 避難所の防疫指導 ウ 応急治療 エ 感染症予防のため広報及び健康指導 2 消毒班の業務 <ul style="list-style-type: none"> ア 患者発生時の消毒(指導) イ 避難所の消毒の実施及び指導 ○被災戸数及び防疫活動の実施について、都福祉保健局に対し、迅速に連絡する。 ○防疫活動の実施にあたって、町の対応能力では十分でないと認める場合は、都福祉保健局または地区医師会に協力を要請する。 ○都が活動支援や指導、区市町村間の調整を行う場合には協力する。
都福祉保健局 (西多摩保健所)	<ul style="list-style-type: none"> ○町の防疫に関する協力の要請があった場合、その他必要と認める場合は、活動支援や指導を行い、または、町や他市町村との調整を図る。 ○防疫活動を実施するにあたって必要と認める場合は、都医師会または地区医師会、都薬剤師会等に協力を要請する。 ○都福祉保健局は状況に応じて、水の安全パトロール班を編成し、出動させ、業務の内容は次のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> ア 消毒薬の配布及び消毒の確認 イ 飲料水の消毒指導 ○町が行う防疫活動を支援するとともに、必要に応じて、他県市の防疫班の出動を要請し、その連絡調整を行う。 ○感染症患者発生時の隔離収容先の確保及び搬送体制の確立を図る <ul style="list-style-type: none"> ア 消毒薬の配布及び消毒の確認 イ 飲料水の消毒及び指導 (4) 都は、町が行う防疫活動を支援するとともに、必要に応じて、他県市の防疫班の出動を要請し、その連絡調整を行う。 (5) 都は、感染症患者発生時の入院医療機関の確保及び搬送体制の確立を図る。

2. 防疫班等の編成

- (1) 町は、状況に応じて防疫班、消毒班を編成する。
- (2) 都は、状況に応じて防疫に関する町の活動に対する支援や指導、区市町村間の調整を行う。

3. 防疫業務の実施基準

(1) 健康調査及び健康相談等

防疫班は、医療救護班・保健活動班等と緊密に連携をとりながら、被災住民の健康調査を行い、患者の早期発見に努め、被災地の感染症発生状況を把握するとともに、必要に応じて応急治療・感染拡大防止等を行う。

(2) 消毒

消毒班は、防疫班と緊密に連携をとりながら、患者発生時の消毒(指導)・避難所の消毒の実施及び指導を行う。

(3) 避難所の防疫措置

ア. 町は、避難所開設後ただちにトイレやごみ保管場所等の要消毒場所の消毒を行い、以後適宜消毒を実施する。

イ. 防疫班は、避難所開設後速やかに医療救護班・保健活動班等と協力して、健康調査及び健康相談を行う。

ウ. 防疫班は、給食施設、トイレ等の生活施設の衛生的管理及び消毒、手洗いの励行等の感染症の発生予防のための広報及び健康指導を行う。

エ. 都は、町が行う避難所での消毒活動を支援するとともに、必要に応じて、他都市の消毒班の出動を要請し、その連絡調整を行う。

オ. 都は、インフルエンザや麻疹などの流行状況を踏まえ、町に対し予防接種に関する指導を行う。

カ. 避難所の感染症流行状況を把握し、感染拡大を防止する。

(4) 消毒とその確認

ア. 町は、患者発生時の消毒(指導)、下水及びその他要消毒場所(トイレやごみ保管場所等)の消毒を行い、または消毒薬を配布して指導する。

イ. 町は、被災地の湧水が汚染された場合は、ただちに消毒を行う。それ以後は、町が直接消毒するか、または消毒薬を住民に配布して自主的に行わせ、消毒の実施後、防疫検水班が消毒の確認を行う。

なお状況により、簡易浄水器による対応も考慮する。

ウ. 飲用しようとする水が塩素剤等で消毒されているか、町で実施する水の安全パトロール班が確認を行う。それ以後は、住民が自主的に消毒を行えるように水の安全パトロール班が住民に消毒薬を配布し、消毒方法及び消毒の確認方法を指導する。

(5) 感染症予防のための広報及び健康指導

ア. 防疫班は、健康調査及び健康相談の実施と並行して、食品衛生監視員及び環境衛生監視員等の協力を得て、広報及び健康指導を行う。

イ. 実施にあたっては、町と協力してポスターの掲示、ビラの配布、拡声器等により周知の徹底を図る。

4. 防疫用資材の備蓄・調達

(1) 町

防疫用資器材の備蓄及び調達・配布計画を策定しておく。また、実施する初期防疫活動において防疫用資器材が不足したときは、都福祉保健局に調達を要請する。

(2) 都福祉保健局

初期防疫活動は、健康安全室、保健所等の現有防疫用資器材を使用するものとし、当該資器材が不足したときは、都福祉保健局において調達する。また、施設倒壊などにより薬品等が不足した場合に備え、民間薬品会社からの受入れ・調達計画を策定しておく。

第2節 保健衛生活動

被災地における食料品については、できる限り熱処理を行ったものを口にすることが望ましいが、これが不可能な場合は、被災地外からその日の必要量を搬入するような方策を施すことが必要となる。

夏季はもちろんのこと、比較的安心しがちな秋季においても、疾病の原因となることもあり、保健所関係機関と連携を図り、十分に注意を払う。

また、ライフラインの機能停止があった場合、仮設風呂の設置等を行うことが適切である。

1. 飲料水の安全確保

震災時には、配水管の損傷等による断水のため、通常は飲用していない湧水等を飲まなければならない事態の生ずることが予想されるため、飲み水の安全確保を迅速に行う。

町では、飲用しようとする水が塩素剤等で消毒されているか、町で実施する水の安全パトロール班が確認を行う。それ以後は、住民が自主的に消毒を行えるように水の安全パトロール班が住民に消毒薬を配布し、消毒方法及び消毒の確認方法を指導する。

都は、多摩地域については、市町村支援として、保健所と本庁及び健康安全研究センターにおいて「水の安全パトロール班」を編成し、①住民が飲み水の消毒を自主的に行えるように、被災地における消毒薬の必要量を把握し、避難所などに配布するとともに消毒方法についての指導を行う。②避難所等で消毒確認として残留塩素濃度を検出できるよう、簡易残留塩素検出紙を配布し使用方法等を周知する。

2. 食品の安全確保

震災時には、設備の不十分な状態での調理・提供、停電や断水などによる冷蔵・冷凍機器の機能低下等に伴う食料品の腐敗、汚染等の発生が予想される。

このため、町及び都は、必要に応じて食品衛生監視班を編成し、食品の安全確保を図る。

(1) 町の活動

被災地の飲食による食中毒を防止するため、西多摩保健所に協力を要請し、衛生監視の指導を依頼する。

(2) 西多摩保健所の活動

食品衛生監視班は、保健所長の指揮のもとに、次の活動を行う。

- ア. 炊飯所、弁当・給食調理場等の衛生確保
- イ. 食品集積所の衛生確保
- ウ. 避難所の食品衛生指導
- エ. 関係施設の貯水槽の簡易検査
- オ. 仮設店舗等の衛生指導
- カ. その他食料品に起因する危害発生の防止
- キ. 食中毒発生時の対応

(3) 避難所の食品衛生指導

避難所における食中毒の発生を防止するため、町及び都は連携し、次の点を留意して、避難住民に対する食品の衛生的な取扱いの指導等を行う。

- ア. 避難所における食品取扱管理者の設置促進等、食品衛生管理体制の確立
- イ. 食品の衛生確保、日付管理等の徹底
- ウ. 手洗いの励行
- エ. 調理器具の洗浄殺菌と使い分けの徹底
- オ. 残飯、廃棄物等の適正処理の徹底
- カ. 情報提供
- キ. 殺菌・消毒剤の手配、調整

3. 避難所の衛生管理

町は、都が作成した「災害時における避難所等の衛生管理マニュアル」に基づき保健衛生対策の充実に努める。

(1) 避難所の衛生管理指導に関する業務

町は、住民の避難所への適正誘導及び収容並びに過密状況を把握し、避難所における衛生管理として、土足禁止区域・喫煙（分煙）区域の設定、避難住民の生活環境上必要な物品の確保、避難住民間のプライバシーの確保及びごみの適切な排出方法、トイレの使用方法など、避難住民への衛生管理上の留意事項を周知する。

(2) 公衆浴場の確保

保健所等が収集する情報により、公衆浴場の営業状況、仮設浴場、シャワー施設

の設置状況を把握し、必要に応じ関係機関を通じて避難住民に対して情報の提供と衛生確保の支援を実施する。

第3節 保健活動

1. 保健師班の編成

町及び都は、巡回健康相談等を行うため、保健師班を編成して避難所等に派遣する。

2. 保健師班の活動内容

保健師班は、次の保健活動を行う。

- (1) 避難所における健康相談
- (2) 地域における巡回健康相談
- (3) その他必要な保健活動

3. 他縣市等からの応援保健師班の受入れ

都は、関係縣市等との応援協定に基づき、必要に応じて保健師班の派遣を要請する。それに伴い、要請・受入れシステム、保健師等の搬送体制の確立及び活動拠点の確保を図る。

4. 連絡調整

保健師班に関する総合的な指揮命令及び連絡調整は、都福祉保健局長の定める者が行う。町は被災状況を把握し、保健所を経由して都に派遣を要請する。町の保健師は派遣保健師の調整を実施する。必要に応じ保健所保健師の協力を得て役割分担をして実施する。

第4節 被災者の精神的・心理的ケア

被災者のストレスの原因としては、環境適応不全や将来展望不安によるものが多い。また、その程度は時間の経過・復興の状況とともに変化するものと考えられる。これらのストレスに対しては、症状の度合いによりカウンセリングや精神科医師による診察・投薬等が必要となり、専門家の協力を求める。

また、被災者救助にあたる行政職員や医師・看護師並びに関係機関職員にあっても、救護活動を行うことによりストレスを抱くことがある。

1. 精神疾患患者対策

(1) 入院患者対策

被災した精神病院の入院患者については、東京都精神病院協会と連携し、被災を免れた地域の精神病院への転院を図る。

(2) 通院患者対策

被災の状況により通院が困難となった患者に対して、巡回精神相談チームが対応にあたる。また、精神障害者・精神疾患患者は主治医との関係が重要であることから、都は、精神病院・診療所の外来実施状況について東京精神病院協会等の協力を得て、情報の把握・提供ができるよう努める。

(3) 措置患者対策

措置患者の緊急受入れについては、一時的に都立病院で行うこととし、その後、民間精神病院等の協力を得て患者を転送する。また、近県の公立病院等とも十分に連携を図りながら対応にあたる。

2. メンタルヘルスケア

(1) 保健所と精神保健福祉センターは、精神科医、保健師又はP S W（精神保健福祉士）、事務等からなる巡回精神相談チームを編成し、町との協力の下、被災住民に対する相談体制を確立する。

(2) 巡回精神相談チームは、被災精神障害者の継続的医療の確保と避難所等での精神疾患の発症・急変への対応等をするために、避難所での巡回相談等を行う。

(3) 精神保健福祉センターは、保健所とともに活動を行うほかに、都全体の精神保健福祉に関する情報を収集し、タイムリーに提供する。また、電話相談窓口や外来相談窓口を設置する。

第5節 透析患者等への対応

都が作成した「災害時における透析医療活動マニュアル」に基づき透析患者等への保健衛生対策の充実に努める。

1. 透析患者への対応

慢性腎不全患者の多くは、1人1回の透析に約1200の水を使用する血液透析を週2～3回受けており、災害時にも平常時と同様の医療を要することから、適切な医療体制を確保する必要がある。

(1) 都は、町、医師会及び透析医療機関等の協力により、透析医療機関の被災の状況、透析医療の可否について情報を収集する。

(2) 都は、日本透析医会などから情報を入手、整理し、町及び患者などに、情報提供する。

(3) 町及び関係機関は、都、透析医療機関からの要請に応じ、水、電気、燃料、食糧などの供給、あるいは優先的復旧を行う。

2. 在宅難病患者への対応

人工呼吸器を装着している在宅難病患者などは、病態が不安定であるとともに専門

医療を要することから、災害時には医療施設などへの救護が必要となる場合がある。

このため、町は平常時から患者の把握を行うとともに、保健所、医療機関との連携により、個別支援計画を作成しておき、災害時における在宅難病患者の搬送及び救護の体制整備に努める。

第6節 動物愛護

災害時には、負傷又は放し飼い状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。町は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、都、獣医師会等関係団体との協力体制を確立する。

1. 被災地域における動物の保護

飼い主のわからない負傷又は放し飼い状態の動物等の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、町は、都、獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、動物の保護を行う。

2. 避難所における動物の適正な飼育

町は、都と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼育について適正飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

第 17 章 廃棄物処理

【主な実施担当：民生部】

震災時には、家屋の倒壊、火災、水害等によって多量の廃棄物が排出され、また、避難所等におけるし尿の処理需要が発生するほか、廃棄物処理施設の損壊や下水処理施設の損壊による処理機能の低下が予想される。

このため、ごみ、し尿の収集処理、処理施設の応急復旧など環境衛生の維持のための計画を定める。

第 1 節 倒壊建物のがれきの処理

1. 処理方針

被災地の応急対策や後旧・復興の円滑な実施を図るため、震災による建物の焼失、倒壊及び解体により発生する廃木材及びコンクリートがら等（以下、「がれき」と呼ぶ）を適正に処理する。

町は、町域における、がれき処理の計画を策定し、これに対処する。

2. 処理計画

- (1) 町は、町域における被害状況を確認し、がれきの発生量を推計するとともに、公費負担による、がれき処理の対象となる範囲を定め、公表する。
- (2) 町は、町域における、がれき処理推進体制を整備する。
- (3) 町は、発災直後の様々な情報を収集・整理し、町域におけるがれき処理の基本方針を明らかにした、がれき処理計画を策定する。
- (4) 町は、町域における、がれきの処理を行う。

ア. 緊急道路啓開作業に伴う、がれきの搬入

発災直後、救援活動を円滑に行うため実施する緊急道路啓開作業により収集したがれきを、各地のがれき仮置場（第一仮置場）に搬入し、廃木材、コンクリートがら、金属くず等に分別する。

イ. がれきの撤去及び倒壊建物の解体

がれき撤去に関しては、個人住宅や一部の中小事業所等に限り、町の建築班において住民からの申請受付、民間業者との契約事務を行うとともに、その適正処理についての指導等を行う。

また、倒壊した建物の解体は、原則的に所有者が行うこととするが、個人住宅や一部の中小事業所等について特例措置を国が講じた場合、倒壊建物の解体処理に関しても、がれきの撤去と同様の事務を行う。

がれきの撤去及び倒壊建物の解体処理についての具体的な事務の内容は、次のとおりである。

(ア) 受付事務

建設部は、発災後速やかに住民からの解体・撤去申請を受け付ける窓口を設置する。申請を受け付けた後、その建物に関する権利関係等を確認し、解体・

撤去することが適当かどうか判断する。

(イ) 民間業者との契約事務

緊急道路啓開終了後、解体・撤去することが適当と認められたものについて、町の建設部は建物の危険度や復旧・復興計画上の優先順位等を考慮しつつ、民間業者と解体・撤去作業の委託契約を締結する。

(ウ) 適正処理の指導事務

解体・撤去作業の際は、がれきを種類別に分別して搬出し、またアスベスト等の有害物質については、所定の指針に基づき適正に取り扱うよう委託業者に対し指導を徹底する。搬出したがれきについては、町の建設班の指示する仮置場に搬入する。

ウ. がれきの仮置場の設置

仮置場は、積替えによる、がれきの輸送効率の向上と、分別の徹底及び再利用施設が円滑に機能するまでの貯留用地として、本部が町の建設部と連携して設置する。具体的には、がれき処理の経過に応じて、次のように区分する。

(ア) 第一仮置場

緊急道路啓開により収集したがれきを、処理体制が整うまでの間仮置きするために設置する。啓開終了後は、引き続き輸送の効率を図るため、建物の解体により発生したがれきの積替え用地として使用する。

(イ) 第二仮置場

緊急道路啓開終了後、他の応急対策で利用していたオープンスペースを転用して、建物の解体により発生したがれきの積替え用地として使用する。

(ウ) 第三仮置場

第一・第二仮置場から搬出した廃木材・コンクリートがらについては、できる限り再利用するが、その際に、中間処理や再利用施設が円滑に機能するまでの間、貯留用地として使用する。なお、第三仮置場周辺で発生したがれきは輸送効率を勘案し、第一・第二仮置場を経由せずに直接搬入する。

また、各仮置場には簡易破砕機等を導入して、廃木材、コンクリートがらをできるだけ減容化する。

エ. がれきの中間処理・再利用・最終処分

第一、第二仮置場から分別して搬出されたがれきは、破砕処理等の中間処理を行った後「再生資源の利用の促進に関する法律」リサイクル法に基づいて、次の品目ごとにできるだけ再利用する。

再利用が不可能なものに限り、焼却処理するなどできるだけ減容減量化した上で、環境汚染防止に十分配慮しつつ、既存の埋立処分場に搬入する。

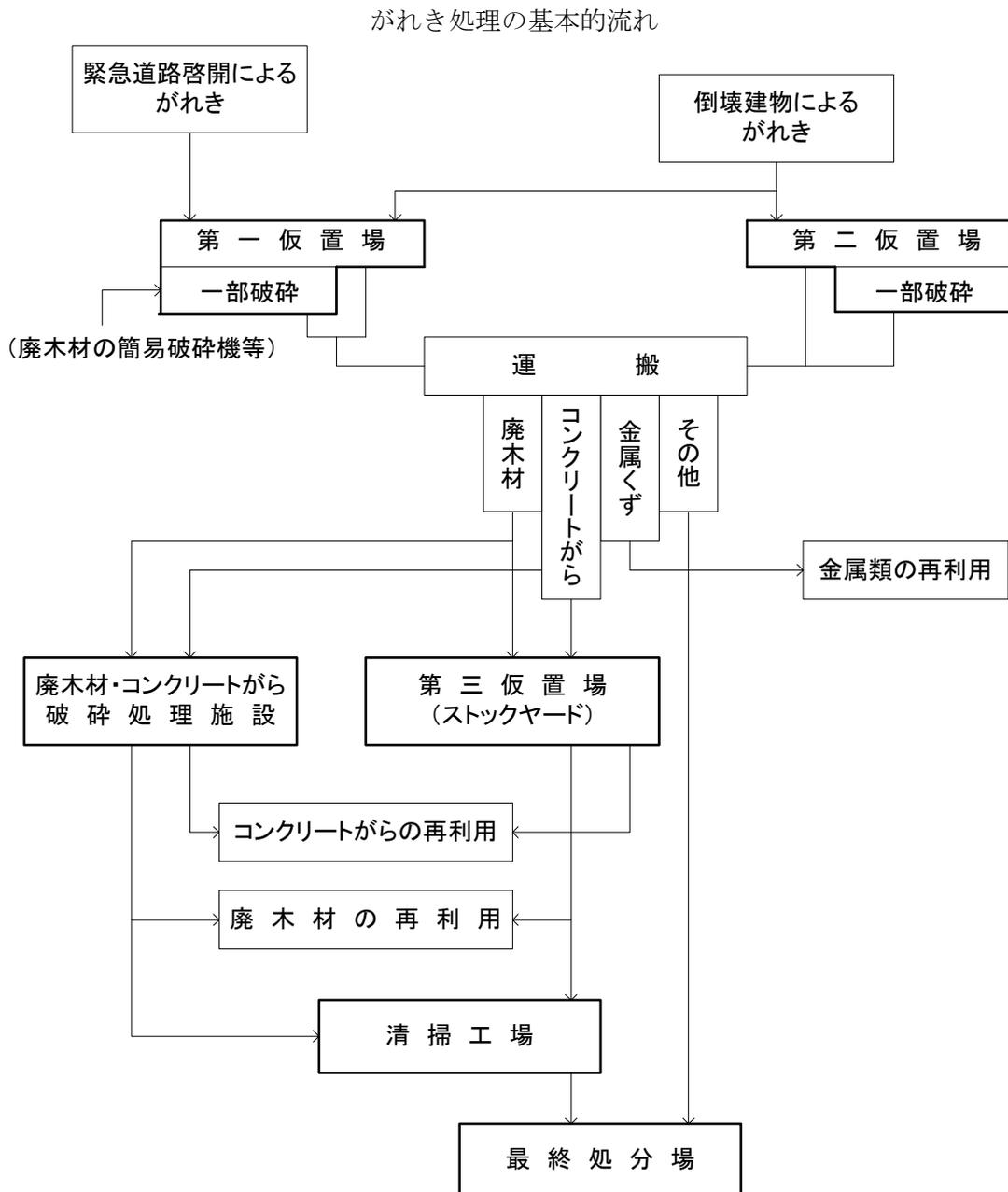
(ア) 廃木材

破砕処理した後、チップ化し、製紙用、ボード用、燃料用等として再利用する。チップ化できないものについては、清掃工場等において焼却処理する。

(イ) コンクリートがら

破砕処理し、路盤材、工事現場における埋め戻し材料、低地の埋立てによる地盤のかさ上げ工事の材料等に再利用する。

- (ウ) 金属くず
製鋼材料等に再利用する。



3. 処理に必要な協力体制について

がれきの処理にあたっては、次の業務について資機材の提供を含め、民間業者に協力を求めて、効率的に実施する。

- (1) 倒壊建物の解体・がれきの撤去
- ア. 倒壊建物の解体業務
 - イ. 発生がれきの撤去業務

- (2) がれき仮置場の設置
 - ア. 仮置場の維持管理業務
 - イ. 仮置場からのがれきの搬出

- (3) がれきの中間処理、再利用、最終処分
 - ア. 廃木材・コンクリートがら等破砕処理
 - イ. 廃木材・コンクリートがら等のストックヤードの提供
 - ウ. 再利用施設への搬入
 - エ. 再利用施設での優先的な処理
 - オ. 最終処分場へのがれきの搬入

第2節 生活ごみの処理

1. ごみ処理

(1) 処理方針

地震被害により排出される大量のごみを迅速に処理し、被災地の衛生環境の確保を図る。このため、町では生活ごみの処理計画を策定し、これに対処する。

(2) 処理方法

- ア. 被災地の環境衛生の早期回復を図るため、災害発生時から平常作業を中止して全機能をもって処理にあたる。
- イ. 民生部は、委託業者と協議のうえ、作業計画を樹立し、被災地域のごみ収集にあたるが、委託清掃作業員だけで対処できない場合は、車両の調達及び作業従事者の臨時雇用等により処理にあたる。
- ウ. 収集したごみは、できるかぎり町の施設（奥多摩町塵芥処理施設）において処理するが、不燃物又は焼却できないごみ等は、あらかじめ定められた不燃物置場に集積する。

2. し尿処理

(1) し尿処理の基本的考え方

- ア. 水を確保することによって、下水道及び浄化槽機能を確保する。
- イ. アの対策と併せ、仮設トイレ等を使用する。なお、貯留したし尿は、原則として秋川衛生組合もしくは多摩川上流水再生センター（下水道局流域下水道本部）への搬入により処理する。

(2) 町の対応

地震によるライフラインの被災に伴い、通常の上尿処理が困難となることが予想される。このため、町はこの計画に定めるもののほか、区域におけるし尿処理計画を策定し、これに対処する。

(3) し尿処理方法

ア. 避難所等における対応

(ア) 避難所

被災後、断水した場合には、河川水等で確保した水を使用し、下水道・浄化槽機能の活用を図る。それでもなお、水洗トイレが不足する場合は想定して、便槽付きの仮設トイレ等を用意する。

なお、関係機関は、くみ置き水等を利用した水洗トイレ使用のマニュアル整備を行う。

(イ) 地域

ライフラインの供給停止により、住宅において従来の生活ができなくなった地域においても可能な限り水洗トイレを使用できるようにする。このため、河川水等によって水を確保して下水道・浄化槽機能の活用を図る。

なお、家庭、事業所では、平素から水のくみ置き等により、断水時における生活用水の確保に努めるよう周知する。便槽付の仮設トイレ等が使用できる場合には、併せてこれも利用し、地域の環境衛生の確保を図る。

イ. 仮設トイレ等によるし尿処理

(ア) 仮設トイレ等の設置

- ・ 設置体制等

町は、仮設トイレ等の設置体制・維持管理方法等に関するマニュアルを整備する。

- ・ 高齢者・障害者に対する配慮

仮設トイレ等の機種選定に当たっては、高齢者・障害者等に配慮した機種を考慮し、選定する。

- ・ 設置場所等の周知

町は、仮設トイレ等の設置に当たっては、し尿の収集可能な場所をあらかじめ選定しておくとともにこれを周知する。

(イ) し尿収集・処理計画

- ・ 仮設トイレ等の設置状況の把握

町は、仮設トイレ等の設置状況を把握し、収集体制を整備する。

- ・ 収集作業

町は、被害状況、収集場所等の情報を基にして、くみ取りを必要とする仮設トイレ等のし尿を吸上車（バキュームカー）により収集し、秋川衛生組合に搬入して、し尿の処理・処分を行う。

- ・ 作業員の確保

委託業者清掃作業員のみで対処できないときは、車両の調達及び作業従事者の臨時雇用等により処理にあたる。

第3節 廃棄物処理施設の応急復旧

廃棄物処理施設の応急復旧については施設の被害予測とともに、水、ガス、電気等のライフラインの停止を見込んだ対策を検討する。

し尿処理施設の応急復旧については復旧に必要な資機材の整備状況を明らかにするとともに、停電による排水機能の停止を想定した応急措置内容を検討しておく。また、下水道施設については、処理場、管渠施設の被害予測に基づいてその復旧対策を検討する。

1. 事前対策

廃棄物処理施設は、設備の欠陥が生じた場合には適正な維持管理が難しくなり、強いては周囲の環境破壊を引き起こすおそれと考えられるので、普段より施設の管理を十分に行う。

2. 復旧対策

被害が生じた場合には迅速にその状況を把握し、応急復旧を図る。また、被害状況を勘案し、災害復旧費補助金を受ける場合には、その取扱い要綱にしたがい早急に都に報告するなどの処置を講ずるとともに、収集作業に影響を与えるような場合には、とりあえず期間を定めて他の処理施設にて処理を依頼する等の方策をたて、効果的な活動を行う。

第18章 行方不明者の捜索、遺体の処理・埋葬

【主な実施担当：青梅警察署、民生部、警備・消防部】

災害に際し、行方不明者や死亡者が発生したときは、捜索、遺体の処理、埋葬の各段階において、警察署等関係機関等相互の連絡を密にし、これを遅滞なく処理し、人心の安定を図る。

行方不明者の捜索、遺体の処理及び埋葬等は、関係機関が行うが、災害救助法が適用された場合は、町長は知事を補助する。都は、町が実施する諸活動を調整し、関係機関の協力を得て実施する。

第1節 行方不明者の捜索・安否確認

1. 行方不明者の捜索

災害のため現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により、既に死亡していると推定される者の捜索は、警察、消防等の防災機関、また、状況により自衛隊の協力も得て実施し、捜索体制についてこれらの機関との役割分担を定める。

また、捜索に必要な資器材の備蓄・調達並びに関係団体からの建設重機等の借り上げについても検討する。

(1) 目的

遺体の捜索は、災害の発生に際し、死亡したと推定される者の遺体を判明しないまま放置することは人道上許されないこと、また、人心の安定を図る意味からも放置することができないことなどから実施する。

(2) 捜索の要件

対象となる者は、行方不明の状態にある者で、周囲の事情により、すでに死亡していると推定される者であること。

(3) 捜索の期間等

行方不明者及び遺体の捜索における期間等は、原則として、災害救助法施行細則に定めるところによる（第28章「災害救助法の適用」）。ただし、この基準により難しい事情がある場合（期間の延長）は、別途、知事の事前承認（厚生労働大臣の承認を含む。）を得て定めるものとする。

(4) 必要帳票等の整備

町は、行方不明者の捜索及びそれに伴い遺体を発見・収容した場合に備えて、次の書類（4票）を整備する。

- ア. 救助実施記録日計票
- イ. 捜索用機械器具燃料受払簿
- ウ. 遺体の捜索状況記録簿
- エ. 遺体の捜索用関係支出証拠書類

2. 安否確認

行方不明者の届出等を行う窓口を明確にするとともに、届出及び受付時の事務手続きの要領や様式について定めておく。

また、同じ窓口でコンピュータ等を用いて安否確認も併せて行えるよう情報の一元化（誰が行方不明捜査願を出したか、誰が安否の確認を行ったか等）を図る。

第2節 遺体の処理及び安置

1. 搬送

- (1) 町は、遺体収容所の管理者に連絡の上、遺族等による搬送が困難な遺体を遺体収容所に搬送する。
- (2) 遺体の搬送では、警視庁（各所轄警察署）への通報や状況に応じて、都及び関係機関への協力依頼、作業員の雇上げ又はボランティア等の活用等を行う。
- (3) 遺体収容所における遺体の受付に支障のないよう、発見者・発見日時・発見場所・発見時の状況・遺体の身元認知の有無等について、可能な限り確認する。

2. 遺体収容所の開設

(1) 遺体収容所の設置に関する事前準備

遺体収容所の設置等に関し、次の事項について、あらかじめ、都、警視庁（各所轄警察署）及び各地域における関係機関と協議を行い、条件整備に努める。

- ア. 遺体収容所の管理者の指定等、管理全般に関する事項
- イ. 遺体の捜索及び遺体収容所までの遺体搬送に関する事項
- ウ. 検視・検案未実施遺体の一時保存等の取扱いに関する事項
- エ. 遺体収容所設置等に供する資器材の確保、調達、保管及び整備に関する事項
- オ. 検視・検案用資器材の確保、調達、保管及び整備に関する事項
- カ. 遺体収容所の所在地等、開設状況に係わる広報に関する事項

(2) 遺体収容所の設置

- ア. 町は、災害発生後速やかに遺体収容所を開設し、必要器具を用意したうえで遺体を収容し、開設状況について、都及び警視庁（各所轄警察署）に報告する。
- イ. 町は、遺体収容所の開設・運営等に関して町の対応能力のみでは充分でないと認められる場合は、都及び関係機関に応援を要請する。
- ウ. 遺体収容所の設置場所については、避難所、医療救護所とは別の場所を確保し、検視・検案活動のほか、身元不明遺体収容所として使用可能な場所に設置する。また、水、通信及び交通手段の確保を考慮する。なお、遺体収容所として適当な既存建物がない場合は、天幕、幕張り等を設置する。

(3) 遺体収容所での活動

- ア. 遺体収容所に管理責任者を配置し、各種業務を円滑に遂行するための連絡調整

等に当たらせる。

イ. 町は、都及び警視庁（各所轄警察署）と連携のうえ、遺体収容所における検視・検案業務等を迅速かつ適切に行える体制を整備する。

3. 検視・検案等

検視・検案は原則として同一場所で集中的に実施することとし、町、都及び警視庁は、必要な体制を確立する。

(1) 検視・検案に関する連携

町及び都は、医療活動との秩序ある分担の下に、円滑な検視・検案活動が行えるように関係機関と連携を図る。

(2) 検視・検案活動の場所

検視・検案活動の場所は、町が設置する遺体収容所において行う。ただし、遺体の搬送が困難な場所等、遺体収容所以外において検視・検案を行う必要が生じた場合には、医療機関等の死亡確認現場において行う。

(3) 町民への情報提供

災害発生時における検視・検案、遺体の引き渡しを円滑に実施するため、都は、町等関係機関と連携し、死亡者に関する情報提供を行う体制を確立する。

(4) 遺体の身元確認

警視庁の編成による「身元確認班」は、身元確認作業を行う。身元が判明したときは、着衣・所持金品と共に警視庁「遺体引渡班」に引き継ぐ。なお、おおむね2日間身元確認調査を行っても身元が判明しない場合は、所持金品と共に遺体を町長に引き継ぐ。

(5) 遺体の遺族への引渡し

遺体の引渡し業務は、原則として警視庁（各所轄警察署）及び町が協力して行う。町職員が遺体の引渡し業務に従事する場合、警視庁「身元引渡班」の指示に従う。

(6) 死亡届の受理、火葬許可証等の発行等

ア. 町は、遺族等に引き渡された検視・検案を終えた遺体について、収容所等において死亡届を受理する。

イ. 町は、死亡届を受理した後、速やかに火葬（埋葬）許可証又は特例許可証を発行する。

なお、死亡届の受理と火葬（埋葬）許可証等の発行を迅速かつ適切に実施するため、遺体収容所への職員の配置、必要書類等に関する条件整備に努める。

4. 遺体の洗浄等

泥土、汚物等が付着したまま遺体を放置することは人道上好ましくないのみならず、

いたずらに腐敗を速め感染症発生の原因ともなりかねない。また、遺体の識別を容易にするためにも洗浄等の処置が必要となる。

このため、町は、都福祉保健局と協議の上、必要に応じて作業員を雇い上げ、遺体の洗浄、縫合、消毒の処置を実施する。

第3節 遺体の火葬

1. 火葬体制

災害時は、死亡者が多数発生することや、火葬場が被災して機能が低下するなどにより、困難が予想される。このような状況下において、遺体を迅速かつ適正に火葬するために必要な措置を講ずる。

(1) 火葬許可の特例

通常の火葬では、区市町村長の発行する火葬許可証が必要である。しかし、緊急時に通常の手続きに従っていたのでは、迅速かつ的確な処理に支障をきたし、公衆衛生上の問題が発生するおそれがある。

このため、火葬許可証に代わる証明書として「特例許可証」を発行することにより、速やかな火葬に努める。

(2) 広域火葬の実施

町は、都内で広域火葬が実施される場合に、都と調整を図り、広域火葬体制の円滑な実施に努める。

ア. 平常時に使用している火葬場の被災状況を把握し、その火葬場で火葬を行うことが困難と判断した場合は、都に広域火葬の応援・協力を要請する。

イ. 住民に対し、都内全域が広域火葬体制にあることを周知し、理解と協力を求める。

ウ. 都の調整により割り振られた火葬場に、火葬に必要な事項を確認する。

エ. 遺体の搬送に必要な車両を確保する。交通規制が行われている場合には、災害対策基本法施行令第32条の2に定める緊急自動車により行う。また、遺体収容所から受入火葬場まで遺体搬送のための措置を講じ、区域内で対応できない状況となった場合には、都に対して遺体搬送手段の確保を要請する。

(3) 火葬の期間等

火葬における期間等は、原則として、災害救助法施行細則に定めるところによる（第28章「災害救助法の適用」）。ただし、この基準により難しい事情がある場合（期間の延長）は、別途、知事の事前承認（厚生労働大臣の承認を含む。）を得て定めるものとする。

(4) 必要帳票等の整備

火葬を実施し、又は火葬に要する現品若しくは経費を支出した町長は、次の書類・

帳簿等を整備し、保存しておかなくてはならない。

ア. 救助実施記録日計票

イ. 火葬台帳

ウ. 火葬費支出関係証拠書類

2. 身元不明遺体の取扱い等

身元不明遺体の取扱いに適正を期するため、町、都及び警視庁（各所轄警察署）等関係機関は、適切な連携体制を保持する。身元不明遺体の身元確認調査については、警視庁（各所轄警察署）及び町が協力して行うことを原則とする。

(1) 町は、警視庁（身元確認班）より引き継いだ身元不明遺体の適正な保管に努め、一定期間（おおむね1週間程度）を経過した身元不明遺体を火葬する。その際、火葬台帳、火葬費支出関係の証拠書類等を作成・保存する。

(2) 町は、身元不明遺体の遺骨を遺留品とともに遺骨遺留品保管所に保管し、1年以内に引取人が判明しない場合は、身元不明者扱いとし、納骨堂等に保管する。

3. 死亡者に関する公報

大規模災害発生時における遺体の引渡し等を円滑に実施するため、町は、大規模災害に伴う死亡者に関する公報に関して、都及び警視庁（各所轄警察署）と連携を保ち、町庁舎・遺体収容所等への掲示、報道機関への情報提供、問い合わせ窓口の開設等、地域住民等への情報提供を行う体制の条件整備に努める。

第19章 ライフライン施設の応急対応

【主な実施担当：建設部、ライフライン事業者、郵便局】

上下水道、電気、ガス、通信のようなライフライン施設は、都市化の進展とともに、ますます高度化、複合化されており、各施設の相互依存の関係も著しく高まっている。震災時に、これらライフライン施設の一部が被災した場合、都市機能そのもののマヒにつながり、町民生活への影響は極めて大きい。

このため、ライフライン関係機関では、それぞれ活動態勢を確立し、相互に連携を保ちながら応急対策、危険防止等の諸活動を迅速に実施する。

第1節 水道施設（立川給水管理事務所、建設部）

震災時における飲料水の確保及び被害施設の復旧に対処するため、都水道局はこれに必要な人員、車両並びに資器材確保、情報の収集連絡体制等を確立する。復旧は早期に給水区域の拡大を図るため、配水調整等によって断水区域をできるだけ最小限にし、復旧の優先順位を設けるなど効率的に復旧作業を進める。

1. 震災時の活動態勢

(1) 建設班の設置

飲料水の確保及び被災した上下水道施設の復旧に協力するため、町は本部に「建設班」を設置し、応急対策活動の広報態勢を確立する。

(2) 動員態勢の確立

地震の突発性に即応できるよう次により対処する。

2. 応急復旧対策

震災による断水が長期間にわたると、町民生活に重大な影響を与えるので、都水道局は、被害施設を短期間に復旧するため、導水、配水施設の十分な機能を確保し、配水所からの主要配水管の幹線を最重点に優先し、その後、配水小管の復旧を進め、給水の再開に努める。

また、下水道施設に破損や流下機能の低下等の被害が発生した時には、幹線管きよ等の主要施設の復旧を図り、その後、枝線管きよ、ます・取付管の復旧に努める

3. 災害時の広報

発災時は、住民の混乱を防止するため、水道施設の被害状況、復旧の見通し等について、積極的な広報活動を実施する。

(1) 水道施設の被害状況及び復旧見込み

(2) 給水拠点の場所及び応急給水見込み

(3) 水質についての注意事項

第2節 電力施設（東京電力株式会社多摩支店立川支社青梅営業センター）

災害により電力施設に被害があった場合には、二次災害の発生を防止し、速やかに応急措置を講じ、ライフライン施設の機能を維持する。

1. 震災時の活動態勢

(1) 非常態勢区分

災害が発生するおそれがある場合、または発生した場合は次により対処する。

非常災害の情勢	非常態勢の区分
○災害の発生が予想される場合 ○災害が発生した場合	第1次非常態勢
○大規模な災害が発生した場合 (大規模な災害の発生が予想される場合を含む) ○東海地震注意情報が発せられた場合	第2次非常態勢
○大規模な災害が発生し、復旧に長期化が予想される場合 ○厳戒宣言が発せられた場合	第3次非常態勢

(2) 非常態勢の組織と発令

ア. 非常態勢の組織

非常態勢の組織は、本店、店所および第一線機関等を次表のとおり編成する。

事業所	対策組織	機能
本店	非常災害対策本部	○本店における非常災害対策活動の実施 ○全事業所において実施される非常災害対策活動の総括・指揮
店所	非常災害対策本部	○自事業所における非常災害対策活動の実施 ○自店所に所属する事業所において実施される非常災害対策活動の総括・指揮
第一線機関等	非常災害対策支部	○自事業所における非常災害対策活動の実施

イ. 非常態勢の発令

態勢区分	発令者	
	本店	店所および第一線機関等
第1次非常態勢	総務部長	それぞれの長
第2次非常態勢	副社長（東海地震注意報が発せられた場合は総務部長）	それぞれの長
第3次非常態勢	社長（警戒宣言が発せられた場合は総務部長）	それぞれの長

ウ. 供給区域内で震度6以上の地震が発生した場合は、自動的に第3次非常態勢に入る。

2. 応急対策

(1) 要員の確保

ア. 対策要員の確保

(ア) 夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた各対策要員は気象、地震情報その他の情報に留意し、非常態勢の発令に備える。

(イ) 非常態勢が発令された場合は、対策要員は速やかに所属する本(支)部に出動する。

なお、供給区域内において震度6弱以上の地震が発生し自動的に非常態勢に入る場合は、社員は、呼集を待つことなく、あらかじめ定められた基準に基づき所属事業所に出動する。

(ウ) 交通途絶等により所属する本(支)部に出動できない社員は、最寄りの事業所に出動し、所属する本(支)部に連絡のうえ、当該事業所において災害対策活動に従事する。

(2) 情報の収集、報告

災害が発生した場合は、店所および第一線機関等の本(支)部長は次に掲げる各号の情報を迅速、的確に把握し、速やかに上級本(支)部に報告する。

ア. 一般情報

(ア) 気象、地震情報

(イ) 一般被害情報

(ウ) 対外応対状況（地方公共団体の災害対策本部、官公署、報道機関、需要家等への応対状況）

(エ) その他災害に関する情報（交通状況等）

イ. 当社被害情報

(ア) 電力施設等の被害状況および復旧状況

(イ) 停電による主な影響状況

(ウ) 復旧資材、応援隊、食料等に関する事項

(エ) 従業員の被災状況

(オ) その他災害に関する情報

(3) 災害時における復旧資材の確保

ア. 調達

本(支)部長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、次のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

(ア) 現地調達

(イ) 本(支)部相互の流用

(ウ) 他電力会社等からの融通

イ. 輸送

災害対策用の資機材の輸送は、原則としてあらかじめ調達契約をしている請負会社の車両、舟艇、ヘリコプター等により行う。

ウ．復旧資材置場等の確保

災害時において、復旧資材置場および仮設用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の災害対策本部に依頼して、迅速な確保を図る。

(4) 災害時における電力の融通

災害が発生し、電力需給に著しい不均衡が生じ、それを緩和することが必要であると認められた場合、本店本部は各電力会社と締結した「全国融通電力受給契約」および隣接する各電力会社と締結した「二社融通電力受給契約」に基づき電力の緊急融通を行う。

(5) 災害時における自衛隊の派遣要請

被害が極めて大きく、受持区域内の工事力に余力のない場合、または工事力を動員してもなお応援隊を必要とすると判断される場合には、本店本部長は、自衛隊法に基づき、被害地域の都県知事に対して自衛隊の派遣を要請する。

(6) 災害時における応急工事

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連ならびに情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速・適切に実施する。

(7) 災害時における復旧順位

復旧計画の策定および実施にあたっては、次に定める各設備の復旧順位によることを原則とするが、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧を行う。

送電設備	1. 全回線送電不能の主要線路 2. 全回線送電不能のその他の線路 3. 一部回線送電不能の主要線路 4. 一部回線送電不能のその他の線路
変電設備	1. 主要幹線の復旧に関する送電用変電所 2. 都心部に送配電する送電系統の中間変電所 3. 重要施設に配電する配電用変電所 (この場合重要施設とは、配電設備に記載されている施設をいう)
配電設備	1. 病院、交通、通信、報道関係、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難場所、その他重要施設への供給回線 2. その他の回線
通信設備	1. 給電指令回線（制御・監視および保護回線） 2. 災害復旧に使用する保安回線 3. その他保安回線

第3節 通信施設（東日本電信電話株式会社東京支店）

震災時における通信の途絶は、災害応急活動の阻害要因となるとともに、社会的混乱のおそれを生ずるなどその影響は大きい。このため、震災時における通信の途絶を防止するため、各種通信施設の確保、復旧等についての応急対策の確立が必要である。

1. 震災時の活動態勢

(1) 非常態勢の区分

災害が発生するおそれがある場合、又は発生した場合は、次に定める態勢により対処する。

	非常態勢の区分	非常事態の情勢
準備	警戒態勢	・災害の発生が予想される場合
アクション	第1非常態勢	・激甚災害（国に緊急災害対策本部が設置される規模の災害）が発生した場合
	第2非常態勢	・大規模な災害が発生した場合 ・警戒宣言が発せられた場合
	第3非常態勢	・中規模な災害が発生した場合

(2) 災害対策組織

ア. 非常態勢に対応する災害対策組織をあらかじめ編成しておく。

イ. 対策組織を次のとおり区分する。

対策組織	機能
情報連絡室	・非常災害の発生に備えた対策活動及び情報共有活動の実施 ・非常災害の発生時の対策活動及び情報共有活動の実施
支援本部	・非常災害対策活動の支援
地震災害警戒本部	・大規模地震の発生に備えた対策活動の実施
災害対策本部	・非常災害対策活動の実施
緊急災害対策本部	・緊急災害対策活動の実施

2. 応急対策

非常召集された対策要員が、対策本部の指示のもと災害対策用機材、車両等を確保し、各社の規定に基づき対策組織を編成し、通信回線の確保や通信の途絶防止などの応急対策を行う。

(1) 通報、連絡

各対策組織相互の通報、連絡は情報を統括する組織を窓口として行う。

(2) 情報の収集、報告

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、重要通信の確保、若しくは被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次の情報を収集し、対策組織の長に報告するとともに関係組織相互間の連絡、周知を行う。

ア. 気象情報、災害予報等

イ. 電気通信設備等の被害状況、そ通状況及び停電状況

- ウ. 当該組織の災害応急復旧計画及び措置状況
- エ. 被災設備、回線等の復旧状況
- オ. 復旧要員の稼働状況
- カ. その他必要な情報

(3) 重要通信のそ通確保

災害等に際し、次により臨機に措置をとり、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

- ア. 応急回線の作成、網措置等そ通確保の措置をとること。
- イ. 通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、電気通信事業法第8条第2項及び電気通信事業法施行規則第56条の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置をとること。
- ウ. 非常、緊急通話又は非常、緊急電報は電気通信事業法第8条第1項及び電気通信事業法施行規則第55条の定めるところにより、一般の通話又は電報に優先して取扱うこと。
- エ. 警察、消防、その他の諸官庁等が設置する通信網との連携をとること。
- オ. 電気通信事業者及び防災行政無線等との連携をとること。

(4) 被災地特設公衆電話の設置

災害救助法が適用された場合等には避難場所に、り災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

(5) 災害用伝言ダイヤルの提供

地震等の災害発生により著しく通信輻輳が発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤルを速やかに提供する。

3. 復旧対策

(1) 災害復旧

- ア. 応急復旧工事終了後、すみやかに被害の原因を調査分析し、この結果に基づき必要な改良事項を組み入れて災害復旧工事を計画、設計する。
- イ. 被災地における地域復興計画の作成・実行にあたっては、これに積極的に協力する。

(2) 復旧の順位

順位	復旧する電気通信設備
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 警察機関に設置されるもの 防衛機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの
2	ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 新聞社、放送事業者又は通信社の機関等に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの（第1順位となるものを除く。）
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

第4節 郵便施設（日本郵政株式会社・郵便局株式会社）

1. 震災時の活動態勢

(1) 非常災害対策本部の設置

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要に応じて非常災害対策本部又はそれに準ずる対策機関を、東京支社及び普通郵便局等に設置する。非常災害対策本部は迅速、的確な情報連絡により次の業務を行う。

- ア. 被害状況等情報収集・周知連絡及び広報活動
- イ. 郵便・為替貯金・簡易保険の各業務運行の確保
- ウ. 要員配置、被災職員の援護等
- エ. 応急用事業物品の調達、輸送災害応急対策等
- オ. 被災した郵便局舎・設備等の復旧
- カ. その他

(2) 職員の動員

各局所の長は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合に備え、所属職員の一部又は全部の者が防災に関する措置にあたるよう配置計画等を立て、動員順位等を定めておく。

(3) 情報連絡

各局所の長は、迅速、的確な活動ができるよう、他の指定行政機関及び公共機関

との間並びに地方公共団体との間において、緊密な連携の確保に努める。

2. 応急対策

(1) 郵便物の送達確保

被災地における郵便の運送、集配の確保又は早期回復を図るため、災害の態様と規模に応じて、運送集配の経路又は方法の変更、郵便物区分方法の変更、臨時運送便、臨時集配便の開設等適宜の応急措置を講ずる。

(2) 郵便局の窓口業務の維持

被災地における郵便局の利用者に対する窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった郵便局は、仮局舎急設による迅速な窓口業務の再開、移動郵便車等による臨時窓口の開設、窓口支払資金の確保及び窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずる。

3. 復旧対策

郵政公社東京支社非常災害対策本部は、被災地の郵便局長に対して、災害復旧に対する恒久的な措置を講ずるよう指示する。

第20章 文教施設の防災対策

【主な実施担当：教育部】

震災時における幼児・児童・生徒・学生（以下「児童生徒等」という。）の生命及び身体の安全並びに教育活動の確保を図るため、小学校、中学校における災害予防、応急対策等について万全を期する。このため、町では、その所管の業務について、それぞれ応急教育に関する計画を樹立しておく。

第1節 応急教育の実施

1. 学校防災マニュアルの活用

各学校において、日ごろの防災訓練や安全指導、防災に関する研修に、都が作成した「学校防災マニュアル」を活用して、地域の実情を勘案した学校の防災体制の充実が図られるよう普及・啓発に努める。

2. 被害状況の把握

(1) 被害状況の把握

応急教育を実施するにあたり、文教施設がどの程度被害を受けているのか、二次的な災害を誘発する危険性はないのか、教育の継続は可能なのか、教育用備品等に損害はないのかなどについて早急に把握する必要があり、そのための体制等を整備する。

特に、早期に対策を講じなければならないものと、時間を置いても支障のないものとの優先順位を定める必要があるため、被害把握調査を行う場合の調査手順方法及び調査内容の標準化を図っておく。

(2) 応急教育の判断

被害状況を把握した後、それぞれの学校において応急教育の実施が可能なのか、他の学校において教育せざるを得ないのかなどを判断する必要があることから、建築物の応急危険度判定の専門家等と連携の必要性が生じてくる。

なお、当面、専門家の判断を求めることができない場合を想定して、予め教職員で実施できる安全点検マニュアルを作成する。また、応急教育の実施に際して、次の項目について点検し、総合的に判断する。

ア. 教職員の確保

イ. 学用品の調達

ウ. 学校施設等の機能面から見た安全点検

エ. 危険建築物、区域への立入禁止措置

オ. 応急復旧方法と復旧に要する期間

カ. 仮設校舎の建設とそれに要する期間

キ. 避難所になったことによる教育活動の場の縮小状況や影響

ク. 衛生管理、児童等の健康教育（特にメンタルヘルスケア）方法

- ケ．給食の可否
- コ．教育可能人数

3. 応急教育の実施前措置

(1) 事前準備

- ア．学校長は、学校の立地条件などを考慮したうえで、災害時の応急教育計画、指導の方法等について、あらかじめ適正な計画を立てる。
- イ．学校長は、災害の発生に備えて、次のような措置を講じる。
 - (ア) 児童・生徒の避難訓練を実施するほか、町が行う防災訓練に教職員、児童・生徒も参加し、協力する。
 - (イ) 在校中や休日等の部活動など、児童・生徒が学校の管理下にある場合やその他教育活動の多様な場面において災害が発生した際に、適切な緊急避難等の指示が行えるよう避難計画を立案し、教育計画に位置づける。また、登下校時に災害が発生した場合に備え、通学路や通学経路の安全性等を把握し、緊急時に適切な行動がとれるよう避難計画を立案し、周知徹底を図る。
 - (ウ) 教育委員会、青梅警察署、奥多摩消防署及び保護者への連絡網並びに協力体制を確立する。
 - (エ) 勤務時間外における教職員の連絡・参集体制及び役割分担等の計画を作成し、教職員に周知する。
 - (オ) 児童・生徒の安全確保を図るため、保健室の資器材を充実するよう努める。また、学校医や地域医療機関等との連携を図る。

(2) 災害時の態勢

- ア．学校長は、児童・生徒が在校中や休日等の部活動など、学校の管理下にあるときに災害が発生した場合、安全確認ができるまでの間、児童・生徒を校内に保護し、安全確認ができた場合又は確実に保護者等への引渡しができる場合には、児童・生徒を帰宅させる。また、保護者に対しては、避難計画に基づいて、児童・生徒の安全な引渡しを図る。
- イ．学校長は、災害の規模及び児童・生徒や教職員並びに施設設備の被害状況を速やかに把握し、教育委員会へ報告する。
- ウ．学校長は、状況に応じ、教育委員会と連絡のうえ、臨時休校等の適切な措置をとる。
- エ．学校長は、応急教育計画に基づき、災害状況に即した応急の指導を行う。また、学校が避難所となる場合は、教育活動再開のための場所の確保を図るほか、避難所として開放できる部分と開放できない部分を指定し、住民の協力が得られるよう努める。
- オ．学校長は、応急教育計画を作成したときは、教育委員会に報告するとともに、決定次第、速やかに保護者及び児童・生徒に周知徹底を図る。

(3) 災害復旧時の態勢

- ア. 学校長は、教職員を掌握するとともに、児童・生徒の安否や被災状況を調査し、教育委員会に連絡する。
- イ. 教育委員会は、学校長からの校舎等の被害報告に基づき復旧計画を作成し、速やかに復旧する。
- ウ. 被災地区の教育委員会は、被災学校ごとに担当職員、指導主事を定め、情報及び指令の伝達について万全を期する。また、担当指導主事は、被災学校の運営について助言と指導にあたる。
- エ. 教育委員会及び学校長は、連絡網の確立を図り、指示事項伝達の徹底を期する。
- オ. 学校長は、応急教育計画に基づき、学校に収容可能な児童・生徒を保護し、指導する。指導に当たっては、健康、安全教育及び生活指導に重点を置くようにする。また、心のケア対策も十分留意する。
- カ. 教育活動の再開に当たっては、児童・生徒の安否確認と通学路及び通学経路の安全確認を行い、教育委員会に報告する。
- キ. 他の地区に避難した児童・生徒については、教職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努め、避難先を訪問するなどして、前記オに準じた指導を行うように努める。
- ク. 避難所等として学校を提供したことにより、長期間学校が使用不可能となる場合には、教育委員会に連絡するとともに、他の公共施設の確保を図り、早急に授業の再開に努める。
- ケ. 学校長は、災害の推移を把握し、教育委員会と緊密な連絡を図るとともに、平常授業に戻すよう努める。また、平常授業に戻す時期については、早急に保護者に連絡する。
- コ. 教育委員会は、教育活動再開のために、学校間の教職員の応援体制について調整を行う部署をあらかじめ定め、関係機関に周知しておく。

4. 応急教育の実施方法

一般的な応急教育の実施方法は次のようなことが考えられる。

被害状況	応急教育の実施方法
校舎等の被害が比較的軽微なとき	<ul style="list-style-type: none">・各学校において速やかに応急措置を取り授業を行う。・学校が避難所として利用されている場合は、主として体育館・運動場等体育施設が使用できない状況となる可能性が大きいため、カリキュラムの編成等を変更する。
校舎の被害が相当に甚大なとき	<ul style="list-style-type: none">・残存した校舎のうち安全なものを使用し、学級合併授業、一部又は全部にわたる二部授業を行う。
校舎の使用が全面的に不可能であるが、比較的短期間で復旧の見込みがあるとき	<ul style="list-style-type: none">・臨時休校の措置を取り、その期間、家庭又は地域の集会所等を利用し、学習内容の指示、家庭訪問等により教育を行う。

<p>校舎が甚大な被害を受け、復旧に長期間を要するとき</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・隣接に被害の軽微な学校がある時は、その学校において二部授業等を行う。 ・児童生徒が個別に居住地を離れたときは、新居住地の学校に仮入学をさせ授業を行う。 ・児童生徒が集団避難を行う場合は、避難先の学校の教育委員会とも十分連携をとり、速やかな受入れが図られるよう努める。 ・住居の被害が甚大で復旧に長期間を要する状況にある児童生徒を遠隔地へ集団で転校させる必要が生じた場合は、当該校の教職員が付き添うことが望ましく、このための要員確保についても配慮する。
---------------------------------	---

第2節 文教施設の応急復旧

1. 応急措置及び応急復旧工事の施工

被害状況を早期に把握した後、二次被害防止のための立入り禁止措置など状況に応じた応急措置をする。そのため、耐震診断の専門家等と連携し、応急措置の方法をマニュアル化する。

応急復旧工事の発注や施工についても、被害の程度に応じ、学校長権限で業者契約し応急復旧工事を実施する場合と本庁において応急復旧工事を契約・実施する場合との区分を明確にすることにより、迅速な復旧工事に取りかかることができる。

町全体としての被害が甚大であるときは、仮復旧から本復旧と進むが、発注内容をまとめるだけでも事務量は相当なものとなることが予測されることから、組織体制のあり方についても計画しておくことが望ましい。

また、工事（契約）実施区分については、ピアノや実験具などの施設備品についても整理する。

2. 避難所として使用された場合の措置

学校は、災害時に避難所として使用されるなど重要な役割を担っているが、学校は教育施設であり、基本的には教育活動の場であることに留意する。

避難所として使用される学校について、本来の学校機能を早期に回復させるため、学校機能部分と避難所部分との境界を明示するとともに、行政機関、自主防災組織、学校等による避難所運営委員会等の設置を行う。

第3節 学用品の調達・配給

1. 学用品についての被害状況の把握

学校教育を一日も早く平常状態に戻すためには、学用品の被害状況を把握する。

具体的には、学年ごとに最低限必要な学用品のリスト（品目、量）を作成し、さらに児童・生徒の学用品の被害状況を調査するための様式を作成しておき、学校単位と

町全体との集計をする準備をする。

2. 学用品の調達方法

学用品の調達は、原則として知事が一括して行い、小中学校の児童・生徒に対する給与（支給）は、町が行う。なお、学用品の給与（支給）を迅速に行うために知事が職権を委任した場合は、町長が教育委員会及び学校長等の協力を得て、調達から給与（支給）までの業務を行う。

知事の委任により町が調達する場合には、次の要領による。

- (1) 文房具は、町の用品会計から払出しを受ける。
- (2) 教科書は、指定業者から調達する。
- (3) 通学用品は、これを取扱う業者から調達する。

3. 給与（支給）の時期等

学用品の給与（支給）の時期等は、原則として、災害救助法施行細則に定めるところによる（第28章「災害救助法の適用」）。ただし、この基準により難い事情がある場合（期間の延長）は、別途、知事の事前承認（厚生労働大臣の承認を含む。）を得て定めるものとする。

第4節 教職員の確保

災害発生時の教職員の参集体制については、災害の規模・程度に応じた具体的な参集・配置のあり方について計画する。

1. 人的支援体制の検討

災害の規模、発生地域等によっては、教職員が相当程度、避難所運營業務に携わる状況になることも考慮して、全町的規模での学校教育活動早期再開のための人的支援体制を予め検討する。

人的支援については、地方公共団体間で締結される相互援助協定等において規定するなど災害発生時に迅速に支援派遣がなされるような体制を近隣市町村教育委員会はもとより都教育委員会との連携も考慮して整備する。

2. 教職員の配備

各学校長は、災害の状況に応じた配備のため、最低人員を確保する。

配備体制	人員
防災本部室待機	2人
防災本部第1次配備	3人以上
防災本部第2次配備	全員

注 配備体制は、災害対策本部の体制（第1章「組織体制」）に準ずる。

第21章 文化財保護対策

【主な実施担当：教育部】

文化財は、国民の貴重な財産であり、後世に伝えるため地震災害から守るための各種の施策を講じる。しかしながら、国宝や重要文化財をコンクリートで補強したり、信仰の対象でもある仏像等の文化財をすべて収蔵庫に収約する等の対策を施すことは困難であるため、具体的な対応を進めにくいことも事実である。

不幸にして文化財が被災した場合、応急対策を講じる必要があるが、建築物や美術工芸品については、仮に破損しても部材が残存しておれば復元が可能である場合があり、残存部材の保存に留意する。

第1節 被害の把握

応急対策を実施するに当たり、文化財がどの程度被害を受けているかを早急に把握する体制について明記する。被害の把握には、文化財の所有者や管理者が行うものと文化財保護関連の行政機関等が行うものとに大別される。

1. 所有者等が実施する場合

所有者等が被害の把握を行うものは、被災後速やかに巡回し、所有している文化財について被害の状況を把握するとともに被害の内容を行政機関等に連絡し、必要な措置を講じることであり、行政機関はこれらが確実に行われるよう指導する。

この場合、各人の身の安全を守りつつ、複数の人間で対応できる体制を策定するよう指導する。

2. 町等が実施する場合

町等行政機関が行うものは、統計的な目的のみならず、後の修復作業等に対する計画の策定資料ともなるものであり、正確に把握する必要があるため、必要な人員による体制を作っておく。また、ビデオ、映画、写真など記録のための各種の方法を用いて、震災前の文化財の状況を詳細に記録する。

第2節 被害の拡大防止

被害の拡大要因としては、火災、余震等による倒壊、盗難、風雨による二次的な被害が考えられる。

1. 火災対策

火災対策については、被災後早急に巡回し、初期消火活動、迅速な通報、必要な搬出、出火危険・延焼危険箇所の発見、飛び火の監視及び防災設備の損壊状況の調査を実施するために、必要な自衛消防体制を構築するよう指導する。

2. 倒壊対策

半壊状態で余震等による倒壊危険があるものについて、建造物にあつては支柱の設置など応急補強対策を講じ、美術工芸品等で撤出可能なものは安全な場所に収納するよう指導する。

3. 盗難対策

盗難対策としては、監視体制の強化、保管場所の施錠、防犯装置の設置等が必要となる。

4. その他の対策

風雨による二次災害防止には、ビニールシート等による応急対策を講じる必要があり、ビニールシート、ロープ、ガムテープ等の保管及び調達に留意する。

第3節 災害応急措置

文化財は貴重な国民的財産であることにかんがみ、次のような災害応急措置を講ずる。

1. 火災等により文化財に被害が発生した場合は、その所有者又は管理者は、直ちに消防署へ通報するとともに、災害の拡大防止に努めなければならない。また、被害状況を速やかに調査し、その結果を教育委員会へ報告しなければならない。
2. 関係機関は被災文化財の被害拡大を防ぐため、協力して応急措置を講ずる。
3. 毎年1月26日を「文化財防火デー」として、関係機関と協力し文化財防火運動を推進し、文化財に対する認識を高揚する。
4. 文化財防火デー等を通じ町社会教育活動とともに文化財防火運動を推進するほか、必要に応じ、文化財消防演習を実施し災害対策に備える。なお次の文化財周辺をたき火又は喫煙禁止区域に指定し、制札を建植し、火災予防の徹底を図っている。

たき火又は喫煙禁止区域

奥多摩町河内 149 番地	小河内神社（木造蔵王権現立像）
奥多摩町留浦 320 番地	太子堂（まわり舞台、大道具一式）
奥多摩町小丹波 473 番地	熊野神社（都郷土資料）
奥多摩町川井 717 番地	八雲神社（都郷土資料）
奥多摩町留浦 1284 番地	普門寺楼門（都郷土資料）

なお、本町の文化財の現況は次のとおりである。

区分	指定文化財（都・町）	史跡・旧跡（都・町）	天然記念物（国・都・町）
指定数	34	1	8

第4節 関係機関への情報連絡

町の文化財保護に携わる部署及び関連団体との情報連絡を密にして、応急対策が有効かつ適切に行われるよう留意する必要がある。

第5節 歴史的建造物の保護

歴史的建造物の中には文化財指定はされていないものの、地域の景観、歴史、文化を構成する上で重要な役割を果たす建築物もあることから、災害復旧について助成措置や保護のための措置を検討する。

第 2 2 章 土砂災害対策

【主な実施担当：建設部】

地震により河川、砂防、道路などが、破壊、崩壊等の被害を受けた場合には、施設の応急復旧に努める。

第 1 節 河川及び砂防施設応急対策

1. 町の態勢

- (1) 工事中の施設については、その工事の請負業者をして、これにあたらせる。
- (2) 河川施設等に災害が発生するおそれのある場合又は発生した場合は、水防計画にもとづく態勢で、これを処理する。

2. 西多摩建設事務所の態勢

(1) 河 川

災害発生に対しては水防備蓄機材をもって応急対応するとともに速やかに復旧計画を立てて河川施設を復旧する。

(2) 砂 防

通常砂防工事により長期的に災害の防除を図り、緊急を要するものについては、水防備蓄機材にて応急処理をし、後に本工事の促進を図る。砂防施設、地滑り防止施設、急傾斜地崩壊防止施設については、速やかに被害状況を把握し、施設の安全確保に努める。

第 2 節 道路応急対策

1. 町の態勢

道路法肩及び道路上部の崩壊から発生する被害が予想されるが、路肩崩壊については、土俵工法または矢板工法等をもって保護しこれにあてる。道路上崩壊については、障害物除去計画にもとづき処理する。

2. 西多摩建設事務所の態勢

道路の応急対策として、西多摩建設事務所は、庁用機械及び災害対策要員をもってただちに復旧作業を実施する。東京都のみでは十分な応急措置を実施できない場合は、西多摩建設業協同組合に対し、災害応急対策業務の協力を要請し、早急に処理にあたる。

また、東京地方に震度 6 弱以上（気象庁発表）の地震が発生した場合は、東京都からの要請があったものとみなし、西多摩建設業協同組合の会員は、あらかじめ決められた割当区間について自主的に出動し、処理にあたる。

第3節 治山施設応急対策

治山施設については、速やかに被害状況を把握し、施設の安全確保に努める。

第4節 ダム、ため池応急対策

ダム、ため池施設については、速やかに被害状況を把握し、施設の安全確保に努める。

第5節 農林水産施設応急対策

1. 農業用施設

農道等の被害が発生した場合は、通報によりただちに現場に出動し、排土及び盛土等、付近住民の協力を得て応急措置をとる。

また、農作物において病虫害の急激なまん延を防止するため、東京都西多摩農業改良普及センターに連絡し、所要薬器材の確保について農業協同組合に連絡する。

2. 畜産施設

被災した家畜は、ただちに安全な場所に柵を設け、農家、組合等の援助により集中的に管理するものとし、感染症予防上必要な措置をとる。なお、被災した家畜の飼料は、農業協同組合において調達、配分するよう連絡指示する。

3. 林業用施設

林道の被害が発生した場合は、各自治会または森林組合等の通報を得て、現場の調査を行い、付近の住民及び森林組合の援助を要請して排土及び盛土等応急措置をとる。

第6節 応急復旧対策

災害復旧については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づき、災害の速やかな復旧を図り、公共の福祉を確保することとしている。これにより主務大臣に災害の状況を報告し、国庫負担申請を行い、災害査定を受けて復旧工事を実施するが、特に急を要する箇所について、災害査定を受ける前に着工する必要があるときは、事前工法協議を行い、応急復旧する。

第 2 3 章 建築物・住宅応急対策

【主な実施担当：民生部、建設部】

災害発生に際して、住居の滅失した世帯又は破損した世帯に対して、応急仮設住宅を提供し、被災した住宅の応急修理を行うことは、資材の確保とともに、極めて重要である。

このため、震災により住居が滅失又は破損し、自己の資力によっては居住する住家を確保できない者を対象に、応急仮設住宅を設置し、又は応急修理を実施することにより、居住の安定を図る。

第 1 節 応急仮設住宅の供給

1. 供給の目的

災害救助法が適用された地域において、震災により住家を滅失し、自己の資力によっては、居住する住家を確保できない被災者に応急的な住宅を建築し、供給する。

2. 供給の分担

応急仮設住宅の設置は、災害救助法が適用された場合は都が行い、町はこれに協力する。また、次の場合には、町において設置する。

(1) 知事から町長が委任を受けた場合

(2) 災害救助法が適用されない場合において、町長が特に必要と認めた場合

3. 応急仮設住宅の建設

災害救助法適用後は、町長が必要と認めた場合には、直ちに都知事に応急仮設住宅の建設を要請する。町が実施する場合は、本部長室の決定に基づき建設部において建設する。

(1) 設置戸数

供給戸数は、厚生労働大臣に協議し同意を得たうえで知事が決定する。

(2) 建設用地の確保

応急仮設住宅は、原則として被災地域の最寄りの町立小・中学校校庭又は総合運動場などの町有地のうち、適地を選定して設置する。

(3) 着工の時期等

応急仮設住宅の建設着工の時期、規格等は、原則として、災害救助法施行細則に定めるところによる（第 28 章「災害救助法の適用」）。ただし、この基準により難しい事情がある場合（期間の延長）は、別途、知事の事前承認（厚生労働大臣の承認を含む。）を得て定めるものとする。

(4) 建設工事

ア. 都が建設する場合

都は、社団法人東京建設業協会及び社団法人プレハブ建築協会があつ旋する建設業者に建設工事を発注する。なお、必要に応じ、他の建設業者にも発注することとする。工事の監督は、都が行う。ただし、これにより難い事情がある場合には、町等に委任する。

イ. 町が建設する場合

町は、奥多摩町建設業組合の協力を得て建設する。

(5) 資材の調達

都は、応急仮設住宅及び被災住宅の応急修理に要する資材等は、社団法人プレハブ建築協会及び社団法人東京建設業協会があつ旋する建設業者を通じて調達する。

町は、町内の建設業者等を通じて調達することになるが、その確保について協定を締結するなどの計画を樹立しておく。

(6) 入居者の選定

入居者の選定基準は、住宅が全焼又は全壊し現に居住する住家がなく、自己の資力によっては住宅を確保できない者とし、被害の状況に応じて具体的基準を定め、被災者の被災の程度、住宅困窮状況、資力その他を勘案のうえ、決定する。

(7) 応急仮設住宅の管理

民生部は、入居者台帳を整備し、入居の期間(原則として竣工の日から2年以内)、使用条件その他必要な事項を記載して、応急仮設住宅の円滑な管理運営に努める。

第2節 一時提供住宅の供給

1. 都による一時提供住宅の供給

災害救助法が適用された場合には、都は、住宅に困窮する被災者に対して、公営住宅等の空き家を一時的に供給する。

このため都は、都営住宅の空き家を確保するとともに、公団・公社住宅等を含めた公共住宅の空き家の提供を求める。また、関係団体との協力による借り上げによる民間賃貸住宅の提供を行う。都より一時提供住宅の割り当て及び入居者の募集、選定の依頼があつた場合には、町は被災者に対し、入居者の募集、選定等を実施する。

2. 一時提供住宅の供給

災害救助法が適用されない場合には、町は、町営住宅等の空き室に対する入居あつ旋一時提供住宅の供給を行う。また、都の協力により、近隣地方公共団体に対しても公営住宅の空き室状況を確認の上、被災者へ一時提供住宅の供給を行う。

3. 入居資格

- (1) 次の各号のすべてに該当する者のほか、知事あるいは町長が必要と認める者とする。
 - ア. 住家が全焼、全壊または流失した者
 - イ. 居住する住家がない者
 - ウ. 自らの資力では住家を確保できない者
- (2) 使用申し込みは1世帯1か所限りとする。

4. 入居者の募集・選定

- (1) 都は、一時提供住宅の入居者の募集計画を策定し、町に住宅を割り当てるとともに、入居者の募集及び選定を依頼する。
- (2) 割り当てに際しては、原則として当該区市町村の行政区域内の住宅を割り当てるが、必要戸数の確保が困難な場合には、区市町村相互間で融通しあう。
- (3) 住宅の割り当てを受けた区市町村は、当該区市町村の被災者に対し募集を行う。
- (4) 入居者の選定基準は都が策定し、それに基づき区市町村が入居者の選定を行う。

5. 帳票の整備

一時提供住宅の供給に伴い、町は、入居者の管理のため、必要な帳票を整備する。

第3節 住宅の応急修理

1. 修理の目的

災害救助法が適用された地域内において、震災により、住家が半焼又は半壊した場合、居住に必要な最小限の応急修理を行う。これにより、被災した住宅の居住性を維持するとともに、取り壊しに伴うがれきの発生や応急仮設住宅の需要の低減を図る。

2. 実施の分担

住宅の応急修理は、災害救助法が適用された場合は都が行い、町はこれに協力する。また、次の場合には、町において設置する。

- (1) 知事から町長が委任を受けた場合
- (2) 災害救助法が適用されない場合において、町長が特に必要と認めた場合

3. 応急修理の方法

災害救助法適用後は、町長が必要と認めた場合、直ちに住宅の応急修理を都知事に要請する。町が実施する場合には、建設部が現物をもって行い、原則として、災害発生の日から1か月以内に完了する。

(1) 対象者

自らの資力では応急修理ができない者で、知事が必要と認める者とする。

(2) 対象者の調査及び選定

町（民生部）による被災者の資力その他生活条件等の調査及び町長が発行する証明書に基づき、都が定める選定基準により、都から委任された町（民生部）が募集及び選定事務を行う。

(3) 対象戸数

修理対象戸数は、厚生労働大臣に協議し同意を得たうえで知事が決定する。

(4) 修理の時期等

住宅の修理の時期等は、原則として、災害救助法施行細則に定めるところによる（第28章「災害救助法の適用」）。ただし、この基準により難しい事情がある場合（期間の延長）は、別途、知事の事前承認（厚生労働大臣の承認を含む。）を得て定めるものとする。

第4節 建築物の応急危険度判定活動

1. 判定制度の目的

町は、地震発生後、都との役割分担に基づき、余震等による被災住宅の倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、早期に住宅の被害状況を調査し、使用できるかどうかを応急的に判定する。

2. 判定対象住宅

町は、町民の安全確保の面から一般の戸建住宅・共同住宅等の民間住宅を中心とした応急危険度判定を実施する。民間の事業所に関しては原則として、所有者・管理者の責任で実施する。

3. 判定の実施

(1) 町長は、町内において地震により多くの建築物が被災した場合、応急危険度判定実施本部の設置その他必要な措置を講じ、判定を実施する。

(2) 町長が判定の実施を決定した場合には、知事に対して、東京都防災ボランティア要綱に基づいて登録した建築物の応急危険度判定員の出動要請等、必要な支援を要請する。

4. 判定結果の表示

応急危険度判定による調査結果は、「危険」「要注意」「調査済」の三種類のステッカーにより、建築物の出入口等の見やすい場所に表示し、当該建築物の利用者・居住者・歩行者等に周知を図る。

第5節 被災宅地の応急危険度判定

1. 被災宅地危険度判定制度の目的

町において、災害対策本部が設置される規模の地震又は降雨等の被害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、ボランティアである被災宅地危険度判定士を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度を判定することによって、二次災害を軽減・防止し、住民の安全の確保を図る。

2. 判定対象宅地

宅地造成等規制法第2条第1号に規定する宅地（農地、採草放牧地及び森林並びに道路、公園、河川その他公共の用に供する施設の用に供せられている土地以外の土地）のうち、住居である建築物の敷地及び危険度判定実施本部長が危険度判定の必要を認める建築物の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地が対象となる。

3. 判定の実施

- (1) 町長は、大地震等の発生後に、宅地の被害に関する情報に基づき、被災宅地危険度判定実施本部の設置その他必要な措置を講じ、判定を実施する。
- (2) 町は、知事に対して被災宅地危険度判定士の派遣等の支援を要請する。

4. 判定結果の表示

被災宅地危険度判定の結果については、「危険宅地」「要注意宅地」「調査済宅地」の3種類のステッカーを宅地等の見やすい場所に表示し、当該宅地の使用者・居住者だけでなく、宅地の付近を通行する歩行者にも安全であるか否かを容易に識別できるようにする。

第24章 公共施設の応急対策

【主な実施担当：総務部、建設部】

災害への速やかな応急・復旧対応を可能とするためには、いち早く拠点となるべき公共施設の機能回復を図らねばならない。さらに二次災害等を防止するために国土保全施設等の応急診断や復旧活動を迅速に遂行するための計画が必要となる。

第1節 建築物等の応急対策

1. 拠点型

公共施設の被害調査については、初動調査、詳細調査にわけて段階的に進めるが、大規模な被害を受けた施設については、復旧方法の経済性・機能性・文化性を比較検討して、その後の復旧事業計画を立てる。

また、建築物被害だけでなくガス漏れや停電復旧に伴う漏電による被害も緊急調査として考慮し、既存の消防計画等と調節を図りつつ必要事項を定める。

町庁舎、病院、消防署などの防災基幹施設については、災害直後の初動時において災害対策本部機能や被災者の救護機能が優先されるため、可能な限り避難者の受入れを抑止するという考え方も検討する。

他市町村からの応援職員や援助物資等が集中するため、そのための収容場所や保管空間の確保も不可欠である。

(1) 医療機関

患者収容施設の特殊性から、施設ごとにあらかじめ策定した計画に基づき、患者の生命保護を最重点に行動する。特に通信が不能又は困難になると予想されるので、施設長において状況に応じ臨機に措置し、万全を期する。

ア. 停電時の措置

自家発電装置に切替え、手術等緊急に必要な電源を確保する。なお、自家発電装置が被害により機能しない場合は、関係機関に連絡し、照明電源車等の出動を要請する。

イ. 給水不能時の措置

緊急時、給水槽の水を給水するが、なお不足するときは、建設部（水道班）に連絡し、緊急給水（給水車等）を要請する。

ウ. ボイラー使用不能時の措置

医療機器蒸気消毒、暖房及び患者等の給食は、電気、LPG又は固形燃料等に切替えてそれぞれ処理する。

エ. 患者の避難措置

常時、担架送者と独歩可能者の分別を把握し、震災時において必要がある場合、担架送者は優先的に担架避難を行い、独歩可能者は安全な場所に誘導する。なお、避難場所はあらかじめ選定しておく。

オ. 応援要請

被害のない施設に連絡して、人的物的応援を要請する。

カ. 重要器材等の保管措置

- (ア) 手術用器材その他緊急必要器材については、常時、安全保管及び緊急持ち出しの体制を確保する。
- (イ) R I 使用施設については、災害の状況に応じて立入禁止等危険防止の措置を講ずる。

2. 避難所型

応急避難計画との連絡が深く、多数の被災者が集中する施設や高齢・障害等の災害時要援護者の収容機能が期待される社会福祉施設では、施設の利用安全性の確認と確保が先決である。被害が大きい場合は他の施設への集団再避難等の措置をとる。

(1) 社会福祉施設等

高齢者、障害者、児童等は、災害時に独力でその身の安全を確保することが極めて困難であると予想されることから、これらの人達が利用する社会福祉施設等においては、安全の確保を図るため平常時から関係機関と連絡を密にするとともに、災害時には自主的な災害活動を実施し、応急措置を行う。

ア. 各施設の責任者は、施設利用者の安全を図るため、綿密な救助計画を樹立し万全を期する。

イ. 責任者は、自衛防災組織を編成し、災害時には役割分担に基づき行動する。

ウ. 緊急時には、関係機関へ通報するとともに、状況に応じた臨機な措置を講ずるものとする。

エ. 自主的な災害活動に支障が生じた場合は、関係機関に応援を要請する。

オ. 責任者は、施設の応急修理を迅速に実施する。

(2) 町営住宅

町営住宅に居住する者は、できるかぎり自衛措置を講ずる。緊急の場合、町へ通報する。なお、応急修理等必要な措置は、町が行う。

(3) 学校施設

ア. 応急対策

(ア) 各施設の責任者は、避難について特に綿密な計画を樹立しておき、それに基づいて行動することとし、特に児童生徒の安全確保に万全を期する。

(イ) 責任者は、自衛防災組織を編成して、分担に基づいて行動する。

(ウ) 緊急時には、関係機関へ通報して臨機の措置を講ずる。

(エ) 避難所になった場合は、避難者の健康と安全の確保に努めるとともに、火災予防について十分な措置をとる。

(オ) 学校の応急修理は、迅速に実施する。

イ. 復旧計画

学校の施設が地震、火災等で被害を受けた場合には、町教育委員会は、被害状況を調査し、甚大な被害を受け、教育活動ができない状態にあると判断した場合には、緊急に学校長及び都教育委員会と連絡を密にして、授業再開計画などを作

成する。

また、児童・生徒の実態を十分把握し、生活環境の急激な変化による心理的な不安や動揺を早急に解消するためにも教育活動の中断がないよう努める。

被害を受けた施設のうち緊急に復旧を必要とするものについては、計画をたて速やかに復旧を行う。

なお、甚大な被害が発生した場合は、町教育委員会は都教育委員会と連絡を密にして、被害額等を調査し、「公立学校施設災害復旧費国庫負担法」による事務手続を行い、国庫補助金の交付を受ける。

(4) 社会教育施設

ア. 避難誘導

社会教育施設の利用者等は、不特定多数であり、利用者等の避難誘導にあたっては、あらかじめ定められた避難場所に誘導し、混乱防止及び安全確認に万全を期する。

イ. 復旧計画

社会教育施設については、震災後、直ちに被害状況を調査し、被害状況によっては、施設ごとに再開等の計画をたて早急に開館する。

なお、当面の応急措置が終了し、社会一般が安定し、日常生活が平常に戻れば復旧計画をたてて本格的な復旧を行う。

第2節 土木施設の応急対策

道路、橋梁、河川等の公共施設は、道路交通など都市活動を営む上で重要な役割を担っており、これが地震により損壊した場合は、救急救助及び救援救護活動等に重大な支障を及ぼすこととなる。地震が発生した場合、各公共土木施設等の施設管理者は、速やかに被害状況を把握し、施設の機能回復のための応急・復旧措置を講ずる。

1. 道路・橋梁

地震が発生した場合、各道路管理者等は、所管の道路、橋梁について、被害状況を速やかに把握し、道路交通の確保を図るため、交通規制等の措置あるいは、う回道路の選定など、通行者の安全策を講ずるとともにパトロール等による広報を行うほか、被災道路、橋梁については、応急措置及び応急復旧対策を実施し、緊急物資等の輸送路を確保した上で、その後本格的な復旧作業に着手するものとする。

(1) 災害時の応急措置

各機関のとるべき応急措置は次のとおりである。

機関名	応急措置
町	ア. 町の区域内の道路が被害を受けた場合は、速やかに都（総合防災部及び建設局）に報告するとともに、直ちに被害状況に応じた応急復旧作業を行い、交通路の確保に努める。 イ. 上下水道、電気、ガス、電話等道路占用施設の被害が発生した場合には、当該施設の管理者及び道路管理者に通報する。緊急のため、通報する暇がない場合には、現場付近の立入禁止、避難の誘導、周知措置等住民の安全確保のための応急措置を講じ、事後連絡する。
西多摩建設事務所	都建設局（西多摩建設事務所）は、町からの通報により、都道の被害を知ったときは、直ちに必要な指示を与えるとともに、状況に応じて所属職員を現場に派遣する。 また、町からの被害報告をとりまとめ、総合対策の樹立と指導、調整を行う。

(2) 応急復旧対策

道路・橋梁についての、各機関の応急復旧対策は次のとおりである。

機関名	応急復旧対策
町	災害が発生した場合においては、速やかに交通を確保し、被害の拡大を防止する観点から応急復旧を行うものとする。 道路構造物、付属施設その他管理施設について、その被害の状況を緊急点検し、必要に応じ応急復旧対策を樹立して、応急復旧に努める。 工事箇所については、その被害状況に応じて必要な措置を講ずる。
西多摩建設事務所	応急復旧作業は、主に業界に委託して行い、緊急道路啓開を最優先に行う。その後、逐次一般道路の啓開及び障害物の搬出並びに道路の埋没又は決壊等で、これを放置することにより二次被害を生ずるおそれがある箇所の応急復旧を行っていく。また、平素から資機材の整備を行うとともに、西多摩建設業協同組合を通じて使用できる建設機材等の把握を行う。

(3) 復旧対策

道路管理者は、道路・橋梁及び道路付属物等が被害を受けた場合、被害状況を速やかに調査し、公益占用物件等の復旧計画と調整の上、被害を受けた施設を復旧する。

2. 河川

地震等により河川の保全施設が破壊、崩壊等の被害を受けた場合には、施設の応急復旧に努めるとともに排水に全力をつくす。

機関名	応急復旧対策
町	水防活動と平行して管内の施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、被害箇所については、直ちに都に報告するとともに、必要な措置を実施するものとする。
西多摩建設事務所	<p>(1) 町の実施する応急措置に関し、技術的援助及び総合調整を行うほか、応急復旧に関して総合的判断のもとに実施する。</p> <p>(2) 特に、公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおり。</p> <p>ア. 堤防の破堤、護岸・天然河岸の決壊で住民の日常生活に重大な影響を与えているもの</p> <p>イ. 堤防護岸等の決壊で破堤のおそれがあるもの</p> <p>ウ. 河川の埋そくで流水の疎通を著しく阻害するもの</p> <p>エ. 護岸、床止又は天然の河岸の全壊又は決壊でこれを放置するときは、著しい被害を生ずるおそれがあるもの</p>

第25章 労働力確保

【主な実施担当：総務部】

災害時における労務供給については、町又は都の職員のみでは必ずしも十分ではないので、労力の不足を補い、救助作業の円滑な推進を図るため、供給可能な労働者の確保に努めるものとし、平常時からそのために必要な労働力を把握し、要請がありしだい直ちに対応し得る態勢の確立をしておく。

第1節 民間団体の協力要請

1. 協力要請団体

町長（本部長）が協力を要請する公共的団体等民間協力団体は、おおむね以下のとおりである。

(1) 公共団体

医師会及び歯科医師会、薬剤師会、社会福祉協議会、交通安全協会、防犯協会、商工会、建設業組合、米穀小売商組合、プロパンガス組合、石油商業組合等

(2) その他の団体

自治会及び自主防災組織、各事業所の自衛消防隊、災害防止協会及び消防懇話会等

2. 協力活動

民間団体が協力する活動内容は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 避難所に収容された被災者の世話
- (2) 給食、炊出し
- (3) 救助物資等の配給
- (4) 飲料水の供給
- (5) 防疫及び消毒作業
- (6) その他応急対策

第2節 工作協力の要請

1. 工作協会

建設部長は、災害時において必要があると認めた場合は、町内の建設業者等に協力を要請し、工作活動を推進する。

2. 工作活動

- (1) 障害物の除去
- (2) 公共土木施設の応急復旧

- (3) 水防活動
- (4) その他応急対策活動

第3節 労務の雇用及び供給

1. 雇上方法

- (1) 建設部は、職員及び民間団体の協力によっても人員が不足し、又は特殊作業のため労力が必要なときは、各部の要請に基づき労務者等を雇用する。
- (2) 労働者の雇上げは、公共職業安定所（労働出張所）と協力し、雑役土工類似の労働に耐えうる能力のある者を迅速、確実に雇上げる。
- (3) 建設部は、町において労働者等の雇用が困難な場合は、都に要請する。

2. 労務の供給手続き等

- (1) 各部は、民間団体の労務を必要とするときは、作業の内容、所要人員、場所、期間等を明示のうえ、本部長室に要請する。
- (2) 建設部は、各部より要請があったときは、関係団体に協力を要請する。
- (3) 町で確保した労力でなお不足する場合は、都に応援を要請する。

第4節 費用負担

1. 民間団体

民間団体の労務提供は、原則として無料奉仕とする。

2. 工作協力団体

工作協力団体の賃金は、協力団体と協議して雇用単価を定める。

3. 雇用労務者

- (1) 作業時間は原則として8時間とし、賃金は都に準じて支払う。
- (2) 賃金の支払いは、原則として就労現場において作業終了後、直ちに支払う。

第26章 ボランティア活動の支援

【主な実施担当：民生部、社会福祉協議会】

大規模災害時においては、消防署、消防団、警察、自衛隊、自主防災組織、ボランティア等が連携し、総合的な防災力を結集して対処しなければならない。しかしながら、不特定多数のボランティアが個別に活動を行うことは効果的な支援活動とならない可能性がある。このため、これらボランティア活動の調整、受入れ体制の整備が必要である。

第1節 ボランティア活動の支援

1. 一般ボランティアの活動内容

町は、次のような活動内容のボランティアの協力を得る。

- (1) 被災者に対する炊出し
- (2) 救助物資の仕分け・配付
- (3) 高齢者・障害者など災害時要援護者の介助
- (4) 避難所内における給食・清掃などの運営補助
- (5) 要援護者などのニーズ把握や安否確認
- (6) その他被災者に対する支援活動

2. 人材の確保

民生部は、社会福祉協議会と連携し、町で必要とするボランティアの活動場所、活動内容、人数等を把握し、都（ボランティア部）に派遣を要請する。

3. 災害ボランティアセンターの開設

民生部は、社会福祉協議会と連携のうえ、ボランティアの受入れ、活動の母体として、奥多摩町災害ボランティアセンターを開設する。

町は、奥多摩町災害ボランティアセンターの開設・運営にあたり、必要に応じ、次の支援を行う。

- (1) 災害ボランティアセンターの場所の提供
- (2) 災害ボランティアセンターの設置・運営に係る経費の助成
- (3) 職員の派遣
- (4) 被災状況についての情報提供
- (5) その他必要な事項

4. 専門的なボランティアの取り扱い

医療救護や障害物の除去、建築物の応急危険度判定等の災害応急対策において、町単独では人材が不足する場合、民生部は、各部が必要とする応急対策活動の内容、人数等を把握し、総務部を通じて都へ要請を行う。

専門的なボランティアは、主に次のとおりである。

- (1) 医師、歯科医師又は薬剤師
- (2) 保健師、助産師又は看護師
- (3) 土木技術者又は建築技術者
- (4) 大工、左官又はとび職
- (5) 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従業者
- (6) 自動車運送事業者及びその従事者

第2節 ボランティアの受入れ

1. ボランティア受付名簿の作成

- (1) 奥多摩町災害ボランティアセンターでは、受付けをしたボランティアについて、次の事項を示した名簿を作成する。
 - ア. 受入日
 - イ. 氏名
 - ウ. 住所
 - エ. 電話番号
 - オ. 活動予定期間
- (2) 民生部は、ボランティア受付名簿によりボランティアの受入状況を把握する。

2. ボランティア需要情報の提供

奥多摩町災害ボランティアセンターは、受付けをしたボランティアに対して、活動内容、活動場所等のボランティア需要情報を提供する。

第27章 帰宅困難者対策

【主な実施担当：総務部、建設部】

町からは、都心部や多摩地域にある職場、学校、集客施設などに、毎日多くの人々が、通勤・通学、買物等に出かけており、また、町外からは、多くの観光客等を迎えている。大地震により交通機能等が停止した場合、速やかに自宅に帰ることができない人達が多数発生し、大きな混乱が予測される。本章では、帰宅困難者対策の推進、各機関の役割などについて定める。

第1節 帰宅困難者対策の推進

1. 予測される事態

(1) 群衆の発生

大地震に伴い心理的な動揺が発生するが、特に外出している人々は不安が一段と増大すると考えられる。観光客等が駅等への殺到や幹線道路の大規模な渋滞により、パニックの発生が予測される。

(2) 安否確認電話の集中

阪神・淡路大震災では、安否確認のため、ピークには平常時の50倍の電話が集中し、電話がかかりにくい状態となった。家族等の安否確認電話の集中が予想される。

(3) 帰宅行動の発生

都心部への通勤、通学等の手段は、大量輸送機関である鉄道に大きく依存しているため、その機能が停止したり低下した場合、多数の徒歩帰宅者が発生することが予測される。

(4) 帰宅困難者の発生

交通途絶により、自宅が遠隔なため即時帰宅をあきらめ、事業所内での残留を決意する人や、一度は、徒歩での帰宅を開始したものの、途中で帰宅が困難となり保護が必要になる人の発生が予測される。

(5) 公的施設等への集中

帰宅困難者の中には、地域の公共施設等を安全度が高く、かつ一時休息や情報確保ができる場所としてとらえ、数多くの人が保護や情報等の提供を求めて集まってくることを予測される。

2. 帰宅困難者に対する基本的対策

(1) 普及啓発

町民等が自助努力により、自ら帰宅困難者とならないように日ごろから準備をすることが重要であり、ラジオの携帯や帰宅地図の準備などを内容とする「帰宅困難

者心得 10 か条」の普及を図り、町は、都、関係機関等と協力して、町民に対する意識啓発を図る。

(2) 情報収集・提供の仕組みづくり

インターネットを活用し、鉄道や道路などの帰宅困難者等が必要とする情報の収集・提供のネットワーク化、駅や交番における呼びかけや張り紙の掲示、放送・報道機関からの情報提供など、各機関の連携と情報提供体制の構築を図る。

(3) 事業所・観光施設における対策の推進

事業所、学校等において従業員や生徒の保護、情報の収集、食糧の備蓄など「組織対応の原則」を、町、都、及び東京消防庁において啓発・指導する。また、観光施設における混乱防止のため、被害情報の収集や施設間での相互支援など、観光施設での観光客等の保護対策の充実を図る。

(4) 駅周辺等での混乱防止対策

「施設のみ安全から地域全体の安全へ」を混乱防止の基本的な考え方とともに、駅周辺等、人が集まり、混乱の発生しやすい地域においては新たに混乱防止計画を策定し、滞留者の誘導、情報の提供などを行い、身体の変調や疲労を訴える人のために一時滞在施設を用意し、食料、飲料水等の提供、トイレの使用、毛布の貸出等を行い支援する。

(5) 徒歩帰宅行動時の支援対策

徒歩帰宅者が安全・円滑に帰宅できるよう、幹線道路沿いに公共施設を活用した帰宅支援施設を配置し、水・食糧、トイレ、休息の場、情報提供などを行う。また、沿道の民間事業者の協力も求める。

(6) 代替交通手段の確保

大震災時に大量の帰宅困難者を輸送する手段はなく、徒歩帰宅を原則とするが、高齢者、病弱者など自力で遠距離を徒歩帰宅することが困難な人に対しては、鉄道事業者等の連携のもと代替輸送手段を確保する。このため、応急対策活動との調整を図りながらバスを活用した代替輸送を行う。

3. 帰宅困難者対策の具体化

(1) 一時滞在施設等の確保

町は、災害時に帰宅困難者が一時的に休息できる一時滞在施設等を公共施設や観光施設、沿道の民間事業者等から確保しておく。

また、幹線道路が通行規制となった場合に、通行車両が一時的に待避し、乗員等が休憩できる施設を確保・整備する。

(2) 帰宅困難者対応マニュアル策定

都が策定した「帰宅困難者対応マニュアル策定のためのガイドライン」を参考に観光施設における災害対応マニュアルに帰宅困難者対策の追加を指導、啓発する。

ア. ガイドラインの性格

ガイドラインは、事業者がそれぞれの災害時の対応マニュアルを策定する際の指針となるもので、標準的な基本マニュアルの構成をとりつつ、事業者の既存の災害対応マニュアルに帰宅困難者対策を追加訂正できる内容とされている。

イ. ガイドラインの内容

【平常時の備え】

- ・施設の安全管理
- ・食糧・資材等の備蓄
- ・大規模地震を想定した防災訓練等

【震災時の態勢】

- ・震災時の組織
- ・出火防止・初期消火
- ・救出・救護、避難誘導
- ・応急的な営業機能の確保
- ・情報収集・分析・提供

(3) 訓練の実施

帰宅困難者の発生を想定し、町は、事業者、関係機関と連携・協力した訓練の実施を図る。訓練の内容は次のとおりである。

ア. 従業員や観光客等の混乱防止・誘導訓練

イ. 情報の収集伝達・発信訓練、安否情報の確認訓練

ウ. 徒歩帰宅行動・帰宅支援訓練、図上訓練

第2節 各機関の役割

1. 平常時の役割

機関名	項目	内容
町及び都	帰宅困難者計画の策定 広報・啓発の実施 訓練の実施 水・食糧等の確保 情報提供体制の整備 輸送体制の確保 誘導体制の確保 帰宅経路の周知 帰宅・一時休息の支援 ターミナル駅等の混乱防止	地域防災計画への位置づけ パンフレット等の配布・講習会等の実施 帰宅困難者訓練の実施 備蓄・調達体制の充実 鉄道、道路情報の集約・伝達体制の構築 代替輸送の運行方法等の検討 徒歩帰宅者に対する誘導体制の検討 幹線道路等の簡易地図の作成 町、都及び民間施設の活用方法 集客施設、地下街等への働きかけ
警視庁	混乱防止・誘導体制の整備 一般車両に対する交通規制	駅等管理者との連携の確立 会社、事業所、学校等の管理者との連携の確立 交通規制資器材の整備 交通規制計画の周知
東京消防庁	事業所指導 訓練指導	事業所防災計画の指導内容の検討及び実施 混乱防止や避難誘導等、事業所訓練の指導
郵政公社 東京支社	情報提供 徒歩帰宅者の支援	大きな郵便局の休憩所への活用検討
JR東日本	鉄道情報 代替輸送手段 駅の混乱防止対策	鉄道運行情報の提供体制の検討 自社代替バス運行方法の検討 駅の混乱防止策の検討

機関名	項目	内容
NTT東日本	災害用伝言ダイヤルの普及・啓発	防災訓練等においてパンフレットの配布及び利用体験の実施
東京電力	電源の確保	避難所等への電源確保訓練の実施
教育委員会	水・食糧の確保 情報の入手手段の確保 連絡、保護体制の確保	児童・生徒用備蓄の確保 バッテリーラジオ・テレビ等の整備 保護者への連絡体制整備 引き渡しまでの児童・生徒保護体制の整備

2. 災害時の役割

機 関 名	項 目	内 容
町及び都	交通情報の提供 水・食糧等の配布 代替輸送の実施 誘導の実施 帰宅経路の周知 一時休息所・トイレ等の提供	情報を収集し、ラジオや帰宅支援施設等で周知 幹線道路沿いに支援拠点を設置 バス輸送の実施 徒歩帰宅者の誘導 簡易地図等の配布 町、都施設等の一時開放
警視庁	混乱防止・誘導対策の実施 交通情報の収集・伝達 一般車両に対する交通規制 駅等の管理者への要請 会社・事業所・学校等に対する要請 避難指示	避難道路への警察官の配置等 交通規制資器材を活用した誘導路の確保 道路交通情報の収集、伝達 交通規制の実施 駅等の管理者に対する、階段規制や改札止め等の整理及び広報活動の要請 会社・事業所・学校等の責任者や管理者に対し、混乱防止を図るため必要な場合は、時差退社・下校を要請 人命危険の場合の避難指示
東京消防庁	災害情報の収集・伝達 初期消火及び救出・救護 避難勧告・指示	火災情報等の伝達 都民への初期消火、救出・救護等の実施の呼びかけ 火災の延焼等により人命危険が切迫している場合の避難勧告・指示
郵政公社東京支社	情報の提供 徒歩帰宅者の支援	大きな郵便局に災害時帰宅経路案内板の設置及び道路被災状況等の提出 大きな郵便局を休憩所として提供 施設における水・トイレ等の提供
J R 東日本	鉄道運行状況 代替輸送 駅の混乱防止・誘導	鉄道運行状況の広報・提供 自社バス等の代替輸送の実施 他の鉄道機関、警察との連携実施
NTT東日本	安否確認手段の確保	災害用伝言ダイヤルの起動、運用
東京電力	電源の確保	避難所等への電源確保
教育委員会	情報の入手・周知 保護者への連絡、引き渡し	ラジオ・テレビ・校内放送等の活用 連絡の実施、引き渡しまでの保護

第 28 章 災害救助法の適用

【主な実施担当：総務部】

第 1 節 災害救助実施責任機関

東京都の地域に災害が発生し、救助法の適用基準を超える被害が生じた場合、知事は救助法第 2 条の規定に基づき、被災者の保護と社会秩序の保全を目的として救助を実施する。町長は、救助法に基づき知事が救助に着手したときは、知事を補助し、被災者に対して必要な救助を実施する。また、知事は、救助を迅速に行う必要があるときは、救助に関する職権の一部を区市町村長に委任する。

なお、災害の事態が急迫し、知事による救助法に基づく救助の実施を待つことができないときは、町長は、救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処理について知事の指示を受ける。

第 2 節 適用基準

1. 救助法の適用基準

救助法の適用基準は、災害救助法施行令第 1 条に定めるところによるが、町においては、次のいずれか一つに該当する場合、救助法を適用する。なお、適用基準は、平成 22 年国勢調査 10 月 1 日現在の人口（6,045 人）に基づくものとする。

- (1) 1 号基準：町の区域内の人口に応じ、住家が滅失した世帯の数が 40 世帯以上であること。
- (2) 2 号基準：都の区域内で住家が滅失した世帯の数が 2,500 世帯以上あって、町の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が 20 世帯以上であること。
- (3) 都の区域内で住家が滅失した世帯の数が 12,000 世帯以上の場合又は災害が隔離した地域で発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。
- (4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じたこと。

2. 被災世帯の算定基準

(1) 被災世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、次に示す考え方で住家の滅失した 1 世帯とみなす。

- ① 住家が全壊、全焼、流失等により滅失した世帯は、1 世帯を 1 世帯とみなす。
- ② 住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は、2 世帯を 1 世帯とみなす。
- ③ 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は 3 世帯をもって 1 世帯とみなす。

(2) 住家の滅失等の認定

ア. 住家が滅失したもの

住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のも

イ. 住家が半壊・半焼する等著しく損傷したもの

住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のも、または、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のも

ウ. 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

ア及びイに該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のも、又は土石竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

(3) 世帯及び住家の単位

ア. 世帯

生計を一つにしている実際の生活単位をいう。

イ. 住家

現実に居住のため使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって、1住家として取り扱う。

第3節 救助の程度・方法及び期間等

1. 救助法の適用手続

(1) 適用の手続

ア. 災害に際し、町における災害が、前記第1節適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、町長は、直ちにその旨を知事に報告し、救助法の適用を知事に要請する。

イ. 災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、町長は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その処置について、知事の指示を受ける。

ウ. 町本部が設置されている場合は、本部長室の審議を経て、適用手続をとる。

(2) 適用の要請

町長が災害救助法の適用を知事に要請する場合は、都総務局（総合防災部）に対し、次に掲げる事項について、とりあえず口頭又は電話をもって要請し、後日文書によりあらためて処理する。

- ア. 災害発生の日時及び場所
- イ. 災害の原因及び被害の状況
- ウ. 適用を要請する理由
- エ. 必要な救助の種類
- オ. 適用を必要とする期間
- カ. すでにとった救助措置及びとろうとする救助措置
- キ. その他必要な事項

(3) 実施報告

各部長は、所掌する救助事務について実施の都度又は完了後速やかに町長に報告する。

(4) 救助法適用の公布

災害救助法が適用されたときは、都知事より次のとおり公布される。

<p>公告</p> <p>○月○日発生のお○災害に関し○月○日から○○区市町村の区域に 災害救助法により救助を実施する。</p> <p>平成○年○月○日</p> <p>東京都知事 ○○○○</p>
--

2. 救助の種類

(1) 救助法に基づく救助は、被災者が現に応急的救助を必要とする場合に行われるもので、次のような種類の救助がある。

- ア. 収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与
- イ. 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ウ. 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与
- エ. 医療及び助産
- オ. 災害にかかった者の救出
- カ. 災害にかかった住宅の応急修理
- キ. 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- ク. 学用品の給与
- ケ. 埋葬
- コ. 死体の捜索及び処理
- サ. 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 救助は、現物によって行うことが原則であるが、知事が必要と認めた場合においては、救助を要する者に対し、金銭を支給することをもってこれに代えることができる。

- (3) 救助の程度・方法及び期間については、厚生労働大臣が定める基準に基づき知事が定め、町に通知する。

3. 救助実施体制の整備

(1) 救助実施組織の整備

救助の万全を期し、円滑に救助業務を実現するためには、事前に強力な救助実施組織を確立することが必要である。

そのため、町は、災害対策本部の組織を救助法適用後、救助実施組織として活用できるように拡充整備を図るとともに、要員に対する事前研修を実施するなど救助業務の習熟に努める。

(2) 被害状況調査体制の整備

救助法を適用するにあたっては、被災地の被害状況を迅速かつ正確に把握する必要があるため、被害状況等の調査、報告体制の整備に努める。

(3) 救助の実施に必要な関係帳票の整備

救助の実施にあたっては、救助ごとに帳票の作成義務があるので、災害時に遅滞なく救助業務を実施するためには、救助関係帳票を事前に準備するとともに、作成方法等についても習熟しておく。

4. 法による救助の実施

(1) 災害報告

救助法に基づく「災害報告」には、災害発生の時間的経過に伴い発生報告、中間報告、決定報告の3段階がある。これらの報告は、救助用物資、義援金の配分等の基礎となるほか、各種の対策の基礎資料となるものであるから、迅速かつ正確に被害状況を収集把握して、速やかに知事に報告する。

発生報告	時期	災害発生後
	内容	災害発生の日時及び場所、災害の原因、災害発生時における被害状況、法適用の有無、すでにとった措置及び今後の措置等
	要領	この報告は、正確よりむしろ迅速を旨とする。すなわち、災害の態様、規模によっては、短時間に正確な被害状況を把握することが困難な場合が予想され、全体の被害状況が判明してからの報告では、国における各種施策に支障をきたすので、把握できた範囲内において報告するものである。この際、情報の出所、現在時、正確度等をあわせて報告する。
	方法	この報告は、必ず電話又は電報をもって行うこととする。被害が甚大で電気通信設備の壊滅のため、一般の電話又は電報による報告が困難な場合においても、警察その他の有線電気通信設備又は無線設備を利用する等のあらゆる手段を尽くして報告しなければならない。
中間報告	時期	当該災害にかかる法適用の指定が完了した後
	内容	災害発生の日時及び場所、災害の原因、被害状況、法適用市町村名及び適用月日時、応急救助の実施状況等

中間報告	要領	中間報告は、時間の経過とともに情報内容に変更が生ずるので、その都度報告するものとする。ただし、広域災害の場合には、通信の関係もあるので、被害状況、救助の種類別実施状況及び特に指示した事項については、あらかじめ時間を定めて報告すること。
	方法	電話又は文書
決定報告	時期	応急救助の完了後
	内容	災害発生の日時及び場所、災害の原因、確定した被害状況
	要領	法適用市町村名及び適用月日時、応急救助の実施状況及び災害救助費概算額調等
	方法	文書

(2) 救助実施状況の報告

災害直後における当面の応急措置及び災害救助費国庫負担金の精算事務に必要なため、各救助種目の救助実施状況を初期活動から救助活動が完了するまでの間、日ごとに記録し、整理し知事に報告する。

ア. 救助実施記録日計票の作成

救助法による円滑な救助の実施は、迅速にして正確な被害状況が把握されてから始まるが、救助の実施状況の記録は、初期活動から救助活動が完了するまでの間、日ごとに整理しておかなければならない。このことは、災害直後における当面の応急措置及び後日における精算事務に必要なようになってくるからである。

救助実施記録日計票については、特段その規定はなく、日ごとに各救助を実施するにあたって必要最小限度の事項が記録されているものであればよい。

イ. 報告の要領

(ア) 救助の実務に関する職権の一部を委任されている町においては、救助の実施にあたる各部長は、救助実施記録日計票に1部を総務部長に提出するとともに、1部は自己の控えとして保管しておく。

ただし、災害の態様、規模等によって交通が途絶して地域的に孤立し、提出できない場合も予想されるので、このような場合には、とりあえず各救助種類ごとに、電話等の方法により報告し、後日その間の救助実施記録日計票を整理のうえ一括提出しても差し支えない。

(イ) 各班長は、救助実施記録日計票又は報告事項を取りまとめ、その結果を総務部長に報告する。

ただし、災害発生直後にあつては、救助の実施の全貌が掌握できない場合もあるので、このような場合には判明している範囲内の救助の実施状況のみで差し支えない。

(ウ) 総務部長は、各部長からの報告を救助の種類別に整理して、委任されている救助の実施状況を掌握するとともに、その日の分をとりまとめて都本部へとりあえず電話等により報告し、後日文書をもって報告する。

ウ. 救助日報

総務部は、各部の報告をとりまとめて、毎日「救助日報」を作成する。

エ. 物資引渡書・受領書

救助物資等の引き渡し、受領を明らかにするため引渡書・受領書を作成する。

オ. 当該災害が収束した段階で、町長は、災害救助に要した繰替支弁金について都の指示するところにより交付申請を行う。

(3) 救助の程度・方法及び期間

救助の程度・方法及び期間は次のとおりとする。基準額については、都規則により毎年改訂を行う。

ア. 救助の程度・方法及び期間

救助法に基づく救助の程度・方法及び期間は、次頁のとおりとする。

イ. 従事命令を受けた者の実費弁償

区分	範囲	平成 23 年度費用の限度額		期 間	備 考
実 費 弁 償	災害救助法施行令第 10 条第 1 号から第 4 号までに規定する者	1 人 1 日 当たり	医師 20,900 歯科医師 20,100 円 薬剤師 16,500 保健師、助産師、看護師 16,300 准看護師 12,900 放射線技師、臨床検査技師及び臨床工学技士 14,200 歯科衛生士 13,600 救急救命士 16,500 土木技術・建築技術者 15,500 大工 20,300、左官 17,400、とび 17,100	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途東京都規則で定める額

(4) 応急救助の実施

救助法の適用とともに応急救助を開始するが、具体的な実施方法は、本計画の各章に定めるところによる。

救助の程度・方法及び期間

救助の種類	救助の対象	平成23年度 費用の限度額	救助の期間	備考
避難所の設置	現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者を収容する。	基本額 避難所設置費 100 人1日当たり 30,000 円以内 加算額 ①「福祉避難所」を設置した場合、通常の実費を加算 ②冬季 別に定める額	災害発生の日から7日以内(ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり)	1 避難所設置費には天幕借り上げ、仮設便所設置費等一切の経費を含む。 2 輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼、又は流失し居住する住家が無い者であって、自らの資力では住家を得ることができない者を収容する。	1 規格 1戸当たり平均 29.7㎡(9坪)を基準とする。 2 限度額 1戸当たり 2,387,000 円以内とする。	災害発生の日から20日以内着工 (ただし、厚生労働大臣の承認により着工期間の延長あり)	1 供与期間は、完成の日から建築基準法(昭和25年法律第201号)第85条第3項に規定する期限までとする。 2 応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できる。 3 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設(福祉仮設住宅)を応急仮設住宅として設置できる。 4 都外からの輸送費は別枠とする。
炊出しその他による食品の給与	1 避難所に収容されたもの 2 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事ができない者 3 床下浸水で自宅において自炊不可能な者	1 1人1日当たり 1,010 円以内 2 被災地から縁故先(遠隔地)などへ一時避難する場合3日分以内を現物により支給すること。	災害発生の日から7日以内 (ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり)	食品給与のための総経費を延べ給食人員で除した金額が限度額以内であればよい。
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水又は炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内(ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり)	輸送費、人件費は別途計上
被服、寝具その他、生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は棄損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月) 冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 表1の金額の範囲内	災害発生の日から10日以内(ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり)	備蓄物資の価格は年度当初の評価額
医療	医療の途を失った者(応急的措置)	1 救護班一使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所一国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者一協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内(ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり)	患者等の移送費は別途計上

表1 被服、寝具その他、生活必需品の給与又は貸与の費用の限度額

区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増す毎に加算
全壊 全焼 流失	夏季	17,300	22,300	32,800	39,300	49,800	7,300
	冬季	28,600	37,000	51,600	60,400	75,900	10,400
半壊 半焼 床上浸水	夏季	5,600	7,600	11,400	13,800	17,500	2,400
	冬季	9,100	12,000	16,900	20,000	25,400	3,300

救助の種類	救助の対象	平成23年度 費用の限度額	救助の期間	備考
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんしたもので、災害のため助産の途を失った者	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の8割以内の額	分娩した日から7日以内（ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり）	妊婦等の移送費は別途計上
災害にかかった者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明の状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内（ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり）	1 期間内に生死が明らかにならない場合は以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は別途計上
災害にかかった住宅の応急修理	住宅が半壊（半焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な 最小限度の部分 1 世帯当たり 520,000 円以内	災害発生の日から1か月以内（ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり）	
学用品の給与	住宅が全半壊（全半焼）、流失、床上浸水等により、学用品の喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出又はその承認を受けて使用している教材の実費 2 文房具及び通学用品は次の金額以内 小学校児童 1人当たり4,100円以内 中学校生徒 1人当たり4,400円以内	災害発生の日から1か月以内（教科書） 災害発生の日から15日以内（文房具及び通学用品）	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	1 災害の際死亡した者 2 実際に埋葬する者に棺又は棺材等の現物を支給	1 体当たり 大人（12歳以上） 201,000円以内 小人（12歳未満） 160,800円以内	災害発生の日から10日以内（ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり）	
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ四囲の実状によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内（ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり）	輸送費、人件費は別途計上
死体の処理	災害の際死亡した者	1 洗浄縫合消毒等の処理 1 体当たり 3,300円以内 2 一時保存 ①既存建物の借上費及びドライアイスの購入費等は、通常の実費 ②既存建物以外は、1体当たり5,000円以内 3 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内（ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり）	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は別途計上
障害物の除去	1 自力では除去できない者 2 居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれて生活に支障をきたしている場合	1 世帯当たり 134,200 円以内	災害発生の日から10日以内（ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり）	対象数は、半壊及び床上浸水した世帯数の15%の範囲内とする。ただし、実情に応じ、区市町村相互間において対象数の融通ができる。
輸送費及び人夫費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 災害にかかった者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間	

第3節 激甚災害指定基準

昭和37年12月7日中央防災会議が決定した基準であり、国が特別の財政援助等の措置を行う必要がある事業の種類別に基準を定めている。

1. 激甚災害指定基準

適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
法第2章(公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助)	次のいずれかに該当する災害 (A基準) 事業費査定見込額>全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額×100分の0.5 (B基準) 事業費査定見込額>全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額×100分の0.2 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの (1) 都道府県負担事業の事業費査定見込額>当該都道府県の当該年度の標準税収入総額×100分の25 (2) 一の都道府県内の市町村負担事業の事業費査定見込額>当該都道府県内全市町村の当該年度の標準税収入総額×100分の5
法第5条(農地等の災害復旧事業等に関する補助の特別措置)	次のいずれかに該当する災害 (A基準) 事業費査定見込額>当該年度の全国農業所得推定額×100分の0.5 (B基準) 事業費査定見込額>当該年度の全国農業所得推定額×100分の0.15 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの (1) 一の都道府県内の事業費査定見込額>当該都道府県の当該年度の農業所得推定額×100分の4 (2) 一の都道府県内の事業費査定見込額>10億円
法第6条(農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例)	次の要件に該当する災害。ただし、当該施設に係る被害見込額が5,000万円以下と認められる場合は除く。 1 激甚法第5条の措置が適用される激甚災害 2 農業被害見込額>当該年度の全国農業所得推定額×100分の1.5であることにより激甚法第8条の措置が適用される激甚災害
法第8条(天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例)	次のいずれかに該当する災害。ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であって、災害の態様から次の基準によりがたい場合には、被害の実情に応じて個別に考慮 (A基準) 農業被害見込額>当該年度の全国農業所得推定額×100分の0.5 (B基準) 農業被害見込額>当該年度の全国農業所得推定額×100分の0.15 かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの 一の都道府県内の当該災害に係る特別被害農業者数>当該都道府県内の農業を主業とする者の数×100分の3

適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
法第 11 条の 2 (森林災害復旧事業に対する補助)	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>(A 基準) 林業被害見込額 (樹木に係るものに限る。以下同じ。) > 当該年度の全国生産林業所得 (木材生産部門) 推定額 × 100 分の 5</p> <p>(B 基準) 林業被害見込額 > 当該年度の全国生産林業所得 (木材生産部門) 推定額 × 100 分の 1.5</p> <p>かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が 1 以上あるもの</p> <p>(1) 一の都道府県内の林業被害見込額 > 当該都道府県の当該年度の生産林業所得 (木材生産部門) 推定額 × 100 分の 60</p> <p>(2) 一の都道府県内の林業被害見込額 > 当該年度の全国生産林業所得 (木材生産部門) 推定額 × 100 分の 1</p>
法第 12 条、13 条、15 条 (中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等)	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>(A 基準) 中小企業関係被害額 > 当該年度の全国中小企業所得推定額 (第 2 次産業及び第 3 次産業国民所得 × 中小企業付加価値率 × 中小企業販売率以下同じ。) × 100 分の 0.2</p> <p>(B 基準) 中小企業関係被害額 > 当該年度の全国中小企業所得推定額 × 100 分の 0.06</p> <p>かつ、次の要件に該当する都道府県が 1 以上あるもの</p> <p>一の都道府県内の当該災害に係る中小企業関係被害額 > 当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額 × 100 分の 2</p> <p>ただし、火災の場合又は激甚法第 12 条の適用がある場合の全国中小企業所得推定額に対する中小企業関係被害額の割合は被害の実情に応じ特例措置が講ぜられることがある。</p>
法第 16 条 (公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助)、第 17 条 (私立学校施設災害復旧事業の補助)、第 19 条 (市町村施行の感染症予防事業に関する負担の特例)	<p>激甚法第 2 章の措置が適用される激甚災害。ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合は除外</p>
法第 22 条 (り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例)	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>(A 基準) 滅失住宅戸数 > 被災地全域で 4,000 戸</p> <p>(B 基準) 次の 1、2 のいずれかに該当する災害</p> <p>ただし、火災の場合の被災地全域の滅失戸数は、被害の実情に応じた特例的措置が講ぜられることがある。</p> <p>1 滅失住宅戸数 > 被災地全域で 2,000 戸</p> <p>かつ、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 一市町村の区域内で 200 戸以上</p> <p>(2) 一市町村の区域内の住戸戸数の 10% 以上</p> <p>2 滅失住宅戸数 > 被災地全域で 1,200 戸</p> <p>かつ、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 一市町村の区域内で 400 戸以上</p> <p>(2) 一市町村の区域内の住戸戸数の 20% 以上</p>
法第 24 条 (小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等)	<p>1 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については激甚法第 2 章の措置が適用される災害</p> <p>2 農地及び農業用施設等小災害に係る措置については激甚法第 5 条の措置が適用される災害</p>
上記以外の措置	災害発生の都度、被害の実状に応じ個別に考慮

第4節 局地激甚災害指定基準

災害を市町村段階の被害の規模でとらえ、激甚災害として指定するため、昭和43年11月22日中央防災会議が基準を定めている。

なお、局地激甚災害指定基準による公共土木施設等及び農地等に係わるものについては、災害査定によって決定した災害復旧事業費を指標としているため、翌年になってから指定することとなっている。この場合、公共土木施設等については、所定の調査表により、局地激甚災害に関する必要な事項等を調査する。

局地激甚災害指定基準	適用すべき措置
<p>1 公共施設災害関係 当該市町村負担の当該災害に係る公共施設災害復旧事業等（激甚法第3条第1項第1号及び第3号～第14号の事業）の査定事業費の額＞ 当該市町村の当該年度の標準税込額×0.5に該当する市町村（当該査定事業費1,000万未満は除外）が1以上ある災害。ただしその該当市町村ごとの査定事業費の額の合算額が概ね1億円未満を除く。</p>	<p>1 激甚法第3条第1項各号に掲げる事業のうち、左の市町村が当該災害によりその費用を負担するもの及び激甚法第4条第5項に規程する地方公共団体以外の者が設置した施設に係るものについて激甚法第2章の措置 2 左の市町村が当該災害につき発行を許可された公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る地方債について激甚法第24条第1項、第3項及び第4項の措置</p>
<p>2 農地、農業用施設等災害関係 当該市町村の区域内の当該災害に係る農地等災害復旧事業（激甚法第5条第1項規定の農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業）に要する経費の額＞当該市町村の当該年度の農業所得推定額×100分の10に該当する市町村（当該経費の額が1,000万円未満は除外）が1以上ある災害。ただし、その該当市町村ごとの当該経費の額の合計額が概ね5,000万円未満を除く。</p>	<p>1 左の市町村の区域内で左の市町村等が施行する当該災害復旧事業に係る激甚法第5条、第6条の措置 2 左の市町村が当該災害につき発行を許可された農地、農業用施設及び林道の小災害復旧事業に係る地方債について激甚法第24条第2項から第4項までの措置</p>
<p>3 林業災害関係 当該市町村の区域内の当該災害に係る林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。）＞当該市町村に係る当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額の1.5倍。 ただし、当該林業被害見込額＜当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額×100分の0.05の場合を除く。 かつ、大火による災害にあつては、当該災害に係る要復旧見込面積＞300haの市町村、その他の災害にあつては、当該災害に係る要復旧見込面積＞当該市町村の民有林面積（人工林に係るものに限る。）×100分の25の市町村が1以上ある災害。</p>	<p>左の市町村の区域内で左の市町村等が施行する森林災害復旧事業に係る激甚法第11条の2の措置</p>

局地激甚災害指定基準	適用すべき措置
<p>4 中小企業施設災害関係</p> <p>当該市町村の区域内の当該災害に係る中小企業関係被害額＞当該市町村の当該年度の中小企業所得推定額×100分の10に該当する市町村(当該被害額1,000万円未満は除外)が1以上ある災害。ただし、その該当市町村ごとの当該被害額の合算額がおおむね5,000万円未満を除く。</p>	<p>左の市町村の区域内で中小企業者が必要とする当該災害復旧資金等に係る激甚法第12条、第13条及び第15条の措置</p>

第5節 特別財政援助等の申請手続等

町は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、都各部局に提出する。

第30章 義援金品

【主な実施担当：民生部】

義援金品等に関しては、お金であろうが、品物であろうが、被災者の生活を気にかける人々の善意により寄せられる貴重な寄託物であるが、その性格や取扱い方法などから、種々の計画が必要である。

町民、他市町村民及び企業等から、町、都、日本赤十字社に寄託された被災者あての義援金品を、确实、迅速に被災者に配分するため、義援金品募集配分委員会の設置や義援金品の受付、保管、事務分担等に関する総合的な計画を定める。

第1節 義援金品の取扱い

1. 義援金品募集の検討

町、都、日本赤十字社各機関は、被害の状況等を把握し、義援金品の募集を行うか否かを検討し決定する。

2. 義援金品募集配分委員会の設置

(1) 都は、義援金品を确实、迅速、適切に募集・配分するため、都本部に義援金品募集配分委員会（以下本節において「委員会」という。）を設置する。

(2) 委員会は、次の事項について審議し、決定する。

- ア. 被災区市町村への義援金品の配分計画の策定
- イ. 義援金品の受付・配分に係る広報活動
- ウ. その他義援金品の受付・配分等に関して必要な事項

3. 義援金品の受付・募集

義援金品の受付・募集については、機関別にそれぞれ次のとおり対応する。なお、義援品を募集する場合、町からの要請、備蓄物資の状況等を勘案したうえで、品目を指定して募集し、町及び都で受け付ける。

機関名	計画内容
町	<p>(1) 義援金品の受付窓口を開設し、直接義援金品を受け付けるほか、銀行等に応急救助主管の長名義の普通預金口座を開設し、振込による義援金を受け付ける。</p> <p>(2) 受領した義援金品については、寄託者に受領書を発行する。ただし、前記(1)の口座への振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができるものとする。</p> <p>(3) 義援金品の受付状況について委員会に報告するものとし、受け付けた義援金は、委員会に送金する。</p>
都福祉保健局 都総務局	<p>(1) 都福祉保健局において受付窓口を開設し、直接義援金品を受け付けるほか、銀行等に普通預金口座を開設し、振込による義援金を受け付ける。</p> <p>(2) 都福祉保健局が受領した義援金品については、寄託者に受領書を発行する。ただし、前記(1)の口座への振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができる。</p> <p>(3) 都福祉保健局は、義援金品の受付状況について委員会に報告するものとし、受け付けた義援金は、委員会に送金する。</p> <p>(4) 国又は地方公共団体からの知事あての見舞金は、都知事本部において受け付ける。</p>
日赤東京都支部	<p>(1) 日赤東京都支部事務局（振興部赤十字社員課）及び都内日赤施設並びに各地区において受付窓口を開設し、直接義援金を受け付けるほか、郵便局・銀行に災害名を冠した義援金受付専用口座を開設し、受付期間を定めて振込による義援金を受け付ける。</p> <p>また、災害の状況により、都内他の場所又は都外においても、日赤本社、全国の日赤支部・日赤各施設及び地区に設置した受付窓口等で受け付ける。</p> <p>(2) 受領した義援金については、寄託者に受領書を発行する。ただし、前記(1)の口座振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができる。</p> <p>(3) 義援金の受付状況について委員会に報告するものとし、受け付けた義援金は、委員会に送金する。</p>

4. 義援金の保管及び配分

委員会は、送金された義援金を配分計画に基づき、町に送金する。機関別の対応は、次のとおりである。

機関名	計画内容
町	<p>(1) 義援金</p> <p>ア. 寄託者より受領した義援金は、委員会に送金するまでの間、義援金受付口座に預金保管する。</p> <p>イ. 町は、委員会から送金された義援金を、配分計画に基づく配分率及び配分方法により、被災者に配分する。</p> <p>ウ. 町は、被災者への義援金の配分状況について、委員会に報告する。</p> <p>(2) 義援品</p> <p>直接受領した義援品及び都福祉保健局等から送付された義援品については、配分計画に基づき被災者に配分する。</p>
都福祉保健局	<p>(1) 受領した義援金は、委員会に送金するまでの間、義援金受付口座に預金保管する。</p> <p>(2) 受領した義援品は、配分計画に基づき、速やかに被災区市町村へ送付する。なお、送付体制については、生活必需品等の配布の例に倣い、検討していく。</p> <p>(3) 被災区市町村へ送付するまでの間の義援品の一時保管場所は、都庁第二本庁舎ホールとする。</p>
日赤東京都支部	<p>受領した義援金は、委員会に送金するまでの間、支部長名義の口座を開設し、「預かり金」として、一時保管する。</p>

第31章 金 融

【主な実施担当：日本銀行】

震災時には、被災地において通貨の円滑な供給及び金融の迅速かつ適切な調整を行い、町民生活の安定を図る必要がある。

第1節 通貨の供給の確保

1. 通貨の確保

日本銀行は、被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ、被災地所在の金融機関に臨時に銀行券を寄託するほか、金融機関の所要現金の確保について必要な指導・援助を行う。

なお、被災地における損傷日本銀行券及び貨幣の引換えについては、職員を派遣する等必要な措置を講ずる。

2. 輸送、通信手段の確保

日本銀行は、被災地に対する現金供給のため、緊急に現金を輸送し又は通信を行う必要がある場合には、関係行政機関等と密接に連絡をとったうえ、輸送、通信の確保を図る。

3. 金融機関の業務運営の確保

日本銀行は、関係行政機関と協議のうえ、被災金融機関が早急に営業を開始できるよう、あつ旋、指導等を行う。

また、必要に応じて、金融機関の営業時間の延長及び休日臨時営業の措置をとるよう指導する。

第2節 非常金融措置

1. 非常金融措置の実施

日本銀行は、被災者の便宜を図るため、関係行政機関と協議のうえ、金融機関に対し、次のような非常措置をとるよう、あつ旋、指導を行う。

- (1) 預金通帳等を滅紛失した預貯金者に対し、預貯金の便宜払戻しの取扱いを行うこと。
- (2) 被災者に対し、定期預金、定期積立金等の中途解約又は預貯金を担保とする貸出等の特別取扱いを行うこと。
- (3) 被災地の手形交換所において、被害関係手形につき、呈示期間経過後の交換持出を認めるほか、不わたり処分の猶予等の特別措置をとること。
- (4) 損傷日本銀行券及び貨幣の引換えについて、実情に応じ、必要な措置をとること。

2. 金融措置に関する広報

日本銀行は、金融機関の営業開始、休日臨時営業、預貯金の便宜払戻措置及び損傷日本銀行券・貨幣の引換え措置等について、金融機関と協力して速やかにその周知徹底を図る。

第3部 災害復旧・復興計画

第1章 災害復旧事業計画の作成

町は災害応急対策を講じた後に被害の程度を十分調査・検討し、それぞれに所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成する。災害復旧事業計画の基本方針を以下に示す。

1. 災害の再発防止

復旧事業計画の樹立にあたっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、再度災害の防止に努めるよう関係機関は、十分連絡調整を図り、計画を作成する。

2. 災害復旧事業期間の短縮

復旧事業計画の樹立に当たっては、被災状況を的確に把握し、速やかに効果のあがるよう、関係機関は十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。災害復旧事業の種類を以下に示す。

(1) 公共土木施設災害復旧事業計画

- ア. 河川
- イ. 砂防設備
- ウ. 林地荒廃防止施設
- エ. 地すべり防止施設
- オ. 急傾斜地崩壊防止施設
- カ. 道路
- キ. 下水道
- ク. 公園

(2) 農林水産業施設災害復旧事業計画

(3) 都市災害復旧事業計画

(4) 水道施設並びに清掃施設等災害復旧事業計画

(5) 社会福祉施設災害復旧事業計画

(6) 公立学校施設災害復旧事業計画

(7) 公営住宅災害復旧事業計画

(8) 公立医療施設災害復旧事業計画

(9) その他災害復旧事業計画

第2章 災害復興計画の作成

1. 震災復興対策本部の設置

町は、被害状況を速やかに把握し、震災復興の必要性を確認した場合に、町長を本部長とする震災復興本部を設置する。

2. 震災復興方針・計画の策定

(1) 震災復興方針の策定

町は、学識経験者、有識者、町議会議員、町民代表、行政関係職員より構成される震災復興検討委員会を設置し、震災復興方針を策定する。震災復興方針を策定した場合は、速やかにその内容を町民に公表する。

(2) 震災復興計画の策定

町は、震災復興方針に基づき、具体的な震災復興計画の策定を行う。本計画では、市街地復興に関する計画、産業復興に関する計画、生活復興に関する計画及びその事業手法財源確保、推進体制に関する事項について定める。

3. 震災復興事業の実施

(1) 専管部署の設置

町は、震災復興に関する専管部所を設置する。

(2) 震災復興事業の実施

町は、震災復興に関する専管部所を中心に震災復興計画に基づき、震災復興事業を推進する。

第3章 被災者の生活確保

災害により被害を受けた町民が、その痛手から速やかに再起するよう、被災者に対する生活相談、弔慰金等の支給、生活援護資金、住宅資金等の貸付、職業のあっ旋等、町民の自力復興等を促進し、もって生活安定の早期回復を図るものとする。本章においては、被災者の生活確保について必要な事項を定める。

第1節 生活相談

各機関の相談の対応は次のとおりである。

機関名	内容
町	町においては、被災者のための相談所を設け、苦情又は要望事項を聴取し、その解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡し、強力な広聴活動を実施するものとする。
都生活文化局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害が発生した初期段階では電話による相談を行うとともに、災害の規模等に応じて、常設の都民相談窓口とは別に、都総務局と連携して臨時相談窓口を庁内または避難所等に開設し、相談、要望、苦情等の早期解決に努める。 2. 臨時相談窓口の規模及び構成員等は、災害の規模や現地の状況等を検討して決めるが、大規模かつ広域な災害の場合は、都総務局と連携して、都関係部局及び関係防災機関による総合相談体制を確立し、救援対策を強力に推進するように努める。 3. 臨時相談窓口を開設・運営する場合、必要となる物資・設備の調達及び車両の派遣や相談対応に必要な関連情報の提供について、都総務局の協力を得ながら、支援対策を推進するように努める。
警視庁	警察署、交番その他必要な場所に、臨時相談所を設置して、警察関係の相談にあたる。
東京消防庁	<p>震災後の出火防止を図るため、災害の規模に応じて、消防署に生活相談所を設置する。</p> <p>また、火災によるり災証明の発行については、町の行うり災証明事務と連携を図り、り災者の便利向上に努める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 被災建物、仮設建物における火災予防対策について 2. 電気・ガス等の機能停止にともなう火気使用形態の変化に対応した出火防止及び機能復旧時における出火防止対策の徹底について 3. 危険物施設等における余震に対する警戒体制、構造、設備に関する点検等の強化 4. 火災によるり災証明等各種手続きの迅速な実施

第2節 り災証明の発行

1. 発行場所

消防署又は町において発行する。なお、消防署長が焼損状況の調査等に基づき発行する火災によるり災証明書は、消防署と町が協議した場所において発行する。

2. 発行手続

被災者台帳を備え、その台帳により確認し、被災者の申請により発行するものとする。なお、台帳によって確認できないものは、申請者の立証資料により発行することもできる。

3. 証明の範囲

り災証明書（消防署長が発行する火災によるり災証明書を除く。）は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害で、次の事項について証明する。

(1) 住 家

全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水、床下浸水

(2) 人

死亡、行方不明、負傷

4. 証明手数料

手数料は、免除する。

5. 証明書の様式

証明書の様式は資料編に示す。なお、消防署長が発行する火災によるり災証明書の様式は東京消防庁が定める。

第3節 災害弔慰金等の支給

町は、災害により、死亡した町民の遺族に対して災害弔慰金の支給を、また災害により精神的又は身体に著しい障害を受けた者に対して、災害障害見舞金を支給する。

また、日赤東京都支部では、災害救援品（見舞品）の支給基準に基づき、日赤各地区からの申請により、被災した者に対して、災害見舞品の配分を行う。

種別	対象となる災害 (自然災害)	根拠法令	支給対象者	支給限度額	支給の制限
災害弔慰金	1. 1 つの区市町村において5世帯以上の住家が滅失した災害 2. 上記に定める程度以上の災害に準ずる程度の災害として厚生労働大臣が定めるもの	1. 災害弔慰金の支給に関する法律 2. 実施主体等 (1) 実施主体 区市町村 (条例) (2) 経費負担 国 1/2 都 1/4 区市町村 1/4	死亡者の配偶者 〃 子 〃 父母 〃 孫 〃 祖父母 いずれもが存しない場合は、兄弟姉妹（ただし、死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者。）	死亡者1人につき主たる生計者の場合500万円 それ以外の場合250万円	1. 当該死亡者の死亡がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合 2. 法律施行令(昭和48年政令第374号)第2条に規定する厚生大臣が定める支給金が支給された場合
災害障害見舞金			法別表に掲げる程度の障害がある者	障害者1人につき主たる生計者の場合250万円 それ以外の場合125万円	3. 災害に際し、区市町村長の避難の指示に従わなかったこと等区市町村長が不相当と認めた場合

第4節 災害援護資金・住宅資金等の貸付

災害により家財等に被害があった場合、生活の立て直しの資金として、災害救助法の適用時は災害援護資金を、また、同法の適用に至らない小災害時には生活福祉資金を、低所得世帯を対象に貸し付ける。このほか、住宅に被害を受けた者に対して、住宅の建設・購入又は補修に必要な資金を貸し付ける。貸付等各種の融資は、次のとおりである。

種別	貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
災害援護資金の貸付 (都福祉保健局)	<p>自然災害により家屋等に被害を受けた世帯で、その世帯の前年の年間所得が次の額以内の世帯に限る。</p> <p>1人 220万円 2人 430万円 3人 620万円 4人 730万円 5人以上 730万円に世帯人員が1人増すごとに30万円を加算した額</p> <p>(注) 住居が滅失した場合は、1,270万円に緩和</p>	<p>1 生活福祉資金貸付制度要綱(平成21年7月28日厚生労働省発社援第0728号第9号)による。</p> <p>2 実施主体 区市町村(条例)</p> <p>3 経費負担 国 2/3 都 1/3</p> <p>4 対象となる災害 東京都において災害救助法による救助が行われた災害</p>	<p>貸付区分及び貸付限度額</p> <p>1 世帯主の1か月以上の負傷 150万円</p> <p>2 家財等の損害</p> <p>ア 家財の1/3以上の損害 150万円</p> <p>イ 住居の半壊 170万円</p> <p>ウ 住居の全壊 250万円</p> <p>エ 住居全体の滅失又は流失 350万円</p> <p>3 1と2が重複した場合</p> <p>ア 1と2のアの重複 250万円</p> <p>イ 1と2のイの重複 270万円</p> <p>ウ 1と2のウの重複 350万円</p> <p>4 次のいずれかの事由の1に該当する場合であって、被災した住居を建て直す等特別な事情がある場合</p> <p>ア 2のイの場合 250万円</p> <p>イ 2のウの場合 350万円</p> <p>ウ 3のイの場合 350万円</p>	<p>1 据置期間 6か月以内</p> <p>2 償還期間 据置期間経過後20年以内</p> <p>3 連帯保証人 1人(原則)</p> <p>4 償還方法 月賦</p> <p>5 貸付利率 連帯保証人がいれば無利子、いなければ年1.5%</p> <p>6 延滞利息 年10.75%</p> <p>7 特例措置 据置期間6年(特別の事情がある場合8年)、貸付利率 保証人を立てる場合は無利子、保証人をたてない場合は年1.5%(据置期間中は無利子)</p>
生活福祉資金 (都福祉保健局)	<p>低所得世帯等(生活保護基準額の概ね1.7倍以内)のうち、他から融資を受けることのできない者でこの資金の貸付を受けることにより災害による困窮から自立更生のできる世帯</p>	<p>1 「生活福祉資金貸付制度要綱(平成2年8月14日厚生省社発第398号)」及び「社会福祉協議会の行う事業の補助に関する条例」による。</p> <p>2 実施主体等</p> <p>(1) 実施主体 東京都社会福祉協議会</p> <p>(2) 窓口 地区社会福祉協議会(民生委員会)</p>	<p>1 世帯 150万円</p>	<p>1 据置期間 貸付けの日から1年以内(特別の場合2年以内)</p> <p>2 償還期間 据置期間経過後7年以内</p> <p>3 貸付利率 年3%(据置期間中無利子)</p> <p>4 保証人 連帯保証人1人以上</p> <p>ア 原則として、借受人と同一区市町村に居住し、その世帯の更生に熱意を有する者</p> <p>イ 生活福祉資金の借受人は借受申込人となっていない者</p> <p>5 償還方法 年賦、半年賦又は月賦</p> <p>6 申込方法 官公署の発行するり災証明を添付し民生委員を通じ、地区社会福祉協議会に申し込む。</p>

第5節 被災者生活再建支援金の支給

自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給し、生活の再建を支援する。

1. 根拠法令

被災者生活再建支援法

2. 申請窓口

区市町村

3. 対象となる自然災害

自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおり。

- (1) 区市町村又は都道府県の人口区分に応じた一定規模以上の被害が発生した区市町村の区域に係る自然災害（災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号の被害）
- (2) 10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した区市町村の区域に係る自然災害
- (3) 100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害
- (4) (1)又は(2)の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市区町村（人口10万人未満に限る）の区域に係る自然災害
- (5) (1)～(3)の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市区町村（人口10万人未満に限る）の区域に係る自然災害
- (6) (1)若しくは(2)の市町村を含む都道府県又は(3)の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市区町村（人口10万人未満に限る）又は2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市区町村（人口5万人未満に限る）の区域に係る自然災害

4. 支給要件等

住宅が全壊した世帯その他これに準ずる程度の被害を受けたと認められる世帯として政令で定めるもの

- 1) 住宅が全壊した世帯
- 2) 住宅が半壊し、倒壊防止等やむを得ない事由により住宅を解体した世帯
- 3) 災害が継続し、長期にわたり居住不能な状態が継続することが見込まれる世帯
- 4) 大規模半壊の被害を受けたと認められる世帯

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。

(※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)

①住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊
支給額	100万	100万	100万	50万

②住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	貸借(公営住宅以外)
支給額	200万	100万	50万

※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計200（又は100）万円

第6節 職業のあつ旋

災害により離職者が生じた場合には、り災者の前職等を調査のうえ、職業安定所等へ、その状況を連絡し、職業のあつ旋を要請するとともに、必要に応じ都に要請し、被災者の雇用の安定を図るものとする。

第7節 租税の徴収猶予及び減免等

1. 基本方針

- (1) 町は、り災者に対する町税等（町民税、固定資産税、国民健康保険税、介護保険料、ごみ処理手数料等を含む。以下「町税等」という。）の徴収猶予及び減免等の緩和措置に関する計画を樹立するものとする。
- (2) 町は、り災した納税義務者又は特別徴収義務者（以下「納税義務者」という。）及び保険料又は手数料納付者に対し、地方税法又は町条例により、町税等の納税（納付）緩和措置として、期限の延長、徴収猶予及び減免等、それぞれの事態に対応して適時適切なる措置を講ずるものとする。

2. 期限の延長

災害により納税義務者又は納付者が、期限内に申告その他書類の提出又は町税等を納付若しくは納入することができないと認めるときは、次の方法により、災害がおさまったあと、2カ月以内に限り当該期限を延長する。

- (1) 災害が広域にわたる場合、町長が職権により適用地域及び期日を指定する。
- (2) その他の場合、災害がおさまったあと、15日以内にり災納税義務者等より申請があったときは、町長が認定期日を指定する。

3. 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者等が、町税等を一時に納税（納付）する

ことができないと認められるときは、その者の申請にもとづいて、1年以内において、徴収を猶予する。なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を行うものとする。

4. 滞納処分の執行の停止等

災害により滞納者が無財産となる等の被害を受けた場合は、滞納処分の執行停止、換価の猶予及び延滞金の減免等適切な措置を講ずる。

5. 減免等

り災した納税義務者に対し、次に掲げる税目及び手数料について、別途減免措置要領により、減免及び納税義務の免除等を行う。

- (1) 町民税（都民税を含む。）
- (2) 固定資産税
- (3) 国民健康保険税
- (4) 介護保険料
- (5) ごみ処理手数料

第8節 その他の生活確保対策

各機関の生活確保の対応は次のとおりである。

機関名	内容
東京労働局	<p>1. 雇用保険の失業給付に関する特別措置 災害により、失業の認定日に出向いて行くことのできない受給資格者に対して、事後に証明書により失業の認定を行い、失業給付を行うものとする。</p> <p>2. 労働保険料等の徴収の猶予 被災した労働保険適用事業主に対し、関係法令に基づき、労働保険料の納入期限の延長等の措置を講ずることとする。</p> <p>(1) 納期限の延長 災害により、労働保険適用事業主が納期限内に労働保険料を納付することが困難となった場合、その申請に基づき1年以内の期間に限り、納期限を延長する。</p> <p>(2) 制度の周知徹底 区市町村及び労働保険事務組合等の関係団体に対して、該当適用事業主に対する制度の周知を要請するものとする。</p>
関東森林管理局 東京分局	<p>1. 木材価格の安定対策 知事等から被災地等における木材の需給安定等について要請があった場合、その必要があると認めるときは、国有林材の供給の促進、輸送販売の実施、木材関係団体等への要請等に努めるものとする。</p>

東京郵政局	<p>災害が発生した場合、利用者の被災状況並びに被災地の実情に応じて、郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護措置を実施する。</p> <p>1. 郵便関係</p> <p>(1) 小包郵便料金免除 郵政事業庁長官が公示した場合は、被災地の被災者の援護を行う地方公共団体又は日本赤十字社にあてた救助物資を内容とする小包郵便物の料金を免除する。</p> <p>(2) 郵便はがき等の無償交付 災害救助法適用時に、被災1世帯当たり、はがき5枚及び郵便書簡1枚の範囲内で交付する。</p> <p>(3) 利用の制限又は業務の停止 重要郵便物の送達の確保又は、交通の途絶のため、やむを得ないときは、地域、期間を限って、郵便の郵送、集配便数の減便又は、集配業務を休止する。</p> <p>2. 電報電話関係 被災地の郵便局において、被災者の利用する災害関係電報・電話についてはN T T等から連絡があった場合、料金免除又は後払い等の措置を実施する。</p> <p>3. 為替貯金関係 取扱局、取扱期間、取扱業務の範囲を指定して、郵便貯金、郵便為替、郵便振替の業務について、一定の金額の範囲内における即時払いを実施する。</p> <p>4. 簡易保険関係 取扱局、取扱期間、取扱業務の範囲を指定して、保険金（倍額保険金を含む。）保険貸付金の非常即時払い、保険料の特別払込猶予等の非常扱いを実施する。</p>
-------	--

第4章 融資計画

第1節 中小企業への融資

災害により、被害を受けた中小企業及びその組合に対し、都及び政府系金融機関は、事業の復旧に必要な資金の融資を行い、災害からの痛手を軽減し、事業の安定を図る。融資内容については、次のとおりである。

1. 中小企業への融資

機関名	区分	内 容
都産業労働局	災害復旧資金融資	1 資金用途 運転資金、設備資金
		2 対象企業 都内に住所（営業の本拠）を有し、東京信用保証協会の保証対象業種である企業及び組合で次に定める災害により、被害を受けたもの
		3 対象災害 次の(1)又は(2)に該当するもののうち知事が指定するもの (1) 災害救助法の適用があった災害 (2) (1)のほか特に知事が必要と認めたもの
		4 限度額 8,000万円
		5 利率 年1.5%（平成24年4月1日現在）
		6 期間 10年以内（据置期間1年以内を含む）
		7 保証人 要する。法人は代表者個人、組合は原則として代表理事
		8 担保 原則として無担保とし、信用保証合計残高が8,000万円を超える場合は、必要に応じ、担保を要する。
		9 信用保証 東京信用保証協会の信用保証を要する。
		10 信用保証料 東京都が保証料全額を補助する。
		11 返済方法 分割返済（元金据置き期間は1年以内）。ただし、融資期間1年以内の場合は一括返済とすることができる。
経営支援融資（区市町村認定書不要型）	経営支援融資（区市町村認定書不要型）	1 資金用途 運転資金、設備資金
		2 対象企業 都内に住所（営業の本拠）を有し、東京信用保証協会の保証対象業種である企業及び組合で、災害により事業活動に影響を受けているもの（当該災害について官公庁の発行するり災証明を受けていることが必要）。
		3 限度額 1億円 組合2億円
		4 利率 （平成24年4月1日現在） 融資期間 3年以内 1.7%以内 3年超5年以内 1.8%以内 5年超7年以内 2.0%以内 7年超 2.2%以内
		5 期間 10年以内（据置期間2年以内を含む）
		6 保証人 要する。法人は代表者個人、組合は原則として代表理事
		7 担保 原則として、信用保証合計残高が8,000万円以下の場合は不要
		8 信用保証 東京信用保証協会の信用保証を要する。
		9 信用保証料 1.25%以内。特定範囲内で補助あり。
		10 返済方法 分割返済（元金据置き期間は2年以内）。ただし、融資期間1年以内の場合は一括返済とすることができる。

中小企業金融公庫	災害復旧貸付	1 資金使途 災害復旧のための設備資金及び長期運転資金 2 対象企業 公庫が当貸付の適用を認めた災害により、災害を被った中小企業者 3 限度額 (直接貸付) 既往債務残高にかかわらず1億5,000万円 (代理貸付) 既往残高にかかわらず直接貸付の範囲内で7,500万円 4 利率 基準利率(閣議決定により、特別利率が適用される場合がある。) 5 期間 10年以内(うち据置期間2年以内) 6 保証人・担保 原則として必要。ただし直接貸付において担保が不足する場合は、事業の見直しを考慮し8,000万円を限度として担保の徴求の一部免除が受けられるなどの特例を設けている。 7 返済方法 原則として2ヶ月賦
国民生活金融公庫	災害貸付	1 資金使途 災害復旧のための設備資金及び運転資金 2 対象企業 公庫が当貸付の適用を認めた指定被災地内で事業を営む方で、直接に災害を受け、区市町村長などからその旨の証明を受けた方(直接被害者)及び災害によって売上の減少、売掛債権の固定化などの間接的な被害を受けた方(間接被害者) 3 限度額 各貸付ごとの融資限度額に、1災害あたり3,000万円を加えた額(特に異例の災害の場合は、災害の都度閣議決定により定める。) 4 利率 各貸付ごとの利率(特に異例の災害の場合は、災害の都度閣議決定により定める。) 5 期間 10年以内(うち据置期間2年以内) 6 保証人・担保 保証人(原則として1名以上)又は不動産、有価証券などの担保、信用保証協会の保証などが必要 7 返済方法 割賦払い(毎月、半年払いなど)または一時払い
商工組合中央金庫	災害復旧貸付	1 資金使途 災害復旧のための設備資金及び運転資金 2 対象企業 金庫が当貸付の適用を認めた災害により被害を被った中小企業者 3 限度額 特に定めず 4 利率 所定利率 5 期間 設備資金20年以内(うち据置期間3年以内) 運転資金10年以内(うち据置期間3年以内) 6 保証人・担保 必要に応じて提供 7 返済方法 分割返済

(注) 災害を受けた中小企業者の既往債務の返済について、期間延長の取扱いが行われることがある。

2. 町の融資

(1) 小口事業資金

- ア. 町内に住所を有し、町内において商工業を営む者に対して融資する。
- イ. 基金の額 2,000万円
- ウ. 貸付の額 設備資金 2,000万円以内
運転資金 1,000万円以内

(2) 救難緊急融資

- 昭和54年4月の栃久保火災に係る奥多摩町救難緊急措置条例及び昭和57年台風10号に係る奥多摩町救難措置条例によって融資している。
- ア. 建物建築費資金
- イ. 用地造成資金

ウ．生活必需品購入資金

災害の状況により、この方法で救済資金の確保を図っていくものとする。

3．その他の融資

(1) 生業資金貸付

零細な資本によって生業を営んでいるものが、災害により被害をうけ、生業の根底を失った場合、再起更生を図るため東京都り災者生業資金貸付規則（昭和 29 年 8 月 14 日東京都規則第 118）に基づいて、生業資金が借りられるよう指導する。

ア．貸付対象

家屋の全焼、全壊及び流出した世帯数の 25 パーセント以内とし、次の各号に該当するもの。

(ア) 小資本で生業を営んでいる者

(イ) 蓄積資本を有しない者

(ウ) 主として家族の労働力によって、かろうじて生業を維持している程度の者

イ．貸付金額

1 世帯 30,000 円（就職支度費 15,000 円）

ウ．貸付条件

(ア) 貸付期間 2 年以内

(イ) 利 子 無利子

(ウ) 保証人 連帯保証人 1 人以上

エ．償還方法

月賦、半年賦又は一括償還

オ．申込方法

り災した日から 15 日以内に貸付申請書に、り災証明書を添えて都知事に申請する。

第2節 農林漁業関係者への融資

災害により被害を受けた農林漁業者又はその組合等に対し、農林漁業の生産力の回復と経営の安定を図るため、必要な資金措置を迅速かつ適切に講ずる。本節では、農林漁業金融公庫による融資、経営資金の融通及び農林漁業団体に対する指導について定める。

1. 農林漁業金融公庫による融資

農林水産業施設等の災害復旧資金及び被災農林漁業者の経営維持安定に必要な資金について、農林漁業金融公庫から貸付けを行わせるものとし、必要枠の確保、早期貸付け等につき適切な措置を講じ、又は指導を行う。

区分	資金の種類	融資対象となる事業	貸付けの相手方	利率 (年利)	償還期間	償還期間のうち 据置期間
農業関係資金	農業基盤整備資金	農地若しくは牧野の保全又は利用上必要な施設の災害復旧	農業を営む者、土地改良区・同連合会、農協・同連合会等	災害 0.9～ 1.6%	25年以内	10年以内
	農業経営維持安定資金	災害により必要とする経営再建費、収入減補てん費	農業を営む個人、農業生産法人	災害 0.9～ 1.6%	20年以内	3年以内
	農林漁業施設資金	<共同利用施設> 農林水産物の生産、流通、加工、販売に必要な共同利用施設及びその他共同利用施設の改良、造成、復旧	農協・同連合会、土地改良区・同連合会、水産業協同組合、小企業等協同組合、5割法人・団体農業振興法人、農業共済会・同連合会	災害 0.9～ 1.6%	20年以内	3年以内
林業関係資金	林業基盤整備資金	造林資金	樹苗養成の事業を営む者、森林組合・同連合会、農協、中小企業等協同組合	災害 0.9～ 1.6%	20年以内	5年以内
		台風、異常降雪等による被害造林地の復旧(補助事業)	林業を営む者、森林組合・同連合会、農協	災害 0.9～ 1.6%	30年以内	20年以内
	林道資金	林道の復旧	林業を営む者、森林組合・同連合会、農協、中小企業等協同組合	災害 0.9～ 1.6%		
	農林漁業施設資金	<共同利用施設> 木炭倉庫・その他共同利用施設の復旧	農協・森林組合・同連合会、中小企業等協同組合	災害 0.9～ 1.6%	20年以内	3年以内
	農林漁業施設資金	<主務大臣指定施設> 林業用施設等の復旧	林業を営む者	災害 0.9～ 1.6%	15年以内	3年以内
	林業経営安定資金	<林業経営維持> 樹苗又は特用林産物に係る災害により必要とする経営再建費、収入減補てん費		災害 0.9～ 1.6%	20年以内	

(申込方法) 農協・同連合会・農林中金・漁協・同連合会等を通じて行う。

(貸付限度) 原則として8割で、額は各資金によって異なる。

2. 経営資金等の融通

農林水産物の被害が一定規模以上である場合においては、天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用を受けて、被害農林漁業者等に対する経営資金等の融通等の措置を講ずるものとする。

区分	資金の種類	融資対象となる事業	貸付の相手方	利率（年利）	償還期間
天 災 資 金 (一 般 及 び 激 甚)	経営資金	種苗、肥料、漁業用 燃油等の購入等	被害農林漁業者	特別被害者※1 3.0%以内 3割被害者等※2 5.5%以内 その他 6.5%以内	3年以内 ～6年以内 激甚災害の 場合は 4年以内 ～7年以内
	事業資金	天災により災害を受 けたため必要となっ た事業運営資金	被害組合及び連合 会	6.5%以内	3年以内
<p>(融資条件) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置法（天災融資法）が適用された場合、農協、森林組合、漁協等を通じて融通する。 なお、天災融資法の適用となった天災が、更に激甚災害法の適用も受け、激甚災害対象都道府県となった場合に、天災融資法に基づく天災資金の償還について、償還期間等の特例を受けることができる。</p> <p>(貸付限度) [経営資金]・個人は、200万円以内（政令で定める資金500万円以内） なお、激甚災害の場合は、250万円以内（政令で定める資金600万円以内） ・法人は、2,000万円以内（政令で定める資金2,500万円以内） [事業資金]・組合は、2,500万円以内、連合会は、5,000万円以内 なお、激甚災害の場合は、組合は、5,000万円以内、連合会、7,500万円以内</p> <p>(注) 1 利率については、発動の都度、他の災害資金を考慮して設定する。 2 上記表の利率（年利）</p> <p>※1 特別被害者とは、都道府県知事が農林水産大臣の承認を得て指定する特別被害地域内の農業にあっては、年収の50%（開拓者は30%）以上の損失額のある者又は50%（開拓者は40%）以上の樹体損失額のある者をいい、林業、漁業にあっては年収の50%以上の損失額のある者又は70%以上の施設損失額のある者をいう。</p> <p>※2 3割被害者等とは、年収の30%以上の損失額のある被害農林漁業者（特別被害地域内の特別被害者を除く。）及び開拓者（特別被害地域内の特別被害者を除く。）をいう。</p>					

(注) この他、一般農林漁業関係資金（農業近代化資金、農業改良資金等）について、運用の範囲内で被害農家に融資することができる。

また、既貸付農林漁業関係資金（農業近代化資金、農業改良資金）については、被害農業者に対し、法令規則等の限度内において返還条件等を緩和することができる。

3. 農林漁業団体に対する指導

災害時において、被災農林漁業者等が緊急に必要とする資金の融通等に関し、農林中央金庫、関係金融機関等に対し、つなぎ資金の融通の依頼その他被害の実情に即し適切な指導を行う。

第4部 東海地震事前対策

第1章 対策の目的

第1節 東海地震事前対策の目的

東海地震事前対策は、東海地震に関する予知情報が発令された場合に、町、都及び各防災機関が一体となって地震被害の発生の防止又は被害の軽減を図るものである。

本町は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「大震法」という）に基づく地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）に指定されていないが、東京都地震防災強化計画に基づき、東海地震に対する応急対策及びその他の予防対策についても必要な事項を定める。

第2節 基本的な考え方

1. 東海地震発生の際、区部・多摩地区とも震度5弱（地域によって5強）程度とされていることから、警戒宣言が発せられた場合においても、当該地域においては都市機能を極力平常どおり維持することを基本としつつ、①警戒宣言・地震予知情報に伴う社会的混乱の発生を防止するための対応措置、②東海地震による被害を最小限に止めるための防災措置を講ずることにより、町民の生命、身体及び財産の安全を確保することを目的に対策を講じる。
2. 原則として、警戒宣言が発せられたときから地震が発生又は警戒解除宣言が発せられるまでの間における対策を定めたものであるが、警戒宣言発令前における東海地震注意情報発表時やこれに基づき政府が準備行動等を開始した場合に実施すべき対策も盛り込む。
3. 東京都震災対策条例（平成12年東京都条例第202号）に基づき、事業所に来所する顧客等の安全確保、周辺住民等と連携した災害活動、防災機関への被害状況の報告等、自助・共助の考え方が住民意識のなかにより浸透するための支援策等を講じる。
4. この対策に記載のない東海地震の事前対策については、東京都地域防災計画震災編「第1部 災害予防計画」及び「第2部 災害応急対策計画」に基づき実施する。
5. 本対策は、次の事項に留意し策定した。
 - (1) 警戒宣言が発せられた日及び翌日以降の対応措置は特に区分しないことを原則としたが、学校、鉄道対策等区分が必要な対策については、個別の対応を執ることとする。
 - (2) 警戒宣言が発せられた時点には、地震及びこれに伴う津波の発生の可能性があるため、人命の安全の確保を第一に優先するものとし、次いで防災上の対策の優先度を配慮する。
 - (3) 他の区市町村及び各防災機関等と関連を有する対策については、事前に調整を図るものとする。

第2章 災害予防対策

第1節 広報及び教育

地震予知を前提とした東海地震に適切に対応するためには、町民が地震に関する知識を習得するとともに、理解を一層深める必要がある。町は、町民が東海地震に対して的確な行動がとれるように不断に地震に関する情報提供等を行い、防災対応について、教育、啓発及び指導するものとする。

1. 防災広報

地震予知を防災に正しく生かすため、平常時から、警戒宣言の内容・予想震度・警戒宣言時にとられる防災対策の内容等を広報し、発災に伴う被害の軽減と、社会的混乱の防止を図る。

(1) 基本的流れ

広報の基本的流れは、①平常時、②注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで、③警戒宣言が発せられた時から発災まで、④注意情報が解除された時とする。

また、地震の発生に備えて危険箇所の点検や家具の転倒防止など安全対策とともに民心の安定のための広報活動を中心に行う。

(2) 実施事項

ア. 東海地震についての教育、啓発及び指導

イ. 東海地震に関する観測情報・注意情報についての広報

ウ. 注意情報発表時から警戒宣言の発令、発災までの情報提供や防災措置・各種規制の内容の広報

エ. 東京の予想震度、被害程度

オ. 地震発生時の注意事項、特に出火防止、余震に関する注意事項の広報

カ. 民心の安定のため警戒宣言時に防災機関が行う措置

キ. 気象庁が東海地震注意情報の解除に係る情報を発表し、政府が東海地震の発生のおそれがなくなったと認めた場合の準備体制の解除を発表する広報
主な例を示すと次のとおりである。

(ア) 鉄道等の混乱防止のための広報

a 列車の運行計画及び混乱発生時の規制内容

b 警戒宣言時の時差退社の協力及び優先乗車の方法

c その他防災上必要な事項

(イ) 道路交通の混乱防止のための広報

a 警戒宣言時の交通規制の内容

b 自動車利用の自粛の呼びかけ

c その他防災上必要な事項

(ウ) 電話のふくそうによる混乱防止のための広報

a 警戒宣言時等異常時の電話利用の自粛

- b 回線のふくそうと規制の内容
- (エ) 買い急ぎによる混乱防止のための広報
 - a 生活関連物資取扱店の営業
 - b 生活物資の流通状況と買い急ぎを控えてほしいこと。
- (オ) 預貯金引き出しなどによる混乱防止のための広報
 - 金融機関の営業状況及び急いで引き出しをする必要のないこと。
- (カ) その他の広報
 - 電気、ガス等の使用上の注意

(3) 広報手段

①テレビ・ラジオ・新聞等への情報提供による広域的広報、②インターネット等による速報的な広報、③広報車・パンフレット等による地域的・現場的広報、により実施する。

(4) 広報の方法

ア. 印刷物による広報

広報紙をはじめ、各防災機関が、各種印刷物により防災知識の普及を図る。

イ. イベントや講演会等による広報

関係機関が実施する防災展等のイベントや講演会等を通じ、防災知識の普及を図る。

ウ. インターネット等による広報

ホームページに速報情報を掲載し、混乱防止を図る。

エ. 広報車や同報無線による広報

広報車や同報無線を利用した広報により、町民への周知に努める。

2. 教育指導

町及び学校等においては、次の事項について、関係職員及び児童・生徒に対する地震防災教育を実施し、保護者に対し連絡の徹底を図る。

(1) 教育指導事項

- ア. 地震に関する基本的事項
- イ. 教職員の分担業務
- ウ. 警戒宣言時の臨時休業措置
- エ. 児童・生徒の下校時等の安全措置
- オ. 学校に残留する児童・生徒の保護方法
- カ. その他の防災措置

(2) 教育指導方法

- ア. 児童・生徒に対しては、震災対策補助教材「地震と安全」を利用した、防災教育を行う。
- イ. 教職員に対しては、研修の機会を通じて地震防災教育を行う。

ウ．保護者に対しては、P T A等の活動を通じて周知徹底を図る。

第2節 事業所に対する指導等

1. 事業所における事業所防災計画等の作成

強化地域以外の事業所等にあっても、警戒宣言発令時の対応措置に関して消防計画、共同防火管理協議事項、予防規程及び事業所防災計画において、次の項目について検討し、定めておく。

(1) 防災体制の確立

自衛消防組織の編成、警戒本部の設置及び防災要員の配備

(2) 情報の収集伝達等

- ア．テレビ、ラジオ等による情報の把握
- イ．顧客、従業員等に対する迅速かつ正確な情報の伝達
- ウ．本社、支社間等の通信連絡手段の確保
- エ．不特定多数の者が利用する施設における混乱の防止
- オ．顧客、従業員等に対する安全の確保

(3) 安全対策面からの営業の方針

- ア．不特定多数の者が利用する施設における営業の中止又は自粛
- イ．近距離通勤者に対する徒歩帰宅
- ウ．その他消防計画等に定める事項の徹底

(4) 出火防止及び初期消火

- ア．火気使用設備器具の使用制限
- イ．危険物、薬品等の安全措置
- ウ．消防用設備等の点検
- エ．初期消火体制の確保

(5) 危害防止

商品、設備器具等の転倒、落下防止措置

2. 事業所に対する指導

警戒宣言発令時の対応措置に関して消防計画等、予防規程及び事業所防災計画を定めるよう指導する。

(1) 対象となる事業所

ア．一般事業所

(ア) 消防法及び東京都火災予防条例により消防計画等を作成することとされてい

る事業所

(イ) 東京都震災対策条例により事業所防災計画を作成することとされている事業所

イ. 特定事業所

危険物施設のうち、予防規程を作成することとされている事業所

(2) 事業所指導の内容

ア. 消防計画等に定める事項

イ. 予防規程に定める事項（危険物の規制に関する規則第 60 条の 2 第 2 項に規定する事項を含む。）

ウ. 事業所防災計画に定める事項

第 3 節 防災訓練の充実

警戒宣言時において、町は、地域における防災機関として、迅速かつ的確な防災措置を講ずる責務がある。このため、警戒宣言時における防災活動の円滑を期するため、特に町民に対する情報伝達に重点を置いた訓練を実施する。

そのために、必要な組織及び実施方法等に関する計画を定め、平常時からあらゆる機会をとらえ訓練を実施し、実践的能力の醸成に努める。

第3章 東海地震観測情報・東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの対応

東海地震観測情報及び注意情報は、観測データの変化から段階的に気象庁から発表される。本章においては、これらの情報に応じて実施すべき措置について定める。ただし、地震の前兆現象が捉えられないまま、突発的に発生する可能性があることを念頭において行動する。

第1節 東海地震観測情報発表時の対応

1. 情報名、情報内容及び町の配備体制

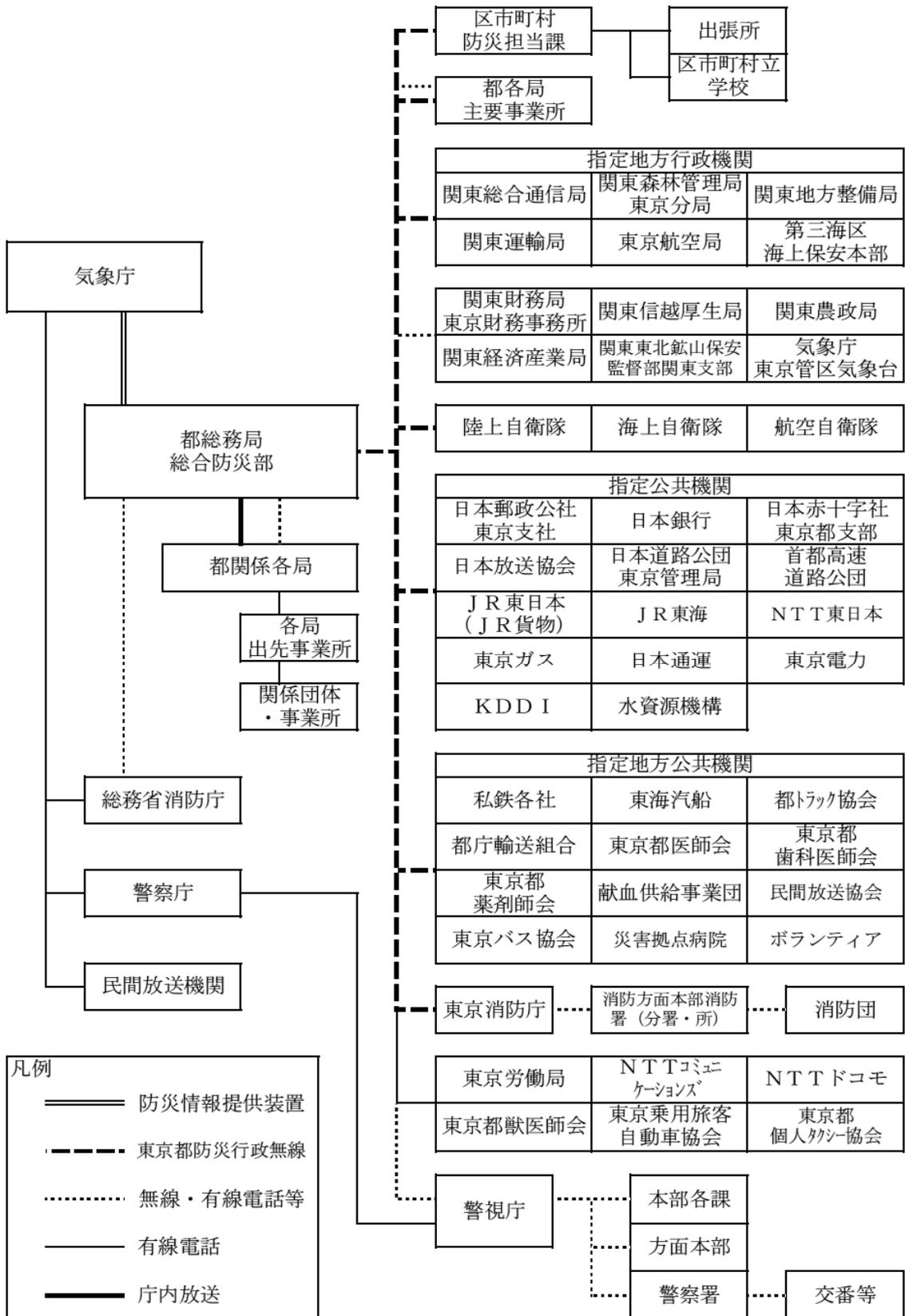
東海地震観測情報の発表は、単なる異常データの段階であり、平常時の活動を継続しながら情報の内容に応じて連絡要員の確保など必要な体制を維持する。

情報名	情報内容	配備体制
東海地震観測情報	東海地域の観測データに異常が現れているが、東海地震の前兆現象の可能性について直ちには、評価できない場合等に発表される。 また、本情報を発表後に東海地震発生の恐れがなくなったと認められた場合、東海地震の前兆現象とは直接関係がないと判断された場合には、安心情報である旨を明記して発表される。	防災本部室待機 (動員職員：総務課)

2. 情報活動

町は、平常時の活動を継続しながら情報の監視を行う。

東海地震に関連する情報の連絡伝達系統図



第2節 東海地震注意情報発表時の対応

1. 情報名、情報内容及び町の配備体制

東海地震注意情報（以下「注意情報」という。）が発表された場合、町は、課長以上及び各課で指名された職員の緊急参集を行うとともに、相互に連携して迅速かつ的確な情報収集を実施し、情報の共有を図る。

従来の判定会召集連絡報は廃止されたが、判定会の開催は注意情報のなかで報じられる。また、注意情報は本情報の解除を伝える場合にも発表される。

情報名	情報内容	配備体制
東海地震 注意情報	東海地震の前兆現象が高まったと認められる場合に発表される。	防災本部第1次配備 動員職員：課長以上 各課で指名された職員

2. 情報伝達体制

町は、都総務局から注意情報の連絡を受けたときは、直ちに各課及び各出先機関に伝達するとともに、町教育委員会を通じて、学校長に伝達する。

また、町内にある社会福祉施設等に対しても、健康福祉課を通じて伝達する。

3. 伝達事項

- (1) 町は、注意情報を伝達するほか、配備体制及び災害応急対策の準備行動をとるよう伝達する。
- (2) 注意情報の解除を伝える発表がされた場合は、配備体制及び災害応急対策の準備行動を解除するよう速やかに伝達する。

4. 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの広報

注意情報は、前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表されるものであり、判定会がデータ分析を行っている時期である。このため、この時期の広報は、原則としてテレビ、ラジオ等により、町民の冷静な対応を呼びかける内容のものとなる。

町では、注意情報が発表されたときは、その内容と意味について町民に周知し、次に示すような適切な行動を呼びかける。

- (1) 旅行の自粛
- (2) 児童生徒の登下校等に対する安全確保
- (3) 交通機関の運行状況の把握
- (4) 火元、危険物の管理
- (5) 家具の転倒防止他の安全対策の実施等

第4章 警戒宣言時の応急活動体制

東海地震が発生するおそれがあると認められた場合には、東海地震予知情報が発表され、内閣総理大臣は地震防災応急対策を緊急に実施する必要があるかどうかを判断し、必要があると認めるときは警戒宣言を発する。また、本情報の解除を伝える場合にも発表される。予知情報が発表され、内閣総理大臣により警戒宣言が発せられてから東海地震が発生するまでの間、または警戒宣言の解除が発せられるまでの間においては、国・地方公共団体・その他の公共機関及び町民は一致協力して、地震防災応急対策、及び災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第50条第1項に規定する災害応急対策（以下「地震防災応急対策等」という。）に努め、被害を最小限にとどめなければならない。

このため、町は、防災対策の中核機関として、災害対策本部を中心として、地震防災応急対策等に当たるものとする。

第1節 活動体制

町は、警戒宣言が発せられ、災害が発生するおそれがあると認められる場合は、災害対策基本法第23条の規定に基づき、災害対策本部を設置し、災害応急対策に従事する職員を配置する。

町は、災害対策本部を設置し、又は廃止したときは、直ちに、知事にその旨を報告するとともに、警察署、消防署等の関係機関に通報する。

第2節 警戒宣言、地震予知情報等の伝達

警戒宣言及び地震予知情報が発せられた場合は、関係機関に迅速かつ的確に伝達するとともに、町民に対する広報を緊急に実施する必要がある。

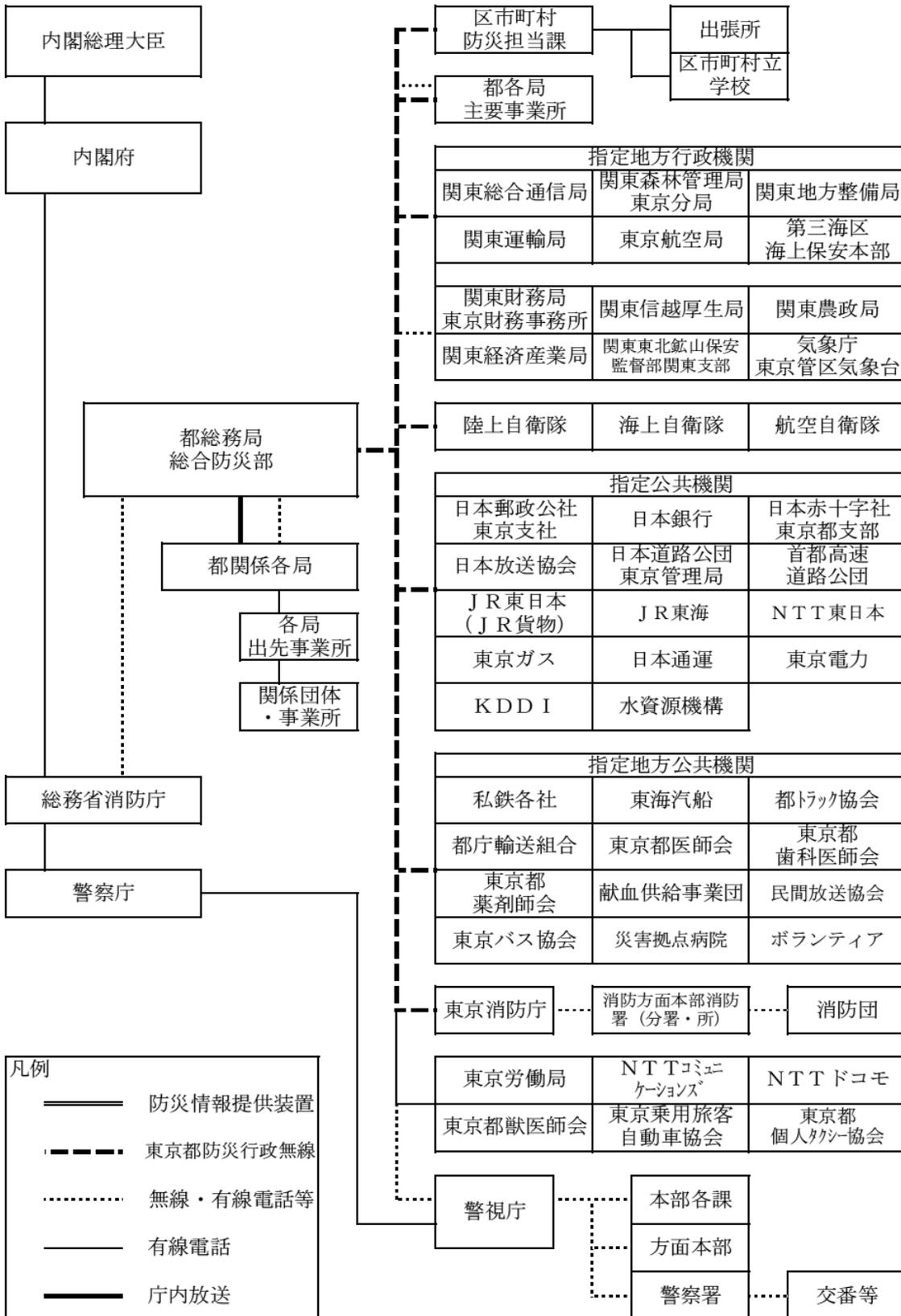
本節では、警戒宣言等の伝達及び警戒宣言時の広報に関し必要な事項を定める。

1. 警戒宣言の伝達等

(1) 関係機関の伝達系統

警戒宣言及び地震予知情報等の伝達経路及び伝達手段は、次の図のとおりとする。

警戒宣言の連絡伝達系統図



(2) 一般住民に対する警戒宣言の伝達系統及び伝達手段



(3) 伝達体制

- ア. 町は、都総務局から警戒宣言及び地震予知情報等の通報を受けたとき、直ちにその旨を各課、出先機関に伝達するとともに、町教育委員会を通じて学校に伝達する。
- イ. 一般住民に対しては、防災行政無線等のサイレン吹鳴により、警戒宣言が発せられたことを伝達する。

(4) 伝達事項

警戒宣言が発せられた際、伝達する事項は次のとおりとする。

- ア. 警戒宣言の内容
- イ. 東京での予想震度
- ウ. 防災対策の実施の徹底
- エ. その他特に必要な事項

2. 警戒宣言時の広報

警戒宣言が発せられた場合、様々な社会的混乱、例えば駅や道路での混雑、電話のふくそうなどの混乱も考えられる。これらに対処するため、テレビ、ラジオ、インターネット等の媒体を活用した都の広域的な広報のほか、町等が広報活動を実施する。

各現場で混乱発生のおそれがある場合は、各防災機関において必要な対応及び広報を行うとともに、町警戒本部及び必要な機関へ緊急連絡を行う。

(1) 広報項目

特に重要な広報は、広報案文をあらかじめ定めておく。

- ア. 警戒宣言の内容の周知徹底
- イ. それぞれの地域に密着した各種情報の提供と的確かつ冷静な対応の呼びかけ
- ウ. 防災措置の呼びかけ
- エ. 避難が必要な地域住民に対する避難の呼びかけ

(2) 広報の実施方法

防災行政無線、広報車及び自治会等を通じて広報活動を行う。

第3節 消防対策

1. 奥多摩消防署の活動

奥多摩消防署は、注意情報発表時から引き続き震災警戒体制下において、次の対策をとる。

- (1) 全消防職員の非常招集
- (2) 震災消防活動部隊の編成
- (3) 関係防災機関への職員の派遣
- (4) 救急医療情報の収集体制の強化
- (5) 救助・救急資器材の準備
- (6) 情報受信体制の強化
- (7) 高所見張員の派遣
- (8) 出火防止、初期消火等の広報の実施
- (9) その他消防活動上必要な情報の収集

2. 町民（事業所）に対する呼びかけ

対 象	内 容	
住 民	情報の把握	テレビ、ラジオや町、消防、警察からの情報に注意
	出火防止	火気器具類の使用の制限、周囲の整理・整とんの確認及び危険物類の安全確認
	初期消火	消火器、三角バケツ、消火用水等の確認
	危害防止	1 家具類、ガラス等の安全確保 2 ブロック塀、門柱、看板等の倒壊、落下防止措置
事業所	警戒宣言時は、事業所に対して、事業所間における通信連絡手段を活用し、消防計画等あらかじめ定められている警戒宣言発令時の対応措置に基づき、速やかに対応を図るよう呼びかけを行う。	

第4節 危険物対策

1. 石油类等危険物取扱施設

機関名	内 容
奥多摩消防署	<p>予防規程又は事業所防災計画に基づき対応を図るほか、災害防止の観点から次の応急措置について検討・実施するよう指導する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 操業の停止又は制限 2 流出拡散防止資器材等の点検、配置 3 緊急しゃ断装置等の点検、確認 4 火気使用の中止又は制限 5 消防用設備等の点検確認
関東東北鉱山保安監督部	<p>鉱山における石油類等の危険物に対する保安対策の強化及び監視を行う。</p>

2. 火薬類取扱施設

機関名	内 容
関東東北鉱山保安監督部	<p>鉱山における火薬類等に対する保安対策の強化及び監視を行う。</p>

3. 高圧ガス取扱施設

機関名	内 容
関東東北鉱山保安監督部	<p>鉱山における高圧ガスに対する保安対策の強化及び監視を行う。</p>

4. 化学薬品等取扱施設

機関名	内 容
奥多摩消防署	<p>学校、病院等の事業所に対して、消防計画により対応を図るほか、災害防止の観点から次の応急措置について検討・実施するよう指導する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 転倒、落下、流出拡散防止等の措置 2 引火又は混合混触等による出火防止措置 3 化学薬品等取扱いの中止又は制限 4 火気使用の中止又は制限 5 消防用設備等の点検、確認

5. 毒物・劇物取扱施設

機関名	内 容
西多摩保健所	<p>毒物劇物営業者等の関係団体に対し、次の事項について、各営業所が確実に実施するよう要請する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 貯蔵施設等の緊急点検 2 巡視の実施 3 充てん作業、移替え作業等の停止 4 落下、転倒等による施設の損壊防止のため特に必要のある応急的保安措置 5 地震予知関連情報の収集、伝達

6. 放射性物質取扱施設

機関名	内 容
西多摩保健所	<p>1 R I の管理測定班の編成 都内のR I 使用医療機関で被害が発生した場合、人身の被害を最小限に止めるための活動を行う。R I 管理測定班設置医療施設に対して、班員等の招集、装備器材の点検等について指示を行い必要に応じ直ちに出勤できる体制を整える。</p> <p>2 R I 使用医療機関に対する指導</p> <p>(1) 使用施設、貯蔵施設、保管廃棄施設及び放射線治療病室等の安全点検と補修</p> <p>(2) R I 使用状況の把握</p> <p>(3) 未使用R I 及び使用済R I の保安確認</p> <p>(4) R I 治療患者の管理体制の徹底周知</p> <p>(5) 地震予知関連情報の収集</p>

7. 危険物輸送

機関名	内 容
青梅警察署	<p>警戒宣言が発せられた場合、危険物に対する被害発生を防止するため、次の対策を推進する。</p> <p>1 危険物取扱業者等に対する製造、取扱い及び運搬の抑制についての協力要請</p> <p>2 危険物及び保管施設に対する警戒強化</p>
奥多摩消防署	<p>消防法に定める危険物を運搬する車両及びタンクローリーを所有する事業所等に対し、災害防止の観点から次の応急措置を検討・実施するよう指導する。</p> <p>1 出荷、受入れの停止又は制限</p> <p>2 輸送途中車両における措置の徹底</p>

第5節 交通対策

1. 運転者等のとるべき措置

警戒宣言時に、運転者等のとるべき措置の周知徹底に努める。

(1) 走行中の運転者にとるべき措置

ア. 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、慌てることなく低速で走行する。

イ. カーラジオ等で地震情報・交通情報等を継続して聴取し、その情報に応じて行動する。

ウ. 目的地まで走行したら、以後は車両を使用しない。

エ. バス、タクシー及び町民生活上走行が必要とされる車両は、あらかじめ定められている計画等に従って、安全な方法で走行する。

オ. 危険物等を運搬中の車両は、あらかじめ定められている安全対策を速やかに実行する。

カ. 現場警察官等の指示に従う。

(2) 駐車中の運転者のとるべき措置

- ア. 道路外に駐車中の車両は、警戒宣言が発せられた後はできる限り使用しない。
- イ. 道路上に駐車中の車両は、速やかに駐車場、空地などに移動する。やむを得ずそのまま道路上に継続して駐車する時は、道路の左側に寄せエンジンを切る。なお、エンジンキーはつけたままにして窓を閉め、ドアはロックしない。
- ウ. 車両による避難の禁止
警戒宣言が発せられても原則として避難する必要はないが、避難を要する場合でも車両は使用しない。

(3) 交通規制

警戒宣言が発令された場合は、山梨県の都県境において、流出する車両については原則として制限が行われ、環状7号線内の都心方向に向う以外の車両については、混乱が生じない限り規制は行われない。

(4) 交通対策の実施

警戒宣言発令後速やかに警察官が都県境、主要交差点等に配置され、かつ、必要により交通検問所を設置される。

(5) 緊急通行車両等の確認等

警察署、隊本部、緊急交通路の起・終点、交通要点に設ける交通検問所等において、緊急通行車両等の確認事務及び交通規制から除外すべき車両の認定事務が行われる。

第6節 公共輸送対策

1. 鉄道対策

(1) 情報伝達

ア. 警戒宣言の前の段階

鉄道機関は、旅客に対して、警戒宣言発令時の運行措置についての情報提供及び不要不急の旅行や出張を控えるよう、駅放送及び車内放送により要請する。

イ. 警戒宣言が発令されたとき

警戒宣言及び地震予知情報が発令された際、鉄道機関は、あらかじめ決められたルートで、無線、電話、放送等により、列車及び駅並びに乗客等に伝達する。

(2) 列車運行措置

J R 青梅線青梅駅～奥多摩駅間においては、落石多発区間である等の理由により、強化地域方向への運転を中止する。

(3) 乗客集中防止対策

警戒宣言が発せられた場合、乗客が一度に駅に集中し、大混乱が発生することが予想される。この場合、混乱による被害が発生するとともに、列車の運行に支障を及ぼすことが考えられる。このため、鉄道機関において乗客の集中を防止するため、次の措置をとる。

- ア. 平常時から運転計画の概要、旅行見合せ等についての広報を行う。
- イ. 警戒宣言時に、報道機関を通じ正確な運転状況等を報道する。
- ウ. 駅における放送・掲示、ホームページ等により運転状況を旅客に周知する。

(4) 施設管理等

鉄道機関は、次の措置を講ずる。

- ア. 工事箇所については、防災上危険のないよう措置を行い、警戒宣言中は工事を中止する。
- イ. 防災資器材及び復旧資器材の整備を行う。
- ウ. 発災に備え、要注意箇所やあらかじめ指定した箇所において、巡回警備等を行う。

2. バス、タクシー等対策

(1) 情報伝達

乗務員は、サイレン、ラジオ及び警察官等から警戒宣言が発せられたことを知ったときは、直ちに旅客に伝達する。

(2) 運行措置

機 関	内 容
東京バス協会	1. 路線バス (1) 運行方針 防災関係機関の協力のもとに、地域の実情に応じた、可能な限りの運行を行う。 (2) 運行計画 ア. 警戒宣言が発せられたときは、減速走行（一般道路 20 km/h、高速道路 40 km/h）を行う。 イ. 減速走行及び交通渋滞等によりダイヤが遅延した場合、その状況に応じて間引き運行の措置をとる。 ウ. 危険箇所等を通過する路線については、運転中止、折返し、う回等事故防止のため、適切な措置をとる。 エ. 翌日以降については、上記ア～ウにより運行するが、交通状況の変化等に応じた措置をとる。 オ. 道路交通の混乱や旅客の集中による混乱等により運行が困難となった場合は、運行を中止する場合がある。

	<p>2. 貸切バス</p> <p>貸切バスについては、必要やむを得ないものを除き運行を中止するが、この場合において旅客の利便と安全について十分配慮するものとする。</p>
東 旅 協 都個人タクシ 協会	<p>タクシー・ハイヤーは、防災関係機関の協力のもとに、地域の実情に応じた可能な限りの運行を行う。この場合、減速走行（一般道路 20 km/h、高速道路 40 km/h）を行う。</p>

第7節 学校、病院、福祉施設対策

1. 学校（小・中学校）

(1) 注意情報発表時の対応

ア. 児童生徒に対する伝達と指導

学校は、注意情報が報道機関により報道された後、適切な時期に学級指導・ホームルームに授業を切りかえ、注意情報が発表されたことを伝達し、地震に対する注意事項、警戒宣言が発せられた場合の対応措置、解除宣言後又は地震後の授業の再開等について説明する。

児童生徒の安全を図る指導にあたり、警戒宣言が発せられた場合、直ちに、あらかじめ定めた下校計画に従って帰宅させるよう準備を整える。

イ. 注意情報が発表された時の学校における対応措置の保護者への周知

注意情報が報道されると、保護者が直ちに引取りに来校する事態が予想される。学校においては、注意情報が発表された段階では授業を継続し、警戒宣言が発せられた後に授業を中止して帰宅の措置をとる。

したがって、学校は平素から、保護者に対して学校の対応策を周知徹底しておく。

特に保護者には、家庭において、水、食糧、救急用品の準備確認、火災防止、家具の転倒防止など地震に対する被害軽減の措置をとりながら、事後の報道に注意し、警戒宣言が発せられた場合に児童・生徒を直ちに引取りに出る準備を整えるように打ち合わせておくことが大切である。

なお、上記のような事前の措置をとっても、注意情報の報道で保護者が引取りに来校した場合は、校長の責任において臨機の措置をとる。

(2) 警戒宣言時の対応

ア. 在校時

(ア) 警戒宣言が発せられた場合は、原則として授業を打ち切り、警戒宣言の解除までは臨時休校の措置をとる。

(イ) 警戒宣言が発せられた後、児童生徒を、計画に従って、次のとおり帰宅させる。

a. 小学校

あらかじめ保護者に伝達してある計画に従って、保護者又は保護者の委任

した代理人（以下「保護者」という。）に帰宅先を確認してから引き渡す。保護者に引き渡すまでは、学校において保護する。

b. 中学校

個々に、帰宅経路手段（徒歩、自転車、バス、電車等）、所要時間、同伴者を確認してから帰宅させる。帰宅に当たっては、交通情報を的確に把握し、鉄道運行の変更その他による混乱に巻き込まれることがないように、下校計画に従って必要な措置をとる。

イ. 校外指導時

(ア) 宿泊を伴う指導時（移動教室、夏季施設、修学旅行等）の場合は、強化地域内外を問わず、その地の官公署等と連絡をとり、その地の警戒本部又は災害対策本部の指示に従う。

また、速やかに学校へ連絡をとり、校長は、対応の状況を町教育委員会に報告するとともに、保護者への周知を図る。

(イ) 遠足等の場合は、その地の官公署等と連絡をとり、原則として即時帰校の措置をとる。帰校後、児童生徒を在校時と同様の措置により帰宅させる。ただし、交通機関の運行や道路の状況によって帰校することが危険と判断される場合は、近くの小・中学校等に避難することなど適宜の措置をとる。

強化地域内の場合は、その地の官公署等と連絡をとり、その地の警戒本部の指示に従う。教育委員会への報告、保護者への連絡はアと同様の措置をとる。

(3) 学校におけるその他の対応策

ア. 児童生徒を帰宅させた後、水のくみ置き、備品等の転倒・落下防止、火気・薬品類による火災防止、消火器及び応急備品の点検、施設設備の点検等、地震による被害軽減の措置をとる。

イ. 学校に残留し保護する児童生徒のために必要な飲料水、食糧、寝具等については、あらかじめ予想される数量を把握し、各学校において準備するか又は地域の業者等から供給を受けられるよう手配しておく。

ウ. 残留する児童生徒の保護のために必要な人員の確保については、あらかじめ定めてある緊急時の教職員の役割分担に従って措置をとる。

残留する児童生徒の数、校外指導時にとった措置等の必要な事項を、町教育委員会へ報告する。

(4) 警戒解除宣言の連絡等

ア. 警戒解除宣言は、ラジオ、テレビ、町の広報等によって得るものとする。

イ. 解除後の授業の再開の日時は、あらかじめ定めるところによる。

2. 病院、診療所

(1) 診療体制

ア. 外来診療

病院及び診療所の外来診療については、医療機関の状況に応じ、可能な限り平

常通り診療を行い、職員の確保は、あらかじめ定められた方法によって行う。

イ. 入院患者

退院及び一時帰宅を希望する者には、担当医師の判断により許可を与える。

ウ. 手術等

医師の判断により、日程変更可能な手術、検査は延期する。

(2) 防災措置

病院又は診療所には、医薬品類等危険なものが多数あるので、発災による被害の防止又は軽減を図るため、次の防災措置を講ずる。

ア. 建物、設備の点検・防災措置

イ. 危険物の点検・防災措置

ウ. 落下物の防止

エ. 非常用設備、備品の点検及び確保

オ. 職員の分担事務の確認

カ. 備蓄医薬品の点検・防災措置

(3) その他

収集された情報は、患者に不安を与えないよう、必要に応じ、適宜伝達する。

3. 社会福祉施設等

(1) 保育所・通所施設

ア. 園児(生)・利用者の扱い

(ア) 園児(生)・利用者は、名簿を確認の上、保護者・家族等身元引受人に引き渡す。なお、警戒宣言が解除されるまでの間は、保護者・家族等身元引受人において保護するよう依頼する。

(イ) 引き取りのない利用者、又は身体が不自由で急な移動が困難な利用者については、園・施設で保護する。

イ. 防災措置

(ア) 施設設備の点検

(イ) ライフラインの確認

(ウ) 落下、倒壊等の危険箇所の確認及び防止

(エ) 食糧、飲料水、ミルク等の確保

(オ) 医薬品の確保

ウ. その他

(ア) 園児(生)・利用者の引き渡しに際しては、避難所等に関する情報をできるだけ提供し、安全確保に配慮する。

(イ) 職員・園児(生)・保護者等の防災教育を行う。

(2) 入所施設

利用者は施設内で保護する。このために、次の措置を講じる。

- ア．施設設備の点検
- イ．ライフラインの確認
- ウ．落下、倒壊等の危険箇所の確認及び防止
- エ．食糧、飲料水の確保
- オ．医薬品の確保
- カ．利用者の家族等に対する連絡手段の確保
- キ．利用者、家族等に対する施設側の対応方法の周知
- ク．関係機関との緊密な連絡・連携

第8節 電気、水道対策

1. 電気（東京電力）

(1) 電力の供給

警戒宣言が発せられた場合においても電力の供給は継続する。

(2) 人員、資器材の点検確保

ア．要員の確保

非常災害対策本部・支部構成員は、注意情報あるいは警戒宣言が発せられたことを知ったときには、速やかに所属する事業所に参集する。

また、全ての事業所は、非常体制を発令し、速やかに非常災害対策本部・支部を設置する。

イ．資器材の点検確保

非常災害対策本部・支部は、復旧用資器材（予備品、発電車、変圧器車等）、工具、車両、ヘリコプター等を整備、確保をする。

(3) 電力の緊急融通

非常災害対策本部は、各電力会社と締結した「全国融通電力需給計画」及び隣接する電力会社と締結した「二社融通電力需要契約」に基づき、電力の緊急融通体制について確認する。

(4) 安全広報

非常災害対策本部は、ラジオ、テレビ等の報道機関を通じて、電気の安全措置に関する具体的事項について広報する。

(5) 施設の応急安全措置

関係地域の事業所は、仕掛り中の工事及び作業中の電力施設について、人身安全及び施設保全上の応急措置を速やかに実施する。

2. 上水道（立川給水管理事務所、建設部）

(1) 飲料水の供給及び広報

警戒宣言時においても、飲料水は平常どおり供給する。また、町民自らが当座の飲料水を確保し地震の発災に備えるよう、次の内容について広報を行う。

- ア. 当座の飲料水のくみ置きの要請
- イ. 地震発生後の避難に当たっての注意事項
- ウ. 地震発生後の広報等の実施方法
- エ. 地震発生後における町民への注意事項

(2) 給水対策本部、水道施設の点検確保体制

警戒宣言が発せられた場合は、直ちに発災に備えて情報連絡、広報、水道施設の点検を強化し、必要な保安措置等を講じるとともに、地震発生後の応急対策諸活動の準備を行う。

(3) 施設等の保安措置

- ア. 浄水場においては、日常薬品類の適正な貯蔵に留意する。
- イ. 浄水池、配水池の水位をできるだけ高水位に維持し、くみ置きに対処しうるよう送配水圧を調整する。
- ウ. 水質の監視を強化する。
- エ. 工事現場においては、工事を一時中止して安全措置を講ずる。

第9節 生活物資対策

1 営業方法

食糧及び生活必需品を取扱うスーパーマーケット、小売店等については、極力営業を継続するよう要請する。

2 買い占め、売りおしめ防止の呼びかけ

広報車等を利用して呼びかけるとともに、必要に応じて便乗値上げ等に関する事業者の監視・調査を行う。

3 食糧等の配布体制

(1) 職員の配置

ア. 町は、被災者の救助に必要な備蓄物資の輸送、配布を行うため、倉庫に職員を配置し、待機の体制をとる。

(2) 運搬計画

ア. 町は、備蓄物資及び調達物資の輸送を確保するため、関係輸送業者に待機の体制を要請する。

イ. 町長は、集積地へ輸送された食糧、物資を必要に応じて避難所に輸送する体制をとる。

(3) 即時調達体制の確保

町は、関係業界の物資の在庫状況を把握するとともに、地元商工団体及び小売店等に、物資の供給体制を整えるように依頼する。

第10節 避難対策

原則として避難の必要はないが、特に危険が予想される急傾斜地等の危険地域については、あらかじめ、町長が避難対象地区の選定を行っておき、警戒宣言が発せられた場合、避難勧告を行い、安全な場所へ避難させる。

1. 事前対策

(1) 危険が予想される地区の選定

町長は、管内の急傾斜地等の危険地域について各関係機関と連絡を密にし実情把握を行いあらかじめ地区選定を行っておくものとする。

(2) 避難者収容施設の指定

町長は、被害を受けるおそれがあり、避難しなければならない者を一時的に収容し保護するため、あらかじめ小中学校等の公共建物を指定しておく。

なお、指定にあたっては、次の点に留意する。

ア. 火災の危険度の低い場所に立地していること。

(木造建物密集地、危険物取扱（貯蔵）施設の周辺は避ける。)

イ. 耐震性、耐火性を有すること。

ウ. 窓ガラス破損の危険性が少ない建物であること。

エ. 落下物、転倒物がないう落下、転倒防止策を講じておくこと。

オ. 火災報知器、消火設備等の防災設備を再点検し、必要な補修を行うこと。

カ. 避難所の運営に必要な資器材（調理、給食、非常照明等）、台帳等は、あらかじめ整備しておくこと。

(3) 周知、伝達方法

避難を必要とする町民に対し、指定避難所を事前に周知するとともに、避難勧告の際の伝達方法（広報車、防災無線等）及び伝達事項について、あらかじめその広報体制を確立しておく。

2. 警戒宣言時における対応

(1) 避難勧告

町長は、警戒宣言が発せられた場合、避難対象地区の町民に対し、上記1(3)に記した周知伝達方法により、関係機関と協力して迅速に避難勧告を実施する。

(2) 避難所開設に伴う対応措置

ア. 町長は、避難所を開設したときは、開設状況を、速やかに都福祉保健局及び地元警察署、消防署、水道局営業所、保健所等関係機関に連絡する。

都福祉保健局への報告は、原則として、東京都災害情報システム（D I S）への入力により行う。

イ. 町長は、避難所の運営に必要な調理、給食資器材、飲料、水、燃料、寝具、応急医薬品、非常照明具及び台帳等を確保整備し、食品の購入ができず、日常の食事に支障を生ずる場合は、炊出しその他による食品の供給を行う。

ウ. 町長は、情報収集及び非常通信のためラジオ、無線機等を備える。

(3) 避難所等における町職員の配置

避難所を設置した場合は、管理責任者のほか避難所運営に必要な職員を配置する。

(4) 避難生活の維持・運営

ア. (3)で配置された職員は、避難所の維持・運営が円滑に行われるように避難者とともに運営組織を編成する。

イ. 町長は、避難生活の中で不足する食糧、水、生活必需品、医療等援護及び人的支援などがある場合は、都福祉保健局・水道局等関係機関に要請又は連絡する。

第 1 1 節 救護対策

発災時の医療救護体制を確保するため、町は次の対策を実施する。

1. 医療救護班の編成準備

- (1) 奥多摩病院医療班の編成準備
- (2) 医療救護班携行器材の点検整備
- (3) 医師会等による医療救護班の編成準備要請

2. 救急患者の受入体制の確保

- (1) 奥多摩病院における受入体制の確保
 - ア. 医師、看護師等の確保
 - イ. 医療資器材の点検、補充
 - ウ. 患者の収容体制の整備
 - エ. 水、食糧の点検確保
- (2) 医師会等に対する受入体制確保の要請

第5章 町民・事業所等のとるべき措置

東海地震は、現時点においては、その発生を予知し得る唯一の地震とされている。そして、地震予知情報、注意情報の発表、警戒宣言の発令等の際に、国、都・町をはじめとする各防災機関が一体となって、被害の軽減と社会的混乱の防止が図られるよう、事前にその対策を定め、施策の推進を図るものである。

しかし、これらの機関の行う防災活動のみで被害軽減や社会的混乱防止を図ることには、限界がある。

町民・自主防災組織・事業所が、それぞれの立場で防災活動を行い、その活動と行政とが連携をとることによって、はじめて防災活動は総合力を発揮し得るものである。その意味から、町民又はその家族が自らを守る「自助」、近隣との地域コミュニティによる「共助」の二つの理念を、町民一人ひとりが理解したうえ、町民・自治会・事業所が、日頃から災害に対する備えをしておくことが必要である。

本章においては、町民、自治会及び事業所が、平常時から警戒宣言が発せられたときにとるべき行動基準を示すものとする。

第1節 町民のとるべき措置

1. 平常時

- (1) 東海地震の発災に備え、地域内の危険箇所を点検・把握し、避難方法についても確認しておく。
- (2) 消火器具など防災用品を準備しておく。
- (3) 家具類の転倒防止や窓ガラス等の落下防止を図っておく。
- (4) ブロック塀の点検補修など、家の外部についても安全対策を図っておく。
- (5) 水（1人1日分の最低必要量3ℓ）及び食糧の3日分程度の備蓄、並びに医薬品・携帯ラジオなど非常持出用品の準備をしておく。
- (6) 家族で対応措置を話し合っておく。
 - ア. 注意情報発表時、警戒宣言発令時、地震発生時における役割分担、避難や連絡方法などをあらかじめ決めておく。
 - イ. 警戒宣言発令時には、電話がかかりにくくなるので各自の行動予定を話し合っておく。
- (7) 防災訓練や防災事業へ参加する。

町・消防署・都、自主防災組織等が行う防災訓練や防災事業へ積極的に参加し、防災に対する知識、行動力を高める。
- (8) 災害要援護者がいる家庭は、差し支えがない限り、事前に住民組織や消防署・交番等に知らせておく。

2. 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで

- (1) テレビ、ラジオ等の情報に注意する。
- (2) 家族で避難、連絡方法など行動予定を確認する。

- (3) 電話の使用を自粛する。
- (4) 自動車の利用を自粛する。

3. 警戒宣言が発せられたときから発災まで

- (1) 情報の把握を行う。
 - ア. 町等のサイレンを聞いたときは、直ちにテレビ、ラジオのスイッチを入れ、情報を入手する。
 - イ. 町・都・警察・消防等防災機関の情報に注意する。
 - ウ. 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、隣り近所に知らせ合う。
- (2) 急傾斜地等の危険地域に居住する住民は、あらかじめ避難場所に迅速に避難する。
- (3) 火気の使用に注意する。
 - ア. ガス等の火気器具類の使用は最小限に止め、いつでも消火できるようにする。
 - イ. ガスメーターコックの位置を確認する。(避難するときは、ガスメーターコック及び元栓を閉る。)
 - ウ. 使用中の電気器具(テレビ、ラジオを除く。)のコンセントを抜くとともに、安全器又はブレーカーの位置を確認する。(避難するときは、ブレーカーを遮断する。)
 - エ. プロパンガスボンベの固定措置を点検する。
 - オ. 危険物類の安全防護措置を点検する。
- (4) 消火器、三角バケツの置き場所、消火用水を確認するとともに、浴槽等に水を溜めておく。
- (5) テレビや家具の転倒防止措置を確認し、棚の上の重い物を降ろす。
- (6) ブロック塀等を点検し、危険箇所はロープを張るなど、人が近づかないような措置をとる。
- (7) 窓ガラス等の落下防止を図る。
 - ア. 窓ガラスに荷造用テープを貼る。
 - イ. ベランダの植木鉢等を片付ける。
- (8) 飲料水、生活用水等の汲み置きをする。
- (9) 食糧、医薬品、防災用品を確認するとともに、すぐに持ち出せるよう取りまとめておく。(非常持出品の準備)
- (10) 火に強く、なるべく動きやすい服装にする。
- (11) 電話の使用を自粛する。特に、役場、鉄道会社、学校等への電話による問合せを控える。
- (12) 自家用車の利用を自粛する。
 - ア. 路外に駐車中の車両は、できる限り使用しない。
 - イ. 路上に駐車中の車両は、速やかに空地や駐車場に移す。
 - ウ. 走行中の自家用車は、目的地まで走行したら後は車を使わない。
- (13) 幼児、児童の行動に注意する。
 - ア. 幼児、児童は、狭い路地やブロック塀などの付近に近づかないようにする。
 - イ. 幼児、児童、生徒が登園、登校している場合は、園、学校との事前の打合せに

基づいて引き取りに行く。

- (14) 冷静に行動し、不要不急の外出、旅行は見合わせる。
- (15) エレベーターの使用は避ける。
- (16) 近隣相互間の防災対策を再確認する。
- (17) 不要な預貯金の引出しを自粛する。
- (18) 買い急ぎをしない。

第2節 防災市民組織のとりべき措置

本町においては、現状では、防災市民組織が結成されていないため、自治会等がそれに準じた行動を行うものとする。

1. 平常時

- (1) 東海地震の発災に備え、急傾斜地等、地域内の危険箇所を点検・把握するとともに、避難方法についても地域住民等に周知しておく。
- (2) 情報の収集・伝達体制を確立する。
 - ア. 町及び防災機関から伝達された情報を、正確かつ迅速に地域住民に伝達する体制を確立する。
 - イ. 地区ごとに、収集伝達すべき情報を定めておく。
- (3) 防災に関する知識の普及や出火防止の徹底を図る。
- (4) 初期消火、救出・救護、避難など各種訓練を実施する。
- (5) 消火、救助、炊き出し資器材等の整備・保守及び非常食の備蓄を図る。
- (6) 地域内の災害要援護者の把握に努め、災害時の支援体制を整えておく。
行政、地域内事業所等との連携・協力について検討・推進する。

2. 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで

- (1) テレビ、ラジオ等の情報に注意する。
- (2) 地区内住民に必要な措置及び冷静な行動を呼びかける。
- (3) 急傾斜地等の危険地域においては、観光客等に対する避難誘導措置を確認又は準備する。

3. 警戒宣言が発せられたときから発災まで

- (1) 町等からの情報を地区内住民に伝達する。
- (2) 組織の構成員それぞれの任務を確認する。
- (3) 急傾斜地等の危険地域においては、あらかじめ避難場所に避難誘導する。
- (4) 地区内住民にとるべき措置（前節参照）を呼びかける。
- (5) 高齢者や病人の安全に配慮する。
- (6) がけ地、ブロック塀等の付近で遊んでいる幼児、児童等に対して注意する。
- (7) 救急医薬品等を確認する。

- (8) 食糧、飲料水及び炊出し用品等の確保並びに調達方法の確認を行う。

第3節 事業所のとるべき措置

1. 平常時

- (1) 消防計画、事業所防災計画等の作成
- (2) 従業員等に対する防災教育の実施
- (3) 自衛消防訓練の実施
- (4) 情報の収集・伝達体制の確立
- (5) 事業所の耐震性の確保及び施設内の安全対策
- (6) 水・食糧・医薬品その他必需品の備蓄

2. 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで

- (1) テレビ、ラジオ等により正確な情報を入手する。
- (2) 自衛消防組織等自主防災体制を確認する。
- (3) 消防計画、事業所防災計画等に基づき警戒宣言時のとるべき措置を確認又は準備する。
- (4) 急傾斜地等の危険地域においては、従業員・観光客等に対する避難誘導措置を確認又は準備する。
- (5) その他状況により、必要な防災措置を行う。

3. 警戒宣言が発せられたときから発災まで

- (1) 自衛消防組織の編成、防災要員の動員及び配備等の警戒体制を確立する。
- (2) テレビ、ラジオ等により必要な情報を正確に入手し、顧客、従業員等に迅速かつ正確に伝達する。

特に、急傾斜地等の危険地域においては、顧客・従業員等の安全を第一に、崩落等に係る情報を、事前に定めた伝達手段により、迅速に伝える。

不特定多数の者を収容する施設においては、顧客等の混乱防止に留意する。

- (3) 指示、案内等にあたっては、予想震度、施設の立地条件、耐震性、利用状況等により施設ごとに判断し、顧客、従業員等が適正な行動等がとれるようにする。

この場合、高齢者や障害者等の安全に留意する。

- (4) 町民の生活の確保と混乱防止のため、各事業所は極力営業を継続するものとし、特に食糧品等生活関連物資を販売（取扱）する事業所（施設）については原則として営業を継続する。

ただし、不特定多数の者を収容する観光施設等にあつては混乱防止のため原則として営業の中止又は自粛を検討する。

- (5) 火気使用設備、器具等地震発生により出火のおそれがある機器は、原則として使用を中止しやむを得ず使用する場合は最小限とし、かつ必要な安全措置を講じる。

また、薬品等の混触発火及び危険物等の流出、漏えい防止のための措置を確認す

る。

- (6) 建築物の防火又は避難上重要な施設及び消防用設備等点検し、使用準備（消火用水を含む。）等の保安措置を講ずる。
- (7) 商品、設備器具及び窓ガラス等の転倒落下、破損防止措置を確認する。
- (8) 不要不急の電話（携帯電話を含む。）の使用は中止するとともに、特に町・都・警察・消防・鉄道等に対する問い合わせを控える。
- (9) バス、タクシー、生活物資輸送車等町民生活上必要な車両以外の車両の使用はできる限り制限する。
- (10) 救助、救急資器材及び飲料水、非常食糧、医薬品、照明器具等応急対策の実施に必要な資器材を配備する。
- (11) 建築工事・ずい道工事及び金属溶融作業、高速回転機械の運転等地震発生により危険が予想される作業は原則として中止し、応急補強等必要な措置を講ずる。
- (12) 一般事業所の従業者は極力平常どおりの勤務とするが、特に退社させる必要がある場合、従業者数、最寄り駅及び路上の混雑状況、警戒宣言が発せられた時刻等を考慮し、安全を確認したうえで時差退社させるものとする。

第3編 風水害対策編

第1部 災害予防計画

町内における風水害等の危険性を把握し、軽減を図り、実行性のあるものとする。

第1章 風水害に強いまちづくり

町は、地域の特性に配慮しつつ、風水害に強いまちづくりを行うものとする。

第1節 風水害に強いまちづくり計画

町は、開発計画等の総合的・広域的な計画の作成に際しては、暴風、豪雨、洪水、地すべり、土石流、崖崩れ等による風水害から町域並びに町民の生命、身体及び財産を保護することに十分配慮する。

1. 主要交通・通信機能強化

町は、主要な鉄道、道路等の基幹的な交通・通信施設等の整備にあたっては、ネットワークの充実を含む風水害に対する安全性の確保に努める。

2. 風水害に強いまちの形成

町は、風水害に強いまちの形成を図るため、下記の事項に配慮しつつ、治山、治水、急傾斜地崩壊対策、農地防災等の事業を総合的、計画的に推進する。

- (1) 多摩川、日原川等の東京都管理河川については、その整備に協力するとともに時間雨量 50 mmの降雨に対する中小河川の整備を推進する。
- (2) ひとたび発生すると壊滅的な被害になることが多い土砂災害について、その対策を推進する。
- (3) 台風、集中豪雨等に伴う山地災害に対処する治山を推進するとともに、土砂災害警戒区域等の災害防止施設等の整備を推進する。また、山地災害の発生を防止するため森林の造成を図る。

第2節 風水害に強いまちづくりのために

1. 風水害に強いまちづくり

- (1) 町は、洪水、崖崩れ等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため災害危険区域の指定について、検討を行い、必要な措置を講ずる。
- (2) 町は、避難地、避難路、防災拠点等の災害時において防災に資する公共施設の積極的整備を図る。
- (3) 町は、道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図る。
- (4) 町は、下記の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成する。
 - ア. 町は、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について都市的土地利用を誘導しないものとする等、風水害に強い土地利用の推進に努める。
 - イ. 町は、河川、下水道について築堤、河床掘削等の河道の整備、遊水池、放水路、等の建設、内水排除施設の整備等を推進する。
 - ウ. 町は、防災調整池の設置、透水性舗装の実施、雨水貯留・浸透施設の設置、盛土の抑制などを地域の特性を踏まえつつ必要に応じて実施することにより、流域の保水・遊水機能が確保されるよう措置する。
 - エ. 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等を指定した箇所について警戒区域毎の避難計画を策定し、また、必要に応じて特別警戒区域内の住宅の移転促進等の対策を実施する。
 - オ. 町は、土石流危険渓流、地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所等における砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害対策を推進する。
 - カ. 町は、高齢者等に経済的・身体的に特に大きな負担を与える慢性的な床上浸水被害を解消するための床上浸水対策や、避難地、避難路等の防災施設及び病院、老人ホーム等の災害時要援護者に関連した施設に対する土砂災害対策を重点的に実施する等、生活防災緊急対策を推進する。
 - キ. 町は、山地災害危険地区、土砂災害警戒区域等において、治山、防災林造成、地すべり防止施設の整備等を行う。
 - ク. 町は、災害に対処するため、農業用排水施設の整備、老朽ため池等の補強、低・湿地域における排水対策等農地防災対策及び農地保全対策を推進する。
 - ケ. 町は、災害発生の際に、被害の拡大を防ぎ、防災機能を高めるために、面的防護方式のような複数の施設を有機的に連携させる方式について地形的条件等を考慮しつつ推進する。
 - コ. 風水害等に伴う下水道施設の被害の軽減を図るため、関係機関と連携し、下水

の疎通に支障のないように整備を推進する。

2. 風水害に対する建築物の安全性の確保。

- (1) 町及び施設管理者は、不特定多数の者が使用する施設並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設については、風水害に対する安全性の確保に特に配慮する。
- (2) 町は、住宅をはじめとする建築物の風水害に対する安全性の確保を促進するため、基準の厳守の指導等に努める。
- (3) 町は、強風による落下物の防止対策を図る。
- (4) 町は、防水扉及び防水板など建物等を浸水被害から守るための施設の整備を促進するよう努める。

3. ライフライン施設等の機能の確保

- (1) 町及びライフライン事業者は、上下水道、工業用水道、電気、電話等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設について、風水害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。
- (2) ライフライン施設の機能の確保策を講ずるにあたっては、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資器材の備蓄等を行う。
- (3) 町は、自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進する。

4. 災害応急対策等への備え

町は、風水害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員、町民個々の防災力の向上を図る。

第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

風水害が発生し、又は発生するおそれがある場合には迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧・復興を実施する必要があるが、そのための備えとして、以下に掲げる事項を平常時より行う。

第1節 災害発生直前対策関係

1. 警報等の伝達

町は、警報等を町民に伝達する体制を整備する。

2. 町民の避難誘導體制

(1) 町は、避難場所、避難路をあらかじめ指定し、日頃から町民への周知徹底に努める。また、水防団等と協議し、発災時の避難誘導に係る計画を作成し、訓練を行う。

(2) 町は、土砂災害等に対する警戒避難基準をあらかじめ設定するよう努める。

(3) 町は、高齢者、障害者その他のいわゆる災害時要援護者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導體制の整備に努める。

3. 災害未然防止活動

公共施設管理者は、所管施設の緊急点検、応急的な復旧等の対策のための体制整備、必要な資器材の備蓄を行う。

第2節 情報の収集、連絡関係

1. 情報の収集、連絡体制の整備

(1) 町は、雨量、出水の程度等の気象、水位等の状況を観測し、これらの情報を迅速かつ正確に収集・伝達するための体制及び施設、設備の充実を図るものとする。

(2) 風水害による被害が町の中核機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、町は他の市町村等との連絡が、相互に迅速かつ確実に行えるよう情報伝達ルート多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化など体制の確立に努める。

(3) 町は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図る。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。

(4) 町は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ航空機、車両など多様な情

報収集手段を活用できる体制を整備する。

- (5) 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡のために、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておく。
- (6) 町は、パソコン通信、防災行政無線等の通信手段を整備することにより、民間企業、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。
- (7) 町は、非常時の確実な情報伝達を確保するため、多重無線の通信ネットワークにおいて、回線強化、移動通信回線の充実を図る。

2. 情報の分析整理

- (1) 町は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。
- (2) 町は、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集、蓄積に努め総合的な防災情報を網羅したマップの作成等による災害危険性の周知等に生かすほか、必要に応じ災害対策を支援する地理情報システムの構築についても推進を図る。

3. 通信手段の確保

- (1) 町及びN T T等は、災害時の通信手段の確保のため、情報通信施設の風水害に対する安全性の確保及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信路の多ルート化、無線を利用したバックアップ対策、デジタル化の促進等による防災対策の推進等を図る。
- (2) 町は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。
- (3) 町の災害時の情報通信手段については、平常時よりその確保に努めるものとし、その運用・管理及び整備等にあたっては、次の点を十分考慮する。
 - ア. 災害時における緊急情報連絡を確保するため、無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携の確保を図る。
 - イ. 災害に強い伝送路を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図る。
 - ウ. 非常災害時の通信の確保を図るため、平常時より災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加する。
 - エ. 移動通信系の運用においては、通信ふくそう時の混信等の対策に十分留意する。
このため、あらかじめ非常時における運用計画を定めておくとともに関係機関の

- 間で運用方法についての十分な調整を図る。この場合、周波数割当等による対策を講じる必要が生じた時は、郵政省と事前の調整を実施する。
- オ．通信ふくそう時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練を定期的実施する。
- カ．災害時に有効な、携帯・自動車電話等、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制について整備しておくこと。なお、アマチュア無線の活用は、ボランティアという性格に配慮する。
- キ．NTTにより提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟しておく。
- ク．情報通信手段の施設については、平常時より管理・運用体制を構築しておく。

第3節 災害応急体制の整備関係

1. 職員の体制

- (1) 町は、それぞれの機関において実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図る。その際、参集基準の明確化、遠路手段の確保、参集手段の確保、参集職員の宿舎の職場近傍での確保、携帯電話など参集途上での情報収集伝達手段の確保等について検討する。また、交通の途絶、職員又は職員の家族等の被災などにより職員の動員が困難な場合等を想定し、災害応急対策が実施できるよう、訓練等の実施に努める。
- (2) 町は、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資器材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

2. 防災関係機関相互の連携体制

- (1) 災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、町は、応急活動及び復旧活動に関し、平常時より連携を強化しておく。
- (2) 町は、消防の応援について近隣市町村及び都内全市町村による協定の締結を促進する等、消防相互応援体制の整備に努める。
- (3) 町は、食糧、水、生活必需品、医薬品、血液製剤及び所要の資器材の調達並びに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努める。
- (4) 町は、機関相互の応援が円滑に行えるよう、ヘリポート等の救援活動拠点の確保に努める。

3. 防災中枢機能等の確保、充実

- (1) 町は、土砂災害警戒区域等に配慮しつつ、防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び浸水対策等の強化と、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努める。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食糧、飲料水等の適切な備蓄及び調達体制を整備しておく。

- (2) 町は、保有する施設、設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、停電時でも利用可能なものとするよう努める。
- (3) 町は、風水害に対し迅速かつ的確に対応できるよう、広域的な防災の連携の方策について検討する。
- (4) 町は、道路、河川沿いに防災拠点を整備する。
- (5) 町は、災害時には地域における災害対策活動の拠点となる施設の整備に努める。

第4節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動関係

1. 浸水被害の発生、拡大防止

- (1) 町は、河川ごとに、重要水防区域、危険箇所等について具体的な水防工法を検討しておく。
- (2) 町は、河川や湖岸等に水防用・応急復旧資器材の備蓄を図るとともに、緊急時のこれらの確保にあたり、関係業界団体の協力が得られるよう、あらかじめ協議しておく。
- (3) 町は、浸水被害の拡大防止のため、移動式ポンプを保有するなど、緊急時に排水対策を行えるよう備えておく。

2. 土砂災害の発生、拡大防止

- (1) 町は、豪雨等に伴う土砂災害等の危険度を応急的に判定する技術者の養成、並びに事前登録などの活用のための施策等を推進する。
- (2) 町は、土砂災害の発生、拡大の防止を図るために必要な資器材を備蓄するとともに、防止対策を実施するための体制の整備を図る。

第5節 救助・救急及び医療活動関係

町は、発災時における救助・救急及び医療に係る情報の収集・連絡・分析等の通信手段の確保等を図る。

1. 救助・救急活動関係

奥多摩消防署では、災害規模に応じた水防部隊等を出動させて、水防計画等に基づいた活動を行う。

2. 医療活動関係

(1) 町は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資器材等の備蓄に努める。災害時における拠点医療施設を選定するなど、災害発生時における救急医療体制の整備に努める。

(2) 町は、消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関の連絡・連携体制について計画を作成する。

第6節 緊急輸送活動関係

1. 町は、災害発生時の緊急輸送活動のために、多重化や代替性を考慮しつつ確保すべき輸送施設（道路等）及び輸送拠点について把握する。また、町は、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、協議の上緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、関係機関等に対する周知徹底に努める。

2. 町は、施設の管理者と連携をとりつつ、臨時ヘリポートの候補地を関係機関と協議の上緊急輸送ネットワークにおける輸送施設として指定するとともに、これらの場所を災害時において有効に利用し得るよう、関係機関及び住民等に対する周知徹底を図るなどの所要の措置を講じる。また、災害時の利用についてあらかじめ協議しておくほか、通信機器等の必要な機材については、必要に応じ当該地に備蓄するよう努める。

3. 町は、緊急時における輸送の重要性にかんがみ、緊急輸送ネットワークとして指定された輸送施設及び輸送拠点については、特に風水害に対する安全性の確保に配慮する。

4. 町は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について風水害に対する安全性の確保を図るとともに、災害時の道路交通管理体制を整備する。

5. 町は、発災後の道路の障害物除去、応急復旧等に必要となる人員、資器材等の確保について建設業者との協定の締結に努める。

6. 町は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、運送事業者等と協定を締結するなど体制の整備に努める。

第7節 避難収容活動関係

1. 避難所

(1) 町は、生活館、学校等公共的施設等を対象に、風水害のおそれのない場所に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し必要な数、規模の避難所をその管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定し、住民への周知徹底に努める。

避難所となる施設については、必要に応じ換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。

(2) 町は、避難所における貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、通信機器等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。さらに、町は、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。

(3) 町は、指定された避難所又はその近傍で、食糧、水、非常用電源、常備薬、炊出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。

(4) 町は、避難所の運営管理のために必要な知識等の住民への普及に努める。

2. 応急仮設住宅

町は、応急仮設住宅の用地に関し、土砂災害警戒区域等に配慮しつつ建設可能な用地を把握するなど、供給体制を整備しておく。

第8節 食糧・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動関係

1. 町は、大規模な風水害が発生した場合の被害を想定し、必要とされる食糧その他の物資について備蓄・調達体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておく。また、備蓄を行うに当たって、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の視点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。

2. 町の備蓄拠点は、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるよう、あらかじめ体制を整備する。

第9節 施設、設備の応急復旧活動関係

町は、所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、体制・資器材を整備する。

第10節 被災者等への的確な情報伝達活動関係

1. 町は、被災者等への情報伝達手段として、防災行政無線等の無線系の整備を図るとともに、有線系も含めた多様な手段の整備に努める。
2. 町は、住民等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておく。

第11節 防災関係機関の防災訓練の実施

1. 防災訓練の実施

- (1) 町は、都及び都内市町村等と連携を強化し、大規模な風水害を想定した防災訓練・水防演習を積極的に実施する。
- (2) 町は、情報の収集、伝達訓練の充実を図るとともに、町が都に対して行う各種の救援要請に関し機動力を生かした広域的な災害応急対策訓練など、より実践的な防災訓練を実施する。

2. 実践的な訓練の実施と事後評価

- (1) 町が訓練を行うにあたっては、風水害の被害の想定を明らかにするとともに、実施時間を工夫する等様々な条件を設定し、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実技的なものとなるよう工夫すること。
- (2) 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うこと。

3. 水防訓練

水防部隊の合理的運用と適正かつ能率的な水防活動を行うため各種教育・訓練を実施する。

(1) 参加者

全消防署員、消防団員、防災関係機関職員

(2) 訓練項目

次の訓練の全部または一部を選択して実施する。

ア. 部隊編成訓練

- イ．情報通信訓練
- ウ．本部運営訓練
- エ．水防工法訓練
- オ．救助救急訓練
- カ．その他水災時に必要な訓練

(3) 実施時期

年1回以上実施する。

4. 災害時要援護者への配慮

防災知識の普及、訓練を実施する際、高齢者、障害者、外国人、乳幼児等災害時要援護者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する（消防署においては「消防ふれあいネットワーク」づくり）体制の整備されるように努める。

5. 防災広報

消防署では、住民、事業所の風水害に対する知識の普及及び防災意識の高揚を図るため、台風、高潮、集中豪雨に関する一般知識、家庭での風水害対策、避難時の注意、土砂災害に対する心得、台風時の風に対する対策、災害情報の入手方法、応急救護の方法、防災行動力の向上方法、災害時要援護者の支援等について、チラシ・小冊子等印刷物・インターネット等を活用しての広報活動を行う。

第12節 災害復旧・復興への備え

1. 各種データの整備保全

(1) 町は、復興の円滑化のため、次の事項について整備しておく。

- ア．各種データの総合的な整備保全（地籍、建物、権利関係、施設、地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の整備）
- イ．不動産登記の保全等

(2) 町は、円滑な災害復旧を図るため、重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

第3章 町民の防災活動の促進

第1節 町民等の役割

町民等は、「自らの生命は自らが守る」という観点に立ち、次の措置をとることが必要である。

1. 日頃から天気予報や気象情報などに関心を持ち、よく出される気象注意報等や、被害状況などを覚えておく。
2. 町等で作成するハザードマップなどで自分の住む地域の地理的特徴を把握しておく。
3. 水、食糧、衣料品、携帯ラジオなど非常持出用品の準備をしておく。
4. 台風などが近づいたときの予防対策や、避難するときの家族の役割分担をあらかじめ決めておく。
5. あらかじめ家族で災害時の連絡方法や避難場所・避難経路の確認を行っておく。
6. 浸水が心配される場合は、都や国がインターネットや i モードで配信する、雨量、河川水位情報を確認する。必要に応じて、家財道具を2階などの安全な場所に移しておく。
7. 町、都が行う防災訓練や防災事業に積極的に参加する。
8. 町会・自治会などが行う、地域の相互協力体制の構築に協力すること。
9. 水の流れをせき止めないように、地域ぐるみで側溝の詰まりなどを取り除くなど協力して行う。
10. 災害時要援護者がいる家庭では、さしつかえない限り事前に住民組織や交番等に知らせておく。

第2節 防災思想の普及、徹底

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、町民はその自覚を持ち、平常時より、災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、災害時には、近隣の負傷者や災害時要援護者を助ける、避難場所で自ら活動する、あるいは町が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。このため、町は、町民に防災思想の普及、徹底を図る。

第3節 防災知識の普及、訓練

1. 防災知識の普及

- (1) 町は、防災週間や防災関連行事等を通じ、町民に対し、風水害時のシミュレーション結果などを示しながらその危険性を周知させるとともに、2～3日分の食糧、飲料水等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備等家庭での予防・安全対策、注意報・警報実施時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及、啓蒙を図る。また、災害時の家族内の連絡体制の確保を促す。
- (2) 町は、被害の防止、軽減の観点から早期避難に対する町民の理解と協力を得るものとする。町は、町民に対し、風水害のおそれのない適切な避難場所、避難路等について周知徹底させる。
- (3) 町は、風水害の発生危険箇所等について調査するなど防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう、土砂災害警戒区域等の防災に関する総合的な資料を図面表示等を含む形でとりまとめたハザードマップ、防災マップ、地区別防災カルテ、風水害発生時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、町民等に配布する。
- (4) 町は、小中学校においては、防災に関する教育の充実に努める。
- (5) 町は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害防止に関する総合的な知識の普及に努める。

2. 防災訓練の実施、指導

- (1) 町は防災週間、水防月間、土砂災害防止月間等を通じ、積極的に防災訓練等を実施する。
- (2) 町は、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、町民の風水害発生時の避難行動等の習熟を図る。

3. 防災知識の普及、訓練における災害時要援護者への配慮

防災知識の普及、訓練を実施する際、高齢者、障害者、外国人、乳幼児等災害時要援護者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努める。

4. 奥多摩消防署の活動

奥多摩消防署では、住民、事業者の風水害に対する知識の普及及び防災意識の高揚を図るため、台風、集中豪雨に関する一般知識、家庭での風水害対策、避難時の注意、

土砂災害に対する心得、台風時の風に対する対策、災害情報の入手方法、応急救護の方法、防災行動力の向上方法、災害時要援護者の支援等について、チラシ・小冊子等印刷物、インターネット等を活用しての広報活動を行う。

第4節 町民の災害活動の環境整備

1. 消防団、水防団、自主防災組織、自主防犯組織の育成強化

(1) 町は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備の充実、青年層・女性層の団員への参加促進等消防団の活性化を推進し、その育成を図る。

(2) 町は、水防団の研修・訓練や災害時における水防活動の拠点となる施設の整備を図り、水防資器材の充実を図るとともに、水防団の活性化を推進し、その育成、強化を図る。

(3) 町は、自主防災組織の育成、強化を図る。このため、組織の核となるリーダーに対して研修を実施するなどにより、これらの組織の日常化、訓練の実施を促す。

(4) 町は、平常時は自主防災組織の研修・訓練の場となり、災害時には、避難、備蓄等の機能を有する活動の拠点となる施設の整備を図るとともに、救助、救護のための資器材の充実を図る。

(5) 町は、町民による地域安全活動の中核となる自主防犯組織に対して、訓練の実施、資器材の整備等に関し、助成その他の支援を行う。

2. 防災ボランティア活動の環境整備

(1) 町は、ボランティア団体と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携について検討する。

(2) 町は、日本赤十字社、社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。
その際、平常時の登録、研修制度、災害時におけるボランティア活動の調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保等について検討する。

3. 企業防災の促進

(1) 町は企業に対し、風水害時の企業の果たす役割（従業員、顧客の安全、経済活動の維持、地域住民への貢献）を十分に認識し、各企業において災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練等を実施するなどの防災活動の推進を啓発する。

- (2) 町は、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業防災マニュアルの作成等の促進策の検討、実施を図る。また、町は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行う。

第4章 風水害及び風水害対策に関する研究及び観測等の促進

1. 予測、観測の充実・強化等

町は、雨量、水位等の観測体制、施設の充実・強化等を図るものとする。

2. 社会学的研究等の推進

風水害により被災した施設を町は、既往の被災事例等を参考に、被災原因の分析、資料収集等を行い、必要に応じ国又は都に報告する。

第2部 災害応急対策

町の地域に風水害等による被害の発生又は発生するおそれがある場合においては、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）、東京都地域防災計画及び町の地域防災計画の定めるところにより、町及び防災関係機関がその全機能を発揮して災害応急対策の実施に努めるものとする。

第1章 災害発生直前の対策

【主な実施担当：総務部】

第1節 風水害に関する警報等の伝達

災害の発生を未然に防ぎ、あるいは被害を軽減するためには、関係防災機関や町民等に、災害に関する予報や警報を迅速かつ正確に伝達する必要がある。

機関名	内 容
町	<p>1. 異常現象の通報 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者又はその発見から通報を受けた警察官から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに都総務局及び気象庁に通報する。</p> <p>(1) 通報すべき異常現象 ア. 気象に関するもの 著しく異常な現象（竜巻、強い降ひょう等） イ. 地象に関するもの 気象に密接に関連する地面及び地中の諸現象</p> <p>2. 一般的な災害原因に関する情報の通報 気象、地象等災害原因に関する重要な情報について、都又は関係機関から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに区域内の公共的団体その他重要な施設の管理者、住民の自発的な防災組織等及び一般住民等に周知する措置をとる。</p> <p>3. 気象等予警報の伝達 警報及び重要な注意報について、都、警察署又はN T Tからの通報を受けたとき又は自らその発表を知ったときは、直ちに管内の公共的団体その他重要な施設の管理者、住民の自発的な防災組織等に通報するとともに、警察、消防、東京都等の協力を得て、住民に周知する。</p>
青梅警察署	<p>1. 警報及び注意報について、都総務局、気象庁、その他関係機関から通報を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、直ちに、警察署、交番、駐在所を通じて、管内住民に周知する。</p> <p>2. 異常現象の通報 警察署長は、異常現象を認知したとき、又は異常現象を発見した者から通報を受けたときは、直ちに町に通報する。</p>
奥多摩消防署	<p>警報及び注意報について、東京消防庁、気象庁、その他関係機関から通報を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、管内住民に周知する。</p>

1. 警報・注意報発表基準

警報や注意報は、気象要素(雨量、風速、波の高さなど)が基準に達すると予想した該当市町村に対して発表される。

ただし、大地震で地盤がゆるんだり火山の噴火で火山灰が積もったりして災害発生にかかわる条件が変化した場合、通常とは異なる基準(暫定基準)で発表することがある。

なお、災害の発生状況によっては、この基準にとらわれず運用されることもある。奥多摩町に対する基準表を次に示す。

警報・注意報発表基準一覧表 平成22年5月27日現在

発表官署 気象庁予報部

奥多摩町	府県予報区		東京都	
	一次細分区域		東京地方	
	市町村等をまとめた地域		多摩西部	
警報	大雨	(浸水害)	雨量基準	1時間雨量 70mm
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	147
	洪水		雨量基準	1時間雨量 70mm
			流域雨量指数基準	多摩川流域=39
			複合基準	—
	暴風		平均風速	25m/s
	暴風雪		平均風速	25m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	24時間降雪の深さ 30cm
	波浪		有義波高	
	高潮		潮位	
注意報	大雨		雨量基準	1時間雨量 50mm
			土壌雨量指数基準	124
	洪水		雨量基準	1時間雨量 50mm
			流域雨量指数基準	多摩川流域=31
			複合基準	—
	暴風		平均風速	13m/s
	暴風雪		平均風速	13m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	24時間降雪の深さ 10cm
	波浪		有義波高	
	高潮		潮位	
	雷		落雷等により被害が予想される場合	
	融雪			
	濃霧		視程	100m
	乾燥		最小湿度 25%で実効湿度 50%	
	なだれ			
低温		夏期(平均気温): 平年より 5°C以上低い日が 3日続いた後、さらに 2日以上続くとき 冬期(最低気温): -7°C以下、多摩西部は-9°C以下		
霜		4月10日~5月15日 最低気温 2°C以下		
着氷・着雪		大雪警報の条件下で気温が-2°C~2°Cの時		
記録的短時間大雨情報			1時間雨量	100mm

参考

*土壌雨量指数 : 土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。詳細は土壌雨量指数の説明

(<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/dojoshisu.html>) を参照。

*流域雨量指数：流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。詳細は流域雨量指数の説明

(<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/ryuikishisu.html>) を参照

*平坦地、平坦地以外の定義

*平坦地：概ね傾斜が30パーミル以下で、都市化率（ここでは、国土数値情報の土地利用情報に基づき、(建物用地+幹線交通用地) / (すべて-河川・湖沼・海浜・海水)として算出)が25パーセント以上の地域

*平坦地以外：上記以外の地域

2. 注意報、警報の発表官署及び担当地域

気象等の現象に伴う災害の発生が予想される地域を特定できる場合には、基本的には市町村単位で発表される。ただし、市町村をまとめた地域区分を指定して注意報、警報を発表される場合もある。

発表官署	担当地域	市町村等をまとめた地域	地域区分
気象庁本庁	東京地方	23区東部	台東区、墨田区、江東区、荒川区、足立区、葛飾区、江戸川区
		23区西部	千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、板橋区、練馬区
		多摩南部	八王子市、町田市、日野市、多摩市、稲城市
		多摩北部	立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、昭島市、調布市、小金井市、小平市、東村山市、国分寺市、国立市、西東京市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市
		多摩西部	福生市、羽村市、青梅市、あきる野市、西多摩郡(瑞穂町、日の出町、桧原村、奥多摩町)

3. 注意報・警報の切替え

注意報及び警報は、その種類にかかわらず、新たな注意報又は警報が行われたときに切替えられ、解除されるときまで継続される。

第2節 町民の避難誘導

浸水、崖崩れ等のため人命に危険を及ぼすと予測される場合、住民を安全な場所に避難させることにより、人的被害の発生を未然に防止しなければならない。

1. 事前避難

機関名	内 容
町	災害時に事前避難を必要とする地域・場所をあらかじめ定めておき、その地域・場所の住民、使用者、滞在者等に対しては、避難所、避難経路、避難の方法等を事前に周知徹底させ、災害時には積極的に自主避難するよう指導する。また避難に時間がかかる地域、あるいは災害時要援護者等に対しては、必要に応じ避難準備情報を発令する。
青梅警察署	災害が発生するおそれがある場合には、町に協力し早期に避難の勧告、指導を行い災害時要援護者に対しあらかじめ指定された施設に避難させるか、安全地域の親戚、知人宅へ自主的に避難するよう指導する。

2. 避難の勧告・指示

(1) 一般基準

避難、立退きの勧告及び指示の基準は、原則として次のような事態に至ったときに発する。

- ア. 河川がはん濫注意水位（警戒水位）を突破し、洪水のおそれがあるとき
- イ. 避難の必要が予想される各種気象警報が発せられたとき
- ウ. 河川の上流が被害を受け、下流域に危険があるとき
- エ. 地すべり、山崩れ及び土石流等により著しい危険が切迫しているとき
- オ. 短時間かつ局地的な集中豪雨等により、低所、地下空間等への急激な浸水危険があるとき
- カ. 土砂災害警戒情報が発表されたとき。
- キ. その他、住民の生命又は身体を災害から保護するため、必要と認められるとき

(2) 勧告又は指示

機関名	内 容
町	1. 管轄区域内において危険が切迫した場合には、町長は、青梅警察署長及び奥多摩消防署長と協議のうえ、地域、避難先を定めて避難の勧告又は指示を行う。この場合、町長は直ちに知事に報告する。 2. 災害が発生し、又まさに発生しようとしている場合において、人の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、町長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域・場所への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。
青梅警察署	現地において、著しく危険が切迫しており、町長が避難の勧告又は指示を発するいとまがないと認めるとき、又は町長から要請があった場合は、警察官が直接住民に避難を指示する。この場合警察官は直ちに町長に通報する。

3. 避難誘導

機関名	内 容
町	<p>避難の勧告又は指示をした場合、町は、青梅警察署、奥多摩消防署との協力を得てなるべく地域又は町会・自治会又は事業所を単位に、あらかじめ指定してある避難所に誘導する。この場合、町は避難所に職員を派遣するか、又は避難所の管理責任者と連絡を密にしてそごをきたさないようにする。</p>
青梅警察署	<ol style="list-style-type: none"> 1. 避難の勧告又は指示が出された場合には、町等に協力し、あらかじめ指定された避難所に誘導し収容する。 2. 誘導経路については、事前に調査検討してその安全を確認しておく。誘導する場合は、危険箇所に標示、縄張り等をするほか、要点に誘導員を配置し、事故防止に努める。また、夜間の場合は、照明資材を活用して誘導の適正を期する。 3. 浸水地においては、必要に応じ舟艇、ロープ等の資材を活用し安全を期する。 4. 避難の勧告・指示に従わない者については、説得に努め避難するよう指導する。
奥多摩消防署	<ol style="list-style-type: none"> 1. 避難の勧告又は指示が出された場合は、災害の規模、気象状況、災害拡大の経路及び部隊の運用状況を勘案し、最も安全と思われる避難方法についての情報を、関係機関に通報する。 2. 上記の避難路等については、安全確保に努める。
教育委員会	<p>災害状況に応じ、校長を中心に全職員が協力して、児童生徒等の安全確保が図れるよう次のとおり避難計画の作成等の指導を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 計画の内容を、教職員に周知徹底するとともに、児童生徒等に対し基本的事項について反復指導、訓練を実施し、災害時の行動に生かされるようにすること。また、必要な事項について、保護者に周知しておくこと 2. 避難所、避難経路及び保護者への引渡し場所は、地元防災機関と連絡を密にし、当該地域の防災計画に即して選定すること 3. 避難時における指揮命令系統及び教職員の任務分担を明確にしておくこと 4. 避難計画は、始業時、授業時、休憩時、放課後、校外指導等それぞれの状況に応じた対策であること。 5. 学年や障害の程度等児童生徒の発達段階に配慮したものであること 6. 校内放送、非常ベル等校内の通報連絡手段及び関係機関への連絡方法について、最悪の条件を想定し、代替手段を検討しておくこと 7. 児童生徒等の人員把握と、報告の方法を具体的に定めておくこと

第3節 災害未然防止活動

災害発生時には、被災地や隣接地域の住民に対し、速やかに正確な情報を提供することにより、無用な混乱を防止し、適切な判断による行動がとれるようにすることが必要である。

このため、町及び関係防災機関等は一体となって適切かつ迅速な広報活動を行うものとする。また、速やかな復旧を図るため、町及び関係防災機関において、広聴活動を展開し、被災住民の動向と要望の把握につとめるものとする。

1. 広報活動

機関名	内 容
町	町域又は所管施設に係る災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、直ちに警察署、消防署その他現地機関と密接な連絡のもとに広報活動を実施する。
青梅警察署	<p>(1) 広報活動</p> <p>災害時においては、各方面本部、警察署から災害に関する情報を収集し関係機関と協力して、次の事項に重点をおいて、適時活発な広報活動を実施する。</p> <p>ア. 気象、水象の状況、水防活動状況及び今後の見通し</p> <p>イ. 被害状況、治安状況、救助活動及び警備活動</p> <p>ウ. 感電、転落、でき水等による事故の防止及び防疫に関する注意の喚起</p> <p>エ. 交通機関の運行状況及び交通規制の状況</p> <p>オ. 犯罪の防止</p> <p>カ. その他、各種告示事項</p> <p>(2) 広報手段</p> <p>ア. パトロール・カー、白バイ、広報車、サインカー等による広報</p> <p>イ. 拡声装置、携帯用拡声機による広報</p> <p>ウ. ヘリコプター、水上艇による広報</p> <p>エ. 立看板、横断幕、垂れ幕等の掲示広報</p> <p>オ. テレビ、ラジオ等報道機関への情報提供</p> <p>カ. 相談所の開設</p>
奥多摩消防署	<p>(1) 広報活動</p> <p>災害時においては、消防署から監視警戒員（巡回、固定配置）や広報車を出向させて、災害に関する情報を収集するとともに、消防本部、第九消防方面本部等より情報を収集し、次の事項に重点をおき、適時的確な広報活動を実施する。</p> <p>ア. 気象、水象の状況</p> <p>イ. 水災に関する情報</p> <p>ウ. 避難勧告等に関する情報</p> <p>エ. その他住民が必要とする情報</p> <p>(2) 広報手段</p> <p>ア. テレビ、ラジオ等報道機関への情報提供</p> <p>イ. 広報車等の拡声、防災行政無線</p> <p>ウ. ホームページ</p> <p>エ. 消防団、関係機関に対する情報提供</p> <p>オ. その他状況に応じた広報活動</p>

機関名	内 容
自 衛 隊	<p>(1) 広報活動</p> <p>災害時において第1師団は、都及び関係機関と連絡を密にし、自ら積極的に空及び地上から情報を収集するとともに、広報に優先する他の救援活動の遂行に支障のない範囲において、能力の許す限り広報活動を実施する。</p> <p>ア. 人命財産の保護に影響する緊急情報の伝達</p> <p>イ. 民心安定に寄与する自衛隊及び関係機関の活動状況</p> <p>ウ. 都及び関係機関等の告示事項</p> <p>エ. その他必要事項</p> <p>(2) 広報手段</p> <p>広報手段は、航空機、車両拡声器及び地上部隊の口頭による。</p>
郵 便 局	<p>郵便局前、窓口、その他適当な場所に掲示するとともに、町等を通じ、次のことを周知する。</p> <p>1世帯当たり通常はがき5枚、郵便書簡1枚の範囲内で無償交付する。</p>
東 京 電 力	<p>(1) 電気事故防止PR</p> <p>災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故や電気火災を未然に防止するため、一般公衆に対し次の事項を中心に広報活動を行う。</p> <p>ア. 無断昇柱、無断工事をしないこと。</p> <p>イ. 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等設備の異常を発見した場合は、速やかに当社事業所に通報すること。</p> <p>ウ. 断線、垂下している電線には絶対さわらないこと。</p> <p>エ. 浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと。</p> <p>オ. 屋外に避難するときは安全器またはブレーカーを必ず切ること。</p> <p>カ. 電気器具を再使用する時は、ガス漏れや器具の安全を確認すること。</p> <p>キ. その他事故防止のため留意すべき事項。</p> <p>(2) PRの方法</p> <p>ア. 電気事故防止PRについては、常日頃からテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を利用するほか、パンフレット、チラシ等を作成、配布し認識を深める。</p> <p>イ. 広報車等により当該地域へのPR</p> <p>(3) 停電関連</p> <p>ア. 病院等重要施設については、災害による長時間停電に起因する二次災害を未然に防止するため、自家発電設備の設置を要請する。</p>
N T T 東 日 本	<p>(1) 災害の発生が予想される場合又は発生した場合に、通信のそ通及び利用制限の措置状況および被災した電気通信設備等の応急復旧状況等の広報を行い、通信のそ通ができないことによる社会不安の解消に努める。</p> <p>(2) テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じてパソコン通信、支店前掲示等により直接当該被災地に周知する。</p> <p>(3) 災害用伝言ダイヤルを提供した場合、交換機よりのふくそうトキ案内、避難所等での利用案内を実施する他、必要に応じて報道機関、自治体との協力体制により、テレビ、ラジオ、防災無線等で利用案内を実施する。</p>

第2章 発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

【主な実施担当：総務部、建設部】

第1節 災害情報の収集・連絡

1. 情報の収集

町は、各防災関係機関からの通報のほか、町役場職員、消防団員等による警戒活動（災害の予想される箇所における警戒巡視等）を行うことにより、地域の災害危険に関する情報を収集する。

(1) 雨量に関する情報収集

雨量情報の収集先は、気象庁、都総務局、都災害対策本部、消防本部などから、オンラインにより迅速・確実に入手する。

(2) 河川水位に関する情報収集

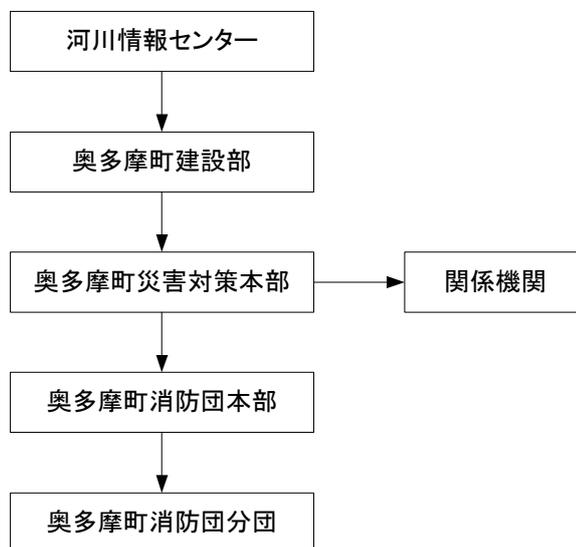
ア. 河川に関する情報の収集先

河川水位に関する情報は、建設事務所及び都災害対策本部・都災害対策本部各支部及び河川情報センターから得る。

イ. 水位の通報連絡系統

(ア) 水位の通報連絡は次のとおりである。

水位の通報連絡系統



(イ) 水位の通報

- ① 水防団待機水位（通報水位）に達したとき
- ② はん濫注意水位（警戒水位）に達したとき、以後警戒水位を下回るまで毎時通報を続ける。

(3) 災害危険箇所等に関する情報の収集

ア. 災害危険箇所の情報

風水害時に災害の危険性の高い地区は、地形的条件や過去の災害履歴に基づく防災アセスメント調査や東京都都市型水害対策連絡会の検討結果に基づき作成された霞川及び多摩川上流圏域浸水予想区域図によって予測されている。したがって降雨時には、その地域の住民から災害危険箇所や、地区等の状況報告を参考としつつ情報収集を行う。

イ. 災害危険箇所等に関する情報の内容

内水災害関係について、防災アセスメント調査で明らかにされた「水害・土砂災害危険箇所分布図」上でその箇所や地区の情報を重点的に収集する。

(4) 被害調査及び報告要領

ア. 調査報告要領

被害調査及び報告は、被害調査要領の規定により、発生・経過・確定の3種とし、所定の報告様式に従って調査のうえ、町長に報告する。

イ. 災害情報の収集及び報告責任者

各種災害情報の収集及び報告責任者は、次のとおりとする。

区 分	役職名	防災事務担当	(電話番号)
情報収集責任者	総務課長	総務課交通防災係	(0428-83-2111)
情報報告責任者	総務課長	同	上

2. 情報の分析

情報の分析を行うために以下の項目を定めておく。

(1) 実施体制

情報の分析は、総務部が担当する。総務部は、建設部が収集整理した情報ごとに次の判断基準に基づき、それぞれの情報を分析して対策を指示する。

(2) 情報の分析方法

ア. 雨量情報

雨量情報は、気象庁から発表される大雨注意報・警報の内容（水防活動予警報の種類）、アメダス等の気象情報と町の雨量計により収集した雨量情報に基づき、既往災害時における雨量を指標として各災害発生の危険性の判断をする。

(ア) 床下浸水、道路冠水被害

1時間：降雨量 30mm以上

(イ) 床上浸水

3時間：降雨量 50mm以上

イ. 河川水位情報

河川水位情報は、国土交通省関東地方整備局、東京都（建設局）及び土木事務所からの情報を利用して、河川警戒を判断する。

ウ. 土砂災害情報

土砂災害情報は、雨量情報に基づき危険箇所の巡視観測を行い、災害の危険性を判断する。

3. 情報の伝達

(1) 災害広報の要領

ア. 災害に関する情報及び災害対策状況の町民への周知徹底は、防災行政用無線及び広報車を使用し、町長の指示により随時報道する。

(ア) 防災行政無線

震災編第2編第2部第4章「通信運用」を準用する。

イ. 災害広報を行う重点事項

(イ) 気象状況及び災害状況

- ① 気象に関する各種予警報及び情報
- ② 二次災害危険の見通し
- ③ 被害状況

(イ) 水防活動・災害救助活動の災害対策状況

- ① 河川の水防活動状況
- ② 住民に対する避難勧告、指示等に関する事項
- ③ 災害救助活動状況
- ④ 電気・ガス・水道等の状況及び対策状況
- ⑤ 交通機関の運行状況及び交通規制状況
- ⑥ 電信・電話等の通信状況
- ⑦ 消防・警察・自衛隊等の関係機関の対策状況
- ⑧ 町災害対策本部の対策状況

(2) 報道機関への情報の伝達

報道機関への情報の伝達は、警戒体制では総務課総務係が、災害対策本部では総務部がこれを行う。

報道機関に対する発表並びに依頼事項は、次の内容を取りまとめて適時報道機関に発表する。

- ① 災害の種別
- ② 発生の日時
- ③ 被害状況
- ④ 応急対策の状況
- ⑤ 住民に対する避難の勧告又は指示及び注意事項等

また、住民への周知徹底の必要のある事項については速報を依頼する。その内容は、以下のとおりとする。

ア. 災害による被害を最小限にとどめるための事前対策

イ. 災害対策本部の設置又は解散

- ウ. 気象情報
- エ. 河川、橋梁等土木施設状況（被害、復旧状況）
- オ. 火災状況（発生箇所、被害状況等）
- カ. 浸水状況（発生箇所、被害状況等）
- キ. 交通状況（交通機関運行状況、不通箇所、開通見込日時、道路交通状況等）
- ク. 電気、水道、ガス等公益事業施設状況（被害状況、注意事項等）
- ケ. 給食、給水実施状況（供給日時、量、対象者）
- コ. 医療救護所の開設状況
- サ. 避難場所等（避難所の位置、経路等）
- シ. 道路障害物、し尿の状況並びに除去見込み
- ス. 衣料、生活必需品等の供給状況（供給日時、場所、量、対象者等）
- セ. 防疫状況の注意事項
- ソ. 住民の心構え等心身の安全及び社会秩序保持のために必要な事項

第2節 通信手段の確保

震災編第2編第2部第4章「通信運用」を準用する。

第3章 活動体制の確立

【主な実施担当：各部】

町の地域に各種の気象情報の発表又は各種災害の発生が予想される時は、各関係機関及び町民の協力を得て災害情報の収集、応急対策等防災体制の確立を図り、災害拡大の防御及び災害応急対策の実施に努めなければならない。

防災体制は、災害状況に対応して段階的に設置する。また、本部の設置及び各体制の決定又は本部廃止及び各体制の解除が行われたときは、直ちに各関係機関に連絡するものとする。

第1節 町の活動体制

1. 防災会議

町の地域に風水害等が発生した場合において、当該災害に係る応急対策に関し、各防災関係機関相互の連絡調整を図る必要があるときは、議長（町長）は防災会議を招集する。

2. 災害対策本部

町の地域について災害（災害対策基本法第2条第1号による。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策の実施のため必要があると認めるときは、災害対策本部（以下、「本部」という。）を設置する。

本部の組織、事務分掌等は、第2編第2部第1章「組織体制」を準用する。

第2節 動員配備

1. 動員基準

災害時は職員参集が円滑に行われないことが予想されるため、参集順に職務分担を割り当てる等、臨機応変に対応する。

災害の状況	動員職員
・おおむね24時間後に災害が発生するおそれがある場合 ・その他の状況により本部長が必要があると認めるとき	【防災本部室待機】 ・総務課
・おおむね12時間後に災害が発生するおそれがある場合 ・局地的な災害が発生した場合 ・その他の状況により、本部長が必要があると認めるとき	【防災本部第1次配備】 ・課長以上 ・各課で指名された職員
・災害が発生するおそれがある場合 ・局地的な災害が発生した場合 ・その他の状況により、本部長が必要があると認めるとき	【防災本部第2次配備】 ・係長以上

2. 動員方法

(1) 勤務時間内における動員方法

ア. 本庁勤務職員の動員

勤務時間内の職員の動員は、総務課長が庁内放送等により、本庁勤務職員へ伝達する。

イ. 出先機関勤務職員の動員

出先機関を所轄する課長は、電話等により出先機関勤務職員に動員を伝達する。電話等が使用できない場合は、職員の使送により動員を伝達する。

(2) 勤務時間外における動員方法

風水害に対する職員の動員は、職制を通じて、電話連絡等により動員を伝達する。ただし、電話の不通や混乱等により、伝達が遅れるおそれがあるため、テレビ・ラジオ等の報道や町民からの通報等により、災害の発生を覚知した職員は、動員基準に基づき、自主登庁することを原則とする。

第3節 応援要請

災害時における、都、他の市町村、民間団体、自衛隊等への応援要請等については、第2編第2部第5章「応援要請」を準用する。

第4章 災害の拡大防止と二次災害の防止活動

【主な実施担当：警備・消防部、奥多摩消防署】

第2編第2部第6章「消防活動計画の大綱」を準用する。

第5章 救助・救急及び医療活動

【主な実施担当：医療部、民生部、奥多摩消防署、青梅警察署】

風水害時には、多数の救助・救急事象の発生が予想されるので、関係機関との協力体制を確保し、迅速、的確な対応により救助・救急活動の万全を期することが必要である。

第1節 救助・救急活動

青梅警察署及び奥多摩消防署は、それぞれの警備活動、消防活動方針によるほか、奥多摩町医師会、日赤東京都支部、自衛隊など関係機関との密接な連携を図り、傷病者の救助活動から搬送業務まで一貫した救助・救急態勢をとる。なお、関係機関の活動態勢、活動内容は次のとおりである。

機関名	内 容
青梅警察署	(1) 出水によるでき水者、家屋の倒壊、がけ(山)崩れ等による埋没者その他の負傷者の救出・救護に重点をおいて救助活動を行う。 (2) 負傷者は、直ちに応急措置を施し現場救助所や医療機関に引継ぐ。 (3) 漂流者を発見したときは、ヘリコプター、舟艇、ロープ、救命索等を有効に活用して迅速に救助する。 (4) 救出救助にあたっては、都や奥多摩消防署等の関係機関と積極的に協力し、負傷者の救出救護の万全を期する。
奥多摩消防署	(1) 救助・救急活動は、災害に対応した救助・救急資器材を活用して、組織的な人命救助・救急活動を行う。 (2) 救助活動に建設資器材等が必要な場合は、関係事業者との協定等に基づく迅速な調整を図り、効果的な活動を行う。 (3) 救急活動にあたっては、消防団等との協力により現場救護所を設置し、行政機関、医療関係機関等と連携し、高度救急資器材を有効に活用して、傷病者の救護にあたる。 (4) 傷病者を適応する医療機関へ迅速に搬送する。

第2節 医療活動

災害時における、医療活動については、第2編第2部第15章「医療・救護」を準用する。

第6章 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

【主な実施担当：財務部、青梅警察署】

風水害時には平常時とは比較にならない程の防災対策需要が発生する。これらの需要は、風水害による被害の大きさ、発生時期や地域の特性等によって様々である。

これらの需要に応えるためには、被災者を安全な地域へ移送したり、応急対策要員、応急対策用資機材を必要とする地域に投入しなければならない。そのため、本活動は応急対策活動のうちでも基礎的活動といえるものである。

第1節 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

災害時における道路交通の確保は、負傷者の搬送、緊急物資の輸送等、救援、救護活動の基礎となるものであり、極めて重要である。

1. 交通情報の収集と交通統制

- (1) 総務部等は、交通情報の収集に努めるとともに、道路障害の実態把握を速やかに行い、その状況を町長（町本部長）に通報する。
- (2) 隣接市町村に通ずる国道その他の幹線道路については、警察署と連携を密にし、一般車両のう回等混雑緩和の措置を講じ、交通秩序の維持に努める。

2. 交通規制

- (1) 広域的災害発生の場合には、東京都公安委員会の決定に基づき必要な措置を実施する。
- (2) 青梅警察署長は、危険箇所の表示、局地的な通行禁止、一方通行等適切な交通規制を行い、被災地及びその周辺における交通の安全と円滑に努める。

3. 車両検問

- (1) 主要幹線道路における車両検問を行い、住民の緊急避難又は応急物資、応急復旧工作資材等の緊急輸送を確保するため、他の一般車両の通行を禁止し、又は制限して、災害の拡大防止及び迅速な復旧の実効を図る。
- (2) 緊急輸送車両の確保については、第2編第2部第10章「輸送」を準用する。

4. その他

交通の妨害となっている倒壊樹木、垂下電線等の除去及び道路、橋等の応急補強並びに排水等については、関係機関に連絡し、復旧の促進を図る。

第2節 交通の確保

1. 自動車による交通の混乱防止

災害時における交通規制及び交通途絶時における交通応急対策は、次のとおりとする。

(1) 交通規制

災害の発生が予想され、又は発生したときは、道路施設の被害により危険が予想され又は発生し、若しくは通報等により関知したときは、青梅警察署その他の関係機関に通報し、交通規制の実施に協力するものとする。

(2) 交通規制の標識

町道については、道路法による交通規制を行った場合は、警察署に連絡のうえ、規定の規制標識を設置するものとする。ただし、緊急のため規定の標識を設置することが困難又は不可能なときは、暫定的に通行を禁止し、又は制限したことを明示し、町役場及び消防署（団）の職員等をもって現場において指導するものとする。

この場合においては、適当な回路を設定し、必要な地点に図示すること等によって一般交通にできる限り支障のないように努める。

(3) 規制標識

交通規制を行った場合に設置する規制標識は、道路標識、区画標示に関する命令（昭和35年12月17日総理府令第3号）第4条第3号に定める規制標識とする。

(4) 交通規制状況の広報

報道機関による報道、主要地点での掲示、防災行政無線などにより、住民や他の地区からの見舞等の車両に周知徹底を図り、交通の混乱を引き起こさせないようにする。

(5) 交通の混乱となり易い場所

日常渋滞する道路、交差点、橋では、交通が混乱しやすいため、警察官を配置し、その解消に努める。特に交差点では、停電による信号機の滅灯が予想されるため、あらかじめ警察官を配置する。

第3節 緊急輸送

第2編第2部第10章「輸送」を準用する。

第7章 避難収容活動

【主な実施担当：総務部、民生部、建設部】

避難所の開設、管理運営については、第2編第2部第7章「応急避難」を、災害時要援護者の支援については、第2編第2部第14章「災害時要援護者の支援」を準用する。また、応急仮設住宅の供給、公営住宅等への入居斡旋については、第2編第2部第23章「建築物・住宅応急対策」を準用する。

第8章 飲料水、食糧、生活必需品等の供給活動

【主な実施担当：民生部、建設部】

災害時における飲料水、食糧、生活必需品等の供給については、第2編第2部第13章「飲料水、食糧、生活関連物資等の供給」を準用する。

第9章 保健衛生、防疫、遺体の処理等に関する活動

【主な実施担当：民生部、警備・消防部】

災害時の保健衛生活動、防疫活動については、第2編第2部第16章「防疫・保健衛生」を、遺体の処理等については、第2編第2部第18章「行方不明者の捜索、遺体の処理・埋葬」を準用する。

第10章 社会秩序の維持に関する活動

【主な実施担当：青梅警察署】

社会秩序の維持に関する活動については、第2編第2部第12章「地域安全対策・交通規制対策」を準用する。

第 1 1 章 施設、設備の応急復旧活動

【主な実施担当：総務部、建設部、民生部】

災害応急対策及び災害復旧対策の遂行上重要な、又は影響の大きい町管理施設の速やかな機能回復及び復旧を図るための計画を定める。

第 1 節 建築物等の応急対策

町庁舎、生活館等の多数の者が利用する施設及び社会福祉施設等においては、風水害が発生した場合、町は、当該施設の管理者として、あらかじめ定められた消防計画等の計画に基づき利用者の安全対策、避難誘導、施設の点検、被害状況の報告等の応急対策を行うこととなるが、地域防災計画においては、特に次のような施設について必要事項を計画中に定めておくものとする。

1. 本庁舎

- (1) 住民、職員等の避難、誘導方法
- (2) 負傷者の措置方法
- (3) 電気施設の点検及び修復方法
- (4) 電話施設の点検及び修復方法
- (5) 無線通信施設の点検及び修復方法
- (6) 給排水施設の点検及び修復方法
- (7) 冷暖房設備の点検及び修復方法
- (8) 建築物の点検及び修復方法

2. 保育所・幼稚園

- (1) 町立保育所・幼稚園の被害状況の把握方法
- (2) 保護者への連絡・引渡し方法
- (3) 被害調査及び安全確保方法
- (4) 応急復旧の方法

被害箇所のうち特に安全上支障をきたすと判断されるもの及び急を要すると思われるものの復旧方法を定めておくものとする。

3. 病院

風水害が発生した場合の避難、救護、警備、連絡等の方法について定める。

4. 町営住宅

入居者の生活に必要な最小限の施設・設備機能を確保するための計画を定める。

5. 社会福祉施設

被害箇所のうち特に安全上支障をきたすと思われるものの復旧措置を定めておく。

6. 危険物保有施設

町が管理する施設で発火危険物、有害薬品、有毒ガス等を保有する施設がある場合、それらに起因する爆発、中毒等の事故防止のための計画を定める。

第2節 土木施設の応急対策

1. 道路、橋梁

災害時に交通施設を確保することは特に重要であり、ここでは、道路及び橋梁の被害状況、危険箇所の把握方法、被害箇所の応急措置方法、代替道路の確保方法等について定めておく。

(1) 道路、橋梁の危険箇所の把握

ア. 町の管理する道路

町の管理する道路の破損、決壊、橋梁の流失その他交通に支障を及ぼすおそれのある箇所を早急に把握し、迅速かつ適切な措置をとるための体制・方法について定めておくものとする。

イ. 国、都の管理する道路

応急対策活動上重要となる国道及び都道の被害状況、復旧の見通し等の情報を町が収集する方法について定めておくものとする。

(2) 応急措置

ア. 町の管理する道路に対する措置方法

町長は、町が管理する道路に災害が発生した場合は、直ちに応急措置を行うよう努めるとともに、う回路がある場合はこれにより交通の確保をするものとし、この旨計画中に定めておくものとする。

イ. 都の管理する道路に対する措置要請

国道及び都道に対する応急措置が実施される必要がある場合は、西多摩建設事務所に対し措置要請を行う。

2. 河川施設

河川施設の応急対策については、第2編第2部第24章「公共施設の応急対策」を準用する。

3. ため池及び用水路

施設に破損又は決壊の危険が生じた場合を考慮して以下の項目について定めておくものとする。また、被害が発生した場合に影響の及ぶおそれのある下流域等への通報・避難指示等の措置方法を定めておく。

(1) 被害状況の把握方法

(2) 危険性の通報・避難方法

第3節 ライフライン施設の応急対策

ライフライン施設の応急対策については、第2編第2部第24章「公共施設の応急対策」を準用する。

第12章 文教対策

【主な実施担当：教育部】

災害により、教育施設の被災又は児童・生徒のり災により、通常の教育を行えない場合を想定して、文教施設の応急対策、及びり災児童生徒に対する学用品の支給等の文教対策を実施するための計画を、次のように定める。

第1節 文教対策実施責任者

町教育委員会教育長が責任者となる。また、各校長は、平常時から災害に対する各学校の対応措置について、応急対策計画を立てておく。

第2節 休校等応急措置

1. 在校時の発災の場合

(1) 児童・生徒の避難

各校長は必要に応じ、適切な緊急避難の指示を与える。さらに災害の規模、並びに児童・生徒、教職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握し、教育委員会へ報告する。

(2) 児童・生徒の帰宅方法

特に小学校低学年児童の帰宅は、夕方や浸水域付近への帰宅の場合、原則として直接保護者へ引渡す。やむを得ない場合には教員が引率する。その他の場合は、集団下校とする。

(3) 保護者との連絡方法

電話が使える場合は、学校連絡網で行う。

2. 在校時外の発災の場合

(1) 休日、長期休業中等に災害が発生した場合は、各校長は直ちに勤務に服し、災害の状況把握に努める。なお、交通機関等が不通の場合には、学校近くの教職員に連絡をとり、極力状況の把握に努める。

(2) 被災状況により休校措置を教育長、又は各校長が決定した場合には、学校連絡網によって児童・生徒へ連絡する。電話通信の不通の場合には、防災行政無線や広報車で周知させる。

第3節 応急教育の確保

応急教育の確保については、第2編第2部第20章「文教施設の防災対策」を準用する。

第4節 奨学に関する措置

学用品の供与については、第2編第2部第20章「文教施設の防災対策」を準用する。

第5節 給食に関する措置

1. 被害の報告

災害の発生によって、学校給食の運営が極めて困難となった場合、又は学校給食用物資に著しい被害を生じた場合には、教育長は下記によりその状況を災害対策本部長に報告する。

- (1) 被害を受けた家庭における児童・生徒数
- (2) (1)のうち、学校給食を実施している者の調査表
- (3) 学校給食物資災害状況調査書

2. 給食の中止

都教育委員会と連絡を密にし、応急復旧を要するものは速やかに復旧措置を講じ、正常な運営に復するよう努め、でき得る限り給食を継続して実施するよう配慮する。ただし、次のような事情が発生した場合は、一時中止する。

- (1) 災害が広範囲にわたり、災害救助のため学校給食施設を使用したとき
- (2) 給食施設が被害を受け、給食の実施が不可能となり、応急復旧が完了するまでの期間
- (3) 感染症その他の危険が発生し、又は発生が予想されるとき
- (4) 給食物資の調達が困難なとき
- (5) その他給食の実施が災害事情により不可能なとき

第6節 学校の衛生管理

1. 学校施設の防疫方法

第2編第2部第16章「防疫・保健衛生」に基づき、消毒係の指導によって各学校で実施する。

2. 災害教職員、児童・生徒の健康管理方法

災害の状況により、被災学校の教職員及び児童・生徒に対して、感染症予防接種や

健康診断を実施する。

第7節 学校施設の緊急使用に関する措置

1. 各校長は町長（本部長）を通じて、教育委員会が避難場所を開設する旨の通知を受けた場合、当該指定避難場所を運営できるよう速やかに必要な措置を講ずる。
2. 指定避難場所に学校を提供したため、長期間学校が使用不可能の場合には、教育委員会と連絡し、他の公共施設の確保を図り、早急に授業の再開を期する。

第13章 被災者等への的確な情報伝達活動

【主な実施担当：総務部】

町民等への情報伝達、町民等からの問い合わせについては、第2編第2部第8章「広報及び広聴活動」を準用する。

第14章 自発的支援の受入れ

【主な実施担当：民生部、社会福祉協議会】

ボランティアの受入れについては、第2編第2部第26章「ボランティア活動の支援」を、義援金品の受入れについては、第2編第2部第30章「義援金品」を準用する。

第3部 災害復旧・復興計画

第1章 災害復旧事業計画の作成

第2編第3部第1章「災害復旧事業計画の作成」を準用する。

第2章 災害復興計画の作成

第2編第3部第2章「災害復興計画の作成」を準用する。

第3章 被災者の生活確保

第2編第3部第3章「被災者の生活確保」を準用する。

第4章 融資計画

第2編第3部第4章「融資計画」を準用する。

第4編 大規模事故等対策編

第1部 災害予防計画

第1章 大規模事故等対策の方針

第1節 計画の目的

災害対策基本法によると、災害には、台風、地震、噴火等の自然現象によるもののほか、大規模な火災、爆発その他多数の者の遭難を伴う船舶の沈没等の大規模な事故を含んでいる。町は、大きな被害を及ぼす恐れのある事故等に対しても災害としてその対策を定めておく必要がある。

しかし、災害対策基本法においては、大規模事故として取扱う災害の基準は必ずしも明確でなく、普通の事故として所管の行政庁が専ら処理し又は事業者等が自ら処理する事象と、大規模災害として本地域防災計画に基づき対応すべき事象との区別は、それぞれの状況を勘案して行わざるを得ない。また、大規模事故はその性格上、①原因となる事象の範囲が広いことや、②状況を想定することが難しいこと等の特性を持っているため、計画の作成に当たっては、災害対策活動を概括的に定めざるを得ない。

このため、本計画においては、大規模な火災、石油類や高圧ガス等の危険物の事故により多数の者が被害を受けるような場合、船舶、航空機、鉄道、NBC災害等の事故等により多数の死傷者が発生するような場合等を想定し、これらの事故等の予防対策、事故等発生時の応急対策を中心に定め、大規模事故等から町民の生命、身体及び財産を守ることを目的とする。

なお、本計画により対応できないような大規模又は特異な事故については、第2編「震災対策編」、第3編「風水害対策編」を準用して対処する。

第2節 対象とする現象

本計画で対象とする現象はおおむね次のとおりとする。

1. 大規模事故（航空機事故、鉄道事故、地下工事事故、NBC災害）
2. 危険物事故（危険物等の爆発、流出事故）
3. 大規模火災（大規模火災、林野火災）

第2章 火災予防対策

火災から人命、財産を保護するため、消防機関等は町民、事業所等に対し、出火の防止、火災予防思想の普及及び防災行動力等の向上を指導するとともに、建築物や森林の火災予防に努めることが肝要である。本章においては、これら火災の予防に関し必要な事項について定める。

第1節 火災の予防

1. 防火思想の普及徹底

(1) 町民に対する防災指導

- ア.パンフレット、ポスター、ホームページ等各種の媒体を用いて、防火思想の普及を図る。
- イ.出火防止及び初期消火の要領等について教育、訓練を実施し、町民の防火意識と防災行動力の向上を図る。

(2) 事業所の防火管理指導

- ア.防火管理指導を通じて、事業所における防火管理体制の充実強化を図る。
- イ.防火管理者、自衛消防隊長（員）に講習等を行い、消防技術の育成指導を図ることにより、事業所の防災行動力を向上させる。

2. 火災予防査察

消防法第4条又は第16条の5の規定に基づき、消防対象物又は危険物貯蔵所等に立ち入り、その位置、構造、設備及び管理の状況並びに危険物の貯蔵、取扱状況について、検査や質問等を行い火災予防上の欠陥事項があれば関係者に指摘し、是正指導を徹底する。

第2節 森林火災の予防

森林は、水資源の確保、土砂の流出防止及び風害、水害、雪害等からの防備などの役割を果たし、町民に憩いの場所を提供するなど、人々の生活に大きな恩恵をもたらしている。このため、本節においては、森林火災の防止に関し必要な事項について定める。

機関名	内 容
町	1. 町長が森林法に基づき火入れを許可するとき、又は国若しくは地方公共団体が火入れするときは、所轄消防署に協議するとともに、実施の日時、場所、責任者の住所、氏名等必要事項を管轄警察署長に通報する。 2. 森林火災が発生したときの関係機関への通報体制、町の活動体制について整備する。
都環境局	森林火災の未然防止のため、下記のとおり実施する。 1. 防火標識の設置、充実を図る。 2. 森林保全巡視員による保安林及び入込者の多い森林に対する巡視、指導の励行を図る。
都水道局	都水道局の管理する水源林は、21,628ha であり、森林の巡視、ポスターの掲示、標識の設置並びに通信機器の整備、歩道や防火線の整備を行い、森林防火に平素から努めている。
奥多摩消防署	1. 広報活動 奥多摩消防署は、町、林野庁、都産業労働局と協力して、火災予防運動期間又は行楽シーズンを中心に行楽客、住民、関係事業所等を対象として、林野火災の予防広報を実施する。 2. 予防活動 火災予防運動期間を中心に、奥多摩消防署、消防団等は、林野の防火パトロールや林野に近接した民家の防火診断を実施する。 3. 消防活動訓練 森林火災が発生しやすい時期に、奥多摩消防署は町及び消防団の協力を得て、消防活動訓練を実施する。 4. 指導方針 (1) 森林法に基づき、火入れの協議を受けた場合、奥多摩消防署は必要な措置を指導するとともに、消防活動上の警防対策を講じるものとする。 (2) 林野に防火線を設定するときは、設定者からあらかじめ奥多摩消防署長が協議をうける。
関東森林管理局東京分局	森林火災予防のため、次の方針に基づき指導している。 1. 町、その他関係団体と連携を密にし、国有林、民有林一体となった流域管理を単位として、巡視、指導、取締りの強化を図る。 2. 防火標識の設置を図る。 3. 防火線の手入れ及び整備を図る。

第3章 危険物事故対策

石油類、高圧ガス等の危険物の安全対策については、それぞれの関係法令により規制、取締り、指導を進めているが、災害の未然防止のためには一層の安全化対策の推進が求められる。このため、本章においては危険物の貯蔵及び輸送に関して必要な施策を定める。

第1節 貯蔵施設の安全

石油、火薬類、高圧ガス等の危険物貯蔵所で事故が発生した場合、そこで働く従業員はもとより周辺の住民にも大きな影響が及ぶおそれがある。したがって、危険物施設については、日頃からそれぞれの関係法令等に基づき、規制、指導等を実施し、防災体制の強化を図っていく必要がある。このため、石油類、高圧ガス、毒劇物、化学薬品、放射線の貯蔵、使用施設及び輸送に関する安全化対策について定める。

1. 石油類施設

(1) 保安計画

機関名	内 容
奥多摩消防署	次の事項について積極的に指導する。 1. 危険物事業所の自主保安体制の強化を図り、事故の未然防止と災害発生時の被害の軽減を図るため、大規模危険物施設における防災資器材の備蓄及び訓練の実施並びに危険物事業所間相互の応援組織の育成・充実を推進すること。 2. 危険物施設の位置、構造等の安全化を図るため、設置許可等にあたって十分な用地を確保させるとともに、貯蔵については安全性の高い地下タンク方式等に転換促進すること。
関東東北鉾山保安監督部	自主保安体制を確立させるとともに、関係機関との連絡協調に努め、緊急時における効果的な対策の推進を図る。

(2) 規制及び立入検査

機関名	内 容
奥多摩消防署	1. 規制 危険物施設については、消防法令に基づき、貯蔵し、又は取り扱う危険物の種類・数量及び施設の態様に応じ、位置、構造、設備に関する規制と、危険物の貯蔵・取扱及び運搬に関する規制を行い、安全化を図る。また、事故の未然防止と災害対応力の強化等を図るため、自主保安管理等にかかわる指導を推進する。 2. 立入検査 消防法第4条又は第16条の5の規定に基づき、立入検査を行う。
関東東北鉾山保安監督部	鉾山における所管施設については、計画的な巡回検査により鉾山保安法に基づく効果的な監督指導を行う。

2. 高圧ガス施設

(1) 保安計画

機関名	内 容
都環境局	<p>1. 関係機関との連絡体制の確立を図り、高圧ガスによる事故の未然防止、事故時における適切な相互応援活動ができるよう地域防災組織の育成指導を行う。</p> <p>また、事故の拡大防止や防止措置を体得させ保安意識の高揚を図るため、高圧ガス事業所の従業員を対象に防災訓練を実施する。</p> <p>2. 災害時の高圧ガス施設からの被害の軽減を図るため、「東京都高圧ガス施設安全基準」により事業所を指導していく。</p>
警視庁	<p>都、東京消防庁等関係機関と毎年定期的に連絡会議を開催し、取締指導方針の統一、情報交換、相互協力を行うとともに、関係団体との連携を密にして防災訓練を推進する。</p>

(2) 規制及び立入検査

機関名	内 容
都環境局	<p>災害を未然に防止するため、対象事業所（製造、販売、貯蔵、移動その他の取扱及び消費）に対する保安検査、立入検査等を行い、法令に定める技術的基準に適合させるよう指導するとともに、自主保安活動の促進を図る。</p>
奥多摩消防署	<p>消防法第4条又は第16条の5の規定に基づき、立入検査を行う。</p>

3. 火薬類施設

(1) 保安計画

機関名	内 容
青梅警察署	<p>施設周辺における住民の避難誘導態勢を確立する。</p>
関東東北鉦山保安監督部	<p>鉦山における所管施設については、計画的な巡回検査により鉦山保安法に基づき効果的な監督指導を行う。</p>

(2) 規制及び立入検査

機関名	内 容
都環境局	<p>対象事業所に対する保安検査及び立入検査を行い、法令に定める基準維持又はその後の周囲の状況変化に対応する基準に適合せしめるよう、指導あるいは措置命令を行う。</p>
青梅警察署	<p>立入検査を実施し、施設、構造、設備等が不適切なものは、都環境局に通報し是正を要請する。</p>
奥多摩消防署	<p>消防法第4条又は第16条の5の規定に基づき、立入検査を行う。</p>
関東東北鉦山保安監督部	<p>鉦山における火薬類の管理、受渡、運搬、携帯及び発破作業を含めた所管施設について、計画的な巡回検査により、鉦山保安法に基づき効果的な監督指導を行う。</p>

4. 毒・劇物、化学薬品等施設

(1) 保安計画

機関名	内 容
西多摩保健所	<p>毒物、劇物を取り扱う者は、「毒物・劇物営業者」、「要届出業務上取扱者」、「非届出業務上取扱施設」の3つに分けられる。事故の未然防止を図るため、これら毒物・劇物取扱施設に対する立入検査を実施するほか、講習会等を開催し、保守点検等の励行、事故発生時における対応措置及び定期的防災訓練の実施等を指導する。</p> <p>また、毒物、劇物をタンクで貯蔵する施設については、万一、毒物・劇物が飛散漏えい等の事故が発生した場合に備えて、中和剤等の除害薬品等の常備を指導する。</p> <p>なお、届出義務のない「非届出業務上取扱施設」については、実態調査等により引続きその把握に努める。</p>
教育委員会	<p>危険物の貯蔵は、必要最小限とすることを基本に、取り扱う学校に対して次のように指導を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 保管の安全対策を確立するとともに、取扱責任者を定め、その管理のもとに出し入れすること。 2. 危険物を収納する容器は、落下や転倒により容易に破損しない材質のものを使用すること。 3. 危険物の保管場所は安全な一定の場所とし、「毒物」「劇物」等の表示をすること。 4. 危険物収納容器の保管は、転倒・落下防止措置を施した丈夫な戸棚とし、振動等により戸が開くのを防止するための留め金を設けたものとする。 <p>また、戸棚は床又は壁体等に固定すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 5. 危険物収納容器の密栓、多段積みを避ける等の措置に配慮するとともに、特に混合発火等のおそれがある薬品は別々に保管し、接近して置かないこと。 <p>また、危険性の高い薬品類は戸棚の下段に保管し、必要によっては砂箱内に収納すること。</p> <p>特に、自然発火のおそれがあるものは、保護液を十分に満たしておくこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 6. 振動等により破損するおそれがある実験器具等を使用する場合には、危険物の拡散が防止できる措置を講じた場所で行うこと。 7. 使用量、在庫量を、常に明らかにしておくとともに、消火器等の消防器具・設備を整備しておくこと。 8. 児童・生徒等に対し緊急時の措置に関する安全教育を徹底すること。
青梅警察署	<ol style="list-style-type: none"> 1. 毒物、劇物の保管・貯蔵施設等の実態を把握し、保安管理の指導、避難誘導及び広報活動等の措置方針を策定する。 2. 職員に対する指導教育を行い、毒物、劇物知識の普及徹底を図る。

(2) 規制及び立入検査

機関名	内 容
西多摩保健所	毒物及び劇物取締法に基づき、立入検査を実施し、毒物・劇物の適正な管理を指導する。
奥多摩消防署	消防法第4条又は第16条の5の規定に基づく、立入検査を行う。

5. 放射線等使用施設

現在、国（文部科学省）においては、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」に基づき、放射性同位元素（R I）の使用、販売、廃棄等に関し、安全体制を整備しており、立入検査の実施により安全確保の強化を図っているほか、平常時はもとより災害時においても監視体制をとるなど各種の安全対策を実施している。

各機関における対応措置は次のとおりである。

(1) 保安計画

機関名	内 容
西多摩保健所	<p>都内の病院等における放射性物質については、医療法に基づき、病院等の管理者が放射線取扱の責任者等に対する教育の徹底、自主的な訓練、汚染水についての検査指導及び拡散防止等に関する計画を定めており、予防対策に万全を期している。</p> <p>なお、病院等の放射性物質は、強固な耐火性貯蔵室、貯蔵庫に保管されており、平常時には影響が考えられない。しかし、不確定要素が多分にある災害の場合、容器の破損等により被害が発生することも予想される。</p> <p>西多摩保健所は、放射性同位元素（R I）使用病院等で被害が発生した場合に人身への被害を最小限に止めるため、4人を1班とするR I管理測定班を編成し、漏えい放射線の測定、危険区域の設定、立入禁止、住民の不安の除去等に努める。</p>
青梅警察署	<ol style="list-style-type: none">1. 保管施設の実態を把握し、施設ごとの防災計画策定の指導をする。2. 施設周辺における避難誘導態勢を確立する。3. 関係機関、団体との協力体制を確立する。

(2) 規制及び立入検査

機関名	内 容
西多摩保健所	医療法に基づき立入検査を年1回実施し、R Iの取扱について指導を行う。
奥多摩消防署	消防法第4条又は第16条の5の規定に基づく、立入検査を行う。

第2節 危険物等の輸送の安全化

石油類、高圧ガスを大量に輸送する車両については、転倒、転落防止義務、警戒標識等の設置義務、消火器の携行義務など種々の規制が行われているが、今後とも、関係機関（関東経済産業局、東京消防庁、警視庁、都環境局、都福祉保健局）による路上取締りを毎年定期的実施するとともに、危険物積載車両に対し常置場所における立入検査を実施し、構造設備等の保安・管理の徹底を図る。また、輸送車両の事故を想定した訓練を実施し、保安意識の高揚に努める。関係機関の安全化対策は次のとおりである。

機関名	内 容
福祉保健局	1. 毒物劇物運搬車両の路上点検及び集積場所での監視を行い、法令基準に適合するよう指導取締りを行う。
西多摩保健所	1. 要届出毒物劇物運送事業者の所有する毒物劇物運搬車両に対する指導取締りを行う。 (毒物及び劇物取締法) 2. 関係機関との連絡通報体制を確立する。
青梅警察署	1. 危険物等運搬車両の路上点検を行い、指導取締りを推進する。 2. 関係機関との連絡通報体制を確立する。
奥多摩消防署	1. 立入検査 タンクローリーは、走行中のもの及び常置場所におけるものについて、消防法第4条又は第16条の5の規定に基づく立入検査を行う。 2. 指導方針 石油元売各社に対し、下記事項について指導する。 (1) 危険物輸送の動態に対応した輸送手段についての保安基準の強化 (2) 種類別の危険度を考慮した輸送手段についての保安基準の強化 (3) 安全度の高い輸送手段への移行

第4章 大規模事故対策

大規模事故を防止するため、東京空港事務所、JR、都建設局、警察、消防等各機関において、保安（予防）対策を実施している。

町においては、各種事故災害が発生した場合における関係機関への通報体制、町の活動体制について整備しておく。

第5章 訓練及び防災知識の普及

有毒ガスの発生というような事故が生ずると、事故発生元に止まらず大規模な事故に拡大するおそれがある。このため、防災機関や関係企業は大規模事故等が発生した場合、防災活動が迅速かつ的確に実施できるように、防災行動力を身につけておくことが必要である。本章では、大規模事故等発生時における防災活動を円滑に実施するため防災訓練・防災教育について定める。

第1節 防災訓練の充実

大規模事故等発生時における防災活動の円滑な実施を期するため、各防災機関相互及び住民との協力体制の確立に重点をおく総合訓練及び個別訓練についての実施方法等について、次のとおり定める。

1. 総合防災訓練

都では、大規模事故等発生時における防災機関の迅速かつ的確な応急活動を確保するため、住民と一体となって同一日時により有機的な総合訓練及び種別ごとの個別訓練を実施している。

町、町民も訓練への参加により、大規模災害時の各機関相互の緊密な協力体制を確立するとともに、本計画で定める防災活動の習熟及び住民の防災意識の高揚を図る。

(1) 実施回数、時期及び場所

原則として、防災の日（9月1日）に実施される都の総合防災訓練の一環として、関係区市町村及び防災機関の参加を得て都が実施している。

(2) 参加機関

- ア. 都各部署
- イ. 区市町村
- ウ. 指定地方行政機関等
- エ. 住民

(3) 訓練項目

- ア. 非常招集訓練
- イ. 通信情報訓練
- ウ. 本部及び現地本部運営訓練
- エ. 現地実働訓練

2. 消防訓練

突発的に発生する事故等に対処するため、事故等の規模及び事象に応じた消防活動技術の習熟向上を図る。

(1) 消防団の訓練

消防団の訓練は、消防署職員の訓練内容に準じ、奥多摩消防署長が消防団長を通じて計画を樹立し実施する。

(2) 事業所、地域住民等の防災訓練指導

春・秋の火災予防運動等を中心に事業所、町会等が実施する、出火防止、初期消火、応急救護処置及び避難等の訓練指導を奥多摩消防署において計画を樹立し実施する。

(3) 大規模危険物施設の訓練

事業所の相互応援協定に基づく事業所間の連携態勢の確保及び消防活動技術の向上を図るため、消防機関も含めた訓練を充実するとともにその他の危険物施設にあつては、予防規程、防災計画等に基づく地域社会との連携を考慮した消防訓練の促進を図る。

3. 放射性同位元素（R I）事故訓練

放射線同位元素（R I）を使用する病院又は診療所の管理者は、地震、火災その他の災害、事故等により放射線障害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、直ちにその旨を保健所、警察署、消防署その他関係機関に通報するとともに放射線障害の防止に努めなければならない（医療法施行規則第 30 条の 25）。

第 2 節 防災知識の普及

町、各防災機関は、平素から地域住民、各事業所等を対象にそれぞれに適した方法により大規模事故等に関する知識の普及活動を行う。防災知識の普及については、第 2 編第 1 部第 2 章「防災知識の普及」を準用する。

第 3 節 事業所等に対する防災体制の強化

事業所及び大量の危険物を保有する危険物施設は、火気使用設備及び危険物などの規模が大きく、かつ種類も多いことから火災の危険が大きいと予想される。このことから防火

管理者、自衛消防隊長（員）及び危険物取扱者等に対する講習、各種検査等及び春秋の火災予防運動期間等を捉えて、下記により大規模事故等の予防及び自主防災活動等防災体制の確立を指導している。

1. 防災管理体制の指導

多数の人が利用したり勤務する事業所に対しては、防火管理者の選任、消防計画の作成、計画に沿った訓練の実施、消防用設備の点検・整備などを指導し、出火防止及び初期消火体制の強化を図っている。

2. 自衛消防組織の設置指導

防火管理者を置かなければならない事業所には、自衛消防組織の編成を指導しているが、さらに一定規模以上の事業所については火災予防条例及び大量の危険物を保有する危険物施設については、消防法に基づき消防資器材を装備するとともに、火災予防条例に基づく自衛消防隊を設置し、訓練などの指導を行い、活動能力の向上に努めている。

3. 予防規程の作成指導

予防規程（一定規模以上の危険物施設）の作成に際しては、危険物施設の実態に即した保安体制の確立を図るよう危険物保安監督者等に対し指導している。

4. 大規模危険物施設事業所の自主保安体制の充実・促進

大規模危険物施設は事故等が発生した場合、一つの事業所に止まらず、大規模な事故等に拡大する危険性があることから事業所の自主保安体制の充実及び事業所相互間の応援体制の強化を促進するよう指導する。

さらに、この相互応援体制を円滑に行うため、防災資器材の整備にかかわる情報交換、合同消防訓練、研究会等の実施について指導する。

第2部 災害応急・復旧対策計画

第1章 応急活動体制

近年、科学技術の進歩と防災・安全思想の普及にともなって、危険物施設や交通機関等の安全性は向上して、多数の死傷者を出す事故は減少している。しかし、これらの施設等は大型化、過密化しており、万一事故等が発生した場合、その被害は大きくなるおそれがある。本章では、不測の事故等が発生した場合、町、都及び防災機関がとるべき活動体制について定める。

第1節 初動体制

1. 職員は、大規模事故等の発生、又は発生するおそれに関する情報を得たときは、各課長に報告する。各課長は、大規模事故等の内容に応じて、所管する課長に連絡する。
2. 情報を得た時点で、多数の町民の生命・身体及び財産に損失を与えるおそれがあると判断される場合には、災害対策本部の設置のため、直ちに総務課に連絡する。
3. 大規模事故等が、所管課等のみでは対処できない場合、又はできないおそれがある場合には、所管課長は、総務課長に対して災害対策本部の設置を要請する。

第2節 災害対策本部の設置

災害対策本部の組織、事務分掌、設置場所等については、第2編第2部第1章「組織体制」を準用する。

第2章 情報の収集・伝達

災害時の一般的な情報の収集及び伝達については、第3編第2部第1章「災害発生直前の対策」、第2章「発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保」に定めるところによるが、本章では大火災、有毒ガスの漏出、大規模事故の発生等大規模災害に関し、必要な情報の収集、伝達態勢について定める。

第1節 予警報等の伝達

1. 気象情報

気象情報の収集及び伝達については、第3編第2部第1章「災害発生直前の対策」に定めるところによる。なお、火災等の発生に密接な関連のある気象情報の発表基準は、次のとおりである。

火災気象通報の実施基準

実施官署	実施基準
気象庁予報部	23区および多摩地域 1. 実効湿度50%以下で最小湿度25%以下になる見込みのとき 2. 平均風速が13m以上吹く見込みのとき（降雨、降水中は通報しないこともある。） 3. 実効湿度60%以下で最小湿度30%以下となり、平均風速が10m以上吹く見込みのとき

2. 火災警報

(1) 発令

東京消防庁は、気象庁からの気象情報に基づき、気象の状況等から火災発生及び延焼拡大の危険が極めて大きいと認める場合に火災警報を発令する。

(2) 伝達

ア. 東京消防庁は、火災警報を発令したときは、都総務局、気象庁、管下各消防署、消防団及び関係防災機関に通報する。

イ. 東京消防庁は、報道機関を通じて警報の発令を都民に周知するとともに、各消防署は、あらかじめ定めた場所への掲示、官公署等への通報及び巡回広報等を行う。

第3節 被害状況等の調査報告

町の実施する被害状況等の調査報告については、第2編第2部第3章「災害情報収集・伝達」を準用する。

第4節 災害時の広報

町の実施する災害時の広報については、第2編第2部第8章「広報及び広聴活動」を準用する。

第3章 災害救助法の適用

災害救助法の適用については、第2編第2部第28章「災害救助法の適用」を準用する。

災害救助法施行令第1条第1項第1号から第3号適用の災害については、住家に被害を生じた場合を想定して設けられている。大規模事故時に第4号が適用される場合は直接多数の者の生命、身体に危害を及ぼす災害が社会的混乱をもたらし、その結果、人心の安定や社会秩序安定のためにも迅速な救助の実施を必要とする場合である。

なお、災害救助法施行令第1条第1項第4号適用に基づく災害例は次のとおりである。

1. 交通事故により多数の者が死傷した場合
2. 交通路の途絶のため多数の登山者等を放置すれば飢餓状態に陥る場合
3. 火山爆発又は有毒ガスの発生等のため多数の者が危険にさらされている場合
4. 群衆の雑踏により多数の者が死傷した場合
5. 山崩れ、がけ崩れにより多数の住家に被害が生じ、かつ多数の者が死傷した場合

第4章 相互協力・派遣要請

相互協力・派遣要請については、第2編第2部第5章「応援要請」を準用する。

第5章 消防活動

大規模な事故が発生した場合において、被害の軽減を図るためには、迅速かつ的確な活動態勢をとり、必要な消防活動（消火、救助、救急活動等）を実施しなければならない。

第1節 活動方針

奥多摩消防署は、火災、危険物、有毒ガス及び大規模事故等の災害から人命、財産を保護するため、関係機関との連携の下、東京消防庁の有する全機能をあげて火災等を警戒、防除、鎮圧するとともに、救助・救急活動を実施する。

第2節 活動態勢

東京消防庁の本部の編成、部隊の運用及び危険物事故の活動態勢は次のとおりである。なお、奥多摩町消防団の活動は、第2編第2部第6章「消防活動計画の大綱」を準用する。

1. 本部の構成

東京消防庁に災害活動組織の総括として警防本部を、警防本部の下に消防方面本部ごとに方面隊を、消防署ごとに署隊を置き、かつ部隊の本部として方面隊に方面隊本部を、署隊に署隊本部を置く。

2. 部隊の運用等

警防本部は、火災等の規模、状況、様相等に従い、東京消防庁警防規程、東京消防庁消防部隊等運用規程及び東京消防庁消防応援等に関する規程等に基づき、消防部隊を運用する。

3. 活動態勢

消防署の消防活動は、第2編第2部第6章「消防活動計画の大綱」を準用する。

第6章 危険物事故の応急対策

石油類、火薬、高圧ガス等危険物の貯蔵所等の施設については関係法令等に基づき防災体制の強化が図られているところであるが、万一、大規模な事故が発生した場合、従業員はもとより、周辺の住民にも大きな影響を及ぼすおそれがある。このため、被災者の救助や災害拡大の防止等の応急措置を迅速かつ的確に講ずることにより、被害を最小限に止めることが必要である。

本章においては、石油類、高圧ガス、火薬類、毒物・劇物、放射線等の各施設や危険物輸送車両、流出油、流木事故等の災害の事象別に関係防災機関の事故時の応急活動について定める。

第1節 石油类等危険物保管施設等の応急活動

奥多摩消防署は、関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、次に掲げる措置を危険物施設の実態に応じて講ずるよう指導する。また、これらの施設に対する災害応急対策は、第3部第5章「消防活動」に定めるところにより対処する。

1. 危険物の流出、あるいは爆発等のおそれがある作業や移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置
2. 混触発火等による火災の防止措置と初期消火活動ならびにタンクの破壊等による流出、異常反応、広域拡散等の防止措置と応急対策
3. 災害発生時の自主防災活動組織と活動要領の制定
4. 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置及び防災機関との連携活動

また町は、次の項目に対し対応する。

1. 石油毒劇物等の有害物質が下水道に流入する事故が発生したときは、奥多摩消防署に通報するとともに、事業者に対し、下水道への排出を防止するための応急の措置を講ずるよう指導する。
2. 関係機関との連絡を密にし、有害物質等に係る災害情報の収集、伝達に努める。
3. 都下水道局流域下水道本部に流入状況を報告する。

第2節 高圧ガス保管施設の応急活動

高圧ガス貯蔵施設に事故が発生し、塩素ガス等の有毒ガスが漏えいした場合、当該事業

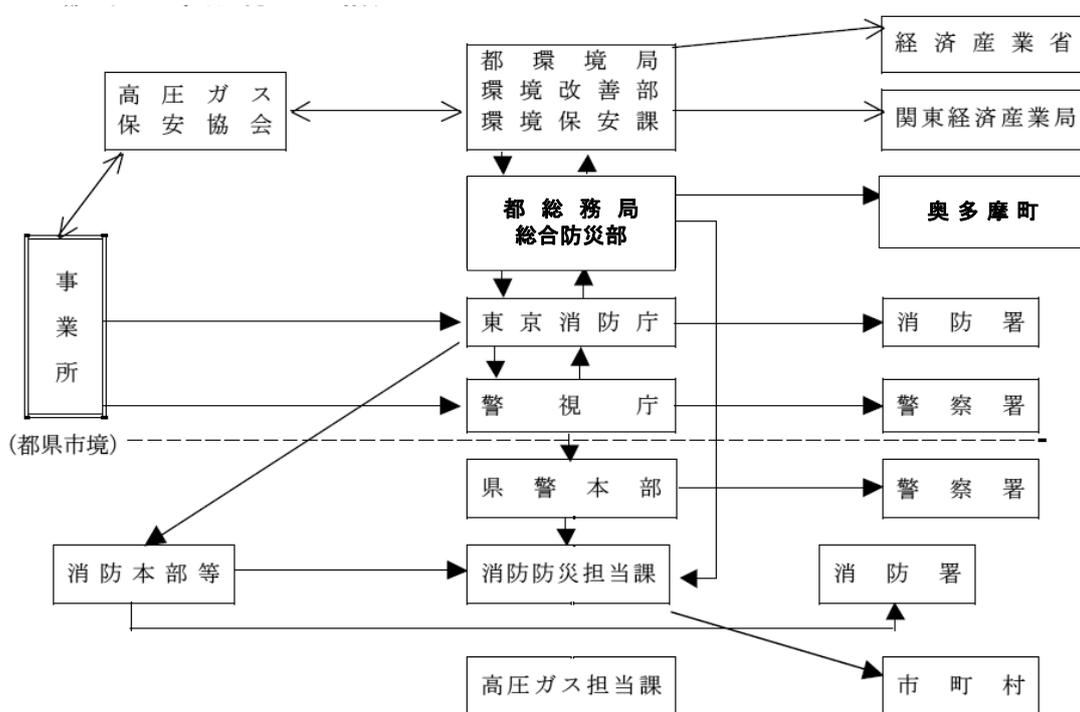
所は全力をあげて防除活動を実施するが、併せて、被害の拡大を未然に防止するため、関係機関に迅速、的確な通報を行う必要がある。

安全対策の対象とするガスは「大量に貯蔵及び消費され、漏えいにより隣接する都縣市周辺住民に被害を及ぼすおそれのあるガス」(都においては、塩素ガス、アンモニア、酸化エチレン)とする。

有毒ガス漏えい事故発生時における通報系統、通報内容、各機関の対応措置は次のとおりである。

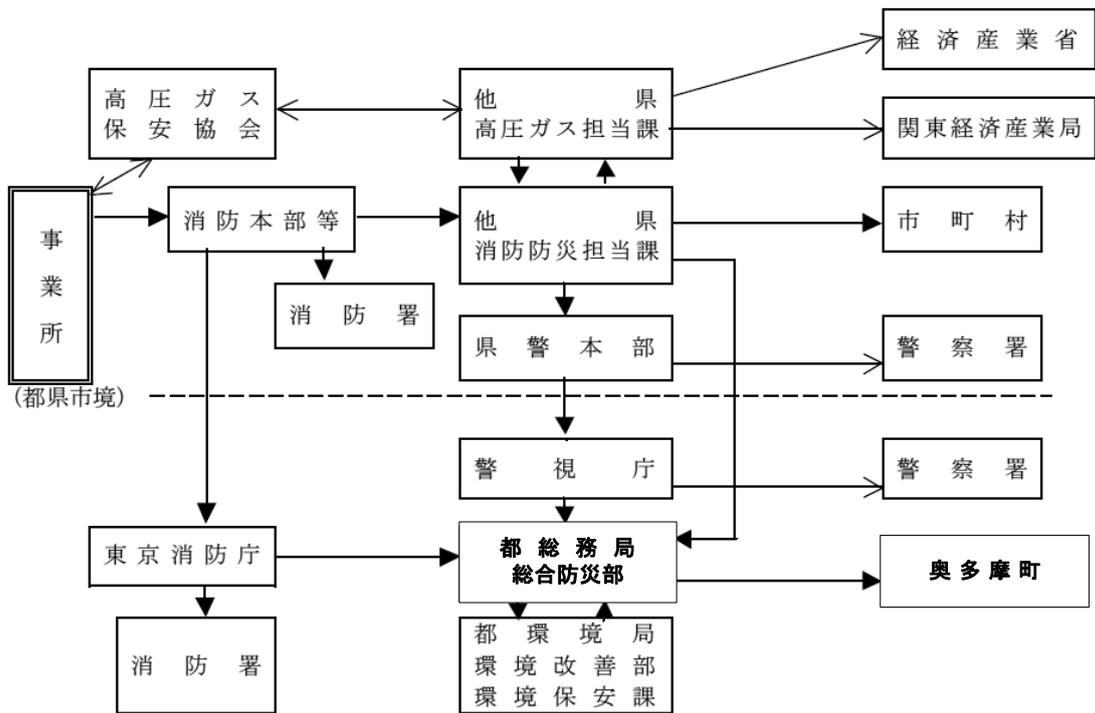
1. 高圧ガス漏洩事故発生時の通報系統

(1) 高圧ガス漏えい事故発生時の通報系統図



ア. 都において事故が発生した場合

イ. 隣接県において事故が発生した場合



(2) 通報内容

関係機関は、次の様式により通報するものとする。

連絡チェック				
連絡先	消 防	警 察	高圧ガス担当課	保安団体
電 話	1 1 9	1 1 0	(昼)	
			(夜)	

高圧ガス施設事故通報（受・発信用）

1	事故発生年月日	年 月 日	時 分
2	発信者		
3	事業所名	電話	
4	事業所所在地	都 区 町 市 町 村	丁目 番地 号
5	ガス保有量等	種類	数量 トン・kg
6	被害状況		
7	風向	の風 風下	方向
8	事故状況	1. 噴出漏えい（ガス・液体） 2. 破裂・破壊・破損 3. 爆発 4. 火災 5. その他（ ）	
9	事故箇所	1. 配管 2. 容器 kg× 本 3. 貯槽 4. 設備全部 5. その他	
10	拡散予測	1. 事業所内に止まる。 2. 事業所外に	風上最小 m 拡散 風下最大 m 拡散
11	事業所での対応	1. 事業所員応急措置 2. 事業所員退避 3. 付近住民に避難警告	
12	応援等の必要性		
13	備考(原因見込等)		
14	受信・発信日時	年 月 日	時 分
15	受信者名		

(3) 機関別対応措置

機関名	内 容
町	事故時において必要に応じ次の措置を行う。 1. 住民に対する避難の勧告又は指示 2. 住民の避難誘導 3. 避難所の開設 4. 避難住民の保護 5. 情報提供 6. 関係機関との連絡
青梅警察署	1. ガス漏れ等の事故が発生した場合、関係機関と連絡通報を行う。 2. 町長が避難の指示をすることができないと認めるとき又は町長から要求があったときは、避難の指示を行う。 3. 避難区域内への車両の交通規制を行う。 4. 避難路の確保及び避難誘導を行う。
奥多摩消防署	1. ガスの拡散が急速で、人命危険が著しく切迫しているときは避難の勧告又は指示を行う。 2. 災害時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行う。 3. 関係機関との間に必要な情報連絡を行う。また、これらの施設に対する災害応急対策については、前章「消防活動」により対処する。

第3節 火薬類保管施設の応急活動

機関名	内 容
関東東北鉱山保安監督部	作業現場に未使用の状態に滞留している火薬類について、緊急の場合は自主的保安管理体制の下に直ちに担当の保安係員に回収させ、火薬庫に返納する等の措置をとらせるとともに、迅速に実情を把握し、適切な指示・命令等を発する。

第4節 毒物・劇物取扱施設の応急活動

機関名	内 容
西多摩保健所	1. 毒物・劇物取扱事業者に対して、毒物・劇物の飛散、漏えい、浸透及び火災等による有毒ガスの発生を防止するための応急措置を講ずるよう指示する。 2. 毒物・劇物が飛散、漏えいした場合には、中和剤等による除毒作業を毒物・劇物取扱事業者に対し指示する。 3. 関係機関との連絡を密にし、毒物・劇物に係る災害情報の収集、伝達に努める。
奥多摩消防署	1. 有毒物質等の拡散が急速で、人命危険が著しく切迫しているときは避難の勧告又は指示を行う。 2. 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行う。

機関名	内 容
奥多摩消防署	3. 関係機関との情報連絡を行う。また、これらの施設に対する災害 応急対策は前章「消防活動」により対処する。
教育委員会	教育施設での発生時の活動について、次の対策を樹立しておき、こ れに基づき行動するよう指導する。 1. 発災時の任務分担、鍵の管理及び保管場所の周知 2. 出火防止及び初期消火活動 3. 危険物等の漏えい、流出等による危険防止 4. 実験中における薬品容器、実験容器の転倒、落下防止及び転倒、 落下等による火災等の防止 5. 児童生徒等に対して、発災時における緊急措置に関する安全教育 の徹底 6. 被害状況の把握、情報収集及び伝達等 7. 避難場所及び避難方法

第5節 放射線等使用施設等の応急活動

火災その他の災害が起こったことにより、放射性同位元素（R I）又は放射線発生装置
に関し、放射線障害が発生するおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合におい
ては、「放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」に基づき定められた基
準に従い、放射線同位元素使用者等は、直ちに応急の措置を講じ、文部科学大臣に報
告を行うこととされており、また、文部科学大臣は、必要があると認めるときは、こ
れに対し放射線障害を防止するために必要な措置を講ずることを命ずることができ
ることとされている。

また、放射性同位元素を使用する病院又は診療所の管理者は、地震、火災その他の災
害、事故等により放射線障害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、直ちに
その旨を保健所、警察署、消防署その他関係機関に通報するとともに、放射線障
害の防止に努めなければならない。

機関名	内 容
奥多摩消防署	R I等の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、次 の各措置がとれるよう取扱者を指導する。また、前章「消防活動」によ り災害応急活動を行うものとする。 1. 施設の破壊による放射線源の露出、流出の防止を図るための緊急措 置 2. 放射線源の露出、流出に伴う危険区域の設定等、人命安全に関する 応急措置
西多摩保健所	R I使用病院での被害が発生した場合、その被害状況を的確に把握し、 住民に対する被害を最小限にとどめるため、4人を1班とするR I管理 測定班を編成し、漏えい放射線の測定、危険区域の設定、立入禁止措置、 住民の不安の除去等に努める。

第6節 危険物輸送車両の応急対策

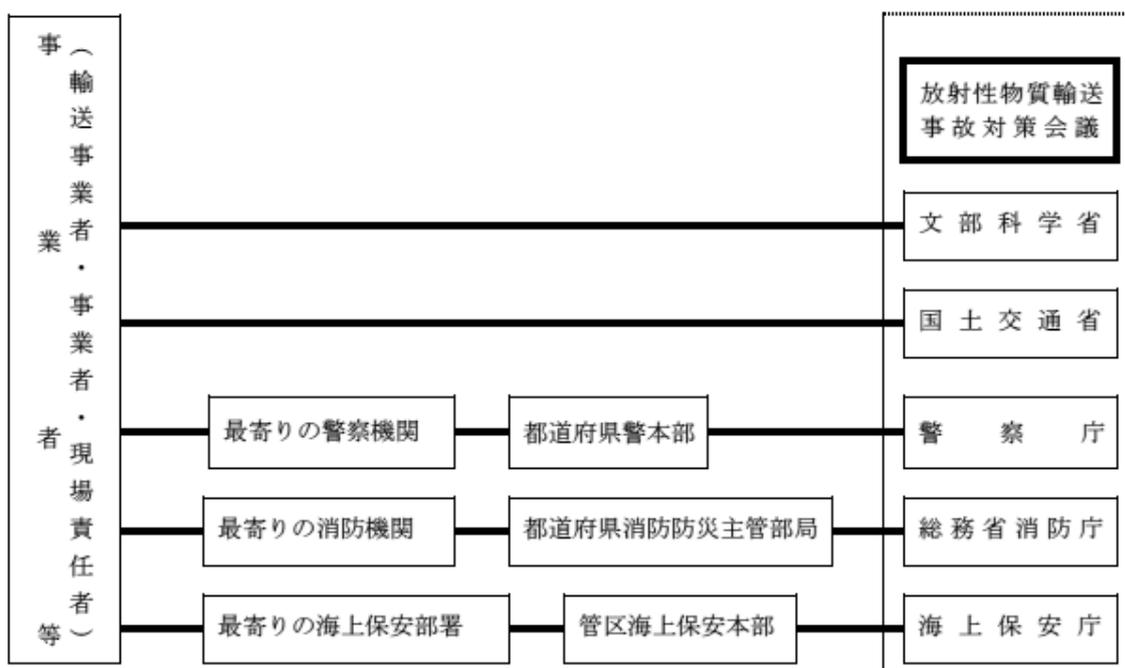
1. 高圧ガス等輸送車両の応急対策

機関名	内 容
青梅警察署	1. 施設管理者に対し、保安施設、応急資器材を整備充実させ、効果的な活動を推進する。 2. 移動可能なものは、周囲の状況によりあらかじめ安全な場所へ移動させる。 3. 輸送中の車両については、安全な場所に誘導して退避させる。
奥多摩消防署	1. 第1部第3章「危険物事故対策」に基づき、交通規制等について関係機関と密接な情報連絡を行う。 2. 災害応急対策は、前章「消防活動」により対処するものとする。

2. 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する応急対策

核燃料物質の輸送中に、万一事故が発生した場合のため、国の関係省庁からなる「放射性物質安全輸送連絡会」(昭和58年11月10日設置)において、次のような核燃料物質輸送事故時の安全対策がとられることとなった。

(1) 事故等の連絡先



(2) 事故時の対応等

機関名	内 容
青梅警察署	事故の通報を受けた最寄りの警察機関は、事故の状況把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、原子力事業者等その他の関係機関と協力して、人命救助、交通規制等必要な措置を実施する。
奥多摩消防署	事故の通報を受けた東京消防庁は、直ちにその旨を都総務局総合防災部等に通報するとともに、事故の状況把握に努め、事故の状況に応じて、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施する。

第7章 大規模事故時の応急対策

大規模な事故等が発生した場合、迅速かつ的確に被災者の救助や災害拡大の防ぎよ対策等応急措置を講ずる必要があり、関係防災機関の事故時の応急措置について定める。

第1節 航空機事故

1. 事故時の応急措置

(1) 緊急連絡通報

航空事故緊急連絡者は、次に掲げる事項について行う。

- ア. 事故の種類（墜落、不時着、器物落下等）
- イ. 事故発生の日時、場所
- ウ. 事故機の種別、乗員数及び積載燃料量、爆発物等の危険物積載の有無
- エ. その他必要事項

(2) 現地連絡所等の設置

- ア. 航空事故等が発生した場合、町、都及び関係機関が事故の規模、態様により「現地連絡所等」を設置したときは、相互に緊密な連絡に努める。
- イ. 米軍機事故の場合は東京防衛施設局が、自衛隊機の場合は自衛隊が、設置する現地連絡所にあつては、事故に関する情報交換及び被災者救援に関する連絡等の円滑化に努める。この場合において、町、他の関係機関は可能な限りこれに協力する。

2. 米軍機自衛隊機事故被災者救援活動の分担

米軍又は自衛隊の航空機事故等が発生した場合、「米軍及び自衛隊飛行場周辺航空事故等に関する緊急措置要綱」により関係防災機関は次の活動を行う。

区分	活動内容	警察	消防	自衛隊	都	町	施設局
負傷者救援	1 救急活動	○△	●▲	○△	○△	○△	○
	2 救急病院の引受確認		●▲	○△	○△	○△	○
	3 その他（転院等）			○▲	○△	○△	●
現場対策	1 消火活動		●▲	○△		○△	
	2 警戒区域の設定	○△	●▲				
	3 立入制限、交通整理	●▲	○△	△			
	4 現場保存	●▲	○△	△			○
	5 連絡所設置	○△	○△	○▲	○△	○△	●△
	6 通信輸送			○▲		○	●
財産被災者救援	1 財産保護、警備	●▲		△			
	2 仮住居のあっ旋提供			▲	○△	○△	●
	3 生活必需品支給			▲	○△	○△	●
備考	航空事故等発生の場合の米軍の緊急活動については、在日米軍司令部と防衛施設庁との間の緊急救助体制に関する合意に基づいて行われるものとする。 （注）●は米軍機事故の、▲は自衛隊機事故の主務機関を示す。 ○は米軍機事故の、△は自衛隊機事故の援助協力機関を示す。						

第2節 鉄道事故

機関名	内 容
J R 東日本	事故等の発生に敏速かつ適切に対処するため、次の事項について、あらかじめ計画し訓練を実施するなど、常に復旧体制を整備しておく。 1. 応急処置方法 2. 情報の伝達方法 3. 事故復旧対策本部の設置方法 4. 非常招集の範囲及び方法 5. 救援車の配備、復旧用具の整備及び使用方法

第3節 NBC災害

NBC災害等の被害を最小限に留めるため、警視庁、東京消防庁等、関係防災機関が連携して応急対策を行う。

町は、第1章「応急活動体制」に基づき、初動体制を確立する。

西多摩保健所は、圏域の健康危機に対処するため「健康危機管理対策協議会」を設置している。NBC災害が発生した場合は、関係機関と連携して応急対策を実施する。

第8章 避難対策

火災、危険物の漏えい及び爆発等の大規模事故時等には付近の住民等の避難が必要となることが予想される。このため、これらの住民の生命、身体の安全確保等について迅速かつ適切な避難対策を講じる必要がある。本章においては、避難の勧告・指示、避難誘導、避難所の開設等の施策について定める。

第1節 避難の勧告・指示

1. 基準

避難、立退きの勧告及び指示の基準は、原則として次のとおりである。

- (1) 火災が拡大する恐れがあるとき
- (2) 爆発の恐れがあるとき
- (3) 危険物、高圧ガス等の流出拡散により、広域的に人命の危険が予測される時
- (4) その他、住民の生命または身体を災害から保護するため、必要と認められるとき

2. 勧告又は指示

避難の勧告又は指示の方法については、第2編第2部第7章「応急避難」を準用する。

第2節 避難方法

避難方法については、第2編第2部第7章「応急避難」を準用する。

第3節 避難所の開設

避難所の開設については、第2編第2部第7章「応急避難」を準用する。

第4節 避難所の管理運営

避難所の管理運営については、第2編第2部第7章「応急避難」を準用する。

第5節 警戒区域の設定

警戒区域の設定については、第2編第2部第7章「応急避難」を準用する。

第9章 救助・救急

大規模事故時には、局地的に多数の救助・救急事象の発生が予想されるので、関係機関との協力体制を確保し、迅速、的確な対応により救助・救急活動の万全を期すことが必要である。

救助・救急については、第2編第2部第6章「消防活動計画の大綱」を準用する。

第10章 救援・救護

大規模事故時には、事象の及ぶ範囲は大規模火災を除いて、地域的にかなり限定されると考えられる。そこで、大規模災害時の救援・救護活動は、既存の人的資源及び物的資源を有効に活用することを基本として、そのうえに各防災機関が補完的な対応を図ることが原則となる。しかし、被害を最小限に防ぎよし、人命の安全を図るためには、他の災害と同様、迅速かつ的確な救援・救護活動を実施することが肝要である。本章においては、食糧、生活必需品の配布、医療救護、車両の確保等について必要な事項を定める。

第1節 食糧の供給

被災者への食糧の供給については、第2編第2部第13章「飲料水、食糧、生活関連物資の供給」を準用する。

第2節 生活必需品等の供給

被災者への生活必需品等の供給については、第2編第2部第13章「飲料水、食糧、生活関連物資の供給」を準用する。

第3節 医療救護

被災者の医療救護については、第2編第2部第15章「医療救護」を準用する。

第4節 遺体の搜索・処理等

遺体の搜索・処理等については、第2編第2部第18章「行方不明者の搜索、遺体の処理・埋葬」を準用する。

第5節 輸送車両等の確保

輸送車両等の確保については、第2編第2部第10章「輸送」を準用する。

第6節 動物愛護

災害時の動物愛護については、第2編第2部第16章「防疫・保健衛生」を準用する。

第11章 民生安定のための緊急対策

第1節 被災者の生活確保

第2編第3部第3章「被災者の生活確保」を準用する。

第2節 融資計画

第2編第3部第4章「融資計画」を準用する。

第3節 義援金品の配分

第2編第2部第30章「義援金品」を準用する。